

就労準備支援事業及び家計改善支援事業にかかる  
支援実績の促進を図るための調査研究事業  
報 告 書

令和2年3月

一般社団法人北海道総合研究調査会



# 目 次

I. 背景・目的	1
II. 調査研究の内容	2
1. 過去の支援実績データの収集・整理（平成 27 年度～平成 30 年度）	2
2. プレヒアリング調査の実施	2
3. アンケート調査	3
4. ヒアリング調査	4
5. 有識者、現場担当者等で構成する研究会	5
6. スケジュール	5
III. 生活困窮者自立支援制度の概略	7
1. 第 2 のセーフティネット	7
2. 事業の実施主体とその役割	8
3. 法の一部改正について	9
4. 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の概要	12
IV. 調査研究の概要	17
1. 平成 30 年度実績データの分析	17
2. プレヒアリング調査	17
3. 自治体アンケート調査	18
4. 事業者アンケート調査	22
5. ヒアリング調査	23
6. とりまとめ	23
7. 任意事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業）の利用促進に向けて	27
V. 基礎的調査	28
1. 事業実績（就労準備支援事業・家計改善支援事業）データの分析結果	28
2. プレヒアリング調査	34
VI. 自治体アンケート調査	37
1. 調査の方法	37
2. 集計結果の概要	38
3. 実績データと自治体アンケート調査に基づく分析	44
VII. 事業者アンケート調査	66
1. 調査の方法	66
2. 集計結果の概要	67

3. 専門性を発揮するための要素 .....	78
<b>VIII. ヒアリング調査.....</b>	<b>93</b>
1. 調査の方法 .....	93
2. ヒアリング結果の概要 .....	99
<b>IX. とりまとめ .....</b>	<b>115</b>
1. 支援実績が多い地域の特徴の整理（支援実績を促進させるための課題整理） .....	115
2. 支援実績が少ない地域の特徴の整理 .....	118
3. 任意事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業）の利用促進に向けて .....	120
<b>資料編 .....</b>	<b>127</b>
1. アンケート調査票 .....	127
1) 自治体アンケート調査票 .....	127
2) 事業者アンケート調査票（就労準備支援事業者） .....	133
3) 事業者アンケート調査票（家計改善支援事業者） .....	138
2. アンケート調査集計結果 .....	143
1) 自治体アンケート調査集計結果（市町村） .....	143
2) 自治体アンケート調査集計結果（都道府県） .....	157
3) 事業者アンケート調査集計結果（市町村） .....	170
4) 事業者アンケート調査集計結果（都道府県） .....	186

生活困窮者自立支援法の一部改正（平成 30 年 6 月 8 日公布）により、「生活困窮者就労準備支援事業」及び「生活困窮者家計改善支援事業」が都道府県等の努力義務となった。

これらの事業を一体的に実施することにより、事業間の相互補完的かつ連続的な支援が可能となり、生活困窮者に対する自立の支援をより効果的かつ効率的に行うことができると期待される、としている。

国は、令和 4 年度には全ての都道府県等が両事業を行うことを目指して、令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間で都道府県等における両事業の実施を集中的に促進する期間としている。

本調査研究では、自治体で実施されている「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」の支援実績が多い自治体と少ない自治体について、支援の提供者、及び社会環境等の観点で比較・分析を行い、(1)両事業の支援実績を更に促進させるための課題を整理するとともに、(2)その課題解決に向けた方法を提示する。

## Ⅱ

# 調査研究の内容

本調査研究では、以下の内容について調査を実施し、研究会において検討、とりまとめを行った。

### 1. 過去の支援実績データの収集・整理（平成 27 年度～平成 30 年度）

既存資料から、「生活困窮者自立相談支援事業」、及び各種任意事業の実績を整理し、支援実績が多い自治体、及び少ない自治体を把握する。また、自治体の人口規模、産業（就業）構造、所得、生活保護率等の基礎資料を合わせて収集した。

調査対象	福祉事務所設置自治体（全数：902 自治体）
調査項目	1) 支援実績データ（自立相談支援事業、任意事業（就労準備支援／家計改善支援／一時生活支援／学習支援） 2) 実施主体・体制（直営、委託） 3) 人員配置
収集資料	1) 各年度の「生活困窮者自立支援制度に関する支援状況月次報告」 2) 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査 3) 総務省「市町村税課税状況等の調」（納税義務者数、課税対象所得（納税義務者 1 人当たり））

※平成 30 年度支援実績データに該当する 902 自治体を対象。

### 2. プレヒアリング調査の実施

自治体アンケート調査、事業者アンケート調査、及びヒアリング調査の実施に先立ち、調査企画、仮説の形成に資する情報収集を目的として実施した。

調査対象	「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」の両事業とも実施している自治体のうち、①2つの任意事業の実績（利用数）が多い自治体（2 自治体）、②2つの任意事業の実績（利用数）が少ない自治体（1 自治体）、③利用実績の少ない自治体の極端なケースとして利用実績がゼロである自治体（1 自治体）
調査期間	令和元年 8 月～10 月
調査項目	○「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」の相互の連携状況と支援内容、相談者内容に応じた、必要な機関等へのつなぎの状況、及び人的資源、ネットワークに関する課題について ○任意事業の実績が上がっている要因、実績が上がっていない要因について ○当該自治体の社会環境（コミュニティ、地理的条件、関連する民間支援機関の状況等）に関する特殊性、特徴について

### 3. アンケート調査

#### (1) 福祉事務所設置自治体へのアンケート調査

福祉事務所設置自治体を対象に、担当者が認識している事業推進上の課題を把握する。  
調査対象、調査期間、及び調査項目は、以下のとおりである。

調査対象	福祉事務所設置自治体（全数：902自治体）
調査期間	令和元年9月6日～令和元年10月4日
調査項目	1) 実施形態：直営・委託の別、職員の体制、職員の職種・資格 2) 任意事業の実施状況 3) 平成27年度～平成30年度実績、及び平成31年度（上期）の実績について 4) 「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」の支援が少ない・ない場合、その要因や課題 ※例えば、就労・家計の支援実績が少ない・ない場合、相談が少ない・ないのか、相談はあるが支援につながらないのか等、について把握 5) 任意事業未実施の場合、今後の実施意向

※平成29年度支援実績データに該当する902自治体を対象。ただし、佐賀豪雨による被害のあった武雄市を除いた901自治体に調査を実施した。

福祉事務所設置自治体へのアンケート調査の結果を踏まえ、下記の(2)、(3)の調査を実施する。

#### (2) 就労準備支援事業者へのアンケート調査

「就労準備支援事業」の実施主体（委託先）を対象に、支援実施者が認識している事業推進上の課題を把握する。

調査対象、調査期間、及び調査項目は、以下のとおりである。

調査対象	就労準備支援事業者 435か所 ※「就労準備支援事業の実施状況・委託先一覧」（厚生労働省）より
調査期間	令和元年12月13日～令和2年1月10日
調査項目	1) 実施形態：直営・委託（受託自治体名）、職員の体制、職員の職種・資格 2) 事業の実績（事業開始の経緯、相談・支援の実績等） 3) 自立相談支援機関や他機関との連携状況・課題 4) 当該事業の代替となり得る類似事業（サービス）の有無

### (3) 家計改善支援事業実施事業者へのアンケート調査

「家計改善支援事業」の実施主体（委託先）を対象に、支援実施者が認識している事業推進上の課題を把握する。

調査対象、調査期間、及び調査項目は、以下のとおりである。

調査対象	家計改善支援事業者 425 か所 ※「家計改善支援事業の実施状況・委託先一覧」（厚生労働省）より
調査期間	令和元年 12 月 13 日～令和 2 年 1 月 10 日
調査項目	1) 実施形態：直営・委託（受託自治体名）、職員の体制、職員の職種・資格 2) 事業の実績（事業開始の経緯、相談・支援の実績等） 3) 自立相談支援機関や他機関との連携状況・課題 4) 当該事業の代替となり得る類似事業（サービス）の有無

## 4. ヒアリング調査

アンケート調査の結果を踏まえ、自治体担当者、及び（必要に応じて）事業の委託先の担当者から、事業実施上の課題、及び改善策に関する意見を聴き取る。

調査対象、調査期間、及び調査項目は、以下のとおりである。

調査対象	1) 「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」を実施している自治体のうち、人口当たり支援実績が相対的に多い自治体（4自治体） 2) 「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」のいずれか1事業を実施している自治体のうち、人口当たり支援実績が相対的に多い自治体（2自治体）と少ない自治体（3自治体） 3) 「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」のいずれか1事業を実施している自治体のうち、支援実績がない自治体（2自治体） 4) 「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」の両事業とも実施していない自治体（2自治体）
調査期間	令和 2 年 1 月～令和 2 年 2 月
調査項目	1) 基本状況（自治体の概要、事業所の概要等） 2) 任意事業導入の経緯 3) 「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」の実施状況 4) 「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」の実績が多い・少ない要因 5) 「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」の支援プロセスにおける課題 6) 他の社会資源との連携状況 7) 「家計改善支援事業」、「就労準備支援事業」で工夫していること（支援実績が多い自治体） 8) 地域特性を生かした取り組み等（支援実績が多い自治体）

## 5. 有識者、現場担当者等で構成する研究会

調査研究事業の客観性を確保し、事業の進捗や成果について評価・助言を受け、より効果的・効率的に事業を進めるために研究会を設置する。

研究会は、有識者及び、自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業担当者で専門的な知見を有する者等で構成する。

氏名	所属等	
駒村 康平	慶応義塾大学 経済学部 教授	座長
新保 美香	明治学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授	
鈴木 寛之	豊島区 保健福祉部 福祉総務担当係長（自立支援）	
新村 弘樹	松本市 地域づくり部 市民相談課 生活支援担当	
西岡 正次	有限責任事業組合大阪職業教育協働機構 就労支援室長	副座長
山口 耕樹	中高年事業団やまて企業組合 福祉事業部 統括責任者	
湯澤 真吾	NPO法人コミュニティワーク研究実践センター	

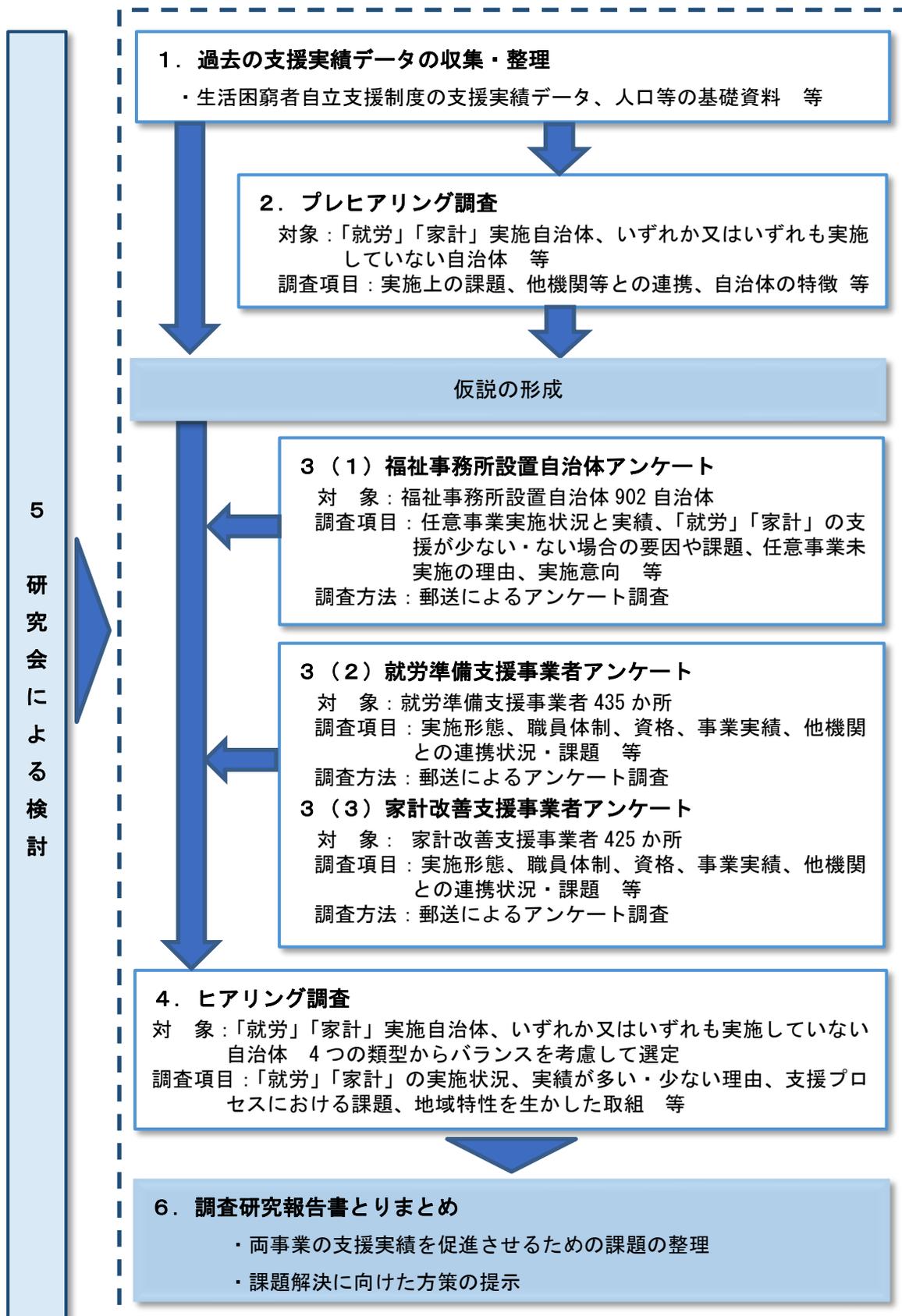
※敬称略

## 6. スケジュール

本調査研究事業の実施スケジュールは下記のとおり。

実施項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支援実績データの分析	← データの収集・整備・分析 →									
福祉事務所設置自治体アンケート	← 調査票の設計 →			調査の実施	← 入力・集計・分析 →					
任意事業実施事業者アンケート				← 調査票の設計 →			調査の実施	← 入力・集計・分析 →		
ヒアリング		← プレヒアリングの調整・実施 →					← ヒアリングの調整・実施 →			
検討委員会		● 第1回			● 第2回			● 第3回		● 第4回

図表Ⅱ-1 調査研究のフロー

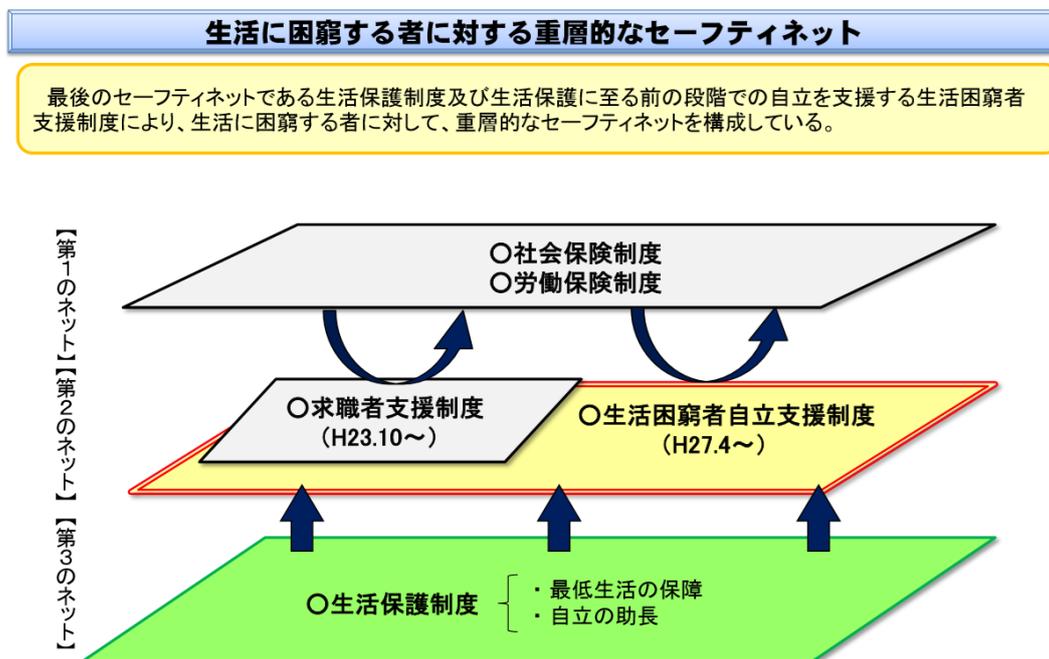


1. 第2のセーフティネット

生活困窮者自立支援制度は、社会保障制度や労働保険制度等の「第1のセーフティネット」では十分に対応できない生活困窮者等の増大を背景として、生活保護制度の前段階である「第2のセーフティネット」の一環として構築された制度である。

生活困窮者自立支援制度の対象者は、生活保護制度の要保護者以外の生活困窮者（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）と定義されており、幅広い対象を想定することで、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の自立支援策の強化はもとより、生活保護から脱却した人が再び要保護者とならないよう、生活困窮者に対する包括的な支援の実施を前提としている。

図表Ⅲ-1 生活困窮者に対する重層的なセーフティネット



資料：厚生労働省「生活困窮者自立支援制度について」

## 2. 事業の実施主体とその役割

生活困窮者自立支援制度は、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談（改善）支援事業、子どもの学習・生活支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施するものである。

図表Ⅲ-2 事業の実施主体とその役割・責務

実施主体	役割・責任
市及び福祉事務所を設置する町村（市等）	○関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。
都道府県	○市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う。
	○関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

出典：生活困窮者自立支援法の第四条（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

事業の実施主体の役割・責務については、以下のように既定されている。

### 第4条（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するよう努めるものとする。

### 3. 法の一部改正について

#### (1) 基本理念

生活困窮者自立支援法の一部改正により、基本理念の条文が新設され、「生活困窮者の自立と尊厳の保持」とともに、「支える、支えられる」の関係を越えて「相互に支え合う」地域を構築する「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の観点が盛り込まれた。

地域における関係機関、民間団体、企業等との密接な連携による支援体制の整備促進が期待される。

第2条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

#### (2) 生活困窮者自立支援制度の対象者

「生活困窮者」の定義に、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により」の文言が追加された。

これによって、基本理念の下、経済的な困窮に陥る多様な事情や背景があることを多分野にわたる関係者間で理解・共有が進み、支援を必要とする対象者の把握と、支援の実施につながるものと期待される。

第3条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

### (3) 生活困窮者就労準備支援事業、及び生活困窮者家計改善支援事業の努力義務化

生活困窮者自立支援法の一部改正により、「生活困窮者就労準備支援事業」及び「生活困窮者家計改善支援事業」の実施が都道府県等の努力義務とされた。

図表Ⅲ-3 生活困窮者自立支援法第3条（定義）

生活困窮者自立相談支援事業	次に掲げる事業をいう。 一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業 二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのおっせんを行う事業 三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業
生活困窮者就労準備支援事業	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。
生活困窮者家計改善支援事業	生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのおっせんを行う事業をいう。

### (4) 利用勧奨等

自立相談支援事業等の「制度の利用勧奨」が明記され、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅等、自治体の関係部署との連携強化が潜在的な支援対象者の発掘につながるものと期待される。

(利用勧奨等)

第8条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。

### (5) 就労準備支援事業の利用条件の緩和

改正法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成30年9月28日公布、同年10月1日施行）により生活困窮者自立支援法施行規則が一部改正され、就労準備支援事業については、対象者の年齢要件の撤廃、資産収入要件によって対象者の範囲が必要以上に限定されないための規定の明確化等が行われた。

改正内容と改正理由は、図表Ⅲ-4のとおりである。

図表Ⅲ-4 就労準備支援事業の改正内容

改正内容	改正理由
<b>年齢要件の撤廃</b> ・65歳以上の者であっても支援の必要があると認められる場合には、就労準備支援事業の利用を可能とする。	・高齢者の就労を求めるニーズが高いこと・生涯現役社会の実現の観点から、65歳以降に雇用された者であっても雇用保険の適用対象とされたこと
<b>資産収入要件の明確化</b> ・生活困窮世帯に準ずる者を以下のいずれかに該当する者とした。 －資産収入要件のうち、把握することが困難なものがあること －生活困窮世帯の要件に該当しない者であるが、今後該当するものとなるおそれがあること －自治体の長が事業による支援が必要と認める者であること	・世帯単位でみると収入があるものの本人に収入がなく何かのきっかけで困窮に陥る事例や、家族の意思が確認できないことなどにより世帯全体の資産収入を把握できない事例が想定されること ・就労準備支援事業による必要に応じた予防や早期的な対応を図るため、対象者の範囲を必要以上に限定しないようにすること
<b>定員要件の撤廃</b> ・「一事業につき、定員15人以上」の要件を撤廃した。	・支援ニーズの多少、地域資源の偏在など、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施することが可能となるようにすること

## 4. 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の概要

### (1) 就労準備支援事業の概要

就労準備支援事業は、「雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業（法第3条第4項）」である。

具体的には、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、生活リズムを整える、他者と適切なコミュニケーションを図ることができるようにするなどといった日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すといった就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して提供する。

- ・直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援
- ・1年間を基本とした計画的・集中的な支援を想定
- ・生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活に関する支援）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立に関する支援）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立に関する支援）の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定

資料：生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成30年10月1日 第3版）

### (2) 家計改善支援事業の概要

家計改善支援事業は、「生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業（法第3条第5項）」である。

具体的には、家計管理に関する支援（家計表やキャッシュフロー表等の活用や出納管理の支援を行い、家計収支の均衡を図る）、滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）、貸付けのあっせんを家計支援計画（家計再生プラン）に基づき総合的に実施する。

- ・家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画・家計に関する個別のプランを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出す取組
  - ① 家計管理に関する支援
  - ② 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
  - ③ 債務整理に関する支援
  - ④ 貸付けのあっせん など

資料：生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成30年10月1日 第3版）

### (3) 就労準備支援事業、及び家計改善支援事業の役割

国が実施した平成 30 年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修における「就労準備支援担当者の役割」、及び「家計改善支援員の役割」の概要を整理したのが図表Ⅲ-5、6 である。

就労準備支援の役割については、「丁寧な相談支援」、「きめ細かい支援」、「チームによる支援」、及び「社会資源の活用と開発」の 4 つの柱建てとなっている。

家計改善支援の役割については、「丁寧な相談支援」、「チームによる支援」、及び「専門的な支援技術の活用」の 3 つの柱建てとなっている。

両事業は、基本となる「丁寧な相談支援」に加え「チームによる支援」を共通の柱としており、外部の関係者・機関等との連携の必要性が強調されている。

また、就労準備支援においては、「本人の状態像に応じた多様なメニューの用意」等の「きめ細かな支援」と、その実現のために「社会資源の活用と開発」の必要性が示されている。

一方、家計改善支援事業においては、「専門的な支援技術の活用」が挙げられており、特に、司法の専門家やファイナンスの専門家の参加や連携により、支援対象者の実情に応じて、より専門性の高い支援を行うことが想定されている。

図表Ⅲ-5 就労準備支援事業の役割

丁寧な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメントに基づくプログラムの作成</li> <li>・ 信頼関係の構築と自尊感情、自己有用感の回復に向けた支援</li> <li>・ ストレngthsに着目した支援</li> <li>・ 就労意欲の喚起</li> </ul>
きめ細かい支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人の状態像に応じた多様なメニューの用意</li> <li>・ 職場定着支援</li> <li>・ 居場所づくり</li> </ul>
チームによる支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立相談支援機関との一体的支援</li> <li>・ 協力関係事業所やハローワーク、地域の企業等との協働</li> </ul>
社会資源の活用と開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関・関係者とのネットワークの構築</li> <li>・ 企業との関係づくり</li> <li>・ 就労体験場所や実習場所等の開拓</li> </ul>

図表Ⅲ-6 家計改善支援事業の役割

<p>丁寧な相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の把握</li> <li>・信頼関係の構築</li> <li>・本人主体による丁寧なアセスメント</li> <li>・家計の現状理解に向けた支援</li> <li>・家計管理に向けた意欲喚起</li> </ul>
<p>チームによる支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業との連携</li> <li>・他事業との連携による効果的な支援の推進</li> <li>・各種貸付機関との連携</li> <li>・法テラスや多重債務相談窓口、消費生活相談窓口など関係機関との連携</li> <li>・公的給付窓口（減免等）との連携</li> </ul>
<p>専門的な支援技術の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な家計の支出額に関する知識の活用</li> <li>・家計表やキャッシュフロー表等の作成を通じた家計状況の「見える化」</li> <li>・各種帳票の読み解きと課題の整理</li> <li>・家計の視点からの情報提供や助言</li> <li>・債務整理全般や改正貸金業法、消費者安全法等の基礎的把握と活用</li> </ul>

資料：平成30年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修 《国研修》の資料より作成

- ・就労準備支援事業従事者養成研修 《国研修》「就労準備支援担当者の役割」
- ・家計改善支援事業従事者養成研修 《国研修》「家計改善支援員の役割」

#### (4) 就労準備支援事業、及び家計改善支援事業の支援の要素

##### ①就労準備支援事業における支援の主な要素

就労準備支援事業の実施に当たっては、日常生活自立、社会生活自立、就労体験の利用の機会の提供等、就労自立に関する支援を計画的かつ一貫して提供する体制と仕組みを持っていることが重要となる。

例えば、支援の仕組みとして、図表Ⅲ-7のような支援の諸要素を組み合わせ、体系的な支援ツールを組み立て、組織的に運用することが想定される。

国の資料※によれば、下記の主な要素に相当する支援は、就労準備支援事業を実施している自治体の方が、未実施自治体と比較して、概ね実施の割合が高くなっており、これらの要素が支援の充実につながっているものと考えられる。

※「生活困窮者自立支援制度（家計改善支援事業）の動向」平成30年度家計相談支援事業従事者研修第4回資料（平成30年12月19日）

図表Ⅲ-7 就労準備支援事業における主な支援の要素

1. 就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援
2. ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓
3. ビジネスマナー・履歴書指導・面接等の支援
4. ハローワークへの同行訪問
5. 就労後の定着支援
6. 支援者同士のグループワーク
7. 求人開拓 など

## ②家計改善支援事業における支援の主な要素

「家計改善支援事業の手引き」には、家計改善支援事業におけるポイントとして、「相談者自身が家計を管理できるように支援する」とある。

家計改善支援事業の実施に当たっては、家計支援計画（家計再生プラン）に基づき総合的に実施できる体制と仕組みを持っていることが重要となる。

就労準備支援事業と同様、家計改善支援事業においても、支援の仕組みとして、図表Ⅲ-8のような支援の諸要素を組み合わせ、体系的な支援ツールを組み立て、チームとして運用することが想定される。

国の資料※によれば、特に、主な支援の要素のうち1～5については、自立相談支援事業における家計面の支援と比較して、家計改善支援事業における実施率が高くなっており、家計改善支援事業の専門性が表れているとしている。

これらの要素は、利用者自身による家計管理の意欲を促す支援として、連続性と継続性が前提となることによるものと考えられる。

※「平成30年度就労準備支援事業従事者養成研修【講義①】生活困窮者自立支援法と就労準備支援事業の基本的考え方」（平成30年10月3日）

図表Ⅲ-8 家計改善支援事業における主な支援の要素

1. 家計状況の把握とアドバイス
2. レシート内容の確認等、大まかな支出内容の把握とアドバイス
3. 家計表を作成し、月単位の家計の現状の把握とアドバイス
4. 目標収入を設定し、就職・転職の支援
5. キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる
6. 滞納の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性の検討
7. 債務整理に向けた支援等
8. 各種給付制度等利用に向け、各制度担当者との調整や申請支援等
9. 貸付のあっせん・支援 など

本調査研究における分析結果の概要は、以下のとおりである。

## 1. 平成 30 年度実績データの分析

はじめに、福祉事務所設置自治体（902 自治体）の平成 30 年度実績データから、就労準備支援事業、及び家計改善支援事業の実績（人口 10 万対の利用件数）について、人口規模別、運営形態別などの観点から傾向を整理した。（本編 p 28 参照）

### ◆人口規模別就労準備支援事業、及び家計改善支援事業の運営方法

社会福祉協議会は、人口規模に関わらず全国に存在するのに対し、他の民間組織は、相対的に人口規模が大きい地域に多く存在する傾向があり、人口規模別にみた運営方法の分布は、それぞれの組織形態の所在を反映している。（本編 p 29：図表 V-2、p30：図表 V-3 参照）

### ◆人口規模別利用件数（人口 10 万対）

人口が 1 万人以上の自治体の就労準備支援事業、及び家計改善支援事業の利用件数（人口 10 万対）については、人口規模が大きくなるほど、人員体制上の制約等から、少なくなる傾向がある。（本編 p 30：図表 V-4 参照）

以下、利用件数（人口 10 万対）等の分析に際して、人口規模（1 万人未満、1 万人以上 5 万人未満、5 万人以上 10 万人未満、10 万人以上 30 万人未満、30 万人以上）を考慮して整理した。

## 2. プレヒアリング調査

アンケート調査（自治体、及び就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施者を対象）の実施に先立って、調査設計のためにプレヒアリング調査を実施した。（本編 p 34 参照）

なお、以下では、「就労準備支援事業、家計改善支援事業」を「2 つの任意事業」と記す。

調査対象は、①2 つの任意事業の実績（利用数）が多い自治体、②2 つの任意事業の実績（利用数）が少ない自治体、及び③利用実績の少ない自治体の極端なケースとして利用実績がゼロである自治体とした（4 自治体）。

プレヒアリングの結果から、2 つの任意事業の実施に当たって効果的に働く要素として「対象者の状況に応じた個別の支援プログラムに基づく支援」、「協力団体・機関との連携（受入れ企業の確保、司法の専門家による支援等）」があると推測され、他方、事業の実施に制約的に働く可能性のある要素として「事業所の立地とアクセスコスト」、「人員体制」の課題が示唆された。

また、支援実績に影響を及ぼす基本的な要素として、「自立相談支援事業の役割」及び「自立相談支援事業と任意事業との連携」の重要性が示唆された。

### 3. 自治体アンケート調査

#### ■任意事業の支援実績に影響を与える要因の検討

福祉事務所設置自治体の平成30年度実績データと自治体アンケート調査データの集計・分析結果から、2つの任意事業の支援実績に影響を与える要因を推測するために、以下のような類型化を行った。

#### (1) 分析のための「類型化」

まず、「2つの任意事業の実施の有無」と「自立相談支援事業における就労面の支援（家計面の支援）の有無」で4つに類型化した。

さらに、「自立相談支援事業における就労面（または家計面）の支援において、各任意事業で実施する専門性の高い支援と連動（あるいは連携）した支援」\*を行っている可能性を考慮して、全体で6つに類型化し、平成30年度の自立相談の実績（プラン作成件数）、及び任意事業の実績（利用者数）を比較した。（本編 p 44 参照）

※「自立相談支援事業における就労面（または家計面）の支援において、各任意事業で実施する専門性の高い支援と連動（あるいは連携）した支援」とは、以下の要素と連動（あるいは連携）した支援と仮定した。

#### 各任意事業で実施する専門性の高い支援における重要な要素（仮定）

- ・「就労準備支援事業」の重要な専門性の要素：「ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓」「就労後の定着支援」「求人開拓」と仮定
- ・「家計改善支援事業」の重要な専門性の要素：「キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる」支援と仮定

図表IV-1 「就労準備支援事業」と「自立相談支援機関における就労支援」の実施状況別の分類

		自立相談支援機関における就労支援	
		実施	未実施
就労準備支援事業	実施	Ⅱ <sup>0</sup>	I
	未実施	Ⅲ <sup>0</sup>	Ⅳ

図表IV-2 「家計改善支援事業」と「自立相談支援機関における家計支援」の実施状況別の分類

		自立相談支援機関における家計面の支援	
		実施	未実施
家計改善支援事業	実施	Ⅱ <sup>0</sup>	I
	未実施	Ⅲ <sup>0</sup>	Ⅳ

その結果は、以下のように整理できる。

#### <就労準備支援事業>

就労準備支援事業を実施している自治体において、自立相談支援機関における就労面の支援で「ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓」、「就労後の定着支援」、「求人開拓」のいずれも実施している自治体は、実施していない自治体と比較して、就労準備支援事業の「利用件数（人口 10 万対）」、自立相談支援事業の「支援プランの作成件数（人口 10 万対）」、共に多くなっている（Ⅱ<sup>1</sup> > Ⅱ<sup>0</sup>）。（本編 p 46：図表VI-15 参照）

また、就労準備支援事業を実施している自治体における自立相談支援事業の「支援プランの作成件数（人口 10 万対）」は、就労準備支援事業を実施していない自治体よりも多くなっている（Ⅱ<sup>0</sup> > Ⅲ<sup>0</sup>、Ⅱ<sup>1</sup> > Ⅲ<sup>1</sup>）。（本編 p 47：図表VI-16 参照）

#### <家計改善支援事業>

同様に、家計改善支援事業を実施している自治体においても、自立相談支援機関における家計面の支援で「キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる」支援を行っている自治体は、実施していない自治体と比較して、家計改善支援事業の「利用件数（人口 10 万対）」、自立相談支援事業の「支援プランの作成件数（人口 10 万対）」、共に多くなっている（Ⅱ<sup>1</sup> > Ⅱ<sup>0</sup>）。

また、家計改善支援事業を実施している自治体における自立相談支援事業の「支援プランの作成件数（人口 10 万対）」は、家計改善支援事業を実施していない自治体よりも多くなっている（Ⅱ<sup>0</sup> > Ⅲ<sup>0</sup>、Ⅱ<sup>1</sup> > Ⅲ<sup>1</sup>）。（本編 p 48：図表VI-18～19 参照）

#### <3事業実施している自治体>

「自立相談支援事業」「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」の3事業を実施している自治体の「利用件数」「プラン作成件数」は、相対的に多く、特に、就労準備支援事業、家計改善支援事業において、任意事業の専門性と連動（あるいは連携）した「就労面」、「家計面」の支援をしていると思われる自治体の実績はさらに多い。（本編 p 49：図表VI-20～23 参照）

このことから、2つの任意事業の支援実績に影響を与える要因として、以下の点が推測される。

#### 支援実績が多い理由（推測）

- 任意事業において専門性の高い支援が行われていると同時に、自立相談支援事業においても、任意事業と連動（あるいは連携）して、一定程度の専門的な支援が行われている。
- 3事業（「自立相談支援事業」及び2つの任意事業）あるいは2事業（「自立相談支援事業」と「就労準備支援事業」又は「家計改善支援事業」）間で、出口につながる相互連携的支援の好循環を生む仕組みが働いている。

#### 支援実績が少ない理由（推測）

- 自立相談支援事業と任意事業における相互連携的支援が十分行われていない。
- 何らかの要因が影響して、あるいは何らかの要素（社会資源等）の不足や欠落によって、任意事業を実施しているにもかかわらず、本来、任意事業に求められる体系的で専門性のある支援が十分に行われていない。

#### 実施していない自治体（又は、実績ゼロの自治体）

- 特に、自立相談支援機関において、潜在ニーズを十分に把握していない。または、現状をもって、潜在ニーズは限定的であると認識している。
- 「自立相談支援事業で対応できている」と認識している。

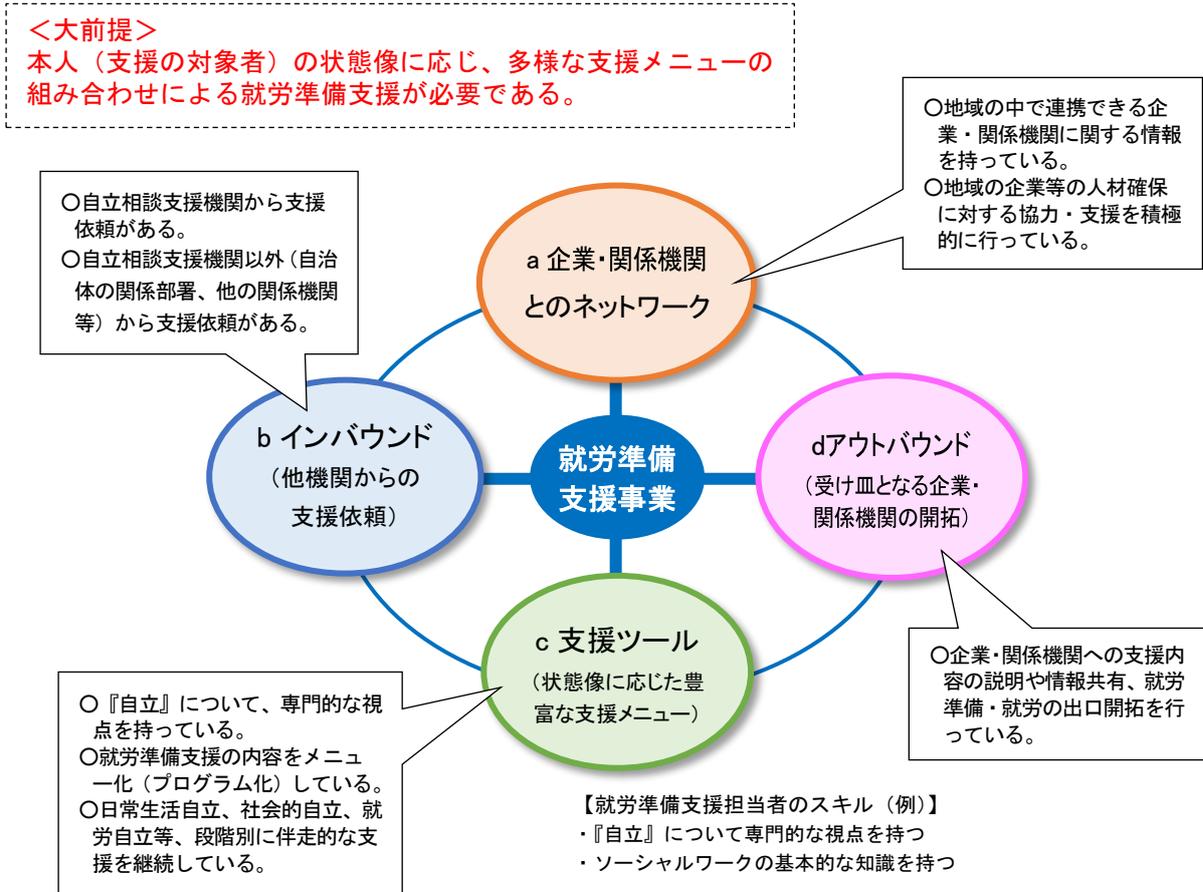
#### （2）任意事業の専門性を発揮するための背景的要素（組織内外の条件、環境）

実績データと自治体アンケート調査結果に基づく本研究会の検討結果を踏まえ、さらに、支援実績が相対的に多い自治体（事業の実施者）が備えていると考えられる「専門性を発揮するための背景的要素」について、仮説的に以下のように整理した。（本編 p 60 参照）

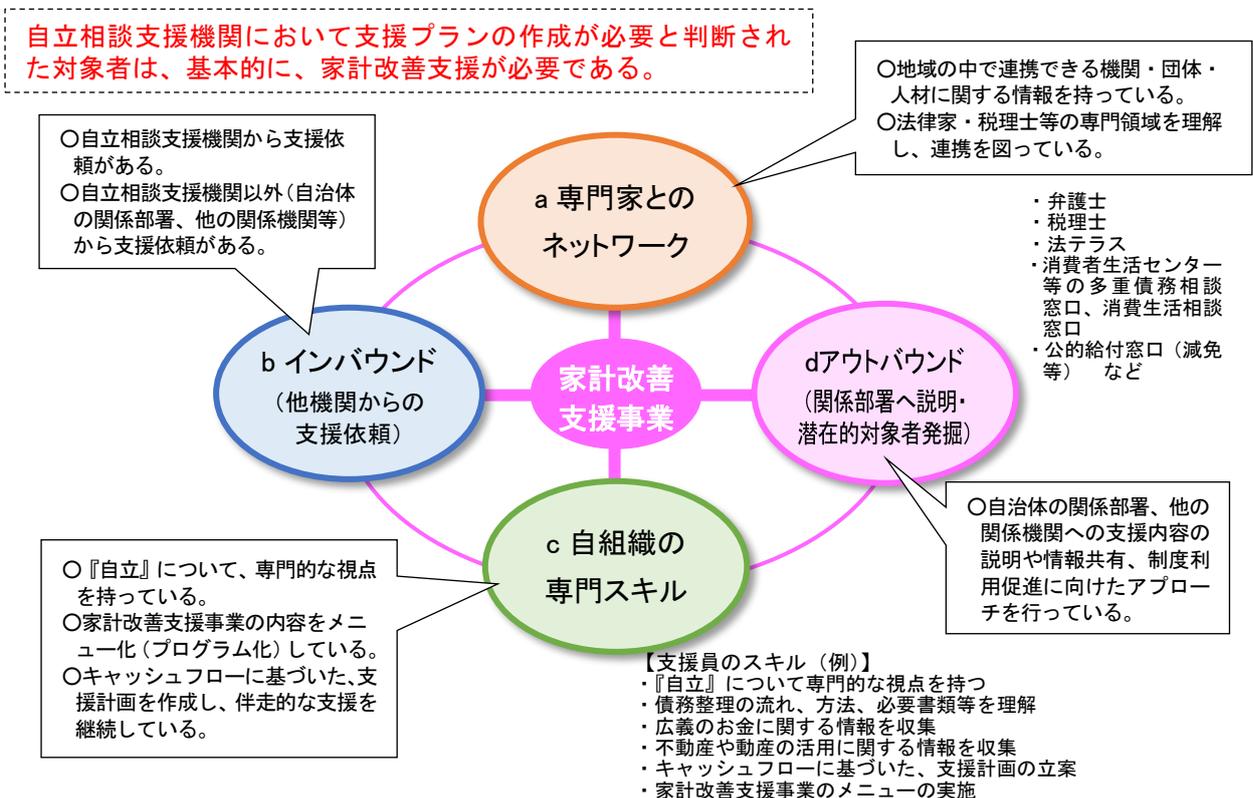
- ・ 事業主体（直営、委託）における関係機関・団体とのネットワークの広さ・深さ
- ・ 専門家（弁護士、司法書士等）との役割分担のバランス
- ・ 事業内容（就業準備支援事業、家計改善支援事業）のメニュー化とその豊富さ
- ・ 潜在的利用対象の有無に関する情報収集、支援メニュー等に関する情報発信の頻度
- ・ 自治体（関係部署：生活保護、税務担当、保健福祉など）、他機関（自立相談支援事業、就労準備支援事業等）との連携の度合い

上記の仮説を踏まえ、「専門的な支援」を効果的に行うための個々の事業に固有の要素と、両事業に「共通する要素」、いくつかの「要素の組合せ」と、それを動かす「仕組み」について、概念を整理した。（本編 p 64～65 参照）

図表IV-3 就労準備支援事業の専門性を発揮するための4つの要素



図表IV-4 家計改善支援事業の専門性を発揮するための4つの要素



こうした仮説（整理した支援の要素等）を事業所アンケートの調査設計（調査票 問 3「事業の支援内容」、問 4「専門的な支援の実施状況」）に反映させ、2つの任意事業の実施者に対し調査を実施した。（調査票参照）

## 4. 事業者アンケート調査

### ■集計・分析の手順

事業者アンケートの問 3「事業の支援内容」と問 4「専門的な支援の実施状況」の各設問で、「実施している」等、実施状況に関して最も上位の選択肢<sup>\*</sup>に該当した割合（以下、「実施率」と記す）を算出した。（本編 p 78 参照）

※例えば、「実施していない」「今後実施を考えている」「行っている」「積極的にしている」の 4 つの選択肢の場合、「積極的にしている」に該当した割合を算出した。

人口規模別の平均利用件数よりも「計画書」の作成数が高い事業所は「平均以上」、低い事業所は「平均未満」、作成実績がなければ「実績なし」とし、3つに分類した。

「平均以上」「平均未満」「実績なし」の分類ごとに、「事業の支援内容」と「専門的な支援の実施状況」の「実施率」をレーダーチャートに示した。（本編 p 79～84 参照）

### （1）アンケートを踏まえた課題の整理

アンケート結果から、各任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業）について、相対的に利用実績が多い自治体は、「平均未満」及び「実績なし」の自治体と比べて、概ね「事業の支援内容」の実施率は高く、かつ、「専門性を発揮するための要素」も備えていることがわかった。

また、同じく相対的に利用実績が多い自治体については、幾つかの「支援を発揮するための要素」を組み合わせ、体系的な支援を実施している。例えば、「a 企業・関係機関（あるいは専門家等）とのネットワーク」を構築し、相談者を積極的に受け入れ（「b インバウンド」）、受け皿となる企業・関係機関の開拓、あるいは関係部署への説明・潜在的対象者発掘（「d アウトバウンド」）に取り組み、組織として保有する「c 支援ツール（あるいは専門的スキル）」を効果的に活用するといった一体的な支援が行われていると考えられる。

これに対し、実績の少ない自治体においては、相対的にこれらの要素の幾つかが欠落しており、仕組みとして十分に機能していないのではないかと考えられる。

利用実績の多い自治体は、事業の実施体制や行政の関係部局との連携等の方法等も反映しながら、支援の要素をどのように組み合わせ、どのような仕組みで実施しているのか。実績の少ないところは、必要と思われる幾つかの要素がなぜ欠けているのか。その背景を把握するためヒアリング調査を実施した。

## 5. ヒアリング調査

ヒアリング調査対象自治体は、自治体アンケート及び事業者アンケートの回答のあった自治体の中から、事業の利用実績、人口規模、実施している事業の組合せ等を考慮し、12自治体を抽出し、ヒアリング候補となる自治体に対して、調査への協力を依頼し、協力可能な自治体を選定した。(本編p93参照)

### ◆ヒアリングの結果概要

ヒアリング調査では、就労準備支援事業、及び家計改善支援事業に関する各自治体の利用状況や、支援の体制と支援の方法、支援に関する地域資源の活用状況、支援に当たっての工夫や課題等について情報収集を行った。

就労準備支援事業、及び家計改善支援事業において、支援実績の差に起因するものとして、次のとおり、3つの視点により整理することができる。

就労準備支援事業	家計改善支援事業
<p>視点①就労準備支援事業の利用増につながる「仕組み」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い相談窓口</li> <li>・自立相談支援事業と就労準備支援事業との役割分担の明確化</li> </ul> <p>視点②企業（出口）開拓を行う</p> <p>視点③支援メニュー（プログラム）の整理・可視化</p>	<p>視点①家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い相談窓口</li> <li>・自立相談支援事業と家計改善支援事業との役割分担の明確化</li> <li>・専門家とのネットワーク</li> </ul> <p>視点②将来的な生活の見通しを立てる</p> <p>視点③寄り添いながら継続的に支援する</p>

## 6. とりまとめ

### ◆支援実績が多い地域の特徴の整理（支援実績を促進させるための課題整理）

それぞれの任意事業において、専門性を発揮するための要素を踏まえ、ヒアリングを通じて得られた結果を3つの視点で整理し、とりまとめた。

#### （1）生活困窮者自立相談支援制度の潜在的利用者の把握

##### 視点①就労準備支援事業、家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」

###### <幅広い相談窓口>

○例えば、庁内関係部局が情報共有のためのツールを活用し、利用勧奨を促進する仕組みや、関係部局間の連携により相談窓口を集約化する等、潜在的な支援対象者を幅広く受け止め、早期に支援対象者をスクリーニングできる仕組みを構築している。

⇒「a 企業・関係機関とのネットワーク」（「a 専門家とのネットワーク」）や「b インバウンド」といったいわゆる「仕組み」に関して、幅広い相談受け付けを設置している。

## (2) 就労準備支援事業

### 視点① 就労準備支援事業の利用増につながる「仕組み」

#### ＜自立相談支援事業と就労準備支援事業との役割分担の明確化＞

- 自立相談支援事業と就労準備支援事業との役割分担、連携が行われている。
- 自立相談支援事業を要として、就労準備支援事業の各実施者との日常的な情報共有、支援実施における連携が行われる環境があり、また、支援のプロセスにおいて、各実施主体が持つネットワークやノウハウが相互に補完し合う体制となっていることがポイントと考えられる。

⇒ 「a 企業・関係機関とのネットワーク」や「b インバウンド」といったいわゆる「仕組み」に関して、例えば幅広い相談受け付けを設置していることや、就労準備支援事業との役割分担が明確化されていた。

### 視点② 企業（出口）開拓を行う

- 定期・不定期的に企業開拓をしており、協力企業のリストがある。
- その際、事業実施者の独自のネットワークだけではなく、行政によるバックアップが企業開拓の推進に大きく寄与することがポイントとなる。

⇒ 「d アウトバウンド」に関しては、企業（出口）開拓として、地域の経済団体や企業のデータベースを活用した周知を行っていた。

### 視点③ 支援メニュー（プログラム）の整理・可視化

- 事業における支援プログラムとして、ある程度の数の具体的な支援メニューが用意されており、利用者に提示できる状況になっている。
- 就労支援、就労体験の支援については、独自開発に加え、出口としての企業開拓を通じ、企業の協力を得て多様な支援をメニュー化することがポイントとなる。

⇒ 「c 支援ツール」については、支援メニューを豊富に作成するのは当然のこととして「可視化」にも取り組んでいた。

### (3) 家計改善支援事業

#### **視点①**家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」

##### <自立相談支援事業と家計改善支援事業との役割分担の明確化>

- 例えば、相談の初期段階から3者面談（本人、自立相談支援員、家計改善支援員）を基本とすることで、支援対象者との関係を複線で用意することができ、かつ、各事業者が持つ経験と専門性を発揮できる仕組みとしている事例がある。
- 3者面談を基本とすることの具体的なメリットは、①伴走的、継続的に支援を行う関係性を担保できる。②複眼的な「見立て」が可能となり、独断的な支援となることを回避でき、多様な提案が可能となるとともに、支援の方向性のブレをなくす効果がある。

##### <専門家とのネットワーク>

- 生活困窮者自立支援制度への理解に基づく十分な連携体制が構築されており、スポット的な支援としてではなく、「家計再生プラン」等、家計改善に向けた具体的な取組の着実な実行を支援するという共通認識の上で、連携ができています。

⇒家計改善支援事業の支援実績が多い自治体については、「a 専門家とのネットワーク」「b インバウンド」「d アウトバウンド」といったことが、「仕組み」として位置づけられている。

これらは家計改善支援事業を支える上で、就労準備支援事業と同じく幅広い相談受け付けを設置していることや、就労準備支援事業との役割分担が明確化されていた。

また、専門家とのネットワーク等は単に構築するというにとどまらず、個別支援の蓄積を通じた成熟したネットワークが存在していた。

#### **視点②**将来的な生活の見通しを立てる

- 相談に来た際、自立相談支援機関の相談支援員等と家計改善支援員とで役割分担をしつつ、できるだけ早い段階で収支状況を聴き取り、「見える化」に取り組んでいるという特徴が見られる。

#### **視点③**寄り添いながら継続的に支援する

- 「家計再生プラン」を提案し、本人の納得の下に支援を進める、という一連のプロセスが意識されている。
- 面談を通じて、主訴の把握、相談時家計表の作成、家計計画表の作成、キャッシュフロー表や家計再生プランの作成といった、一連の流れがあり、それらが定期的な見守り、フォロー、都度の見直しなど継続的に行われている。

⇒「c 自組織の専門スキル」については、「視点②将来的な生活の見通しを立てる」「視点③寄り添いながら継続的に支援する」双方と関連するものと整理することができる。

## ◆支援実績が少ない地域の特徴の整理

支援実績が少ないところは、支援実績の多い地域の特徴である「専門性を発揮するための要素」の幾つかが欠落している、または、十分に機能していないと言える。

### (1) 就労準備支援事業

#### 視点①就労準備支援事業の利用増につながる仕組み（が弱い・ない）

○就労準備支援事業の支援実績が少ない地域の特徴として、利用増につながる仕組みが弱い、または、ないという点が挙げられる。それには大きく2点指摘できる。

- ・1つ目は、幅広い受け皿となる相談窓口を用意できていない点である。
- ・2つ目は、自立相談支援事業と就労準備支援事業との役割分担が曖昧であるところである。

#### 視点②企業（出口）開拓を行う（ことができていない）

○利用実績が少ない自治体においては、総じて企業開拓は行われておらず、事業者としても地域でのネットワークは薄いものと言える。

#### 視点③支援メニュー（プログラム）の整理・可視化（がされていない）

○支援実績の少ない自治体においては、第三者が見てわかりづらさがあるように、支援メニューが可視化されていないという状況が見られた。

### (2) 家計改善支援事業

#### 視点①家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」が（が弱い・ない）

○家計改善支援事業の支援実績が少ない地域の特徴として、利用増につながる「仕組み」が弱い、または、ないという点が挙げられる。それには大きく2点指摘できる。

- ・1つ目は、幅広い受け皿となる相談窓口を用意できていない点である（特に公共料金や各種税の庁内関係部局からの利用勧奨の取り組みが未熟な場合等）。
- ・2つ目は、自立相談支援事業と家計改善支援事業との役割分担が曖昧な点が挙げられる。
- ・3つ目は、専門的なネットワークが構築されていない点である（債務整理など、自立相談支援員・家計改善支援員のみでは対応できないケースに対し、専門家との連携がスポット的である場合等）。

#### 視点②将来的な見通しを立てる（ことが弱い・できていない）

○利用実績が少ない自治体においては、将来的な見通しを立てる取り組みが弱い、あるいはなされていない状態である。

#### 視点③寄り添いながら継続的に支援する（ことが弱い・できていない）

○家計改善に関する一連の支援プロセスを一体的、総合的、継続的に行うことは、家計改善支援事業を行う上で重要な視点となるが、継続的に支援をする対象者がいないという支援の入り口の狭さという課題がある。

### (3) その他未実施自治体の特徴

- 任意事業を実施しない理由として、「自立相談支援事業で対応できているから」と回答している自治体が多く、それらの自治体においては、プラン作成件数が比較的多い傾向が見て取れ、積極的に支援を行っている可能性はある。
- その一方、事業の潜在的なニーズ把握をしていないと回答した割合が7割～8割となっており、地域の潜在的ニーズの把握如何によって、今後、任意事業の実施について検討の余地がある。

## 7. 任意事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業）の利用促進に向けて

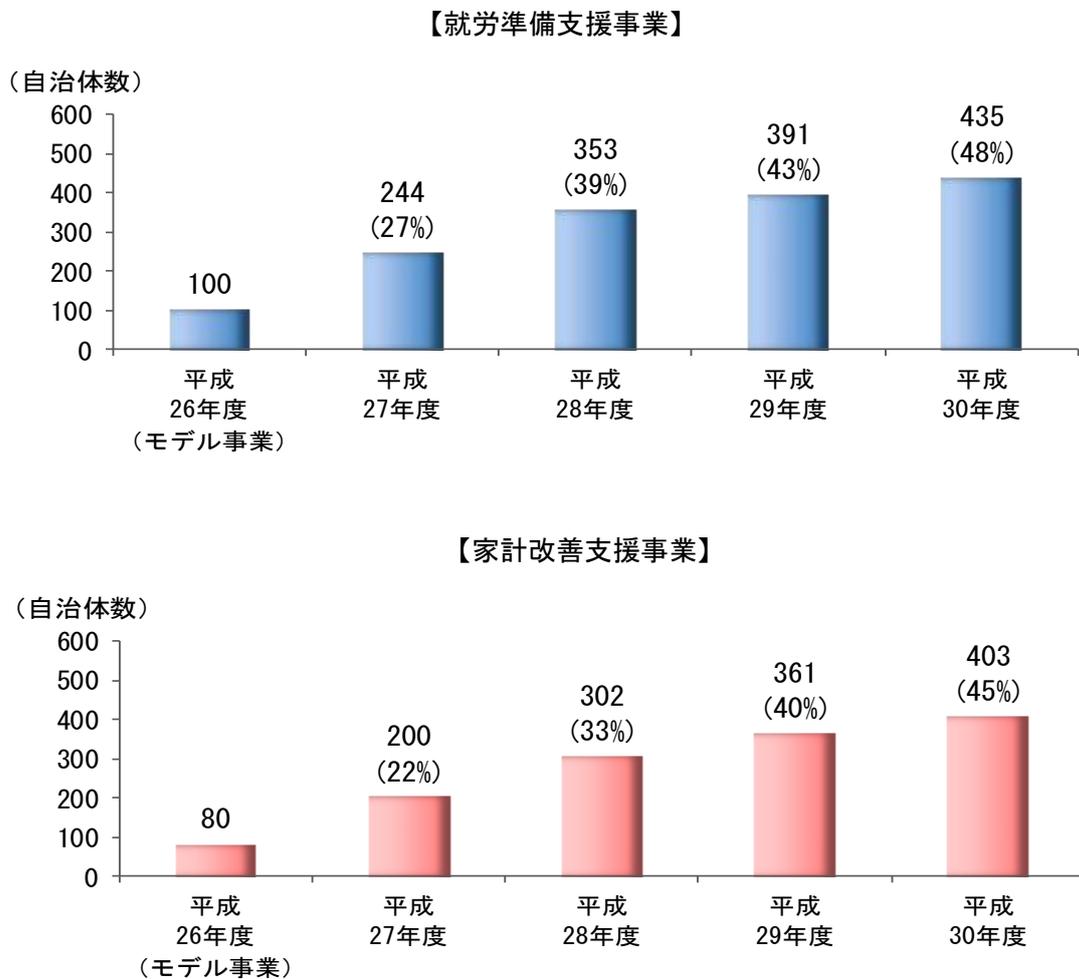
本調査研究において実施した各種アンケートやヒアリング調査、及び研究会等を通じての議論を踏まえ、任意事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業）の利用促進に向け、2つの任意事業の3つの視点に基づき、自治体や事業者・支援者に対する提言を整理した。（本編 p 120）

## 1. 事業実績（就労準備支援事業・家計改善支援事業）データの分析結果

生活困窮者自立支援制度の任意事業のうち、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施している自治体数の状況は図表V-1のとおりである。

平成26年度のモデル事業以降、就労準備支援事業、家計改善支援事業のいずれも実施している自治体数は増加しており、平成30年度は就労準備支援事業が435自治体（48%）、家計改善支援事業が403自治体（45%）となっている。

図表V-1 就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施自治体数の状況



資料：平成30年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計結果

以下、事業実績（就労準備、家計改善）の多少に影響を及ぼしている背景的要因を分析するため、平成30年度における事業の実施状況について集計を行った（厚生労働省：生活困窮者自立支援制度における支援状況集計表、平成30年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計結果等）。

### （1）人口規模別運営方法

社会福祉協議会は、人口規模に関わらず全国に存在するのに対し、他の民間組織は、相対的に人口規模が大きい地域に多く存在する傾向があり、人口規模別にみた運営方法の分布は、それぞれの組織形態の所在を反映している。

#### 【就労準備支援事業】

就労準備支援事業の運営方法について自治体の人口規模別にみたところ、人口が1万人以上10万人未満の場合、委託先は、他の人口規模と比べて相対的に社協の割合が高い（3～4割）。一方、人口が10万人以上の場合、委託先の8～9割を社協以外が占めている。

人口規模が大きい自治体では「社協以外」の割合が高くなっており、「10万人以上30万人未満」では82.7%、「30万人以上」では93.2%であった。

図表 V-2 就労準備支援事業の運営方法（人口規模別）

		就労準備支援事業の運営方法					合計
		委託／委託＋直営				直営・不明	
		社協のみ	社協とそのほか	社協以外	小計		
人口規模 (H30・1)	1万人未満	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	2 100.0%	0 0.0%	2 100.0%
	1万人以上5万人未満	38 41.3%	7 7.6%	47 51.1%	92 90.2%	10 9.8%	102 100.0%
	5万人以上10万人未満	27 26.5%	7 6.9%	68 66.7%	102 90.3%	11 9.7%	113 100.0%
	10万人以上30万人未満	11 11.2%	6 6.1%	81 82.7%	98 93.3%	7 6.7%	105 100.0%
	30万人以上	4 5.5%	1 1.4%	68 93.2%	73 96.1%	3 3.9%	76 100.0%
	合計	80 21.8%	21 5.7%	266 72.5%	367 92.2%	31 7.8%	398 100.0%

資料：厚生労働省、就労準備支援事業の実施状況・委託先一覧（平成30年7月時点）

#### 【家計改善支援事業】

家計改善支援事業の運営方法について自治体の人口規模別にみたところ、委託先は全体の7割を社協が占めている。人口規模が小さい方が社協の割合が高く、「1万人以上5万人未満」は87.9%であった。

また、家計改善支援事業においても、人口が「30万人以上」では「社協以外」が63.6%と、他の人口規模の自治体よりも高くなっていた。

図表 V-3 家計改善支援事業の運営方法（人口規模別）

		家計改善支援事業の運営方法					合計
		委託／委託＋直営				直営・不明	
		社協のみ	社協とその他	社協以外	小計		
人口規模 (H30・1)	1万人未満	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	4 100.0%
	1万人以上5万人未満	102 87.9%	0 0.0%	14 12.1%	116 94.3%	7 5.7%	123 100.0%
	5万人以上10万人未満	63 72.4%	1 1.1%	23 26.4%	87 86.1%	14 13.9%	101 100.0%
	10万人以上30万人未満	47 61.8%	4 5.3%	25 32.9%	76 82.6%	16 17.4%	92 100.0%
	30万人以上	14 31.8%	2 4.5%	28 63.6%	44 86.3%	7 13.7%	51 100.0%
	合計	229 70.2%	7 2.1%	90 27.6%	326 87.9%	45 12.1%	371 100.0%

資料：厚生労働省、家計改善支援事業の実施状況・委託先一覧（平成30年7月時点）

## （2）人口規模別利用件数（人口10万対）

各事業の利用件数（人口10万対）を人口規模別にみた結果は図表V-4のとおりである。

人口が1万人以上の利用件数（人口10万対）については、人口規模が大きくなるほど、人員体制上の制約等から、少なくなる傾向がある。

図表 V-4 各事業の利用件数（人口10万人対）

		【平成30年度】利用件数(人口10万人当たり)													
		就労準備支援事業							家計改善支援事業						
		件数 n	平均 mean	中央値 median	最小値 minimum	最大値 maximum	標準偏差 std	変動係数 cv	件数 n	平均 mean	中央値 median	最小値 minimum	最大値 maximum	標準偏差 std	変動係数 cv
人口規模 (H30・1)	1万人未満	2	13.5	13.5	0.0	27.0	19.1	141.4	4	9.4	5.3	0.0	27.0	12.8	136.0
	1万人以上5万人未満	102	10.4	4.4	0.0	155.9	20.8	200.1	123	28.1	16.5	0.0	249.4	37.4	133.2
	5万人以上10万人未満	113	8.0	5.2	0.0	80.9	11.5	144.0	101	24.3	14.9	0.0	245.2	31.9	131.2
	10万人以上30万人未満	105	5.0	3.6	0.0	24.6	5.2	104.0	92	15.9	11.4	0.0	65.0	14.7	92.6
	30万人以上	76	3.5	1.7	0.0	26.7	5.0	142.4	51	14.5	7.4	0.0	156.1	24.5	169.5
	合計	398	7.0	3.5	0.0	155.9	12.9	184.9	371	22.0	13.3	0.0	249.4	30.1	136.9

資料：平成30年度 生活困窮者自立支援制度における支援状況集計表(4月～3月累計)  
平成30年度 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計結果

### (3) 人口規模別・運営方法別利用件数（人口 10 万対）

#### 【就労準備支援事業】

就労準備支援事業の運営方法別に利用件数（人口 10 万対）を集計したところ、人口規模が小さい自治体は運営方法が「社協」の場合の利用件数が多い傾向にある。一方、人口 10 万人以上の自治体では、運営方法が「社協以外」、「社協」、「直営」の順に利用件数が多くなっている。

#### 【家計改善支援事業】

家計改善支援事業の運営方法別に利用件数（人口 10 万対）を集計したところ、概ね、運営方法が「社協以外」、「社協」、「直営」の順に利用件数が多くなっている。

図表 V-5 平成 30 年度 人口規模別・就労準備支援事業運営方法別に見た利用件数（人口 10 万人対）

		【平成30年度】利用件数(人口10万人当たり)						
		就労準備支援事業						
人口規模	就労準備支援事業 運営方法	件数 n	平均 mean	中央値 median	最小値 minimum	最大値 maximum	標準偏差 std	変動係数 cv
1万人未満	委託(そのほか)	2	13.5	13.5	0.0	27.0	19.1	141.4
1万人以上	委託(社協のみ)	38	11.1	5.0	0.0	155.9	24.9	223.7
5万人未満	委託(そのほか)	54	9.7	3.4	0.0	116.9	18.6	190.7
	直営	10	11.2	4.0	0.0	48.8	16.7	148.4
5万人以上	委託(社協のみ)	27	11.9	7.7	0.0	80.9	16.7	140.6
10万人未満	委託(そのほか)	75	7.0	5.0	0.0	57.9	9.5	135.1
	直営	10	5.5	2.7	0.0	17.1	6.4	117.2
10万人以上	委託(社協のみ)	11	3.2	2.4	0.0	9.3	2.7	83.3
30万人未満	委託(そのほか)	87	5.4	3.8	0.0	24.6	5.5	101.4
	直営	7	2.6	1.6	0.0	9.0	3.2	122.6
30万人以上	委託(社協のみ)	4	1.9	2.0	0.2	3.5	1.6	82.0
	委託(そのほか)	69	3.7	1.9	0.0	26.7	5.1	138.3
	直営	3	0.3	0.0	0.0	0.8	0.5	173.2
全体		397	7.0	3.6	0.0	155.9	12.9	184.8

資料：平成 30 年度 生活困窮者自立支援制度における支援状況集計表(4 月～3 月累計)  
平成 30 年度 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計結果

図表 V-6 平成 30 年度 人口規模別・家計改善支援事業運営方法別に見た利用件数（人口 10 万人対）

		【平成30年度】利用件数(人口10万人当たり)						
		家計改善支援事業						
人口規模	家計改善支援事業 運営方法	件数 n	平均 mean	中央値 median	最小値 minimum	最大値 maximum	標準偏差 std	変動係数 cv
1万人未満	委託(社協のみ)	3	9.0	0.0	0.0	27.0	15.6	173.2
	直営	1	10.5	10.5	10.5	10.5	-	-
1万人以上	委託(社協のみ)	102	22.5	15.6	0.0	116.2	22.9	101.7
5万人未満	委託(そのほか)	14	76.9	42.3	3.0	249.4	77.6	100.9
	直営	7	10.5	10.8	2.0	20.8	7.2	68.4
5万人以上	委託(社協のみ)	63	19.9	13.3	0.0	110.2	20.7	103.9
10万人未満	委託(そのほか)	24	34.0	26.4	0.0	95.9	29.2	85.8
	直営	14	27.6	10.7	0.0	245.2	63.4	229.1
10万人以上	委託(社協のみ)	47	15.3	9.5	0.0	64.7	14.5	95.1
30万人未満	委託(そのほか)	29	22.2	21.5	3.1	65.0	15.2	68.3
	直営	16	6.3	2.5	0.0	22.4	7.7	123.0
30万人以上	委託(社協のみ)	14	8.1	7.1	0.2	22.5	5.5	68.0
	委託(そのほか)	30	20.1	12.4	0.9	156.1	30.6	152.4
	直営	7	3.0	1.7	0.0	9.8	3.5	115.0
全体		371	22.0	13.3	0.0	249.4	30.1	136.9

資料：平成 30 年度 生活困窮者自立支援制度における支援状況集計表（4 月～3 月累計）  
平成 30 年度 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計結果

図表V-7 平成30年度 3事業運営方法別に見た利用件数（人口10万人対）

			【平成30年度】利用件数(人口10万人当たり)						
自立相談支援機関 運営方法	就労準備支援事業 運営方法	家計改善支援事業 運営方法	件数 n	平均 mean	中央値 median	最小値 minimum	最大値 maximum	標準偏差 std	変動係数 cv
委託(社協のみ)	委託(社協のみ)	委託(社協のみ)	54	8.2	4.8	0.0	80.9	11.8	143.8
		委託(そのほか)	2	0.9	0.9	0.0	1.7	1.2	141.4
		直営	-	-	-	-	-	-	-
	委託(そのほか)	委託(社協のみ)	48	5.2	2.9	0.0	38.2	7.2	138.7
		委託(そのほか)	9	4.0	1.4	0.0	11.5	4.7	117.8
		直営	1	26.7	26.7	26.7	26.7	-	-
	直営	委託(社協のみ)	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
		委託(そのほか)	1	32.7	32.7	32.7	32.7	-	-
		直営	-	-	-	-	-	-	-
	委託(そのほか)	委託(社協のみ)	委託(社協のみ)	1	39.6	39.6	39.6	39.6	-
委託(そのほか)			-	-	-	-	-	-	-
直営			-	-	-	-	-	-	-
委託(そのほか)		委託(社協のみ)	8	8.6	4.9	1.6	22.9	8.4	97.4
		委託(そのほか)	49	6.8	3.3	0.0	57.9	9.7	141.7
		直営	5	4.4	4.1	0.7	8.2	3.4	77.3
直営		委託(社協のみ)	1	1.6	1.6	1.6	1.6	-	-
		委託(そのほか)	1	4.8	4.8	4.8	4.8	-	-
		直営	-	-	-	-	-	-	-
直営		委託(社協のみ)	委託(社協のみ)	2	16.6	16.6	12.8	20.3	5.3
	委託(そのほか)		-	-	-	-	-	-	-
	直営		1	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
	委託(そのほか)	委託(社協のみ)	17	15.6	8.7	0.0	116.9	27.3	174.5
		委託(そのほか)	10	4.1	3.4	0.2	11.0	3.6	86.2
		直営	15	3.8	2.5	0.0	17.1	4.5	118.5
	直営	委託(社協のみ)	1	8.0	8.0	8.0	8.0	-	-
		委託(そのほか)	1	13.0	13.0	13.0	13.0	-	-
		直営	8	3.3	2.4	0.0	9.0	3.6	108.0
	全体			240	7.1	3.8	0.0	116.9	11.6

資料：平成30年度 生活困窮者自立支援制度における支援状況集計表(4月～3月累計)  
平成30年度 生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計結果

## 2. プレヒアリング調査

アンケート調査（自治体、及び就労準備支援事業、家計改善支援事業の実施者を対象）の実施に先立って、調査設計のためにプレヒアリング調査を実施した。

なお、以下では、「就労準備支援事業、家計改善支援事業」を「2つの任意事業」と記す。

調査対象は、①2つの任意事業の実績（利用数）が多い自治体、②2つの任意事業の実績（利用数）が少ない自治体、及び③利用実績の少ない自治体の極端なケースとして利用実績がゼロである自治体とした（4自治体）。

プレヒアリングの結果から、2つの任意事業の実施に当たって効果的に働く要素として「対象者の状況に応じた個別の支援プログラムに基づく支援」、「協力団体・機関との連携（受入れ企業の確保、司法の専門家による支援等）」があると推測され、他方、事業の実施に制約的に働く可能性のある要素として「事業所の立地とアクセスコスト」、「人員体制」の課題が示唆された。

また、支援実績に影響を及ぼす基本的な要素として、「自立相談支援事業の役割」及び「自立相談支援事業と任意事業との連携」の重要性が示唆された。

### 支援実績に影響を及ぼす要素

- 対象者の状況に応じた個別の支援プログラムに基づく支援
- 協力団体・機関との連携（受入れ企業の確保、司法の専門家による支援等）
- 事業所の立地とアクセスコスト
- 人員体制（自立相談支援事業、任意事業）
- 自立相談支援事業の役割
- 自立相談支援事業と任意事業との連携

### 事業の実績が多い自治体のケース

#### ◆自治体のプロフィール

W市：人口約 30 万人

自立相談支援事業、就労準備支援事業ともに委託（家計改善支援事業は未実施）

#### 【支援プログラムに基づく支援】

○就労準備支援事業については、平成 20 年度から取り組んできた生活保護受給者に対する「自立支援プログラム」に基づく、プログラムづくりによるところが大きい。

○その後、平成 26 年度に生活困窮者自立支援制度が創設され、支援の「手引き」が出たことにより、支援プログラムの見直しを行った。

○利用者の中には、何らかの障がいを持っていると思われる人が多くいる（主に発達障がい）。就労準備支援事業を通じて「できなかった」ということを体験してもらう（障がいの確認と受容の支援）要素もある。

⇒体系的、継続的支援には、支援のプログラム化が重要と考えられる。

#### 【受入れ企業の確保】

○市では、「自立支援プログラム」を契機に何十か所とある市内の受入れ企業と連携して、継続的に活動できる場所を多数設定した。

○企業に対しては、業務の切り出しをしている。

⇒出口開拓は、任意事業受託者のみならず、自治体による積極的な取組も重要と考えられる。

### 事業の実績が多い自治体のケース

#### ◆自治体のプロフィール

X市：人口約 10 万人

自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業全て委託

#### 【地元経済団体とのネットワーク構築】

○当該自治体は、近接する都市に人材が流出していることから、地元企業は慢性的な人手不足の状況にある。

○就労準備支援事業の受託者が、地元の業界団体に加入したことにより、同じ組織の一員として地元事業者との信頼関係が強まり、企業開拓が容易になった。

⇒その結果、中間的就労等を経て就労につながったケースもある。

#### 【司法の専門家との連携】

○家計改善支援に当たって、地元の弁護士との連携を強化している。

⇒支援調整会議に出席してもらうと共に、個々のケースの相談にも同席してもらい、直接、専門家の立場で本人に助言してもらうことで、支援の意図が上手く伝わるようになった。

### 事業の実績が少ない自治体のケース

#### ◆自治体のプロフィール

Y市：人口約150万人

自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業すべて委託

#### 【事業所の立地とアクセスコスト】

- 立地条件が悪くアクセスコスト（交通費を捻出できないこと）がかかる。
  - 就労準備支援事業の事業所が、自立相談支援機関から離れて立地しているため、移動に交通費がかかる人が多い。
- ⇒アクセスコストが、利用件数が伸びない要因の一つと推測している。

### 事業の実績がゼロの自治体のケース

#### ◆自治体のプロフィール

Z市：人口約3万人

自立相談支援事業は直営、2つの任意事業は委託

#### 【自立相談支援事業と任意事業との連携のあり方】

- 初回ないし2回程度の相談で、「支援プラン」を作成する前段階で、地域の既存の支援メニューにつないでいる（その後、自立相談支援機関との関係は切れる）。
  - 家計相談の場合は、社協の「金銭管理サービス」につないでいる。
  - 就労準備の場合は、ハローワークの使い方や面接の仕方を教え、ハローワークにつないでいる。一部、障がいの疑いがある人は、既存の障がい者の就労支援プログラムにつないでいる。
- ⇒自立相談支援機関で作成した「支援プラン」を受け、各任意事業において、対象者の個別の事情に合わせて、家計面、就労面のより専門性の高い支援を計画的、継続的に実施する体制づくりが必要と考えられる。

#### 【自立相談支援事業の人員体制】

- 生活福祉課の保護係1名と、支援係1名。双方ともにケースワーカーとの兼務で50件程度もケースを持っている。保護係は、生活保護の医療費等経理部門も兼務している。
  - 相談件数は少なく、相談対応は通常は受け身。
  - 2人体制（2人ともケースワーカーを兼務）であり、研修に参加する余裕がない。
- ⇒背景には、①人員体制（職員数、兼務）、②本制度に対する理解（担うべき機能・役割に対する認識）、③職員のスキル等の問題がある。

## 1. 調査の方法

### (1) 調査対象

福祉事務所設置自治体 902 カ所

※平成 29 年度支援実績データがある 902 自治体を対象。ただし佐賀豪雨による被害のあった武雄市を除いた 901 カ所を実施。

### (2) 調査期間

令和元年 9 月 6 日～令和元年 10 月 4 日

### (3) 調査方法

郵送によるアンケート調査を実施した。調査票の回収にあたっては、電子ファイルをダウンロードできるようにし、メールでの回答も併せて実施した。

### (4) 設問項目

- ・ 支援プロセスのきめ細かさ
- ・ アクセスコスト（距離・交通費等）
- ・ 積極的なアウトリーチ
- ・ 組織の活動方針
- ・ 予算、人数、資格

※調査票は参考資料参照

### (5) 回収状況

	発送数	回収数	回収率
都道府県	45※	30	66.7%
市町村	856	624	72.9%
計	901	654	72.6%

※島根県と広島県について全町村に福祉事務所が設置されているため発送していない。

以下、市町村からの回答について集計・分析を行った（都道府県は別途集計（資料編参照））。

## 2. 集計結果の概要

### (1) 自立相談支援事業の実施状況

自立相談支援機関の設置か所数は、1 福祉事務所設置自治体あたり 1.19 か所となっている。運営方法別に見ると「直営」が 33.0%、「委託」は 60.3%、「直営+委託」は 8.8%であった。

図表VI-1 自立相談支援機関の運営方法

(複数回答)

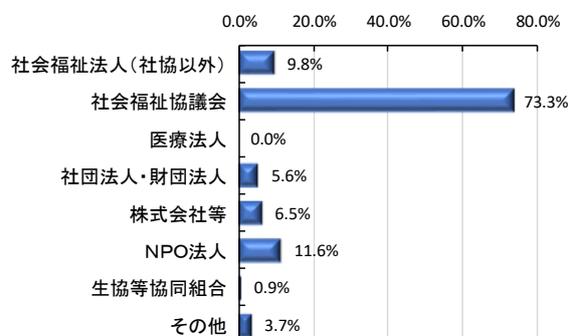
	件数	%
直営	206	33.0%
委託	376	60.3%
直営+委託	55	8.8%
無回答	3	0.5%
全体	624	

自立相談支援機関の運営方法が「委託」または「直営+委託」のいずれかに該当する自治体に委託先を聞いたところ、「社会福祉協議会」が 73.3%と 7 割以上を占めており、「NPO 法人」が 11.6%、「社会福祉法人（社協以外）」が 9.8%であった。

図表VI-2 自立相談支援機関の委託先

(複数回答)

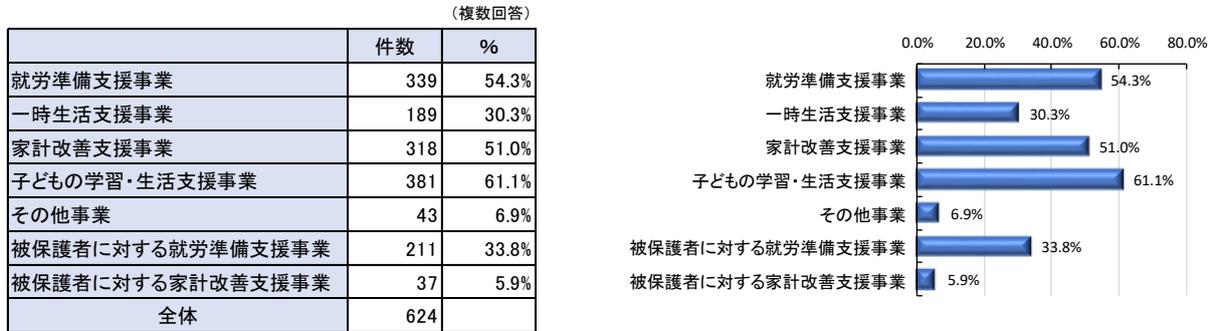
	件数	%
社会福祉法人(社協以外)	42	9.8%
社会福祉協議会	315	73.3%
医療法人	0	0.0%
社団法人・財団法人	24	5.6%
株式会社等	28	6.5%
NPO法人	50	11.6%
生協等協同組合	4	0.9%
その他	16	3.7%
全体	430	



## (2) 任意事業の実施状況

回答のあった自治体に任意事業の実施状況について聞いたところ、「子どもの学習・生活支援事業」が61.1%、「就労準備支援事業」が54.3%、「家計改善支援事業」が51.0%であった。

図表VI-3 任意事業の実施状況



## (3) 自立相談支援機関の職員体制

自立相談支援機関の職員数は平均 4.9 人となっており、そのうち専従が 3.1 人、他業務との兼務が 1.8 人であった。また、雇用形態別にみると、正規職員が 2.9 人、非正規職員が 1.9 人であった。

自立相談支援機関の職員数を人口規模別にみると、「1 万人未満」の自治体では 2.4 人、「1 万人以上 5 万人未満」の自治体では 3.0 人、「5 万人以上 10 万人未満」の自治体では 3.7 人、「10 万人以上 30 万人未満」の自治体では 5.3 人、「30 万人以上」の自治体では 13.6 人であった。

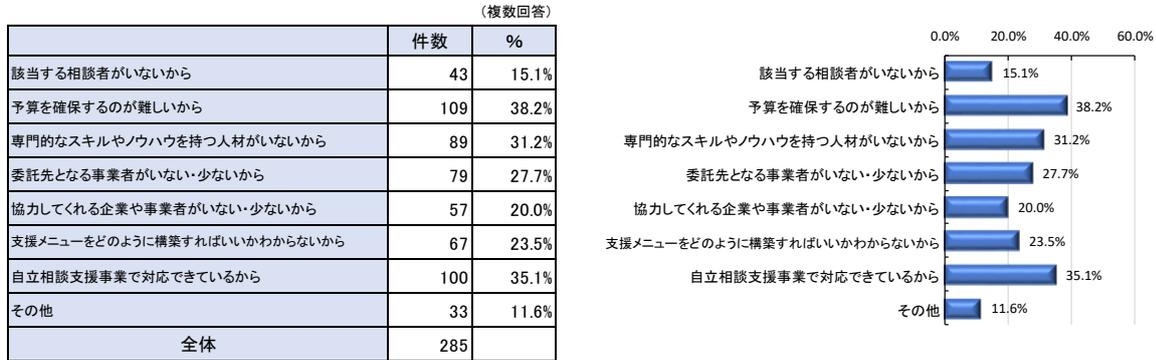
図表VI-4 自立相談支援機関の職員体制【人口規模別】

	回答件数 (カ所)	職員数								
		職員数			雇用形態別					
		専従	他業務と兼務	正規職員	正規職員		非正規職員			
人口規模		専従	他業務と兼務	専従	他業務と兼務	専従	他業務と兼務	専従	他業務と兼務	
1万人未満	13	2.4	0.3	2.1	1.9	0.2	1.7	0.5	0.1	0.4
1万人以上5万人未満	207	3.0	1.3	1.5	2.0	0.7	1.3	0.9	0.7	0.3
5万人以上10万人未満	182	3.7	2.2	1.4	2.1	1.1	1.0	1.5	1.1	0.4
10万人以上30万人未満	155	5.3	3.5	1.7	3.0	1.9	1.1	2.2	1.7	0.6
30万人以上	67	13.6	10.5	3.6	7.9	6.0	2.2	5.5	4.3	1.3
合計	624	4.9	3.1	1.8	2.9	1.7	1.3	1.9	1.5	0.5

#### (4) 就労準備支援事業を実施していない理由

就労準備支援事業を実施していない自治体にその理由を聞いたところ、「予算を確保するのが難しいから」が38.2%、「自立相談支援事業で対応できているから」が35.1%、「専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから」が31.2%であった。

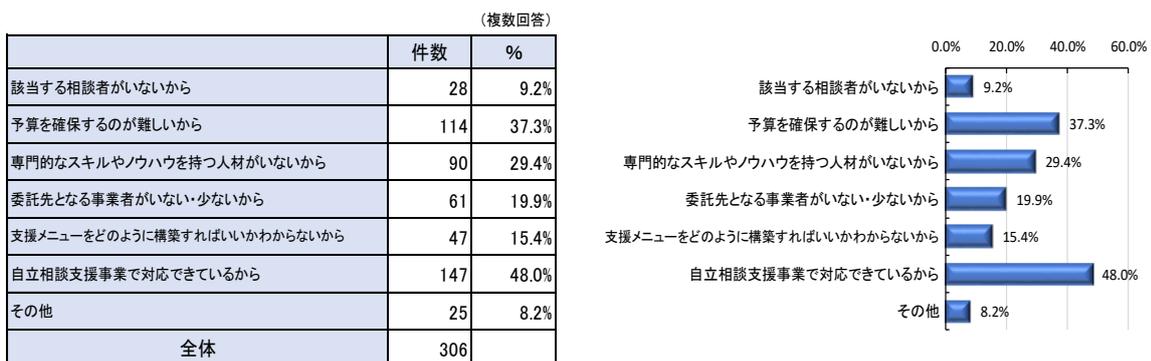
図表VI-5 就労準備支援事業を実施していない理由



#### (5) 家計改善支援事業を実施していない理由

家計改善支援事業を実施していない理由については、「自立相談支援事業で対応できているから」が48.0%、「予算を確保するのが難しいから」が37.3%、「専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから」が29.4%であった。

図表VI-6 家計改善支援事業を実施していない理由



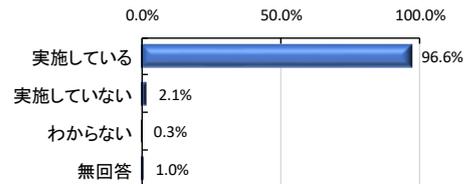
## (6) 自立相談支援機関における就労支援の状況

自立相談支援機関における就労支援の実施状況については、「実施している」自治体が 96.6%であった。

また、実施している自治体に自立相談支援機関における就労支援の支援内容を聞いたところ、「ハローワークへの同行訪問」が 92.7%、「就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援」が 84.6%、「ビジネスマナー・履歴書指導・面談等の支援」が 67.8%であった。

図表VI-7 自立相談支援機関における就労支援

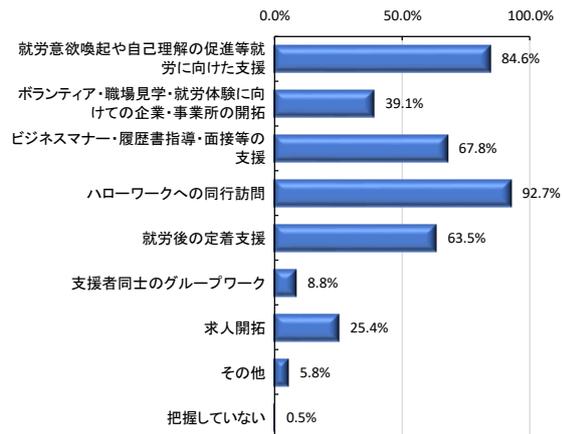
	件数	%
実施している	603	96.6%
実施していない	13	2.1%
わからない	2	0.3%
無回答	6	1.0%
合計	624	100.0%



図表VI-8 自立相談支援機関における就労支援の支援内容

(複数回答)

	件数	%
就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援	510	84.6%
ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓	236	39.1%
ビジネスマナー・履歴書指導・面談等の支援	409	67.8%
ハローワークへの同行訪問	559	92.7%
就労後の定着支援	383	63.5%
支援者同士のグループワーク	53	8.8%
求人開拓	153	25.4%
その他	35	5.8%
把握していない	3	0.5%
全体	603	



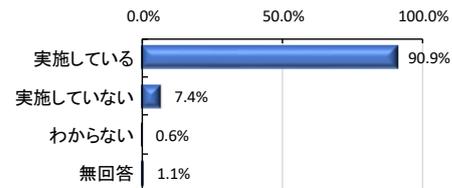
### (7) 自立相談支援機関における家計面の支援の状況

自立相談支援機関における家計面の支援の実施状況については、「実施している」自治体が90.9%であった。

また、実施している自治体に自立相談支援機関における家計面の支援内容を聞いたところ、「家計状況の把握とアドバイス」が92.9%、「債務整理に向けた支援等」が76.5%、「各種給付制度等の利用に向け、各制度担当者との調整や申請支援等」が75.8%であった。

図表VI-9 自立相談支援機関における家計面の支援

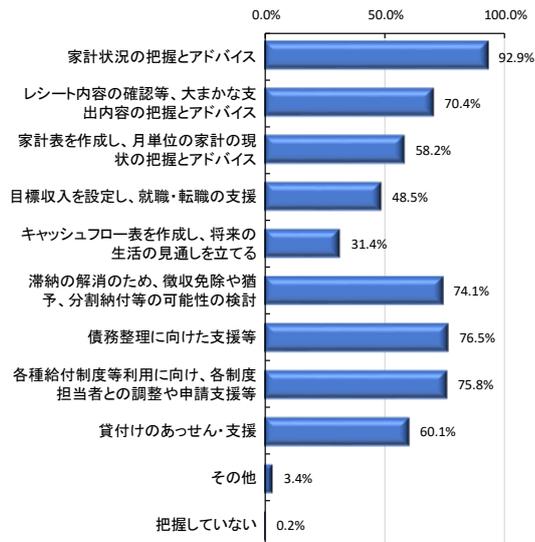
	件数	%
実施している	567	90.9%
実施していない	46	7.4%
わからない	4	0.6%
無回答	7	1.1%
合計	624	100.0%



図表VI-10 自立相談支援機関における家計面の支援内容

(複数回答)

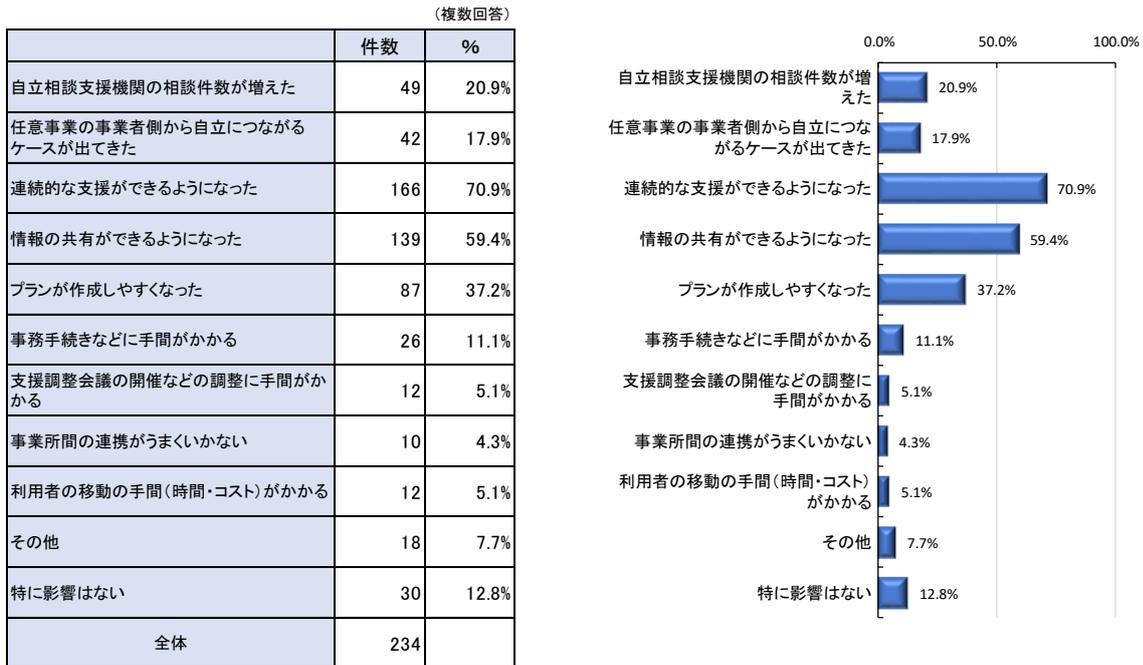
	件数	%
家計状況の把握とアドバイス	527	92.9%
レシート内容の確認等、大まかな支出内容の把握とアドバイス	399	70.4%
家計表を作成し、月単位の家計の現状の把握とアドバイス	330	58.2%
目標収入を設定し、就職・転職の支援	275	48.5%
キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる	178	31.4%
滞納の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性の検討	420	74.1%
債務整理に向けた支援等	434	76.5%
各種給付制度等利用に向け、各制度担当者との調整や申請支援等	430	75.8%
貸付けのあっせん・支援	341	60.1%
その他	19	3.4%
把握していない	1	0.2%
全体	567	



### (8) 3事業の実施

自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計改善支援事業の3事業を実施している自治体に、3事業を実施することによる影響について聞いたところ、「連続的な支援ができるようになった」が70.9%、「情報の共有ができるようになった」が59.4%、「プランが作成しやすくなった」が37.2%であった。

図表VI-11 3事業を実施することによる影響



### 3. 実績データと自治体アンケート調査に基づく分析

以下、自治体アンケートに回答があった自治体について集計・分析した。

#### (1) 分析のための「類型化」

まず、「2つの任意事業の実施の有無」と「自立相談支援事業における就労面の支援（家計面の支援）の有無」で4つに類型化した。

さらに、「自立相談支援事業における就労面（または家計面）の支援において、各任意事業で実施する専門性の高い支援と連動（あるいは連携）した支援」※を行っている可能性を考慮して、全体で6つに類型化し、平成30年度の自立相談の実績（プラン作成件数）、及び任意事業の実績（利用者数）を比較した。

※「自立相談支援事業における就労面（または家計面）の支援において、各任意事業で実施する専門性の高い支援と連動（あるいは連携）した支援」とは、以下の要素と連動した（あるいは連携）した支援と仮定した。

#### 各任意事業で実施する専門性の高い支援における重要な要素（仮定）

- ・「就労準備支援事業」の重要な専門性の要素：「ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓」「就労後の定着支援」「求人開拓」と仮定
- ・「家計改善支援事業」の重要な専門性の要素：「キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる」支援と仮定

①「就労準備支援事業」と「自立相談支援機関における就労支援」

- 「就労準備支援事業」と「自立相談支援機関における就労支援」の実施状況により、アンケートに回答のあった市町村を「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」「Ⅳ」に分類した。
- 「自立相談支援機関における就労支援」を実施している「Ⅱ」と「Ⅲ」については「自立相談支援機関における就労支援」の実施内容で、「ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓」、「就労後の定着支援」、「求人開拓」のいずれも実施している自治体をそれぞれ「Ⅱ1」「Ⅲ1」とし、それ以外を「Ⅱ0」「Ⅲ0」とした。

図表VI-12 「就労準備支援事業」と「自立相談支援機関における就労支援」の実施状況別の分類

		自立相談支援機関 における就労支援	
		実施	未実施
就労準備 支援事業	実施	Ⅱ <sup>0</sup> Ⅱ <sup>1</sup>	Ⅰ
	未実施	Ⅲ <sup>0</sup> Ⅲ <sup>1</sup>	Ⅳ

②「家計改善支援事業」と「自立相談支援機関における家計面の支援」

- 「家計改善支援事業」と「自立相談支援機関における家計面の支援」の実施状況により、アンケートに回答のあった市町村を「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」「Ⅳ」に分類した。
- 「自立相談支援機関における家計面の支援」を実施している「Ⅱ」と「Ⅲ」については「自立相談支援機関における家計面の支援」の実施内容で、「キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる」を実施している自治体をそれぞれ「Ⅱ1」「Ⅲ1」とし、それ以外を「Ⅱ0」「Ⅲ0」とした。

図表VI-13 「家計改善支援事業」と「自立相談支援機関における家計面の支援」の実施状況別の分類

		自立相談支援機関 における家計面の支援	
		実施	未実施
家計改善 支援事業	実施	Ⅱ <sup>0</sup> Ⅱ <sup>1</sup>	Ⅰ
	未実施	Ⅲ <sup>0</sup> Ⅲ <sup>1</sup>	Ⅳ

## (2) 分析結果の概要

### ①分類別のプラン作成数と就労準備支援事業の実績

#### ◆就労準備支援事業と自立相談支援事業における就労面の支援の実施

アンケートに回答のあった自治体のうち、97.9% (603/616) の自治体で就労面の支援を行っている。そのうち5割強の自治体 (332/603) では、就労準備支援事業を実施している。

図表VI-14 就労準備支援事業と自立相談支援事業における就労面の支援の実施

【アンケート結果】 ※いずれか無回答(8)除く

		自立相談支援機関における就労支援		合計
		実施	未実施	
就 労 準 備 支 援 事 業	実施	Ⅱ 332 (53.9%)	Ⅰ 1 (0.2%)	333 (54.1%)
	未実施	Ⅲ 271 (44.0%)	Ⅳ 12 (1.9%)	283 (45.9%)
合計		603 (97.9%)	13 (2.1%)	616 (100.0%)

6つの類型別に就労準備支援事業の「利用件数 (人口10万対)」の平均をみると、

Ⅱ<sup>1</sup> (7.7件) > Ⅱ<sup>0</sup> (5.7件) > Ⅰ (0.0件) の順となっている。

⇒自立相談支援事業において、就労準備支援事業で実施する専門性の高い支援と連動 (あるいは連携) した就労面の支援を行っていると思われる自治体は、就労準備支援事業の「利用件数 (人口10万対)」が多い。

図表VI-15 「自立相談支援機関における就労支援」の実施状況別に見た「就労準備支援事業」の利用件数【平均値】

		自立相談支援機関における就労支援	
		実施 (n=603)	未実施 (n=13)
就 労 準 備 支 援 事 業	実施 (n=333)	Ⅱ <sup>0</sup> 5.7 (n=254) Ⅱ <sup>1</sup> 7.7 (n=78)	Ⅰ 0.0 (n=1)
	未実施 (n=283)	Ⅲ <sup>1</sup> - (n=24) Ⅲ <sup>0</sup> - (n=247)	Ⅳ - (n=12)

また、自立相談支援事業の「プラン作成件数（人口 10 万対）」を類型別にみると、  
Ⅱ1（5.7 件） > Ⅲ1（5.2 件） > Ⅱ0（4.7 件） > Ⅲ0（3.4 件） > Ⅳ（1.9 件） > Ⅰ（0.0 件）  
 の順となっている。  
 ⇒自立相談支援事業において、就労準備支援事業で実施する専門性の高い支援と連動（あるいは連携）した就労面の支援を行っていると思われる自治体は、自立相談支援事業の「プラン作成件数（人口 10 万対）」が多い。

図表VI-16 「就労準備支援事業」と「自立相談支援機関における就労支援」の実施状況別に見た自立相談支援機関における「プラン作成数」の利用実績【平均値】

		自立相談支援機関 における就労支援	
		実施 (n=603)	未実施 (n=13)
就 労 準 備 支 援 事 業	実施 (n=333)	Ⅱ <sup>0</sup> 4.7 (n=254) Ⅱ <sup>1</sup> 5.7 (n=78)	Ⅰ 0.0 (n=1)
	未実施 (n=283)	Ⅲ <sup>1</sup> 5.2 (n=24) Ⅲ <sup>0</sup> 3.4 (n=247)	Ⅳ 1.9 (n=12)

## ②分類別のプラン作成数と家計改善支援事業の実績

### ◆家計改善支援事業と自立相談支援事業における家計面の支援の実施

アンケートに回答のあった自治体のうち、92.5%（567/613）の自治体で家計面の支援を行っている。そのうち5割強の自治体（302/567）では、家計改善支援事業を実施している。

図表VI-17 家計改善支援事業と自立相談支援事業における家計面の支援の実施

【アンケート結果】 ※いずれか無回答(11)除く

		自立相談支援機関におけ る家計面の支援		合計
		実施	未実施	
家 援 計 事 改 善 支	実施	Ⅱ 302 (49.3%)	Ⅰ 10 (1.6%)	312 (50.9%)
	未実施	Ⅲ 265 (43.2%)	Ⅳ 36 (5.9%)	301 (49.1%)
合計		567 (92.5%)	46 (7.5%)	613 (100.0%)

6つの類型別に家計改善支援事業の「利用件数（人口10万対）」の平均をみると、

Ⅱ1 (21.6件) > Ⅱ0 (13.9件) > Ⅰ (10.0件) の順となっている。

⇒自立相談支援事業において、家計改善支援事業で実施する専門性の高い支援と連動（あるいは連携）した家計面の支援を行っていると思われる自治体は、家計改善支援事業の「利用件数（人口10万対）」が多い。

図表VI-18 「自立相談支援機関における家計面の支援」の実施状況別に見た「家計改善支援事業」の利用件数【平均値】

		自立相談支援機関 における家計面の支援	
		実施 (n=567)	未実施 (n=46)
家計改善支援事業	実施 (n=312)	Ⅱ <sup>0</sup> 13.9 (n=181)	Ⅰ 10.0 (n=10)
		Ⅱ <sup>1</sup> 21.6 (n=121)	
	未実施 (n=301)	Ⅲ <sup>1</sup> - (n=57)	
		Ⅲ <sup>0</sup> - (n=208)	Ⅳ - (n=36)

また、自立相談支援事業の「プラン作成件数（人口10万対）」を類型別にみると、

Ⅱ1 (21.6件) > Ⅲ1 (5.0件) > Ⅱ0 (4.5件) > Ⅲ0 (3.3件) > Ⅰ (3.2件) > Ⅳ (2.3件) の順となっている。

⇒自立相談支援事業において、家計改善支援事業で実施する専門性の高い支援と連動（あるいは連携）した家計面の支援を行っていると思われる自治体は、自立相談支援事業の「プラン作成件数（人口10万対）」が多い。

図表VI-19 「家計改善支援事業」と「自立相談支援機関における家計面の支援」の実施状況別に見た自立相談支援機関における「プラン作成数」の利用実績【平均値】

		自立相談支援機関 における家計面の支援	
		実施 (n=567)	未実施 (n=46)
家計改善支援事業	実施 (n=312)	Ⅱ <sup>0</sup> 4.5 (n=181)	Ⅰ 3.2 (n=10)
		Ⅱ <sup>1</sup> 21.6 (n=121)	
	未実施 (n=301)	Ⅲ <sup>1</sup> 5.0 (n=57)	
		Ⅲ <sup>0</sup> 3.3 (n=208)	Ⅳ 2.3 (n=36)

### ③ 3事業実施している自治体の分類別のプラン作成数と就労準備支援事業の実績

#### ◆ 3事業を実施しているケース

6つの類型別に「利用件数（人口10万対）」をみると、就労準備支援事業では、

II 1 (8.4件) > II 0 (5.5件) > I (-) の順となっている。

また、家計改善支援事業では、

II 1 (19.4件) > II 0 (15.4件) > I (5.7件) の順となっている。

図表VI-20 3事業実施している自治体の「自立相談支援機関における就労面の支援」の実施状況別に見た「就労準備支援事業」の利用件数【平均値】

		自立相談支援機関における就労支援	
		実施 (n=228)	未実施 -
就労準備支援事業	実施 (n=228)	II <sup>0</sup> 5.5 (n=174)	I - -
		II <sup>1</sup> 8.4 (n=54)	
	未実施	III <sup>1</sup> - -	
		III <sup>0</sup> - -	IV - -

図表VI-21 3事業実施している自治体の「自立相談支援機関における家計面の支援」の実施状況別に見た「家計改善支援事業」の利用件数【平均値】

		自立相談支援機関における家計面の支援	
		実施 (n=224)	未実施 (n=5)
家計改善支援事業	実施 (n=229)	II <sup>0</sup> 15.4 (n=131)	I 5.7 (n=5)
		II <sup>1</sup> 19.4 (n=93)	
	未実施	III <sup>1</sup> - -	
		III <sup>0</sup> - -	IV - -

6つの類型別に自立相談支援事業の「プラン作成件数（人口10万対）」をみると、

就労準備支援事業では、II 1 (6.1件) > II 0 (4.9件) > I (-) の順となっている。

家計改善支援事業では、II 1 (5.6件) > II 0 (4.9件) > I (3.5件) の順となっている。

図表VI-22 3事業実施している自治体の「就労準備支援事業」と「自立相談支援機関における就労支援」の実施状況別に見た自立相談支援機関における「プラン作成数」の利用実績【平均値】

		自立相談支援機関における就労支援	
		実施 (n=228)	未実施 -
就労準備支援事業	実施 (n=228)	II <sup>0</sup> 4.9 (n=174)	I - -
		II <sup>1</sup> 6.1 (n=54)	
	未実施	III <sup>1</sup> - -	
		III <sup>0</sup> - -	IV - -

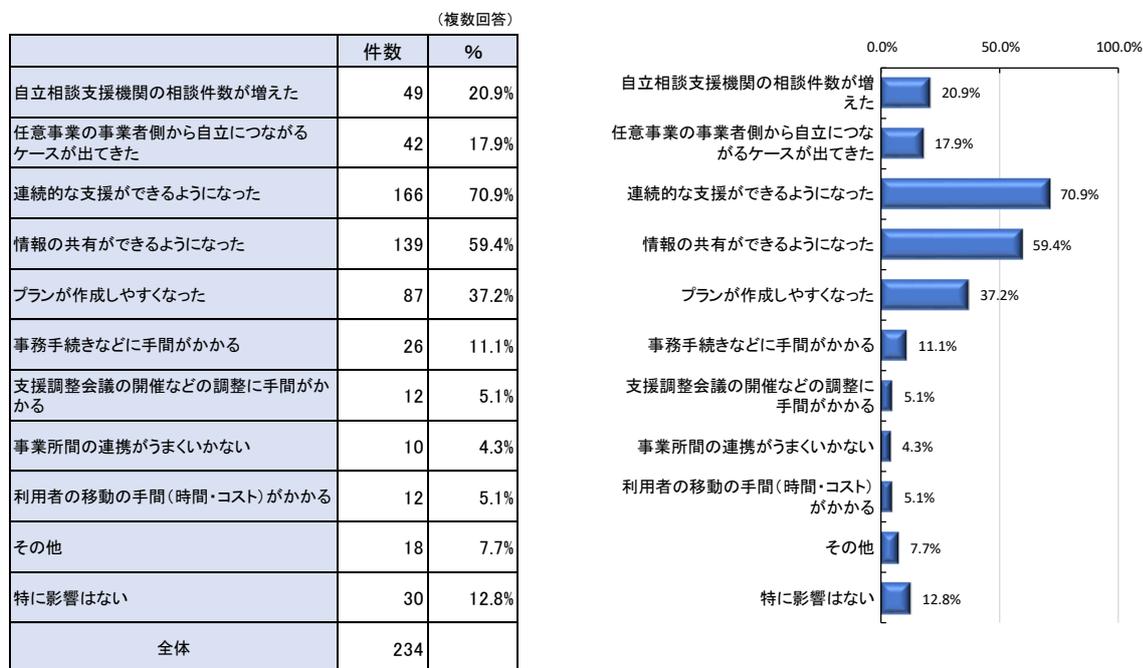
図表VI-23 3事業実施している自治体の「家計改善支援事業」と「自立相談支援機関における家計面の支援」の実施状況別に見た自立相談支援機関における「プラン作成数」の利用実績【平均値】

		自立相談支援機関における家計面の支援	
		実施 (n=224)	未実施 (n=5)
家計改善支援事業	実施 (n=229)	II <sup>0</sup> 4.9 (n=131)	I 3.5 (n=5)
		II <sup>1</sup> 5.6 (n=93)	
	未実施	III <sup>1</sup> - -	
		III <sup>0</sup> - -	IV - -

◆自治体アンケート調査結果（3事業を実施することによる影響）

「連続的な支援ができるようになった」(70.9%)、「情報の共有ができるようになった」(59.4%)  
「プランが作成しやすくなった」(37.2%) となっている。

図表VI-24 3事業を実施することによる影響（再掲 p 43）



「自立相談支援事業」「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」の3事業を実施している自治体の「利用件数」「プラン作成件数」は、相対的に多く、特に、家計改善支援事業、就労準備支援事業において実施する専門性の高い支援と連動（あるいは連携）した「家計面」、「就労面」の支援をしていると思われる自治体の実績はさらに多い。

#### ④自立相談支援事業で対応している自治体

##### ◆就労準備支援事業と自立相談支援機関における就労支援

就労準備支援事業が未実施で自立相談支援機関における就労支援を実施している自治体（分類Ⅲ）について、就労準備支援事業を実施していない理由を見たところ、「予算を確保するのが難しいから」（38.0％）に次いで「自立相談支援事業で対応できているから」の割合が高く、36.2％となっていた。

図表VI-25 就労準備支援事業と自立相談支援機関における就労支援

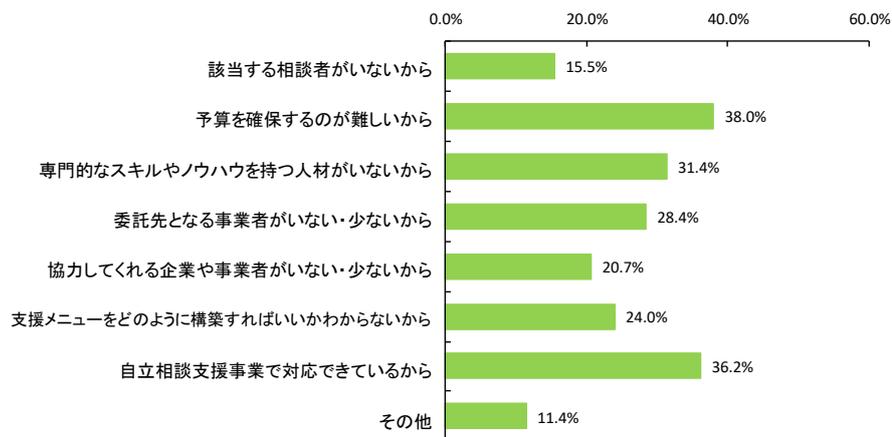
【アンケート結果】 ※いずれが無回答(8)除く

		自立相談支援機関における就労支援		合計
		実施	未実施	
就労準備支援事業	実施	Ⅱ 332 (53.9%)	Ⅰ 1 (0.2%)	333 (54.1%)
	未実施	Ⅲ 271 (44.0%)	Ⅳ 12 (1.9%)	283 (45.9%)
合計		603 (97.9%)	13 (2.1%)	616 (100.0%)

##### ■就労準備支援事業を実施していない理由

(複数回答)

		就労準備支援事業を実施していない理由								全体
		該当する相談者がいないから	予算を確保するのが難しいから	専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから	委託先となる事業者が少ないから	協力してくれる企業や事業者が少ないから	支援メニューをどのように構築すればいいかわからないから	自立相談支援事業で対応できているから	その他	
分類	Ⅲ 就労準備支援事業【未実施】 自立の就労支援【実施】	42 15.5%	103 38.0%	85 31.4%	77 28.4%	56 20.7%	65 24.0%	98 36.2%	31 11.4%	271



就労準備支援事業が未実施で自立相談支援機関における就労支援を実施している自治体（分類Ⅲ）について、就労準備支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当した自治体（①）とそれ以外の自治体（②）とで自立相談支援機関における就労支援の実施内容を聞いた結果は以下のとおりである。

「①就労準備支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当」した自治体は、「ビジネスマナー・履歴書指導・面接等の支援」「就労後の定着支援」「ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓」の項目で、「②上記以外」の自治体よりも実施している割合が高くなっていた。

図表VI-26 自立相談支援機関における就労支援で実施していること

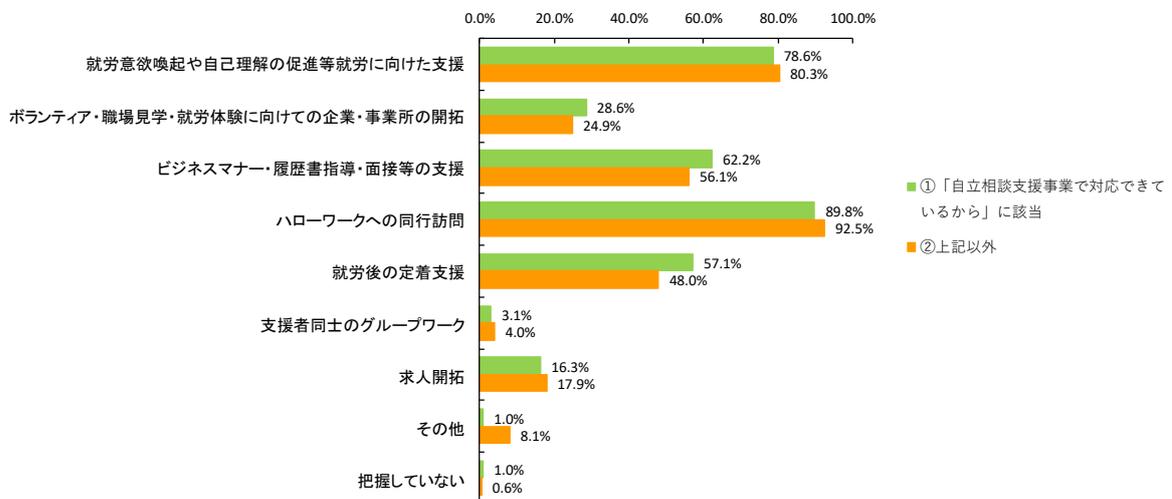
【アンケート結果】 ※いずれか無回答(8)除く

		自立相談支援機関における就労支援		合計
		実施	未実施	
就労準備支援	実施	Ⅱ 332 (53.9%)	Ⅰ 1 (0.2%)	333 (54.1%)
	未実施	Ⅲ 271 (44.0%)	Ⅳ 12 (1.9%)	283 (45.9%)
合計		603 (97.9%)	13 (2.1%)	616 (100.0%)

■ 自立相談支援機関における就労支援で実施していること

(複数回答)

	自立相談支援機関における就労支援で実施していること									全体
	就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援	ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓	ビジネスマナー・履歴書指導・面接等の支援	ハローワークへの同行訪問	就労後の定着支援	支援者同士のグループワーク	求人開拓	その他	把握していない	
①就労準備支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当	77 78.6%	28 28.6%	61 62.2%	88 89.8%	56 57.1%	3 3.1%	16 16.3%	1 1.0%	1 1.0%	98
②上記以外	139 80.3%	43 24.9%	97 56.1%	160 92.5%	83 48.0%	7 4.0%	31 17.9%	14 8.1%	1 0.6%	173
合計	216 79.7%	71 26.2%	158 58.3%	248 91.5%	139 51.3%	10 3.7%	47 17.3%	15 5.5%	2 0.7%	271



就労準備支援事業が未実施で自立相談支援機関における就労支援を実施している自治体（分類Ⅲ）のうち、就労準備支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」にのみ該当した自治体（①）と、「自立相談支援事業で対応できているから」とそのほかに該当した自治体（②）、「自立相談支援事業で対応できているから」以外に該当した自治体（③）について、自立相談支援機関のプラン作成数（人口10万対）について比較した。①②の「自立相談支援事業で対応できているから」に該当した自治体の方が、③の「自立相談支援事業で対応できているから」以外に該当した自治体よりも平均プラン作成数が多くなっていた。

図表VI-27 就労準備支援事業を実施していない理由別にみた自立相談支援機関のプラン作成数

【アンケート結果】 ※いずれか無回答(8)除く

		自立相談支援機関における就労支援		合計
		実施	未実施	
就労準備支援	実施	Ⅱ 332 (53.9%)	Ⅰ 1 (0.2%)	333 (54.1%)
	未実施	Ⅲ 271 (44.0%)	Ⅳ 12 (1.9%)	283 (45.9%)
合計		603 (97.9%)	13 (2.1%)	616 (100.0%)

■就労準備支援事業を実施していない理由

1. 該当する相談者がいないから
2. 予算を確保するのが難しいから
3. 専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから
4. 委託先となる事業者がいない・少ないから
5. 協力してくれる企業や事業者がいない・少ないから
6. 支援メニューをどのように構築すればいいかわからないから
7. 自立相談支援事業で対応できているから
8. その他

上記選択肢から、以下に分類

- ①「7. 自立相談支援事業で対応できているから」のみ該当
- ②「7. 自立相談支援事業で対応できているから」とそのほか(1～6, 8)に該当
- ③「7. 自立相談支援事業で対応できているから」以外に該当

【平成30年度】 自立相談支援機関 プラン作成数 利用件数(人口10万人対)

※厚労省実績データより

	自立相談支援機関 プラン作成数 利用件数(人口10万人対)						
	件数 n	平均 mean	中央値 median	最小値 minimum	最大値 maximum	標準偏差 std	変動係数 cv
①「7. 自立相談支援事業で対応できているから」のみ該当	42	4.3	2.4	0.0	28.3	5.4	124.9
②「7. 自立相談支援事業で対応できているから」とそのほか(1～6, 8)に該当	56	4.7	2.4	0.0	49.7	8.8	187.3
③「7. 自立相談支援事業で対応できているから」以外に該当	154	3.1	1.9	0.0	41.1	4.7	150.6
全体	271	3.6	2.0	0.0	49.7	5.8	163.0

	自立相談支援機関 プラン作成数 利用件数(人口10万人対)						
	件数 n	平均 mean	中央値 median	最小値 minimum	最大値 maximum	標準偏差 std	変動係数 cv
①「7. 自立相談支援事業で対応できているから」のみ該当	98	4.5	2.4	0.0	49.7	7.5	165.4
②「7. 自立相談支援事業で対応できているから」とそのほか(1～6, 8)に該当	154	3.1	1.9	0.0	41.1	4.7	150.6
全体	271	3.6	2.0	0.0	49.7	5.8	163.0

就労準備支援事業が未実施である分類Ⅲ・Ⅳの自治体（283）について、就労準備支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当した自治体（①）とそれ以外の自治体（②）とで比較した結果は以下のとおりである。

就労準備支援事業の潜在的なニーズの把握については、「①就労準備支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当」した自治体は、「している」が13.1%で、そのうち潜在的なニーズの有無が「ある」と回答した自治体が76.9%であった。

一方、「②上記以外」の自治体では、ニーズの把握を「している」が15.2%となっており、そのうち潜在的なニーズの有無が「ある」と回答した自治体が96.4%となっていた。

また、今後の就労準備支援事業の実施意向については、「①就労準備支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当」した自治体が「実施しない」が14.1%、「実施する」が24.2%であるのに対し、「②上記以外」の自治体では「実施しない」が6.5%、「実施する」は37.5%となっていた。

図表Ⅵ-28 就労準備支援事業の潜在的なニーズ把握の有無

	就労準備支援事業の潜在的なニーズ把握の有無				合計	潜在的なニーズの有無			
	している	していない	今後実施予定	無回答		ニーズの有無			合計
						ある	ない	無回答	
①就労準備支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当	13 13.1%	82 82.8%	4 4.0%	0 0.0%	99 100.0%	10 76.9%	3 23.1%	0 0.0%	13 100.0%
②上記以外	28 15.2%	122 66.3%	21 11.4%	13 7.1%	184 100.0%	27 96.4%	1 3.6%	0 0.0%	28 100.0%
合計	41 14.5%	204 72.1%	25 8.8%	13 4.6%	283 100.0%	37 90.2%	4 9.8%	0 0.0%	41 100.0%

図表Ⅵ-29 今後の就労準備支援事業の実施意向

	今後の実施意向				合計
	実施する	実施しない	未定	無回答	
①就労準備支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当	24 24.2%	14 14.1%	61 61.6%	0 0.0%	99 100.0%
②上記以外	69 37.5%	12 6.5%	90 48.9%	13 7.1%	184 100.0%
合計	93 32.9%	26 9.2%	151 53.4%	13 4.6%	283 100.0%

◆家計改善支援事業と自立相談支援機関における家計面の支援

家計改善支援事業が未実施で自立相談支援機関における家計面の支援を実施している自治体（分類Ⅲ）について、家計改善支援事業を実施していない理由を見たところ、「自立相談支援事業で対応できているから」の割合が最も高く、52.1%となっていた。

図表VI-30 家計改善支援事業と自立相談支援機関における家計面の支援

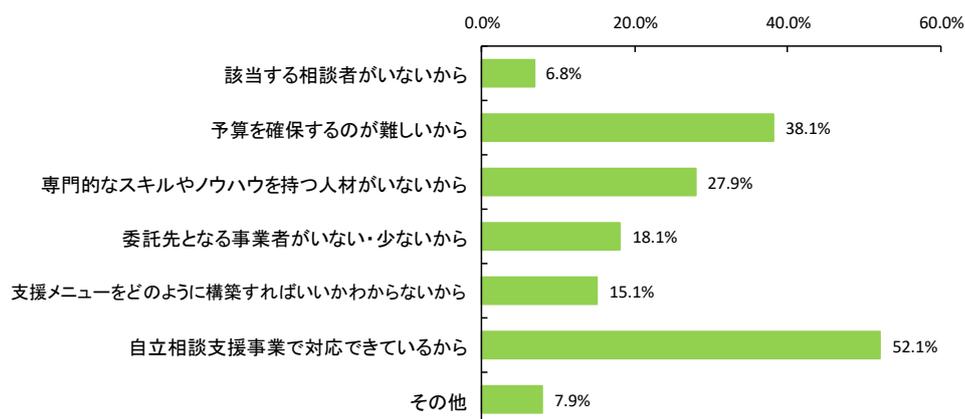
【アンケート結果】 ※いずれか無回答(11)除く

		自立相談支援機関における家計面の支援		合計
		実施	未実施	
家 援 計 改 善 支	実施	Ⅱ 302 (49.3%)	Ⅰ 10 (1.6%)	312 (50.9%)
	未実施	Ⅲ 265 (43.2%)	Ⅳ 36 (5.9%)	301 (49.1%)
合計		567 (92.5%)	46 (7.5%)	613 (100.0%)

【アンケート結果】  
■家計改善支援事業を実施していない理由

(複数回答)

分類	家計改善支援事業【未実施】 自立の家計面の支援【実施】	家計改善支援事業を実施していない理由						全体	
		該当する相談者がいないから	予算を確保するのが難しいから	専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから	委託先となる事業者が少ないから	支援メニューをどのように構築すればいいかわからないから	自立相談支援事業で対応できているから		その他
Ⅲ		18 6.8%	101 38.1%	74 27.9%	48 18.1%	40 15.1%	138 52.1%	21 7.9%	265



家計改善支援事業が未実施で自立相談支援機関における家計面の支援を実施している自治体（分類Ⅲ）について、家計改善支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当した自治体（①）とそれ以外の自治体（②）とで自立相談支援機関における家計面の支援の実施内容を聞いた結果は以下のとおりである。

「①家計改善支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当」した自治体は、「家計状況の把握とアドバイス」「目標収入を設定し、就職・転職の支援」以外の項目で「②上記以外」の自治体よりも実施している割合が高くなっていた。

図表VI-31 自立相談支援機関における家計面の支援で実施していること

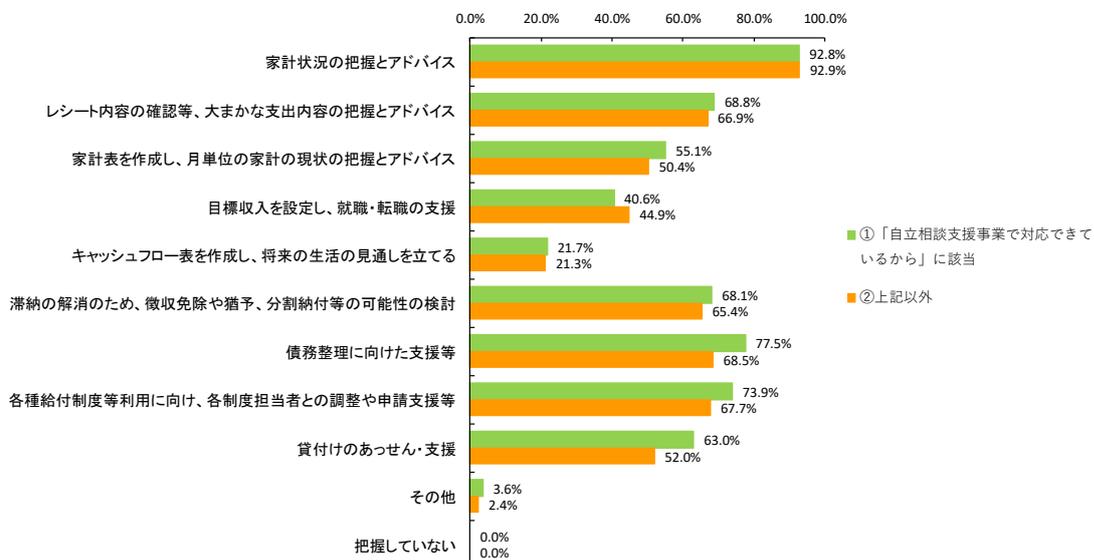
【アンケート結果】 ※いずれか無回答(11)除く

		自立相談支援機関における家計面の支援		合計
		実施	未実施	
家計改善事業支	実施	Ⅱ 302 (49.3%)	Ⅰ 10 (1.6%)	312 (50.9%)
	未実施	Ⅲ 265 (43.2%)	Ⅳ 36 (5.9%)	301 (49.1%)
合計		567 (92.5%)	46 (7.5%)	613 (100.0%)

【アンケート結果】  
■ 自立相談支援機関における家計面の支援で実施していること

(複数回答)

	自立相談支援機関における家計面の支援で実施していること											全体
	家計状況の把握とアドバイス	レシート内容の確認等、大まかな支出内容の把握とアドバイス	家計表を作成し、月単位の家計の現状の把握とアドバイス	目標収入を設定し、就職・転職の支援	キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる	滞納の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性の検討	債務整理に向けた支援等	各種給付制度等利用に向け、各制度担当者との調整や申請支援等	貸付けのあっせん・支援	その他	把握していない	
①家計改善支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当	128 92.8%	95 68.8%	76 55.1%	56 40.6%	30 21.7%	94 68.1%	107 77.5%	102 73.9%	87 63.0%	5 3.6%	0 0.0%	138
②上記以外	118 92.9%	85 66.9%	64 50.4%	57 44.9%	27 21.3%	83 65.4%	87 68.5%	86 67.7%	66 52.0%	3 2.4%	0 0.0%	127
合計	246 92.8%	180 67.9%	140 52.8%	113 42.6%	57 21.5%	177 66.8%	194 73.2%	188 70.9%	153 57.7%	8 3.0%	0 0.0%	265



家計改善支援事業が未実施で自立相談支援機関における家計面の支援を実施している自治体（分類Ⅲ）のうち、家計改善支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」にのみ該当した自治体（①）と、「自立相談支援事業で対応できているから」とそのほかに該当した自治体（②）、「自立相談支援事業で対応できているから」以外に該当した自治体（③）について、自立相談支援機関のプラン作成数（人口10万対）について比較した。①②の「自立相談支援事業で対応できているから」に該当した自治体の方が、③の「自立相談支援事業で対応できているから」以外に該当した自治体よりも平均プラン作成数が多くなっていた。

図表VI-32 家計改善支援事業を実施していない理由別にみた自立相談支援機関のプラン作成数

【アンケート結果】 ※いずれか無回答(11)除く

		自立相談支援機関における家計面の支援		合計
		実施	未実施	
家 援 計 改 善 支	実施	Ⅱ 302 (49.3%)	Ⅰ 10 (1.6%)	312 (50.9%)
	未実施	Ⅲ 265 (43.2%)	Ⅳ 36 (5.9%)	301 (49.1%)
合計		567 (92.5%)	46 (7.5%)	613 (100.0%)

■家計改善支援事業を実施していない理由

1. 該当する相談者がいないから
2. 予算を確保するのが難しいから
3. 専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから
4. 委託先となる事業者がいない・少ないから
5. 支援メニューをどのように構築すればいいかわからないから
6. 自立相談支援事業で対応できているから
7. その他

上記選択肢から、以下に分類

- ①「6. 自立相談支援事業で対応できているから」のみ該当
- ②「6. 自立相談支援事業で対応できているから」とそのほか(1～5, 7)に該当
- ③「6. 自立相談支援事業で対応できているから」以外に該当

【平成30年度】 自立相談支援機関 プラン作成数 利用件数(人口10万人対)

※厚労省実績データより

	自立相談支援機関 プラン作成数 利用件数(人口10万人対)						
	件数 n	平均 mean	中央値 median	最小値 minimum	最大値 maximum	標準偏差 std	変動係数 cv
①「6. 自立相談支援事業で対応できているから」のみ該当	69	4.2	2.9	0.0	28.3	5.0	118.8
②「6. 自立相談支援事業で対応できているから」とそのほか(1～5, 7)に該当	69	3.5	2.4	0.0	25.9	4.2	118.6
③「6. 自立相談支援事業で対応できているから」以外に該当	108	3.2	2.4	0.0	25.3	3.7	116.5
全体	265	3.6	2.5	2.0	28.3	4.4	120.9

	自立相談支援機関 プラン作成数 利用件数(人口10万人対)						
	件数 n	平均 mean	中央値 median	最小値 minimum	最大値 maximum	標準偏差 std	変動係数 cv
①「6. 自立相談支援事業で対応できているから」のみ該当	138	3.9	2.6	0.0	28.3	4.6	119.2
②「6. 自立相談支援事業で対応できているから」とそのほか(1～5, 7)に該当	108	3.2	2.4	0.0	25.3	3.7	116.5
③「6. 自立相談支援事業で対応できているから」以外に該当	108	3.2	2.4	0.0	25.3	3.7	116.5
全体	265	3.6	2.5	2.0	28.3	4.4	120.9

家計改善支援事業が未実施である分類Ⅲ・Ⅳの自治体（301）について、家計改善支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当した自治体（①）とそれ以外の自治体（②）とで比較した結果は以下のとおりである。

家計改善支援事業の潜在的なニーズの把握については、「①家計改善支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当」した自治体は、「している」が21.9%で、そのうち潜在的なニーズの有無が「ある」と回答した自治体が87.5%であった。

一方、「②上記以外」の自治体では、ニーズの把握を「している」が21.9%となっており、そのうち潜在的なニーズの有無が「ある」と回答した自治体が97.1%となっていた。

また、今後の家計改善支援事業の実施意向については、「①家計改善支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当」した自治体が「実施する」が25.3%、「未定」が65.1%であるのに対し、「②上記以外」の自治体では「実施する」は44.5%となっていた。

図表Ⅵ-33 家計改善支援事業の潜在的なニーズ把握の有無

	家計改善支援事業の潜在的なニーズ把握の有無					合計
	している	していない	今後実施予定	無回答		
①家計改善支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当	32 21.9%	108 74.0%	5 3.4%	1 0.7%		146 100.0%
②上記以外	34 21.9%	84 54.2%	23 14.8%	14 9.0%		155 100.0%
合計	66 21.9%	192 63.8%	28 9.3%	15 5.0%		301 100.0%

	潜在的なニーズの有無			合計
	ある	ない	無回答	
①	28 87.5%	3 9.4%	1 3.1%	32 100.0%
②	33 97.1%	1 2.9%	0 0.0%	34 100.0%
合計	61 92.4%	4 6.1%	1 1.5%	66 100.0%

図表Ⅵ-34 今後の家計改善支援事業の実施意向

	今後の実施意向				合計
	実施する	実施しない	未定	無回答	
①家計改善支援事業を実施していない理由で「自立相談支援事業で対応できているから」に該当	37 25.3%	12 8.2%	95 65.1%	2 1.4%	146 100.0%
②上記以外	69 44.5%	4 2.6%	69 44.5%	13 8.4%	155 100.0%
合計	106 35.2%	16 5.3%	164 54.5%	15 5.0%	301 100.0%

## ⑤任意事業の支援実績に影響を与える要因

集計結果から、任意事業の支援実績に影響を与える要因として、以下の点が推測される。

### 支援実績が多い理由（推測）

- 任意事業において専門性の高い支援が行われていると同時に、自立相談支援事業においても、任意事業と連動（あるいは連携）して、一定程度の専門的な支援が行われている。
- 3事業（「自立相談支援事業」及び2つの任意事業）あるいは2事業（「自立相談支援事業」と「就労準備支援事業」又は「家計改善支援事業」）間で、出口につながる相互連携的支援の好循環を生む仕組みが働いている。

### 支援実績が少ない理由（推測）

- 自立相談支援事業と任意事業における相互連携的支援が十分行われていない。
- 何らかの要因が影響して、あるいは何らかの要素（社会資源等）の不足や欠落によって、任意事業を実施していても、本来、任意事業に求められる体系的で専門性のある支援が十分に行われていない。

### 実施していない自治体（又は、実績ゼロの自治体）

- 特に、自立相談支援機関において、潜在ニーズを十分に把握していない。または、現状をもって、潜在ニーズは限定的であると認識している。
- 「自立相談支援事業で対応できている」と認識している。

### **(3) 任意事業の専門性を発揮するための背景的要素（組織内外の条件、環境）**

実績データと自治体アンケート調査結果に基づく本研究会の検討結果を踏まえ、支援実績が相対的に多い自治体（事業の実施者）が備えていると考えられる「専門性を発揮するための背景的要素」について、仮説的に整理した。

#### **① 自立相談支援事業と任意事業の連携の重要性**

生活困窮者の自立支援という大きな目的があり、その中で、さらに支援の専門性が求められるものが任意事業として事業化されている。

自立相談支援機関が実施する「自立相談支援事業」において、対象者が何らかの「家計改善」の問題点を抱えていることを把握した場合、問題を解決するために自立相談支援事業として行動し、カバーしようとするのは極めて自然である。

任意事業において、それぞれの地域でできる条件を活かして支援メニューが作られている場合は、自立相談支援事業で就労面や家計面に対して、任意事業の専門性と連動（あるいは連携）した「一歩踏み込んだ支援」をしている自治体ほど、任意事業の支援実績の増加につながっているのではないかと。

なお、任意事業を実施していない自治体のうち、任意事業を実施しない理由として、「自立相談支援事業で対応できているから」と回答している自治体については、それ以外の理由（予算を確保するのが難しい、専門的なスキルやノウハウを持つ人材がない等）を挙げている自治体と比較して、「支援プラン」の作成件数が多くなっており、自立相談支援事業の範囲内で積極的に支援を行っている可能性がある。

ただし、事業の潜在的なニーズ把握をしていないと回答した割合が7割～8割となっており、地域の潜在的ニーズの把握如何によって、今後、任意事業の実施について検討の余地がある可能性がある。

#### **② 支援調整会議の重要性**

また、支援調整会議は、本来相談員の力量を補い、専門的なノウハウが集まり、こうしたらいという話し合いが行われるべき会議体である。それが月日を重ねるごとに形骸化して、ルーチンな読み上げの場になりつつある自治体もあると考えられる。

せっかく両事業実施しても、個々のケースに対して踏み込んだ議論が行われなければ、支援件数は増えないのではないかと。

#### **③ 任意事業の専門性**

##### **（就労準備支援事業）**

定期、不定期の企業開拓を継続しながら、様々な支援メニューを形成し、支援対象者の状態像に応じて、複数の選択肢を提供する機能、能力を備えている体制を有している。

### (家計改善支援事業)

家計改善支援は、未だ整理されていない家計の課題を的確に把握し、解決することが大前提である。

「家計改善」の支援実績が伸びている自治体では、支援のノウハウとともに、対象者の支援には「家計改善」が必須条件であるという基本方針に基づいて支援を行っているところがある。

例えば、個々の家計改善支援員は、自立支援についての専門的な視点にたって、以下のような知識や経験を持っている。

- ・債務整理等（債務整理、貸付あっせん、納税手続き、各種保険制度、介護保険、福祉サービス、傷病手当金、不動産売却）の流れ、方法、必要書類等を理解している。
- ・「聴き取りながら収支表を作成できる」、「キャッシュフロー表が作成できる」
- ・キャッシュフローに基づいた、支援計画がたてられる（＝人生設計の仕方、見直し方の支援）、必然的にフォローアップ（継続支援、伴奏支援）を欠かさない。
- ・資産活用支援ができる。等

### ④専門性を発揮するための背景的要素

さらに、事業実施者は、支援を担当する職員が個々に身に着けている知識・スキルを基礎として、組織的な取組の中で、専門性を発揮するための複数の要素（組織内外の条件、環境）を組み合わせながら、支援の実績を上げる何等かの仕組み（あるいは支援の構造）を持っていると考えられる。

### <外とのネットワーク>

#### (就労準備支援事業)

就労準備支援事業の実施者にとって、地域の社会資源とどう連携していくか、協力体制を築いていくかが重要である。一般に、福祉関係者間のネットワーク化は比較的容易であり、また、当該自治体の事業であるので、行政の関係部署等との情報共有についてもハードルは高くない。

問題は、事業推進上、関係構築が有効と考えられる外部の人や組織とどのように繋がるかである。外部の専門職、企業、その他の地域資源とどう付き合い、地域での出口をどのように設定して提案していくかが鍵となると考えられる。

#### (家計改善支援事業)

家計改善支援のプランには、家計状況の把握に基づくアドバイスがあるが、アドバイスで支援対象者が抱える課題が解決できる場合は良いが、何らかの法的な整理が必要であれば、専門家の支援を必要とする場合がある。その際、問題解決の方法、手段の一つとして、地域の中で司法との連携が重要となる。

地域の中で司法の専門家が活躍できる場所をつくり、ネットワークを形成していくことが重要である。

また、本来、福祉担当部署と税、国保、年金の各担当部署は密接であるべきである。

例えば、滞納対策は本人の自立に向けた一歩ともなるのであり、差し押さえや強制執行に遭わない生活をしてもらいたい。そのために「目標収入を設定し、就職・転職等の支援」や「キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる」ことが必要であり、それに基づいて、税、国保、年金の各担当部署、いわゆる「お金を支払わせる側」との連携を進める必要がある。

### <支援ツールとしてのプログラムあるいはメニュー>

もちろん、外部とのネットワークだけでは十分ではない。支援対象者が選択できる具体的な支援プログラム（計画であり、メニューである）が不可欠である。

「就労準備」では、それぞれの地域において出口をどう設定し、提案していくか、また、「家計改善」では、将来の生活設計をどのように考え、道筋を付けて行くか、が支援ツールとしてのプログラムあるいはメニューづくりに必要な要素となる。

#### （就労準備支援事業）

就労準備支援は、個々の利用者の状態像に合わせ、将来の方向性を選択していく作業であるため、選べる条件や状況について選択肢をどの程度用意したか（「プログラム化しているか」）が重要となる。

いわゆる一般求人のマッチングだけではない。多様な体験メニューも含め、幾つかのステップの中でメニューが選べるかどうかが就労準備支援のポイントとなる。したがって、プランニングの際には、出来るだけ多くの支援メニューが存在していることが重要である。

障がい者雇用の分野においても、一回勤めたらそれで良いということにはならない。複数の選択肢から選択が可能であり、また、転職可能な就労支援にしていく必要がある。

例えば、面談で対人関係が苦手と聞くと、その要素のない清掃作業を紹介しようとするケースもみられるが、それは、支援員の恣意的な判断、一方的な決めつけになっている危険性もある。能力を確かめながら、「そのチームとの相性は大丈夫か、そのチームと一緒になら接客もできるか」等、見極めるプロセスを踏める幅の広い選択肢があることが望ましい。

#### （家計改善支援事業）

家計改善支援は、根拠に基づいて将来設計を提案できるかが重要である。

例えば、利用者の『家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画・家計に関する個別のプランを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出す』ことが一連の支援の仕組みであり、キャッシュフロー表の作成は、そのプロセスの一つである。したがって、支援のプロセスのごく一部だけ実施しても効果的な支援にはつながらない。

キャッシュフロー表の作成はプロセスの一部でしかなく、実績が上がっているところは、その前段でアドバイスをして家計表を作る、また、負債があればそれを解消するようなサポートをする等、複数の要素が束として支援内容が構成されている。ある種の仕組みが出来ていることが、相対的に実績の多さに関連しているのではないか。

また、支援をうまく行うために実績を上げている自治体には、独自の仕組みやネットワークの構築方法があるのではないか。

### <情報収集と情報発信の機能>

例えば、「中高年事業団やまて企業組合」の取組を参考にすると、『専門性を発揮し、事業がうまく回り、実績を積み上げる』ために必要な要素の一つとして、情報収集能力と情報発信能力（又は、それに向けた取組）が挙げられる。

情報収集と情報発信がうまくいっている状況であれば、庁舎内の徴収窓口（税・保険年金）等からの支援依頼がある。また、関係機関（包括・障害）からの支援依頼もある。

また、関係機関に対して、以下のような取組を実践している。

- ・ 庁舎内の徴収窓口にて、事業説明
- ・ 相談支援員等に「支援メニュー」の説明会の実施
- ・ 相談支援員等と家計改善支援員で、全件チェック会議
- ・ 相談支援員等と家計改善支援員の役割分担の見直し

任意事業の実施において、関係部署から支援依頼が少ない場合は、情報発信のための具体的な取組が不足しているのではないか。

### <行政内の関係部署による利用勧奨>

また、法改正に伴い、利用勧奨が行政内の関係部署の努力義務となったが、利用勧奨の重要性に対する各関係部門担当者の認識が不可欠と言える。

任意事業の実施者が専門性を発揮するための背景的な要素（組織内外の条件、環境）として、以下の要素が重要と考えられる。

- ・ 事業主体（直営、委託）における関係機関・団体とのネットワークの広さ・深さ
- ・ 専門家（弁護士、司法書士等）との役割分担のバランス
- ・ 事業内容（就業準備支援事業、家計改善支援事業）のメニュー化とその豊富さ
- ・ 潜在的利用対象の有無に関する情報収集、支援メニュー等に関する情報発信の頻度
- ・ 自治体（関係部署：生活保護、税務担当、保健福祉など）、他機関（自立相談支援事業、就労準備支援事業等）との連携の度合い

上記の仮説を踏まえ、「専門的な支援」を効果的に行うための個々の事業に固有の要素と、両事業に「共通する要素」、いくつかの「要素の組合せ」と、それを動かす「仕組み」について、以下のように概念を整理した。

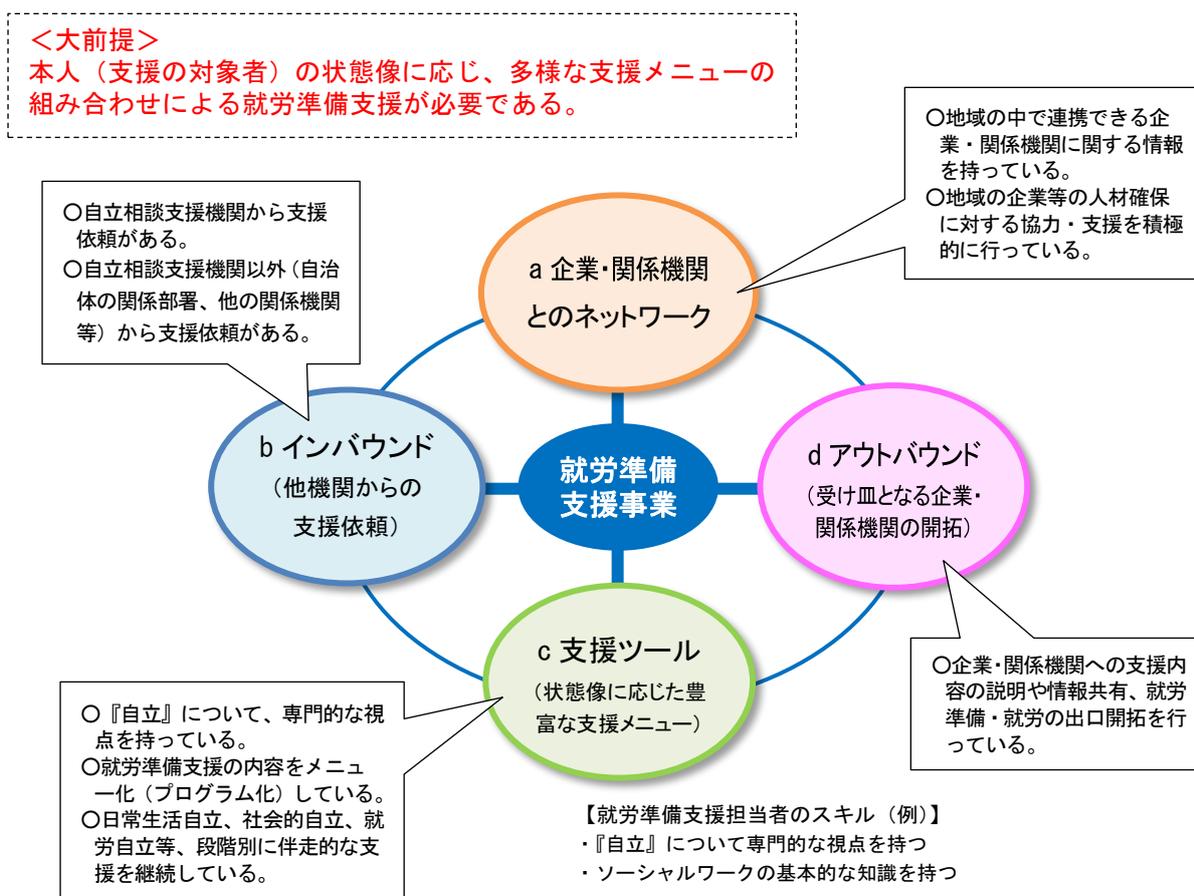
#### (4) 就労準備支援事業の専門性を発揮するための4つの要素

就労準備支援事業の前提として、本人（支援の対象者）の状態像に応じ、多様な支援メニューの組み合わせによる支援が必要である。

就労準備支援事業の専門性を発揮するための要素を以下の4つに整理した。

- a 「企業・関係機関とのネットワーク」
  - 地域の中で連携できる企業・関係機関に関する情報を持っている。
  - 地域の企業等の人材確保に対する協力・支援を積極的に行っている。
- b 「インバウンド（他機関からの支援依頼）」
  - 自立相談支援機関から支援依頼がある。
  - 自立相談支援機関以外（自治体の関係部署、他の関係機関等）から支援依頼がある。
- c 「支援ツール（状態像に応じた豊富な支援メニュー）」
  - 『自立』について、専門的な視点を持っている。
  - 就労準備支援事業の内容をメニュー化（プログラム化）している。
  - 日常生活自立、社会的自立、就労自立等、段階別に伴走的な支援を継続している。
- d 「アウトバウンド（受け皿となる企業・関係機関の開拓）」
  - 企業・関係機関への支援内容の説明や情報共有、就労準備・就労の出口開拓を行っている。

図表VI-35 就労準備支援事業の専門性を発揮するための4つの要素

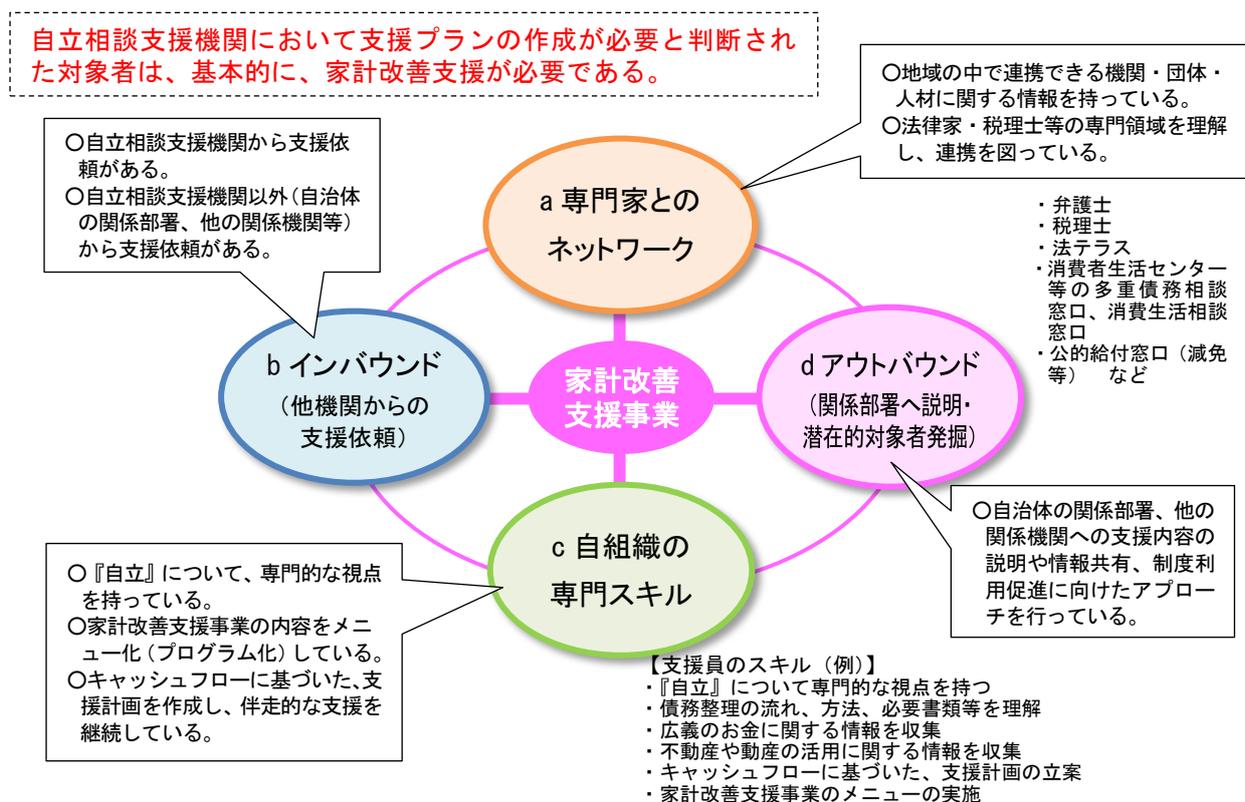


### (5) 家計改善支援事業の専門性を発揮するための4つの要素

自立相談支援機関において支援プランの作成が必要と判断された対象者は、基本的に、家計改善支援が必要であるという前提を踏まえた上で、家計改善支援事業の専門性を発揮するための要素を以下の4つに整理した。

- a 「専門家とのネットワーク」
  - 地域の中で連携できる機関・団体・人材に関する情報を持っている。
  - 法律家・税理士等の専門領域を理解し、連携を図っている。
- b 「インバウンド（他機関からの支援依頼）」
  - 自立相談支援機関から支援依頼がある。
  - 自立相談支援機関以外（自治体の関係部署、他の関係機関等）から支援依頼がある。
- c 「自組織の専門スキル」
  - 『自立』について、専門的な視点を持っている。
  - 家計改善支援事業の内容をメニュー化（プログラム化）している。
  - キャッシュフローに基づいた、支援計画を作成し、伴走的な支援を継続している。
- d 「アウトバウンド（関係部署へ説明・潜在的对象者発掘）」
  - 自治体の関係部署、他の関係機関への支援内容の説明や情報共有、制度利用促進に向けたアプローチを行っている。

図表VI-36 家計改善支援事業の専門性を発揮するための4つの要素



こうした仮説（整理した支援の要素等）を事業所アンケートの調査設計（調査票 問3「事業の支援内容」、問4「専門的な支援の実施状況」）に反映させ、2つの任意事業の実施者に対し調査を実施した。（調査票参照）

## 1. 調査の方法

## (1) 調査対象

全国の就労準備支援事業者及び、家計改善支援事業者

## (2) 調査期間

令和元年 12 月 12 日～令和 2 年 1 月 10 日

## (3) 調査方法

郵送によるアンケート調査を実施した。調査票の回収にあたっては、電子ファイルをダウンロードできるようにし、メールでの回答も併せて実施した。なお、調査にあたっては、福祉事務所設置自治体の主管部局へ郵送し、各任意事業者へ転送してもらう手法を取ることとした（直営の場合は自治体が回答）。

## (4) 設問項目

任意事業の専門性を発揮するための 4 つの要素を踏まえた設問項目を作成した。

## (5) 回収状況

		発送数	回収数	回収率
市町村	就労準備支援事業者	400	288	72.0%
	家計改善支援事業者	368	266	72.3%
都道府県	就労準備支援事業者	116	49	42.2%
	家計改善支援事業者	114	67	58.8%

※「就労準備支援事業の実施状況・委託先一覧」及び「家計相談支援事業の実施状況・委託先一覧」（令和元年 7 月時点）に基づいて発送

以下、市町村からの回答について集計・分析を行った（都道府県は別途集計（資料編参照））。

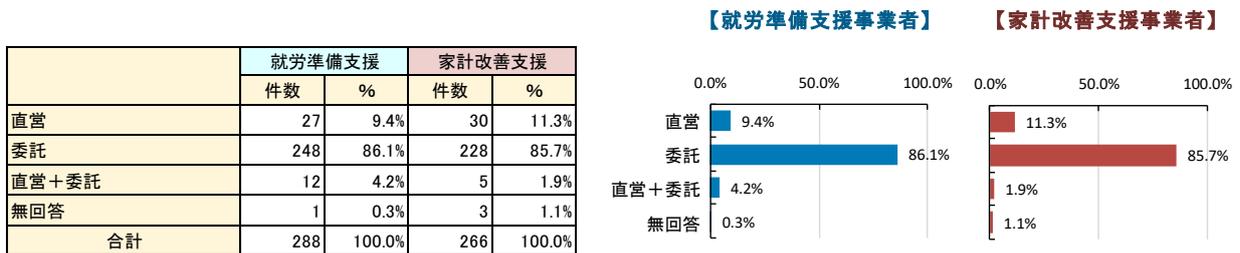
## 2. 集計結果の概要

### (1) 運営方法

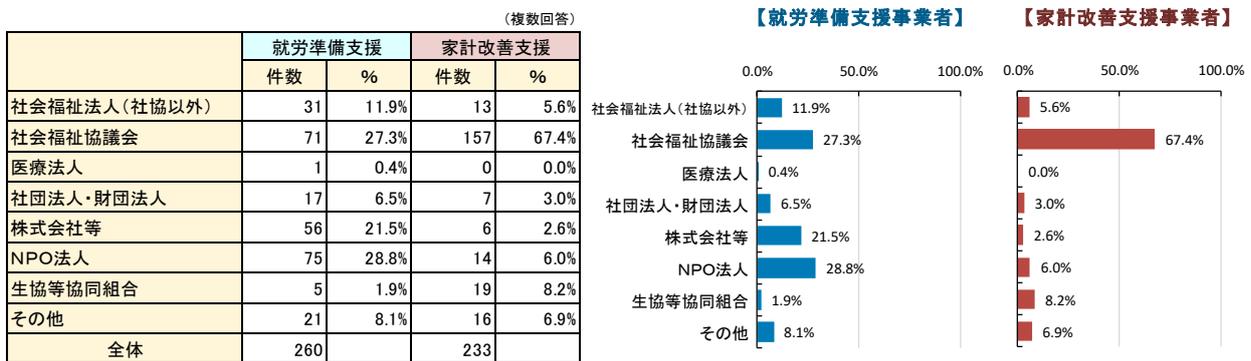
事業の運営方法については、就労準備支援事業、家計改善支援事業ともに「委託」の割合が最も高く、それぞれ86.1%、85.7%であった。

また、「委託」「直営+委託」の場合の委託先についてみると、就労準備支援事業では「NPO法人」が28.8%、「社会福祉協議会」が27.3%、「株式会社等」が21.5%となっていた。一方、家計改善支援事業では「社会福祉協議会」が67.4%と約7割を占めていた。

図表VII-1 事業の運営方法



図表VII-2 「委託」「委託+直営」の場合の委託先



### (2) 職員体制

職員体制についてみると、就労準備支援事業の「就労準備支援担当者」は1事業所当たり平均2.8人、家計改善支援事業の「家計改善支援員」が1事業所あたり平均2.0人であった。

図表VII-3 職員体制

【就業準備支援事業者】

	職員数	【1事業所あたり平均人数】	
		うち専従	うち兼務
就労準備支援担当者	2.8人	1.3人	1.5人
その他の職員	1.0人	0.4人	0.5人
合計	3.8人	1.7人	2.0人

【家計改善支援事業者】

	職員数	【1事業所あたり平均人数】	
		うち専従	うち兼務
家計改善支援員	2.0人	0.5人	1.5人
その他の職員	1.0人	0.3人	0.6人
合計	2.9人	0.8人	2.1人

また、「就労準備支援担当者」のうち「キャリアコンサルタント」は1事業所あたり 0.81 人、「家計改善支援員」のうち「ファイナンシャルプランナー」は1事業所あたり 0.66 人であった。

図表Ⅶ-4 職種

【就労準備支援事業者】

※就労準備支援担当者のみ

【1事業所あたり平均人数】

	職員数	うち専従	
		うち専従	うち兼務
1. 社会福祉士	0.50人	0.18人	0.31人
2. 精神保健福祉士	0.21人	0.10人	0.11人
3. 保健師	0.01人	0.00人	0.00人
4. キャリアコンサルタント	0.81人	0.40人	0.40人
5. 産業カウンセラー	0.31人	0.20人	0.09人
6. 社会福祉主事	0.45人	0.14人	0.30人
7. 介護支援専門員	0.12人	0.03人	0.08人
8. 障害者相談支援専門員	0.06人	0.02人	0.04人
9. 介護福祉士	0.19人	0.08人	0.11人
10. その他	0.72人	0.32人	0.42人

【家計改善支援事業者】

※家計改善支援員のみ

【1事業所あたり平均人数】

	職員数	うち専従	
		うち専従	うち兼務
1. 社会福祉士	0.91人	0.15人	0.76人
2. 精神保健福祉士	0.23人	0.05人	0.19人
3. 保健師	0.01人	0.00人	0.01人
4. キャリアコンサルタント	0.07人	0.02人	0.05人
5. 産業カウンセラー	0.11人	0.05人	0.06人
6. 社会福祉主事	0.61人	0.10人	0.51人
7. 介護支援専門員	0.28人	0.05人	0.22人
8. 障害者相談支援専門員	0.04人	0.00人	0.41人
9. 介護福祉士	0.26人	0.06人	0.20人
10. ファイナンシャルプランナー	0.66人	0.27人	0.39人
11. 消費生活専門相談員	0.00人	0.00人	0.00人
12. 消費生活アドバイザー	0.01人	0.00人	0.00人
13. 消費生活コンサルタント	0.00人	0.00人	0.00人
14. 社会保険労務士	0.02人	0.00人	0.01人
15. その他	0.27人	0.06人	0.21人

(3) 支援実績

就労準備支援事業を実施している事業所の平成 30 年度の支援実績についてみると、「相談受付人数」は1事業所あたり平均 45.7 人で、そのうち「どこの事業所も経ず、直接受付けた人数」が 16.7 人であった。

また、「自立相談支援事業における支援プランとして「就労準備支援事業」が位置づけられた支援プランを作成し、支援調整会議を経て、支援決定をした人数（法に基づく事業にカウントした人）」は 11.5 人で、「就労準備支援事業として法に基づく事業にカウントしていないが何らかの就労支援を行った人数」は 9.9 人、「H30 年度に作成した「計画書」または、それに準じるものを策定した人数」は 10.5 人となっていた。

図表Ⅶ-5 就労準備支援事業の支援実績

【1事業所あたり平均人数】

H30年度の相談受付人数	45.7人
うち、どこの事業所も経ず、直接受付けた人数	16.7人
【H30年度】 自立相談支援事業における支援プランとして「就労準備支援事業」が位置づけられた支援プランを作成し、支援調整会議を経て、支援決定をした人数（法に基づく事業にカウントした人）	11.5人
【H30年度】 就労準備支援事業として法に基づく事業にカウントしていないが何らかの就労支援を行った人数	9.9人
H30年度に作成した「計画書」または、それに準じるものを策定した人数	10.5人

一方、家計改善支援事業を実施している事業所の平成 30 年度の支援実績についてみると、「相談受付人数」は 1 事業所あたり平均 86.8 人で、そのうち「どこの事業所も経ず、直接受付けた人数」は 47.4 人であった。

また、「自立相談支援事業における支援プランとして「家計改善支援事業」が位置づけられた支援プランを作成し、支援調整会議を経て、支援決定をした人数（法に基づく事業にカウントした人）」は 24.4 人で、「家計改善支援事業として法に基づく事業にカウントしていないが何らかの家計支援を行った人数」は 32.6 人、「H30 年度に作成した「家計再生プラン（家計支援計画）」、または、それに準じるものを策定した人数」は 21.3 人であった。

図表Ⅶ-6 家計改善支援事業の支援実績

		【1事業所あたり平均人数】
H30年度の相談受付人数		86.8人
	うち、どこの事業所も経ず、直接受付けた人数	47.4人
【H30年度】	自立相談支援事業における支援プランとして「家計改善支援事業」が位置づけられた支援プランを作成し、支援調整会議を経て、支援決定をした人数（法に基づく事業にカウントした人）	24.4人
【H30年度】	家計改善支援事業として法に基づく事業にカウントしていないが何らかの家計支援を行った人数	32.6人
	H30年度に作成した「家計再生プラン（家計支援計画）」※、または、それに準じるものを策定した人数	21.3人

なお、「家計改善支援事業として法に基づく事業にカウントしていないが何らかの家計支援を行った人数」に関しては、相談受付にて相談のみの対応をした場合から何らかの家計支援に関することまでさまざまなケースが含まれるため、支援人数が多くなっていることが考えられる。

#### (4) 制度改正による変化

平成30年10月の生活困窮者自立支援法の改正により、事業実施自治体の各部署（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されたことから、制度改正後、どのような変化があったかを聞いた。

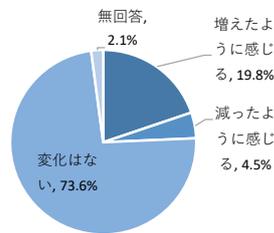
「①事業の利用者数」については、就労準備支援事業者からは「増えたように感じる」との回答が19.8%、家計改善支援事業者からは34.2%となっており、「②事業の利用者の属性」については、いずれの事業者からも「変化はない」が8割程度となっていた。また、「③自治体の各部署の対応」については、就労準備支援事業者からは「積極的に利用勧奨をしていると感じる」との回答が29.9%であったが、家計改善支援事業者からはさらに多く43.6%の回答があった。

図表Ⅶ-7 制度改正による変化

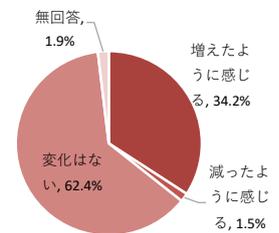
##### ①事業の利用者数

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
増えたように感じる	57	19.8%	91	34.2%
減ったように感じる	13	4.5%	4	1.5%
変化はない	212	73.6%	166	62.4%
無回答	6	2.1%	5	1.9%
全体	288	100.0%	266	100.0%

##### 【就労準備支援事業者】



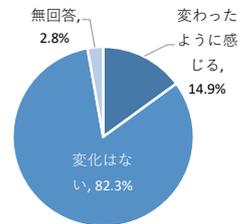
##### 【家計改善支援事業者】



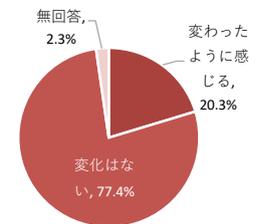
##### ②事業の利用者の属性

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
変わったように感じる	43	14.9%	54	20.3%
変化はない	237	82.3%	206	77.4%
無回答	8	2.8%	6	2.3%
全体	288	100.0%	266	100.0%

##### 【就労準備支援事業者】



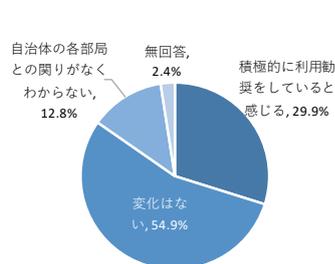
##### 【家計改善支援事業者】



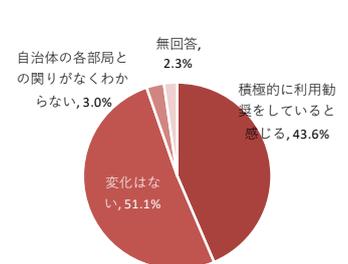
##### ③自治体の各部署の対応

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
積極的に利用勧奨をしていると感じる	86	29.9%	116	43.6%
変化はない	158	54.9%	136	51.1%
自治体の各部署との関りがなくわからない	37	12.8%	8	3.0%
無回答	7	2.4%	6	2.3%
全体	288	100.0%	266	100.0%

##### 【就労準備支援事業者】



##### 【家計改善支援事業者】

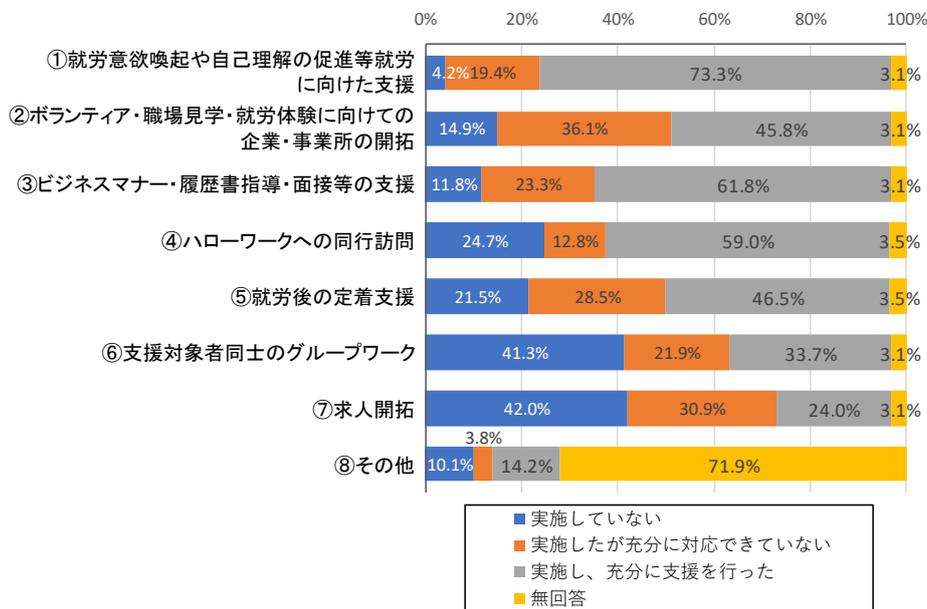


## (5) 事業の支援内容

就労準備支援事業を実施している事業者には、就労準備支援事業の支援内容を聞いたところ、「①就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援」では73.3%が「実施し、十分に支援を行った」と回答しているほか、「③ビジネスマナー・履歴書指導・面接時の支援」が61.8%、「④ハローワークへの同行訪問」が59.0%と比較的高くなっていった。一方、「⑥支援対象者同士のグループワーク」「⑦求人開拓」は「実施していない」の割合が4割を超えていた。

図表Ⅶ-8 就労準備支援事業の支援内容

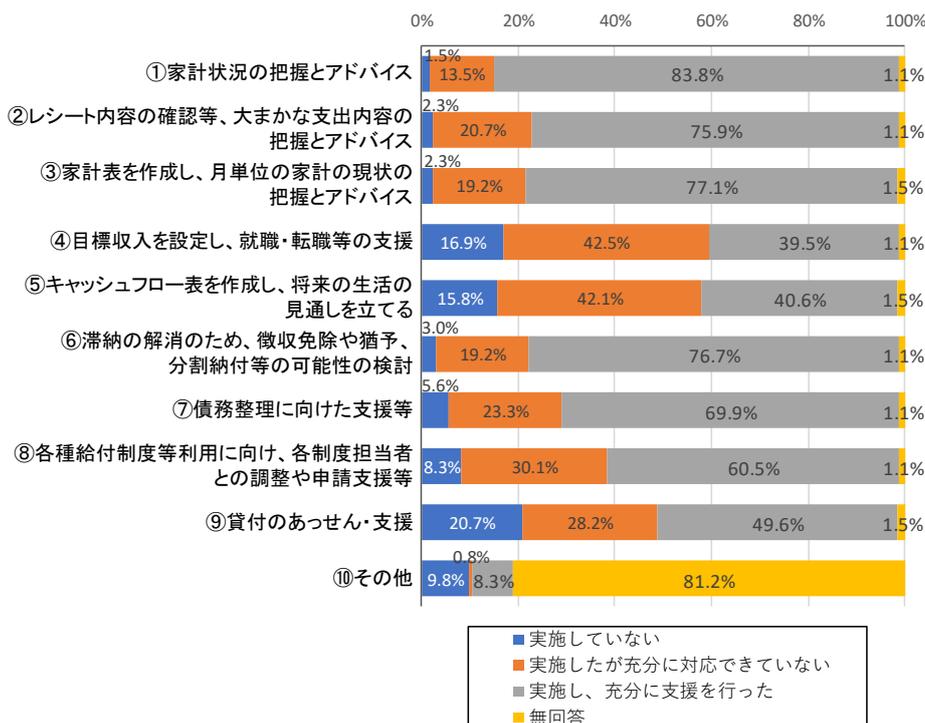
	平成30年度の実施状況				合計
	実施していない	実施したが充分に対応できていない	実施し、十分に支援を行った	無回答	
①就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援	12 4.2%	56 19.4%	211 73.3%	9 3.1%	288 100.0%
②ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓	43 14.9%	104 36.1%	132 45.8%	9 3.1%	288 100.0%
③ビジネスマナー・履歴書指導・面接等の支援	34 11.8%	67 23.3%	178 61.8%	9 3.1%	288 100.0%
④ハローワークへの同行訪問	71 24.7%	37 12.8%	170 59.0%	10 3.5%	288 100.0%
⑤就労後の定着支援	62 21.5%	82 28.5%	134 46.5%	10 3.5%	288 100.0%
⑥支援対象者同士のグループワーク	119 41.3%	63 21.9%	97 33.7%	9 3.1%	288 100.0%
⑦求人開拓	121 42.0%	89 30.9%	69 24.0%	9 3.1%	288 100.0%
⑧その他	29 10.1%	11 3.8%	41 14.2%	207 71.9%	288 100.0%



また、家計改善支援事業を実施している事業者に、家計改善支援事業の支援内容を聞いたところ、「①家計状況の把握とアドバイス」では「実施し、十分に支援を行った」が83.8%であったほか、「③家計表を作成し、月単位の家計の現状の把握とアドバイス」「⑥滞納の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性の検討」「②レシート内容の確認等、大まかな支出内容の把握とアドバイス」でいずれも7割を超えていた。一方、「④目標収入を設定し、就職・転職等の支援」「⑤キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる」では、「実施したが充分に対応できていない」の割合が4割を超えていたほか、「⑨貸付のあっせん・支援」では「実施していない」が20.7%であった。

図表Ⅶ-9 家計改善支援事業者の支援内容

	平成30年度の実施状況				合計
	実施していない	実施したが充分に対応できていない	実施し、充分に支援を行った	無回答	
①家計状況の把握とアドバイス	4 1.5%	36 13.5%	223 83.8%	3 1.1%	266 100.0%
②レシート内容の確認等、大まかな支出内容の把握とアドバイス	6 2.3%	55 20.7%	202 75.9%	3 1.1%	266 100.0%
③家計表を作成し、月単位の家計の現状の把握とアドバイス	6 2.3%	51 19.2%	205 77.1%	4 1.5%	266 100.0%
④目標収入を設定し、就職・転職等の支援	45 16.9%	113 42.5%	105 39.5%	3 1.1%	266 100.0%
⑤キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる	42 15.8%	112 42.1%	108 40.6%	4 1.5%	266 100.0%
⑥滞納の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性の検討	8 3.0%	51 19.2%	204 76.7%	3 1.1%	266 100.0%
⑦債務整理に向けた支援等	15 5.6%	62 23.3%	186 69.9%	3 1.1%	266 100.0%
⑧各種給付制度等利用に向け、各制度担当者との調整や申請支援等	22 8.3%	80 30.1%	161 60.5%	3 1.1%	266 100.0%
⑨貸付のあっせん・支援	55 20.7%	75 28.2%	132 49.6%	4 1.5%	266 100.0%
⑩その他	26 9.8%	2 0.8%	22 8.3%	216 81.2%	266 100.0%



## (6) 専門的な支援の実施状況

就労準備支援事業の専門的な支援の実施状況については以下のとおりであった。

### 【就労準備】1) 企業・関係機関とのネットワーク

「①地域の中で連携できる企業・関係機関に関する情報を持っている」については、「把握しており、支援にも活用している」が68.4%、「把握しているが、支援に活用されていない」が9.7%であった。一方、「②地域の企業等の人材確保に対する協力・支援を行っている」については、「実施していない」「今後実施を考えている」がそれぞれ30.9%、29.5%と3割を占め、「行っている」は24.3%、「積極的に行っている」は10.8%であった。

図表VII-10 就労準備支援事業の専門的な支援実施状況

#### 1) 企業・関係機関とのネットワーク

①地域の中で連携できる企業・関係機関に関する情報を持っている					
把握していない	今後把握を考えている	把握しているが、支援に活用されていない	把握しており、支援にも活用している	無回答	全体
25 8.7%	23 8.0%	28 9.7%	197 68.4%	15 5.2%	288 100.0%
②地域の企業等の人材確保に対する協力・支援を行っている					
実施していない	今後実施を考えている	行っている	積極的に行っている	無回答	全体
89 30.9%	85 29.5%	70 24.3%	31 10.8%	13 4.5%	288 100.0%

#### 2) 支援ツール

①就労準備支援事業の支援をメニュー化(プログラム化)している					
実施していない	今後実施を考えている	実施しているが、活用されていない	実施しており、活用している	無回答	全体
46 16.0%	42 14.6%	16 5.6%	180 62.5%	4 1.4%	288 100.0%
②日常生活自立、社会的自立、就労自立等、段階別に伴走的な支援を継続している					
実施していない	実施している	無回答	全体		
30 10.4%	248 86.1%	10 3.5%	288 100.0%		

#### 3) 他機関からの支援依頼

①自立相談支援機関からの支援依頼				
依頼はない	依頼がある	無回答	全体	
42 14.6%	225 78.1%	21 7.3%	288 100.0%	
②自立相談支援機関以外(自治体の関係部署、他の関係機関等)からの支援の依頼				
依頼はない	依頼がある	無回答	全体	
165 57.3%	94 32.6%	29 10.1%	288 100.0%	

#### 4) 受け皿となる企業・関係機関の開拓

①行政の相談窓口・関係部署等への支援内容の説明や情報共有					
実施していない	今後実施を考えている	実施している	無回答	全体	
38 13.2%	46 16.0%	197 68.4%	7 2.4%	288 100.0%	
②企業や、他の関係機関への支援内容の説明や情報共有、就労準備・就労の出口開拓					
実施していない	今後実施を考えている	実施しているが、充分確保できていない	実施しており、充分確保している	無回答	全体
29 10.1%	20 6.9%	163 56.6%	71 24.7%	5 1.7%	288 100.0%

#### 【就労準備】2) 支援ツール

「①就労準備支援事業の支援を」メニュー化（プログラム化）している」については、「実施しており、活用している」が 62.5%、「実施していない」は 16.0%、「今後実施を考えている」が 14.6%であった。また、「日常生活自立、社会的自立、就労自立等、段階別に伴走的な支援を継続している」については、「実施している」が 86.1%であった。

#### 【就労準備】3) 他機関からの支援依頼

「①自立相談支援機関からの相談依頼」については、「依頼がある」が 78.1%であったが、「②自立相談支援機関以外（自治体の関係部署、他の関係機関等）からの支援の依頼」では、「依頼がある」が 32.6%、「依頼はない」が 57.3%となっていた。

#### 【就労準備】4) 受け皿となる企業・関係機関の開拓

「①行政の相談窓口・関係部署等への支援内容の説明や情報共有」については、「実施している」が 68.4%であった。また、「企業や、他の関係機関への支援内容の説明や情報共有、就労準備・就労の出口開拓」については、「実施しており、充分確保している」が 24.7%となっていたが、「実施しているが充分確保できていない」は 56.6%となっていた。

一方、家計改善支援事業の専門的な支援の実施状況については以下のとおりであった。

#### 【家計改善】1) 専門家との連携・ネットワーク

「①地域の中で連携できる専門家（弁護士・税理士・消費者生活センター等）の情報を把握している」については、「把握しており、支援にも活用している」が 78.9%であった。「②法律家・税理士等の専門領域と役割を理解し、連携を図っている」については、「概ねできている」が 45.5%、「できている」が 29.3%、「③生活福祉資金貸付制度との連携を図っている」については、「連携している」が 82.3%であった。

#### 【家計改善】2) 支援ツール

「①家計改善支援事業の支援の体系的なメニュー（プログラム）を作成している」については、「作成していない」が 47.4%、「作成しており、活用している」が 30.8%であった。また、「②キャッシュフローに基づいた支援計画を立て継続的に支援している」については、「立てており、継続的に支援している」が 68.0%であった。

#### 【家計改善】3) 他機関からの支援依頼

「①自立相談支援機関からの支援依頼」については、「依頼がある」が 75.6%であったが、「②自立相談支援機関以外（自治体の関係部署、他の関係機関等）からの支援の依頼」では、「依頼がある」が 55.4%、「依頼はない」が 36.4%となっていた。

【家計改善】4) 関係部署への説明・潜在的対象者発掘

「①行政の相談窓口・関係部署等（生活保護、高齢、障がい、子育て、福祉等）への支援内容の説明や情報の共有」については、「実施しており、支援に至っている」が65.4%であった。また、「②他の関係機関への支援内容の説明や情報の共有」については、「実施しており、支援に至っている」が56.8%であった。

図表VII-11 家計改善支援事業の専門的な支援実施状況

1) 専門家との連携・ネットワーク

①地域の中で連携できる専門家(弁護士・税理士・消費者生活センター等)の情報を把握している					
把握していない	今後把握を考えている	把握しているが、支援に活用されていない	把握しており、支援にも活用している	無回答	全体
12 4.5%	18 6.8%	16 6.0%	210 78.9%	10 3.8%	266 100.0%
②法律家・税理士等の専門領域と役割を理解し、連携を図っている					
実施していない	今後実施を考えている	概ねできている	できている	無回答	全体
33 12.4%	19 7.1%	121 45.5%	78 29.3%	15 5.6%	266 100.0%
③生活福祉資金貸付制度との連携を図っている					
連携していない	今後連携を考えている	連携している	無回答	全体	
14 5.3%	23 8.6%	219 82.3%	10 3.8%	266 100.0%	

2) 支援ツール

①家計改善支援事業の支援の体系的なメニュー(プログラム)を作成している					
作成していない	今後作成を考えている	作成しているが、活用されていない	作成しており、活用している	無回答	全体
126 47.4%	40 15.0%	8 3.0%	82 30.8%	10 3.8%	266 100.0%
②キャッシュフローに基づいた支援計画を立て継続的に支援している					
立てていない	立てており、継続的に支援している	無回答	全体		
78 29.3%	181 68.0%	7 2.6%	266 100.0%		

3) 他機関からの支援依頼

①自立相談支援機関からの支援依頼				
依頼はない	依頼がある	無回答	全体	
40 15.0%	201 75.6%	25 9.4%	266 100.0%	
②自立相談支援機関以外(自治体の関係部署、他の関係機関等)からの支援の依頼				
依頼はない	依頼がある	無回答	全体	
98 36.4%	149 55.4%	22 8.2%	269 100.0%	

4) 関係部署への説明・潜在的対象者発掘

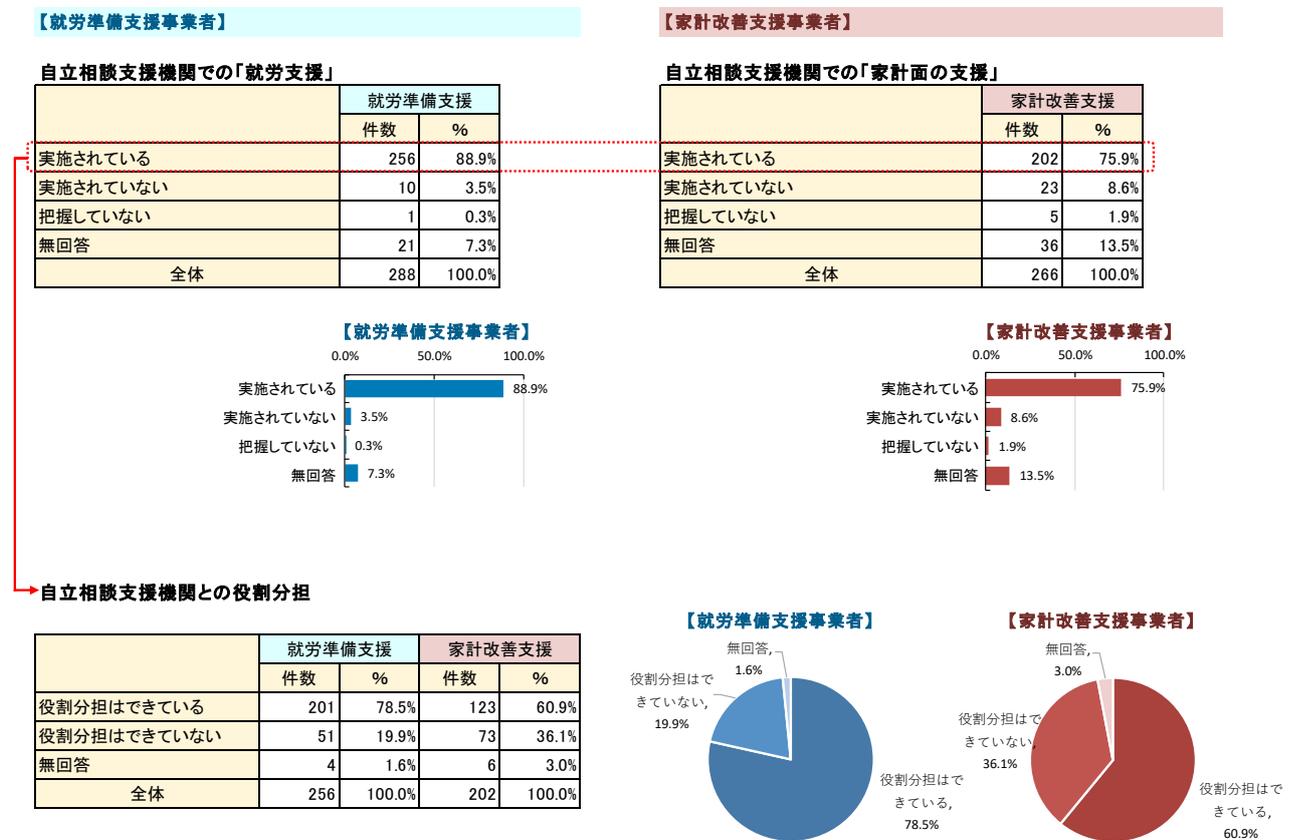
①行政の相談窓口・関係部署等(生活保護、高齢、障がい、子育て、福祉等)への支援内容の説明や情報の共有					
実施していない	今後実施を考えている	実施しているが、支援に至っていない	実施しており、支援に至っている	無回答	全体
20 7.5%	30 11.3%	34 12.8%	174 65.4%	8 3.0%	266 100.0%
②他の関係機関への支援内容の説明や情報の共有					
実施していない	今後実施を考えている	実施しているが、支援に至っていない	実施しており、支援に至っている	無回答	全体
41 15.4%	35 13.2%	28 10.5%	151 56.8%	11 4.1%	266 100.0%

### (7) 自立相談支援機関での支援

自立相談支援機関で「就労支援」または「家計面の支援」が実施されているかを、就労準備支援事業者および家計改善支援事業者のそれぞれに聞いたところ、「就労支援」では88.9%、「家計面の支援」では75.9%が自立相談支援機関で「実施されている」と回答していた。

また、「実施されている」と回答のあった事業者に、自立相談支援機関との役割分担について聞いたところ、就労準備支援事業者は、78.5%が「役割分担はできている」と回答していたが、家計改善支援事業者では「役割分担ができていない」との回答が60.9%で、36.1%が「役割分担はできていない」と回答していた。

図表VII-12 自立相談支援機関での支援



### (8) 3事業の実施状況

自立相談支援事業のほか、自治体として就労準備支援事業と家計改善支援事業の両方を実施している場合、3事業実施によりどのような影響があるかを就労準備支援事業者、家計改善支援事業者のそれぞれに聞いた。

就労準備支援事業者、家計改善支援事業者のいずれも「連続的な支援ができるようになった」の割合が最も高く、それぞれ66.9%、69.0%、次いで「情報の共有ができるようになった」がそれぞれ57.6%、66.7%であった。

図表Ⅶ-13 3事業実施による影響

#### 【就労準備支援事業者】

(複数回答)

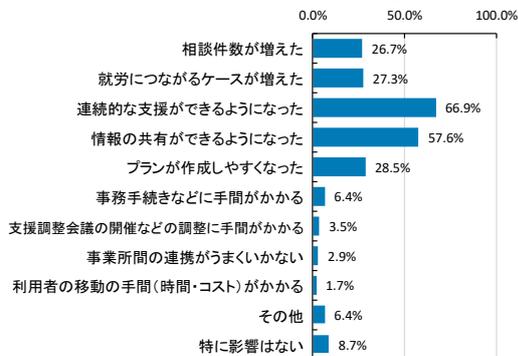
	就労準備支援	
	件数	%
相談件数が増えた	46	26.7%
就労につながるケースが増えた	47	27.3%
連続的な支援ができるようになった	115	66.9%
情報の共有ができるようになった	99	57.6%
プランが作成しやすくなった	49	28.5%
事務手続きなどに手間がかかる	11	6.4%
支援調整会議の開催などの調整に手間がかかる	6	3.5%
事業所間の連携がうまくいかない	5	2.9%
利用者の移動の時間(時間・コスト)がかかる	3	1.7%
その他	11	6.4%
特に影響はない	15	8.7%
全体	172	

#### 【家計改善支援事業者】

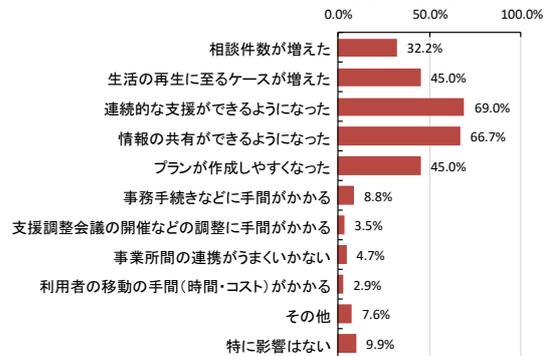
(複数回答)

	家計改善支援	
	件数	%
相談件数が増えた	55	32.2%
生活の再生に至るケースが増えた	77	45.0%
連続的な支援ができるようになった	118	69.0%
情報の共有ができるようになった	114	66.7%
プランが作成しやすくなった	77	45.0%
事務手続きなどに手間がかかる	15	8.8%
支援調整会議の開催などの調整に手間がかかる	6	3.5%
事業所間の連携がうまくいかない	8	4.7%
利用者の移動の時間(時間・コスト)がかかる	5	2.9%
その他	13	7.6%
特に影響はない	17	9.9%
全体	171	

#### 【就労準備支援事業者】



#### 【家計改善支援事業者】



### 3. 専門性を発揮するための要素

各事業の専門性を発揮するための要素について検討するため、以下の手順により分析を行った。

事業所アンケートの問3「事業の支援内容」と問4「専門的な支援の実施状況」の各設問で、「実施している」等、実施状況に関して最も上位の選択肢※に該当した割合（以下、「実施率」と記す）を算出した。

※例えば、「実施していない」「今後実施を考えている」「行っている」「積極的にしている」の4つの選択肢の場合、「積極的にしている」に該当した割合を算出した。

図表Ⅶ-14 「実施している」割合の算出に使用したアンケート項目【就労準備支援事業】

就労準備支援事業の支援内容			専門的な支援の実施状況					
	アンケート選択項目		アンケート選択項目					
就労準備支援事業の支援内容	①就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った	(1)専門家との連携・ネットワーク	(1)①地域の中で連携できる企業・関係機関に関する情報を持っている	1.把握していない 2.今後把握を考えている	3.把握しているが、支援に活用されていない	4.把握しており、支援にも活用している
	②ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った	(2)支援ツール	(1)②地域の企業等の人材確保に対する協力・支援を行っている	1.実施していない 2.今後実施を考えている	3.行っている	4.積極的にしている
	③ビジネスマナー・履歴書指導・面接等の支援	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った	(3)他機関からの支援依頼	(2)①就労準備支援事業の支援をメニュー化(プログラム化)している	1.実施していない 2.今後実施を考えている	3.実施しているが、活用されていない	4.実施しており、活用している
	④ハローワークへの同行訪問	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った	(4)受け皿となる企業・関係機関の開拓	(2)②日常生活自立、社会的自立、就労自立等、段階別に伴走的な支援を継続している	1.実施していない 2.実施している		
	⑤就労後の定着支援	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った		(3)①自立相談支援機関からの支援依頼	1.依頼はない 2.依頼がある		
	⑥支援対象者同士のグループワーク	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った		(3)②自立相談支援機関以外(自治体の関係部署、他の関係機関等)から支援の依頼	1.依頼はない 2.依頼がある		
	⑦求人開拓	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った		(4)①行政の相談窓口・関係部署等への支援内容の説明や情報共有	1.実施していない 2.今後実施を考えている	3.実施している	
				(4)②企業や、他の関係機関への支援内容の説明や情報共有、就労準備・就労の出口開拓	1.実施していない 2.今後実施を考えている	3.実施しているが、充分確保できていない	4.実施しており、充分に確保している	

各項目で該当した割合

図表Ⅶ-15 「実施している」割合の算出に使用したアンケート項目【家計改善支援事業】

家計改善支援事業の支援内容			専門的な支援の実施状況					
	アンケート選択項目		アンケート選択項目					
家計改善支援事業の支援内容	①家計状況の把握とアドバイス	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った	(1)専門家との連携・ネットワーク	(1)①地域の中で連携できる専門家(弁護士・税理士・消費者生活センター等)の情報を把握している	1.把握していない 2.今後把握を考えている	3.把握しているが、支援に活用されていない	4.把握しており、支援にも活用している
	②レシート内容の確認等、大まかな支出内容の把握とアドバイス	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った	(2)支援ツール	(1)②法律家・税理士等の専門領域と役割を理解し、連携を図っている	1.実施していない 2.今後実施を考えている	3.概ねできている	4.できている
	③家計表を作成し、月単位の家計の現状の把握とアドバイス	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った	(3)他機関からの支援依頼	(1)③生活福祉資金貸付制度との連携を図っている	1.連携していない 2.今後連携を考えている	3.連携している	
	④目標収入を設定し、就職・転職等の支援	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った	(4)関係部署への説明・潜在的対象者発掘	(2)①家計改善支援事業の支援の体系的なメニュー(プログラム)を作成している	1.作成していない 2.今後作成を考えている	3.作成しているが、活用されていない	4.作成しており、活用している
	⑤キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った		(2)②キャッシュフローに基づいた支援計画を立て継続的に支援している	1.立てていない 2.立てており、継続的に支援している		
	⑥滞納の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性の検討	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った		(3)①自立相談支援機関からの支援依頼	1.依頼はない 2.依頼がある		
	⑦債務整理に向けた支援等	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った		(3)②自立相談支援機関以外(自治体の関係部署、他の関係機関等)から支援の依頼	1.依頼はない 2.依頼がある		
	⑧各種給付制度等利用に向け、各制度担当者との調整や申請支援等	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った		(4)①行政の相談窓口・関係部署等(生活保護、高齢、障害、子育て、福祉等)への支援内容の説明や情報の共有	1.実施していない 2.今後実施を考えている	3.実施しているが、支援に至っていない	4.実施しており、支援に至っている
	⑨貸付のあっせん・支援	1.実施していない 2.実施したが充分に対応できていない	3.実施し、充分に支援を行った		(4)②他の関係機関への支援内容の説明や情報の共有	1.実施していない 2.今後実施を考えている	3.実施しているが、支援に至っていない	4.実施しており、支援に至っている

各項目で該当した割合

人口規模別の平均利用件数よりも「計画書」の作成数が高い事業所は「平均以上」、低い事業所は「平均未満」、作成実績がなければ「実績なし」とし、3つに分類した※。

「平均以上」「平均未満」「実績なし」の分類ごとに、「事業の支援内容」と「専門的な支援の実施状況」の「実施率」をレーダーチャートに示した（図表VII-16、18、20、22）。

※「平均以上」「平均未満」「実績なし」の分類については、以下のとおりである。

就労準備支援事業者アンケートの3（2）3「計画書」作成数（人口10万あたり換算）を、平成30年度の就労準備支援事業の「利用件数（人口10万対）」（平成30年度生活困窮者自立支援制度における支援状況集計表（4月～3月累計）より）の人口規模別の「平均」と比較した。

人口規模別の平均利用件数よりも「計画書」の作成数が高い事業所は「平均以上」、低い事業所は「平均未満」、作成実績がなければ「実績なし」とし、3つに分類した。

同様に、家計改善支援事業者アンケートの3（2）3「家計再生プラン（家計支援計画）」作成数（人口10万あたり換算）を、平成30年度の家計改善支援事業の「利用件数（人口10万対）」（平成30年度生活困窮者自立支援制度における支援状況集計表（4月～3月累計）より）の人口規模別の「平均」と比較した。

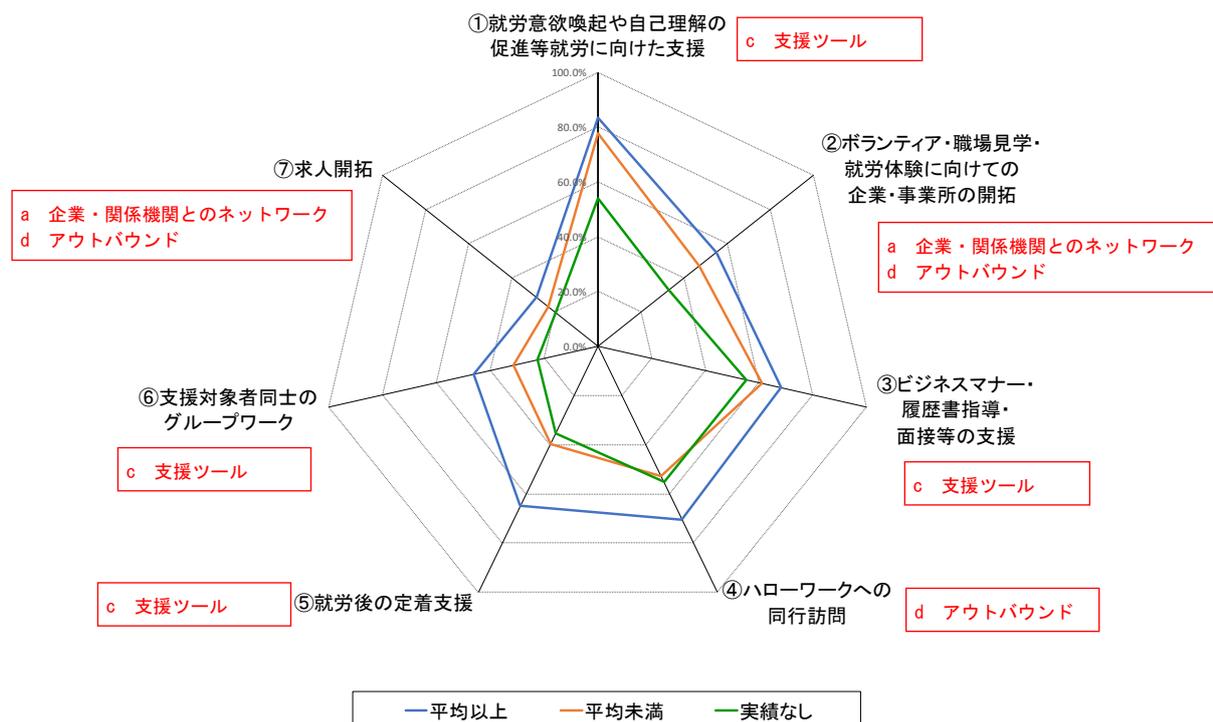
### （1）任意事業における支援内容別実施状況

#### ◆就労準備支援事業

就労準備支援事業における「計画書」作成数（人口10万あたり換算）が「平均以上」「平均未満」「実績なし」の各グループについて、支援内容の項目別に実施率を比較すると、いずれの支援項目においても「平均以上」のグループの実施率が高くなっており、次いで「平均未満」、「実績なし」の順となっている。

「求人開拓」については、いずれのグループにおいても実施率が低くなっており、就労準備支援事業の出口確保が多くの自治体において課題となっていることが窺われる。

図表VII-16 就労準備支援事業【支援内容】（全体：N=288）※赤字はP64の要素



図表Ⅶ-17 就労準備支援事業【支援内容】

		人口 30万人以上 n= 68			人口 10万人以上 30万人未満 n= 86			人口 5万人以上 10万人未満 n= 77			人口 1万人以上 5万人未満 n= 57			合計 n= 288			合計(割合) n= 288			
		平均 以上	平均 未満	実績 なし	平均 以上	平均 未満	実績 なし	平均 以上	平均 未満	実績 なし	平均 以上	平均 未満	実績 なし	平均 以上	平均 未満	実績 なし	平均 以上	平均 未満	実績 なし	
		22	36	10	26	37	23	26	25	26	17	23	17	91	121	76	91	121	76	
3 (7) 就 労 準 備 支 援 事 業 所 の 支 援 内 容	①就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援	3実施し、充分に支援を行った	22	29	6	22	33	13	20	16	15	12	16	7	76	94	41	83.5%	77.7%	53.9%
	②ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓	3実施し、充分に支援を行った	14	18	3	15	18	5	13	8	11	8	13	6	50	57	25	54.9%	47.1%	32.9%
	③ビジネスマナー・履歴書指導・面接等の支援	3実施し、充分に支援を行った	14	23	5	21	25	10	15	14	15	12	12	12	62	74	42	68.1%	61.2%	55.3%
	④ハローワークへの同行訪問	3実施し、充分に支援を行った	13	20	5	19	18	11	20	16	13	12	10	13	64	64	42	70.3%	52.9%	55.3%
	⑤就労後の定着支援	3実施し、充分に支援を行った	15	14	4	16	18	9	17	10	7	11	6	7	59	48	27	64.8%	39.7%	35.5%
	⑥支援対象者同士のグループワーク	3実施し、充分に支援を行った	12	12	4	15	15	6	13	4	5	2	7	2	42	38	17	46.2%	31.4%	22.4%
	⑦求人開拓	3実施し、充分に支援を行った	9	12	4	8	4	5	4	5	4	5	7	2	26	28	15	28.6%	23.1%	19.7%

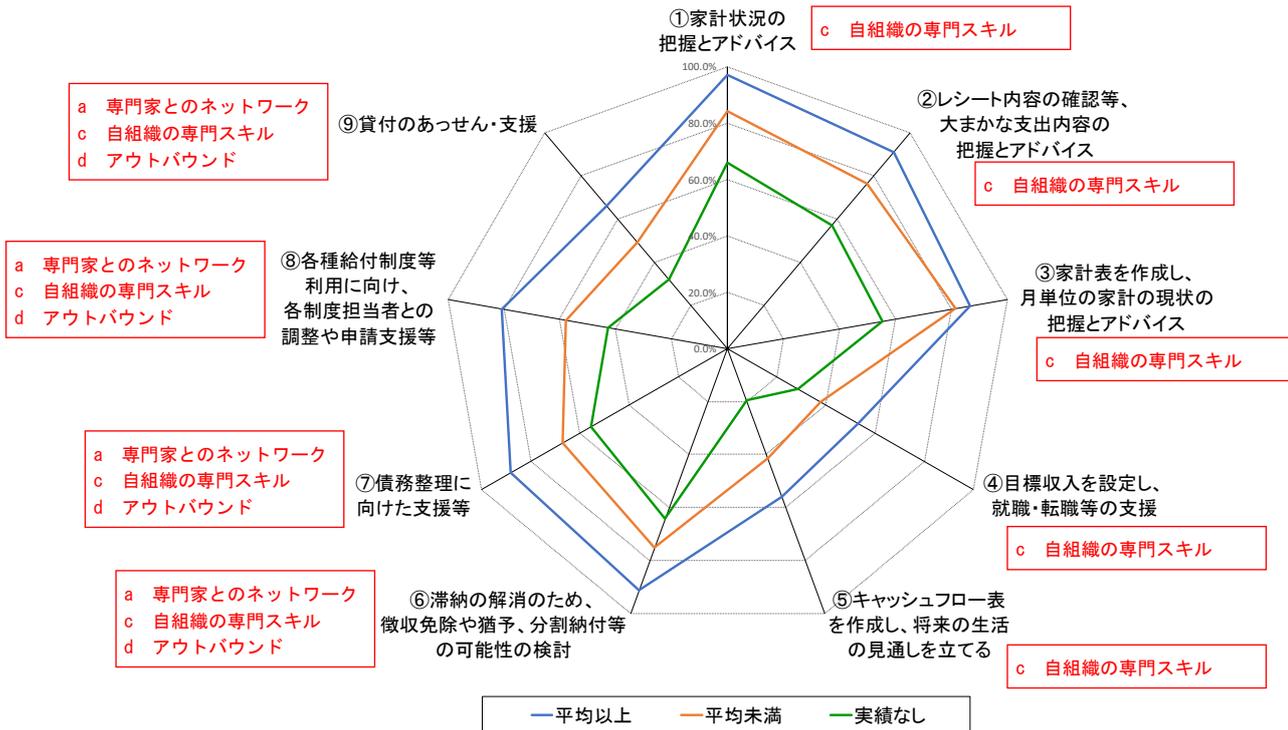
※アンケート3(2)3「計画書」作成数(人口10万あたり換算)を、平成30年度就労準備支援実績(平均)と比較。人口規模別の実績の平均よりも高ければ「平均以上」、低ければ「平均未満」、「計画書」作成実績がなければ「実績なし」。

### ◆家計改善支援事業

家計改善支援事業における「家計再生プラン(家計支援計画)」作成数(人口10万あたり換算)が「平均以上」「平均未満」「実績なし」の各グループについて、支援内容の項目別に実施率を比較すると、いずれの支援項目についても「平均以上」のグループの実施率が高くなっており、次いで「平均未満」、「実績なし」の順となっている。

特に、「実績なし」のグループでは、「キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる」の項目で「実施している」割合が低くなっている。

図表Ⅶ-18 家計改善支援事業【支援内容】(全体：N=264) ※赤字は P65 の要素



図表Ⅶ-19 家計改善支援事業【支援内容】(全体：N=264)

		人口 30万人以上 n= 42			人口 10万人以上 30万人未満 n= 64			人口 5万人以上 10万人未満 n= 72			人口 1万人以上 5万人未満 n= 86			合計 n= 264			合計(割合) n= 264			
		平均以上	平均未満	実績なし	平均以上	平均未満	実績なし	平均以上	平均未満	実績なし	平均以上	平均未満	実績なし	平均以上	平均未満	実績なし	平均以上	平均未満	実績なし	
		8	26	8	16	32	16	17	39	16	27	43	16	68	140	56	68	140	56	
3 (6) 家計改善支援事業所の支援内容	①家計状況の把握とアドバイス	3.実施し、充分に支援を行った	8	25	6	16	26	12	16	32	10	26	35	9	66	118	37	97.1%	84.3%	66.1%
	②レシート内容の確認等、大まかな支出内容の把握とアドバイス	3.実施し、充分に支援を行った	8	25	3	15	24	11	15	27	10	24	31	8	62	107	32	91.2%	76.4%	57.1%
	③家計表を作成し、月単位の家計の現状の把握とアドバイス	3.実施し、充分に支援を行った	8	21	3	14	30	11	14	30	10	23	33	7	59	114	31	86.8%	81.4%	55.4%
	④目標収入を設定し、就職・転職等の支援	3.実施し、充分に支援を行った	4	15	2	9	11	6	8	13	5	15	14	3	36	53	16	52.9%	37.9%	28.6%
	⑤キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる	3.実施し、充分に支援を行った	3	12	1	11	18	6	9	14	3	15	14	1	38	58	11	55.9%	41.4%	19.6%
	⑥滞納の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性の検討	3.実施し、充分に支援を行った	8	22	6	16	23	11	15	27	11	23	33	8	62	105	36	91.2%	75.0%	64.3%
	⑦債務整理に向けた支援等	3.実施し、充分に支援を行った	7	21	7	15	20	9	13	25	10	25	28	5	60	94	31	88.2%	67.1%	55.4%
	⑧各種給付制度等利用に向け、各制度担当者との調整や申請支援等	3.実施し、充分に支援を行った	7	16	5	14	15	6	13	23	8	21	27	5	55	81	24	80.9%	57.9%	42.9%
	⑨貸付のあっせん・支援	3.実施し、充分に支援を行った	5	8	2	14	15	2	9	22	9	17	24	5	45	69	18	66.2%	49.3%	32.1%

※アンケート3(2)3「家計再生プラン(家計支援計画)」作成数(人口10万あたり換算)を、平成30年度家計改善支援実績(平均)と比較。人口規模別の実績の平均よりも高ければ「平均以上」、低ければ「平均未満」、プラン作成実績がなければ「実績なし」。

## (2) 任意事業における専門性を発揮するための要素の実施状況

### ◆就労準備支援事業

就労準備支援事業における「計画書」作成数（人口10万あたり換算）が「平均以上」「平均未満」「実績なし」の各グループについて、専門性を発揮するための要素（a 企業・関係機関とのネットワーク、b 他機関からの支援依頼、c 支援ツール、d 受け皿となる企業・関係機関の開拓）の実施率を比較すると以下のとおりである。

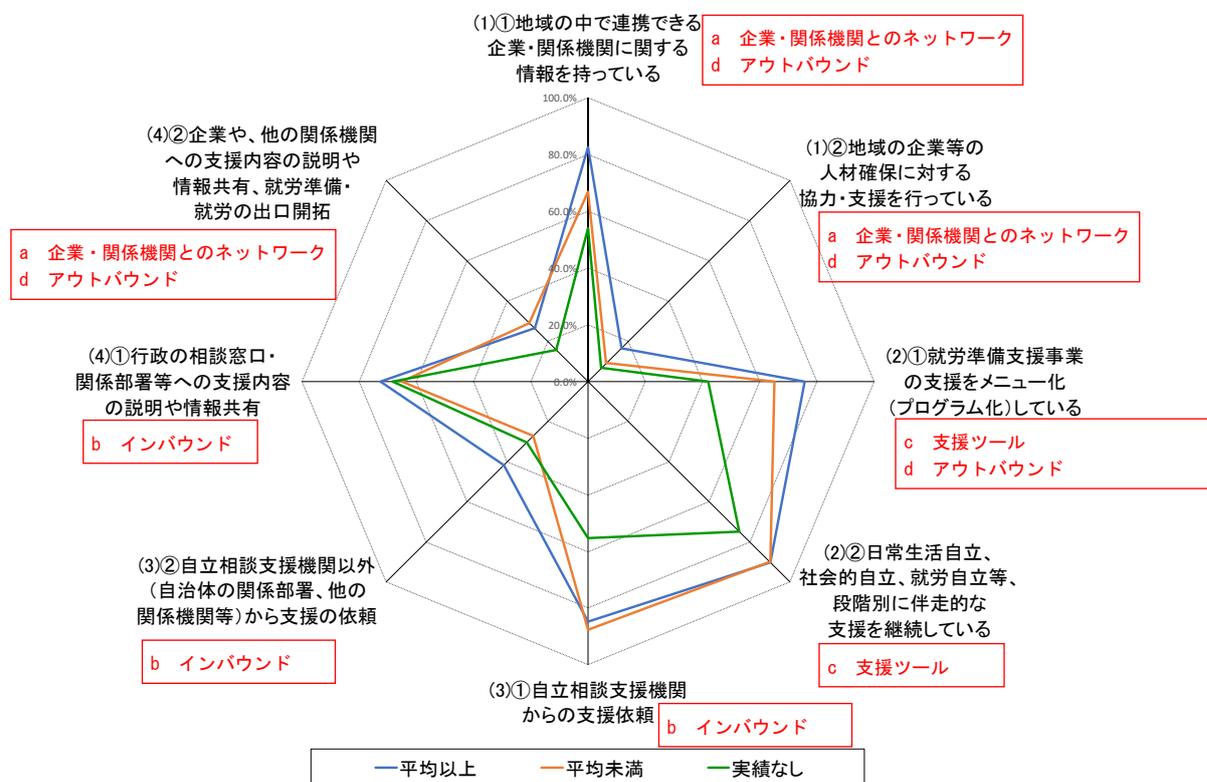
まず、実績があるグループ（「平均以上」「平均未満」）は、「(2)①就労準備支援事業の支援をメニュー化（プログラム化）している」「(2)②日常生活自立、社会的自立、就労自立等、段階別に伴走的な支援を継続している」「(3)①自立相談支援機関からの支援依頼」の項目において実施率が高く、「実績なし」のグループと差がある。

自立相談支援機関との連携により、支援対象者の状況に応じた就労準備の支援メニュー（プログラム）を提供し、継続的に支援する基本的な仕組みは、支援の重要な要素といえる。

また、「平均以上」のグループにおいては、「(3)②自立相談支援機関以外（自治体の関係部署、他の関係機関等）からの支援の依頼」の実施率が相対的に高くなっている。「利用勧奨」との関連も含め、潜在的な支援対象者の発掘と事業へのつなぎの仕組みに関わるものと考えられる。

なお、いずれのグループにおいても、「(1)②地域の企業等の人材確保に対する協力・支援を行っている」「(4)②企業や、他の関係機関への支援内容の説明や情報共有、就労準備・就労の出口開拓」の実施率が他の項目と比べて低いが、これは、前述の「求人開拓」の実施率の低さの背景的要因と考えられる。

図表Ⅶ-20 就労準備支援事業【専門性を発揮するための要素】（全体：N=288）※赤字はP64の要素



図表Ⅶ-21 就労準備支援事業【専門性を発揮するための要素】（全体：N=288）

		人口 30万人以上 n= 68			人口 10万人以上 30万人未満 n= 86			人口 5万人以上 10万人未満 n= 77			人口 1万人以上 5万人未満 n= 57			合計 n= 288			合計(割合) n= 288			
		平均 以上	平均 未満	実績 なし	平均 以上	平均 未満	実績 なし	平均 以上	平均 未満	実績 なし	平均 以上	平均 未満	実績 なし	平均 以上	平均 未満	実績 なし	平均 以上	平均 未満	実績 なし	
		22	36	10	26	37	23	26	25	26	17	23	17	91	121	76	91	121	76	
4 専門的な 支援の 実施状況	(1) 専門家との連携・ネットワーク																			
	(1)①地域の中で連携できる企業・関係機関に関する情報を持っている	4.把握しており、支援にも活用している	20	24	8	22	29	12	19	14	14	14	14	7	75	81	41	82.4%	66.9%	53.9%
	(1)②地域の企業等の人材確保に対する協力・支援を行っている	4.積極的にやっている	6	5	0	6	3	2	0	1	3	3	2	0	15	11	5	16.5%	9.1%	6.6%
	(2) 支援ツール																			
	(2)①就労準備支援事業の支援をメニュー化(プログラム化)している	4.実施しており、活用している	20	28	6	19	24	12	16	12	11	14	15	3	69	79	32	75.8%	65.3%	42.1%
	(2)②日常生活自立、社会的自立、就労自立等、段階別に伴走的な支援を継続している	2.実施している	21	34	7	23	35	16	22	20	19	16	20	15	82	109	57	90.1%	90.1%	75.0%
	(3) 他機関からの支援依頼																			
	(3)①自立相談支援機関からの支援依頼	2.依頼がある	21	36	7	21	32	14	21	18	11	14	20	10	77	106	42	84.6%	87.6%	55.3%
	(3)②自立相談支援機関以外(自治体の関係部署、他の関係機関等)から支援の依頼	2.依頼がある	9	5	3	10	12	6	13	9	7	6	7	7	38	33	23	41.8%	27.3%	30.3%
	(4) 受け皿となる企業・関係機関の開拓																			
(4)①行政の相談窓口・関係部署等への支援内容の説明や情報共有	3.実施している	16	23	8	21	24	16	17	17	15	12	15	13	66	79	52	72.5%	65.3%	68.4%	
(4)②企業や、他の関係機関への支援内容の説明や情報共有、就労準備・就労の出口開拓	4.実施しており、十分に確保している	9	14	2	8	8	5	5	5	3	2	8	2	24	35	12	26.4%	28.9%	15.8%	

※アンケート3(2)3「計画書」作成数(人口10万あたり換算)を、平成30年度就労準備支援実績(平均)と比較。人口規模別の実績の平均よりも高ければ「平均以上」、低ければ「平均未満」、「計画書」作成実績がなければ「実績なし」。

### ◆家計改善支援事業

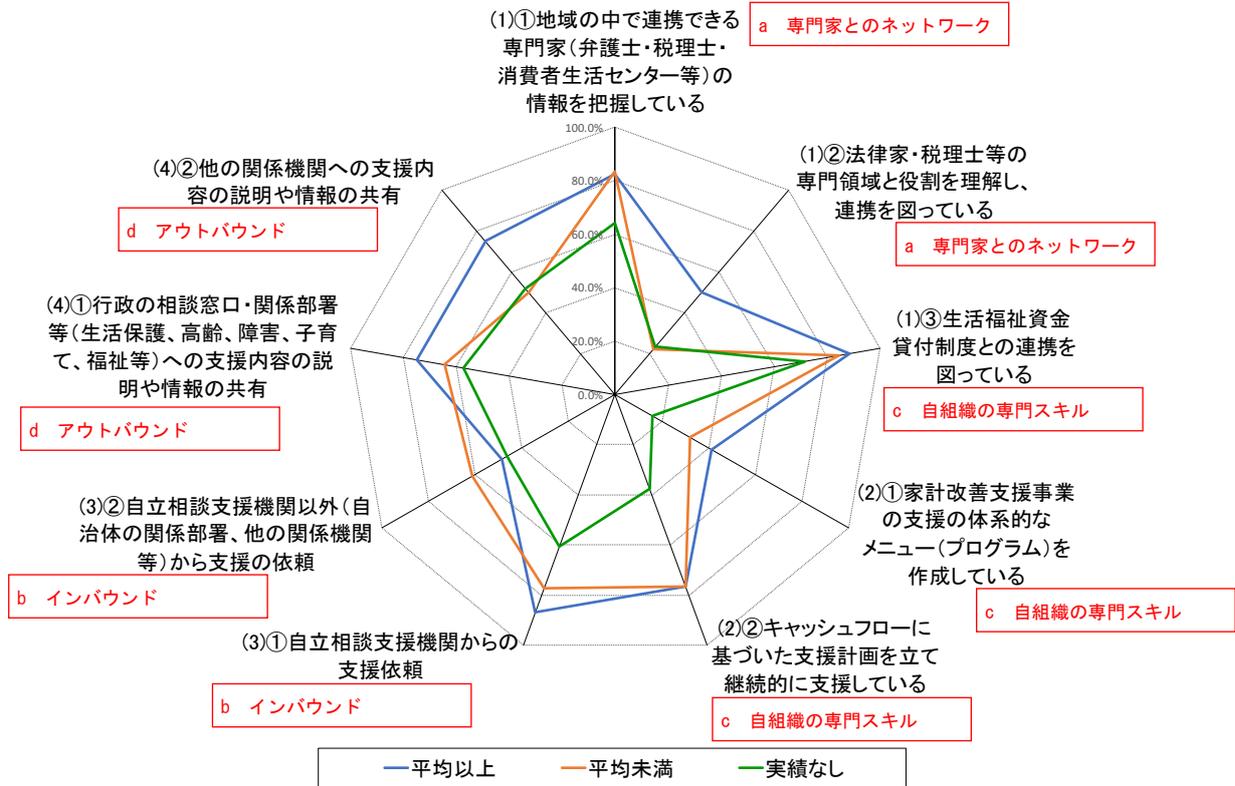
また、家計改善支援事業における「家計再生プラン(家計支援計画)」作成数(人口10万あたり換算)が「平均以上」「平均未満」「実績なし」の各グループについて、専門性を発揮するための要素(a 専門家との連携・ネットワーク、b 他機関からの支援依頼、c 支援ツール、d 関係部署への説明・潜在的対象者発掘)の実施率を比較すると以下のとおりである。

まず、実績があるグループ(「平均以上」「平均未満」)は、「(2)②キャッシュフローに基づいた支援計画を立て継続的に支援している」「(3)①自立相談支援機関からの支援依頼」の項目において実施率が高く、「実績なし」のグループと差がある。

家計改善支援事業においても、自立相談支援機関との連携により、家計改善の支援ツール(家計表、キャッシュフロー表など)を活用しながら、支援対象者の状況に応じた体系的な支援計画に基づく継続的支援を実施する基本的な仕組み(あるいは支援の流れ)は、支援の重要な要素といえる。

なお、「(1)②法律家・税理士等の専門領域と役割を理解し、連携を図っている」「(2)①家計改善支援事業の支援の体系的なメニュー(プログラム)を作成している」の実施率は、他の項目と比べて実施率が低く、事業実施者において何らかの取組を行っているものの十分ではないという事業実施者の現状認識を表すものと考えられるが、「平均以上」のグループは、相対的に他のグループより実施率が高くなっており、これらの要素が実績の多さに影響しているものと推察される。

図表Ⅶ-22 家計改善支援事業【専門性を発揮するための要素】（全体：N=264）※赤字はP65の要素



図表Ⅶ-23 家計改善支援事業【専門性を発揮するための要素】（全体：N=264）

		人口 30万人以上 n=42			人口 10万人以上 30万人未満 n=64			人口 5万人以上 10万人未満 n=72			人口 1万人以上 5万人未満 n=86			合計 n=264			合計(割合) n=264			
		平均以上	平均未満	実績なし	平均以上	平均未満	実績なし	平均以上	平均未満	実績なし	平均以上	平均未満	実績なし	平均以上	平均未満	実績なし	平均以上	平均未満	実績なし	
		6	26	8	16	32	16	17	39	16	27	43	16	68	140	56	68	140	56	
4 専門的な支援の実施状況	(1) 専門家との連携・ネットワーク																			
	(1)①地域の中で連携できる専門家(弁護士・税理士・消費者生活センター等)の情報を把握している	4. 把握しており、支援にも活用している	6	22	4	14	26	10	15	33	9	21	36	13	56	117	36	82.4%	83.6%	64.3%
	(1)②法律家・税理士等の専門領域と役割を理解し、連携を図っている	4. 把握している	4	7	0	8	9	3	9	6	6	13	9	4	34	31	13	50.0%	22.1%	23.2%
	(1)③生活福祉資金貸付制度との連携を図っている	3. 連携している	7	17	5	16	28	14	15	34	11	22	39	10	60	118	40	88.2%	84.3%	71.4%
	(2) 支援ツール																			
	(2)①家計改善支援事業の支援の体系的なメニュー(プログラム)を作成している	4. 作成しており、活用している	4	8	1	9	12	4	3	14	0	12	11	4	28	45	9	41.2%	32.1%	16.1%
	(2)②キャッシュフローに基づいた支援計画を立て継続的に支援している	2. 立てており、継続的に支援している	8	23	4	13	24	7	13	28	3	18	32	7	52	107	21	76.5%	76.4%	37.5%
	(3) 他機関からの支援依頼																			
	(3)①自立相談支援機関からの支援依頼	2. 依頼がある	6	19	5	16	23	8	14	28	11	23	38	10	59	108	34	86.8%	77.1%	60.7%
	(3)②自立相談支援機関以外(自治体の関係部署、他の関係機関等)から支援の依頼	2. 依頼がある	3	15	3	8	22	9	9	24	6	13	25	8	33	86	26	48.5%	61.4%	46.4%
(4) 関係部署への説明・潜在的対象者発掘																				
(4)①行政の相談窓口・関係部署等(生活保護、高齢、障害、子育て、福祉等)への支援内容の説明や情報の共有	4. 実施しており、支援に至っている	7	19	3	13	23	11	13	21	10	18	27	8	51	90	32	75.0%	64.3%	57.1%	
(4)②他の関係機関への支援内容の説明や情報の共有	4. 実施しており、支援に至っている	7	17	2	14	16	12	11	17	9	19	20	6	51	70	29	75.0%	50.0%	51.8%	

※アンケート3(2)3「家計再生プラン(家計支援計画)」作成数(人口10万あたり換算)を、平成30年度家計改善支援実績(平均)と比較。人口規模別の実績の平均よりも高ければ「平均以上」、低ければ「平均未満」、プラン作成実績がなければ「実績なし」。

### （3）「支援（専門性）の要素」と「専門性を発揮するための背景的要素」の組合せ

さらに、2つの任意事業における支援内容（P71～72）を「支援（専門性）の要素」と位置づけ、また、専門性を発揮するための要素（P78～84）を「専門性を発揮するための背景的要素」と位置づけ、それぞれについて、各自治体がどの程度の要素を組み合わせで実施しているか確認した。

なお、組合せの数は、実施状況に関して最も上位の選択肢に該当した回答について集計したものである（したがって、実施していても最上位の選択肢に該当していない要素はカウントしていない）。

#### ◆就労準備支援事業

就労準備支援事業では、実績が多い（平均以上）グループは、「支援（専門性）の要素」（7項目）の平均が4.2であるのに対し、実績が少ない（平均未満）グループは、3.3となっている。特に、「就労後の定着支援」については、前者が64.8%であるのに対し、後者は、39.7%となっている。

また、実績が多い（平均以上）グループにおける「専門性を発揮するための背景的要素」（8項目）の平均が4.9であるのに対し、実績が少ない（平均未満）グループは、4.4となっている。

特に、「(2)①就労準備支援事業の支援をメニュー化（プログラム化）している」については、前者が75.8%、後者が65.3%である。

#### ◆家計改善支援事業

家計改善支援事業では、実績が多い（平均以上）グループは、「支援（専門性）の要素」（9項目）の平均が7.0であるのに対し、実績が少ない（平均未満）グループは、5.7となっている。特に、「将来の生活の見通しを立てる」については、前者が55.9%であるのに対し、後者は、41.4%となっている。

また、実績が多い（平均以上）グループにおける「専門性を発揮するための背景的要素」（9項目）の平均が6.2であるのに対し、実績が少ない（平均未満）グループは、5.5となっている。

また、「(3)①自立相談支援機関からの支援依頼」については、前者が86.8%、後者が77.1%である。

前記の（1）、（2）から、支援実績が多い自治体は、支援実績が少ない自治体に比べ、①一つひとつの「支援（専門性）の要素」について、相対的に実施率が高く、また、②自治体あたりの使用する「支援（専門性）の要素」数が相対的に多く、かつ、「専門性を発揮するための背景的要素」についても相対的に多くの要素を活用している。

また、自治体各部署の対応（利用勧奨）も事業促進に有効と思われる。支援実績の多い自治体の方が、2つの任意事業ともに、相対的に、利用勧奨における「自治体各部署の対応」が積極的であると回答している事業実施者の割合が高い。

就労準備支援事業（全体：N=288）

	実績	支援（専門性）の要素	専門性を発揮するための背景的要素
支援実績が多い	平均以上 (n=91)	○要素数（平均：4.2、最大：7、最小：0） ・就労後の定着支援：64.8%  <就労自立支援が50%以上> ・就業体験の企業・事業所の開拓：53.3% <就労自立支援が50%未満> ・ビジネスマナー等の支援：72.4%	○要素数（平均：4.9、最大：7、最小：1） ・支援メニューのプログラム化：75.8% ・自立相談支援機関からの依頼：84.6%  <利用勧奨> ○「自治体各部署の対応」積極的：40.2%
	平均未満 (n=121)	○要素数（平均：3.3、最大：7、最小：0） ・就労後の定着支援：39.7%  <就労自立支援が50%以上> ・就業体験の企業・事業所の開拓：47.4% <就労自立支援が50%未満> ・ビジネスマナー等の支援：56.5%	○要素数（平均：4.4、最大：8、最小：0） ・支援メニューのプログラム化：65.3% ・自立相談支援機関からの依頼：87.6%  <利用勧奨> ○「自治体各部署の対応」積極的：26.7%
	実績ゼロ (n=76)	○要素数（平均：2.8、最大：7、最小：0） ・就労後の定着支援：35.5%  <就労自立支援が50%以上> ・就業体験の企業・事業所の開拓：37.1% <就労自立支援が50%未満> ・ビジネスマナー等の支援：48.6%	○要素数（平均：3.4、最大：7、最小：0） ・支援メニューのプログラム化：42.1% ・自立相談支援機関からの依頼：55.3%  <利用勧奨> ○「自治体各部署の対応」積極的：22.4%

家計相談支援事業（全体：N=264）

	実績	支援（専門性）の要素	専門性を発揮するための背景的要素
支援実績が多い	平均以上 (n=69)	○要素数（平均：7.0、最大：9、最小：2） ・将来の生活の見通しを立てる：55.9% ・債務整理の支援：88.2%	○要素数（平均：6.2、最大：9、最小：2） ・支援計画を立て継続的に支援：76.5% ・自立相談支援機関からの依頼：86.8%  <利用勧奨> ○「自治体各部署の対応」積極的：53.6%
	平均未満 (n=139)	○要素数（平均：5.7、最大：9、最小：0） ・将来の生活の見通しを立てる：41.4% ・債務整理の支援：67.1%	○要素数（平均：5.5、最大：9、最小：1） ・支援計画を立て継続的に支援：76.4% ・自立相談支援機関からの依頼：77.1%  <利用勧奨> ○「自治体各部署の対応」積極的：41.7%
	実績ゼロ (n=56)	○要素数（平均：4.2、最大：9、最小：0） ・将来の生活の見通しを立てる：19.6% ・債務整理の支援：55.4%	○要素数（平均：4.2、最大：8、最小：0） ・支援計画を立て継続的に支援：37.5% ・自立相談支援機関からの依頼：60.7%  <利用勧奨> ○「自治体各部署の対応」積極的：37.5%

#### (4) 行政関係部署による利用勧奨の影響

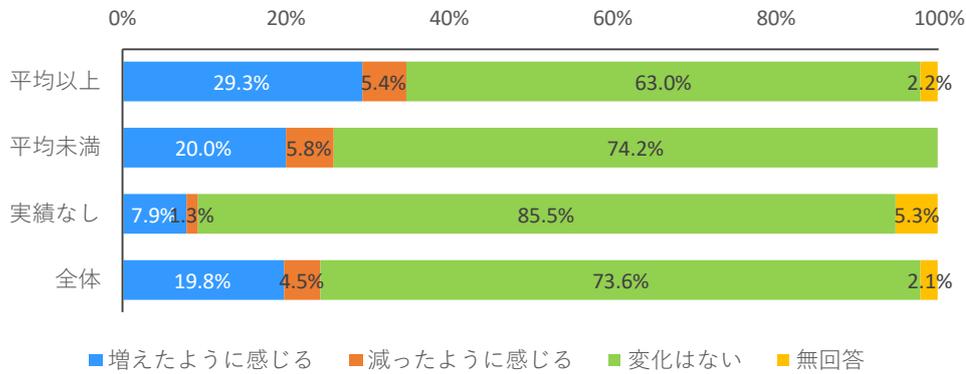
平成 30 年 10 月の生活困窮者自立支援法の改正による事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）における自立相談支援事業等の利用勧奨の影響について、「平均以上」「平均未満」「実績なし」の 3 つの分類ごとに比較した。

就労準備支援事業の場合、「①就労準備支援事業の利用者数」については「平均以上」において「増えたように感じる」の割合が高く、約 3 割となっていた。また、「②就労準備支援事業の利用者の属性」については「平均以上」において「変わったように感じる」の割合が 2 割を超えていた。さらに、「③自治体の各部局の対応」についても「平均以上」において「積極的に利用勧奨をしていると感じる」の割合が高く、約 4 割となっていた。

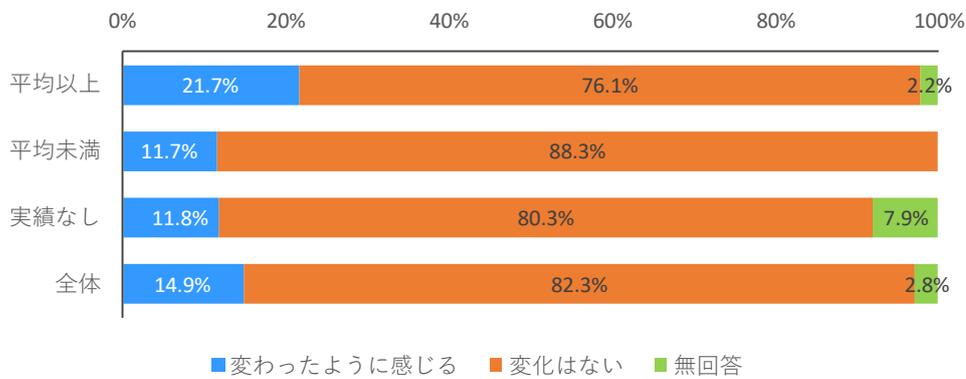
一方、家計改善支援事業の場合、「①家計改善支援事業の利用者数」については「平均以上」において「増えたように感じる」の割合が高く、5 割弱となっていた。また、「②家計改善支援事業の利用者の属性」については「平均以上」において「変わったように感じる」の割合が約 3 割となっていた。さらに、「③自治体の各部局の対応」についても「平均以上」において「積極的に利用勧奨をしていると感じる」の割合が高く、5 割を超えていた。

図表Ⅶ-24 就労準備支援事業：制度改革（利用勧奨等）による変化（実績別）

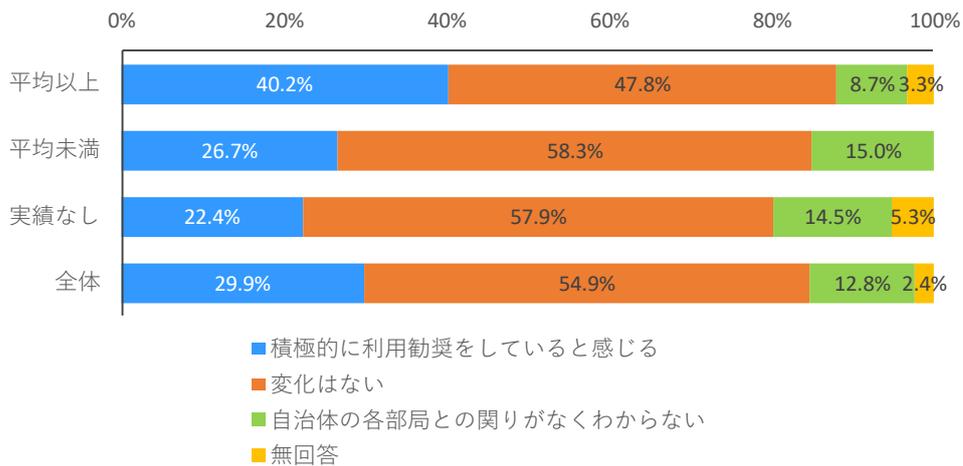
①就労準備支援事業の利用者数



②就労準備支援事業の利用者の属性

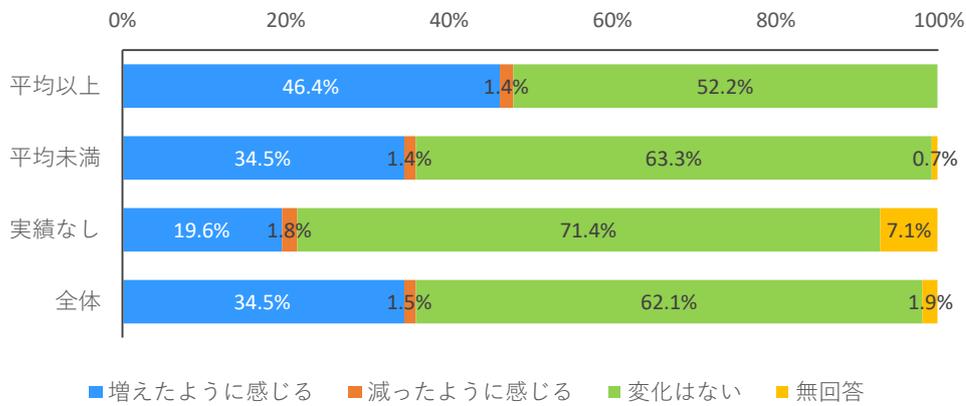


③自治体の各部署の対応

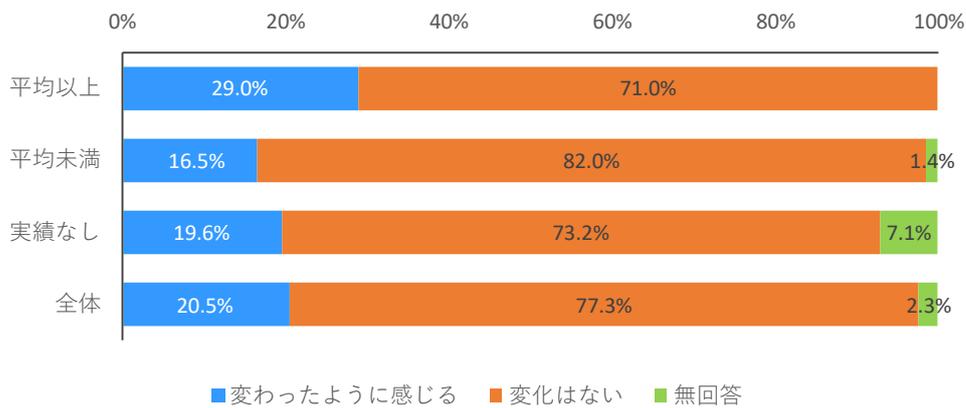


図表Ⅶ-25 家計改善支援事業：制度改革（利用勧奨等）による変化（実績別）

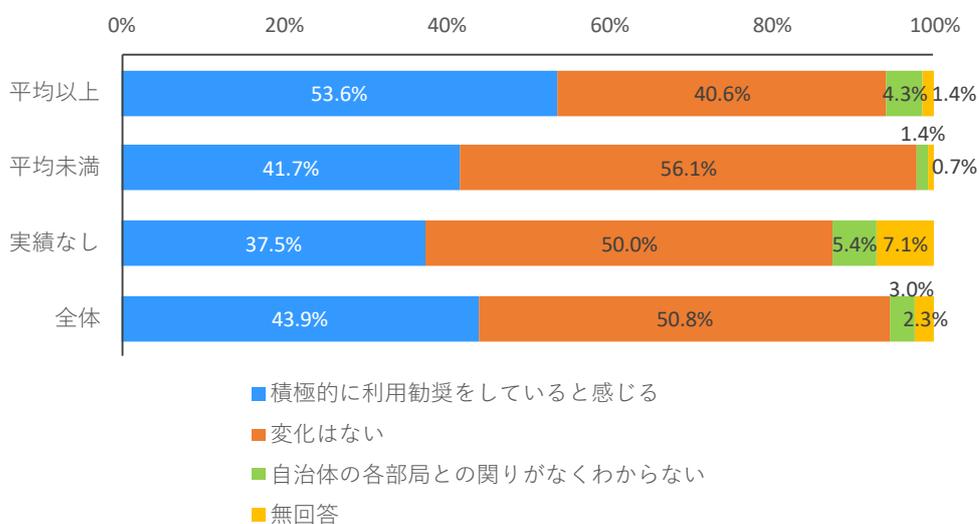
①家計改善支援事業の利用者数



②家計改善支援事業の利用者の属性



③自治体の各部局の対応



### (5) アンケートを踏まえた課題の整理

以上のアンケート結果を踏まえ、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の4つの要素ごとの「支援内容」及び「専門性を発揮するための要素」を整理したのが下表である。相対的に利用実績が多い自治体は、P64、65で示したそれぞれの項目において、平均未滿及び実績なしの自治体と比べて、概ね「支援内容」の実施率は高く、かつ、「専門性を発揮するための要素」も備えていることがわかった。

就労準備支援事業の専門性を発揮するための4つの要素とそれに対するアンケート結果概要

就労準備支援事業の専門性を発揮するための4つの要素 (P64)	支援実績のある(平均以上)自治体の回答特徴 (実績が平均未滿・実績なしとの比較)	
	支援内容(実施率)	専門性を発揮するための要素
a「企業・関係機関とのネットワーク」 ○地域の中で連携できる企業・関係機関に関する情報を持っている。 ○地域の企業等の人材確保に対する協力・支援を積極的に行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・事業所の開拓の実施率が高い(②)</li> <li>求人開拓の実施率は低い但他グループよりは高い(⑦)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・関係機関に関する情報を持っている((1)①)</li> <li>企業等の人材確保に対する協力・支援を行っている((1)②)</li> <li>企業等へ支援内容の説明や就労の出口開拓を行っている((4)②)</li> </ul>
b「インバウンド(他機関からの支援依頼)」 ○自立相談支援機関から支援依頼がある。 ○自立相談支援機関以外(自治体の関係部署、他の関係機関等)から支援依頼がある。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立相談支援機関からの支援依頼がある((3)①)</li> <li>自立相談支援機関以外からの支援依頼がある((3)②)</li> <li>行政の相談窓口・関係部署等への情報共有している((4)①)</li> </ul>
c「支援ツール(状態像に応じた豊富な支援メニュー)」 ○『自立』について、専門的な視点を持っている。 ○就労準備支援の内容をメニュー化(プログラム化)している。 ○日常生活自立、社会的自立、就労自立等、段階別に伴走的な支援を継続している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労意欲喚起等の支援の実施率が高い(①)</li> <li>面接等の支援の実施率が高い(③)</li> <li>ハローワークへの同行支援の実施率が高い(④)</li> <li>就労後の定着支援の実施率が高い(⑤)</li> <li>支援対象者同士のグループワーク実施率が高い(⑥)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援をメニュー化している((2)①)</li> <li>段階別に伴走支援をしている((2)②)</li> </ul>
d「アウトバウンド(受け皿となる企業・関係機関の開拓)」 ○企業・関係機関への支援内容の説明や情報共有、就労準備・就労の出口開拓を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労体験等に向けての企業・事業所の開拓の実施率が高い(②)</li> <li>求人開拓の実施率は低い但他グループよりは高い(⑦)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業・関係機関に関する情報を持っている((1)①)</li> <li>企業等の人材確保に対する協力・支援を行っている((1)②)</li> <li>支援をメニュー化している((2)①)</li> <li>企業等へ支援内容の説明や就労の出口開拓を行っている((4)②)</li> </ul>

「家計改善支援事業の専門性を発揮するための4つの要素」とそれに対するアンケート結果概要

家計改善支援事業の専門性を発揮するための4つの要素 (P65)	支援実績のある(平均以上)自治体の回答特徴 (実績が平均未満・実績なしとの比較)	
	支援内容(実施率)	専門性を発揮するための要素
a「専門家とのネットワーク」 ○地域の中で連携できる機関・団体・人材に関する情報を持っている。 ○法律家・税理士等の専門領域を理解し、連携を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納の解消のため分割納付等の可能性の検討の実施率が高い(⑥)</li> <li>・債務整理に向けた支援等の実施率が高い(⑦)</li> <li>・各制度担当者との調整や申請支援等の実施率が高い(⑧)</li> <li>・貸付のあっせん・支援の実施率が高い(⑨)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家の情報を把握している((1)①)</li> <li>・法律家等の専門領域を理解し連携している((1)②)</li> </ul>
b「インバウンド(他機関からの支援依頼)」 ○自立相談支援機関から支援依頼がある。 ○自立相談支援機関以外(自治体の関係部署、他の関係機関等)から支援依頼がある。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関からの支援依頼がある((3)①)</li> <li>・自立相談支援機関以外からの支援依頼がある((3)②)</li> </ul>
c「自組織の専門スキル」 ○『自立』について、専門的な視点を持っている。 ○家計改善支援事業の内容をメニュー化(プログラム化)している。 ○キャッシュフローに基づいた、支援計画を作成し、伴走的な支援を継続している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計情報のアドバイス等の実施率が高い(①)</li> <li>・支出内容の把握とアドバイスの実施率が高い(②)</li> <li>・家計表の作成・現状把握とアドバイスの実施率が高い(③)</li> <li>・目標収入を設定し就職等支援の実施率が高い(④)</li> <li>・キャッシュフロー表を作成し将来の生活の見通しを立てる実施率が高い(⑤)</li> <li>・滞納の解消のため分割納付等の可能性の検討の実施率が高い(⑥)</li> <li>・債務整理に向けた支援等(⑦)</li> <li>・各制度担当者との調整や申請支援等の実施率が高い(⑧)</li> <li>・貸付のあっせん・支援の実施率が高い(⑨)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付制度との連携している((1)③)</li> <li>・体系的なメニューを作成している((2)①)</li> <li>・キャッシュフローに基づいた支援計画を立てて継続的に支援している((2)②)</li> </ul>
d「アウトバウンド(関係部署へ説明・潜在的对象者発掘)」 ○自治体の関係部署、他の関係機関への支援内容の説明や情報共有、制度利用促進に向けたアプローチを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納の解消のため分割納付等の可能性の検討の実施率が高い(⑥)</li> <li>・債務整理に向けた支援等の実施率が高い(⑦)</li> <li>・各制度担当者との調整や申請支援等の実施率が高い(⑧)</li> <li>・貸付のあっせん・支援の実施率が高い(⑨)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の関係部署等への支援内容の説明・情報共有を行っている((4)①)</li> <li>・他の関係機関への支援内容の説明・情報共有を行っている((4)②)</li> </ul>

また、同じく相対的に利用実績が多い自治体については、幾つかの「支援（専門性）の要素」を組み合わせ、体系的な支援を実施している。その「専門性を発揮するための背景的要素」として、「a 企業・関係機関とのネットワーク」（就労準備支援事業）、「a 専門家とのネットワーク」（家計改善支援事業）を構築し、「b インバウンド」（両事業）として相談者を積極的に受け入れ、「d アウトバウンド」（両事業）へつなぐために、組織として保有する「c 支援ツール」（就労準備支援事業）「c 自組織の専門的スキル」（家計改善支援事業）を効果的に活用するといった一体的な支援が行われていると考えられる。

これに対し、実績の少ない自治体においては、相対的にこれらの要素の幾つかが欠落しており、仕組みとして十分に機能していないのではないかと考えられる。

利用実績の多いところは、事業の実施体制や行政の関係部局との連携等の方法なども反映しながら、支援の要素をどのように組み合わせ、どのような仕組みで実施しているのか。実績の少ないところは、必要と思われる幾つかの要素がなぜ欠けているのか。その背景を把握するためヒアリング調査を実施した。

## 1. 調査の方法

### (1) 調査対象

調査対象は、「自治体アンケート調査の回答があり、かつ、事業者アンケートにも回答があった自治体（自治体担当者及び委託先の担当者）」を基本とした。

### (2) 調査期間

令和2年1月～令和2年2月

### (3) 選定方法

ヒアリング調査対象とする自治体の選定の考え方は、以下のとおりである。

- ① 自治体アンケート及び事業者アンケートの回答のあった自治体の中から、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の平成30年度の「利用件数（人口10万対）」を比較し、平均よりも利用件数が「多い」自治体、「少ない」自治体、「実績がない」自治体に分類
- ② 利用件数が「多い」「少ない」「実績がない」のそれぞれの分類ごとに、人口規模、事業の運営方法、地域性のバランス等を考慮し、ヒアリング候補となる自治体を抽出
- ③ また、3事業（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業）実施している自治体、就労準備支援事業のみ実施の自治体、家計改善支援事業のみ実施の自治体のほか、いずれの事業も実施していない自治体も抽出
- ④ ヒアリング候補となる自治体に対して、調査への協力を依頼し、協力可能な自治体を選定

ヒアリング対象となった自治体は図表VIII-1のとおりである。

図表Ⅷ-1 ヒアリング調査対象自治体一覧

利用 実績	任意事業		自治体名	人口				運営方法				
	就労 準備 支援 事業	家計 改善 支援 事業		(H30年 1月1日)	1万 \$ 5万	5万 \$ 10万	10万 \$ 30万	30万 \$	自立 相談 支援 事業	就労 準備 支援 事業	家計 改善 支援 事業	
多い	1	○	○	千葉県千葉市	975,535				○	直営+委託	委託	委託
	2	○	○	山口県宇部市	166,847			○		委託	委託	委託
	3	○	○	大分県臼杵市	39,367	○				委託	委託	委託
	4	○	○	北海道江別市	118,999			○		委託	委託	委託
	5	-	○	福岡県大野城市	100,541			○		直営	-	委託
	6	○	-	兵庫県宍粟市	38,669	○				直営	委託	(委託※)
少ない	7	○	-	A市				○		委託	委託	-
	8	-	○	B市				○		直営	-	直営
	9	-	○	C市		○				委託	-	委託
実績 なし	10	○	-	D市			○			直営	直営	-
	11	-	○	E市			○			直営	-	直営
任意 事業 実施 なし	12	-	-	F市		○				委託	-	-
	13	-	-	G市				○		委託	-	-

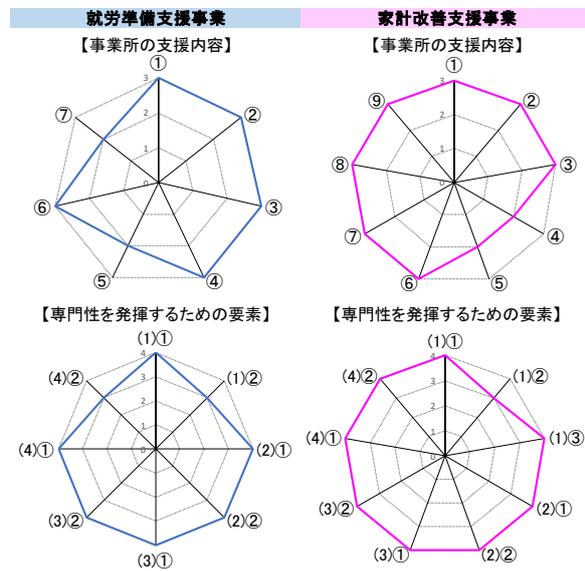
※平成31年度から事業開始

図表Ⅷ-2 ヒアリング先自治体のアンケート回答状況

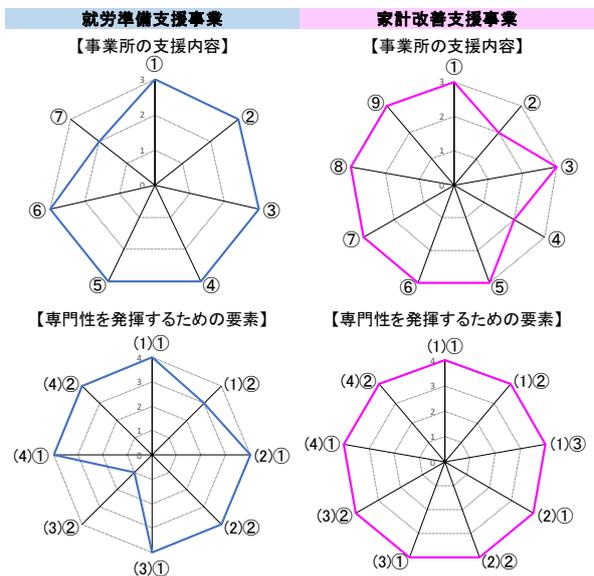
	就労準備支援事業	家計改善支援事業
事業所の支援内容	①就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援 ②ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓 ③ビジネスマナー・履歴書指導・面接等の支援 ④ハローワークへの同行訪問 ⑤就労後の定着支援 ⑥支援対象者同士のグループワーク ⑦求人開拓	①家計状況の把握とアドバイス ②レシート内容の確認等、大まかな支出内容の把握とアドバイス ③家計表を作成し、月単位の家計の現状の把握とアドバイス ④目標収入を設定し、就職・転職等の支援 ⑤キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる ⑥滞納の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性の検討 ⑦債務整理に向けた支援等 ⑧各種給付制度等利用に向け、各制度担当者との調整や申請支援等 ⑨貸付のあっせん・支援
専門性を発揮するための要素	(1)①地域の中で連携できる企業・関係機関に関する情報を持っている (1)②地域の企業等の人材確保に対する協力・支援を行っている (2)①就労準備支援事業の支援をメニュー化(プログラム化)している (2)②段階別に伴走的な支援を継続している (3)①自立相談支援機関からの支援依頼 (3)②自立相談支援機関以外からの支援の依頼 (4)①行政の相談窓口・関係部署等への支援内容の説明や情報共有 (4)②企業や、他の関係機関への支援内容の説明や情報共有、就労準備・就労の出口開拓	(1)①地域の中で連携できる専門家の情報を把握している (1)②法律家・税理士等の専門領域と役割を理解し、連携を図っている (1)③生活福祉資金貸付制度との連携を図っている (2)①家計改善支援事業の支援の体系的なメニューを作成している (2)②キャッシュフローに基づいた支援計画を立て継続的に支援している (3)①自立相談支援機関からの支援依頼 (3)②自立相談支援機関以外からの支援の依頼 (4)①行政の相談窓口・関係部署等への支援内容の説明や情報の共有 (4)②他の関係機関への支援内容の説明や情報の共有

■利用実績が多い自治体

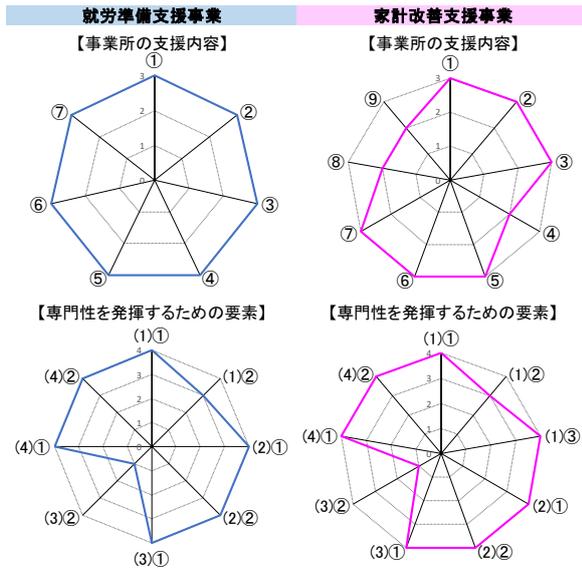
【千葉市】



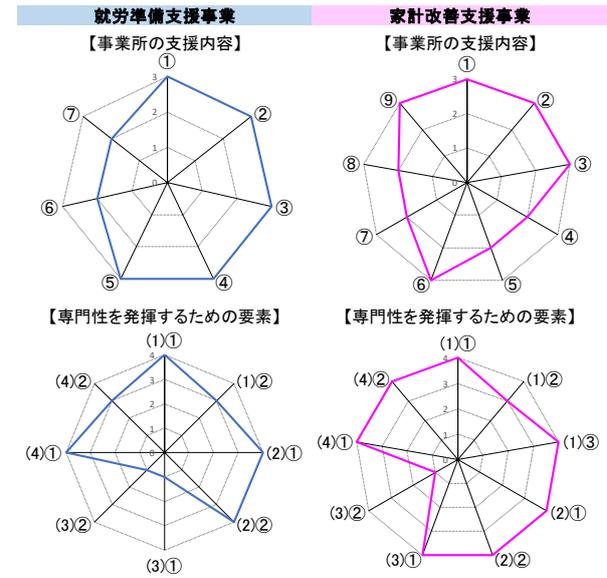
【宇部市】



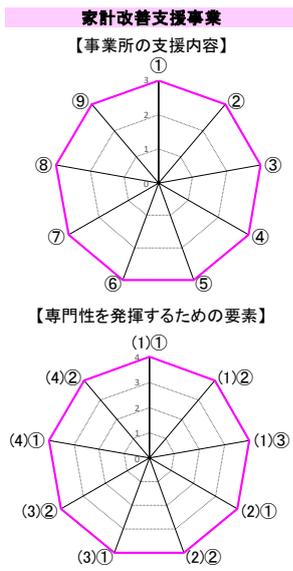
## 【臼杵市】



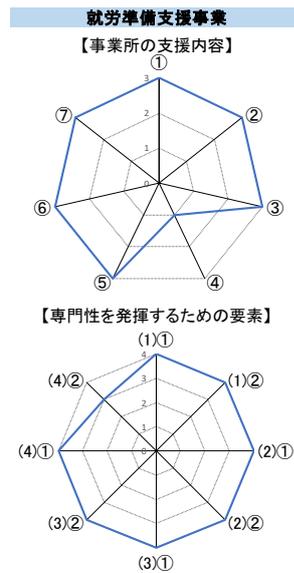
## 【江別市】



## 【大野城市】



## 【宍粟市】

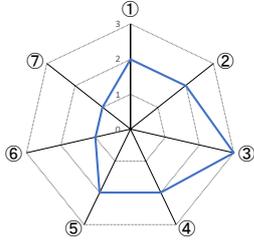


■利用実績が少ない自治体

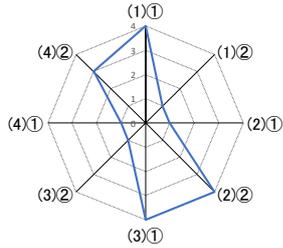
【A市】

就労準備支援事業

【事業所の支援内容】



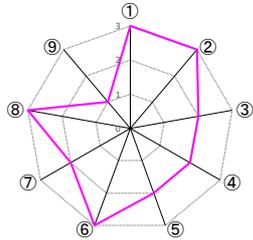
【専門性を発揮するための要素】



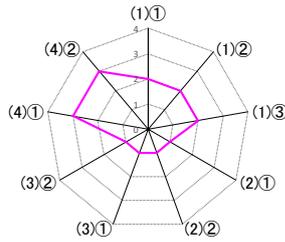
【B市】

家計改善支援事業

【事業所の支援内容】



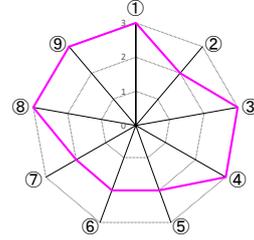
【専門性を発揮するための要素】



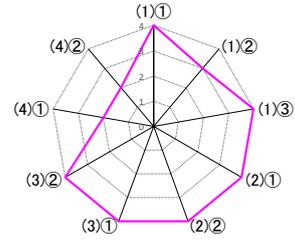
【C市】

家計改善支援事業

【事業所の支援内容】



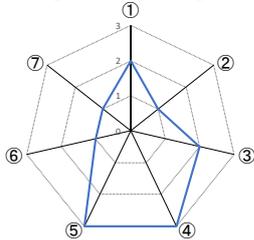
【専門性を発揮するための要素】



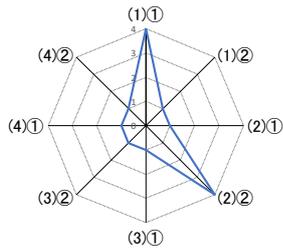
【D市】

就労準備支援事業

【事業所の支援内容】



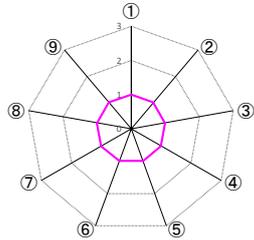
【専門性を発揮するための要素】



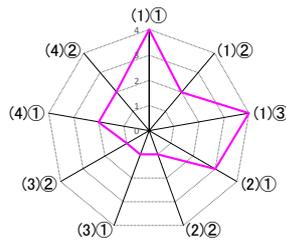
【E市】

家計改善支援事業

【事業所の支援内容】



【専門性を発揮するための要素】



#### (4) 設問項目

主なヒアリング項目は次のとおり。

##### <全自治体共通項目>

- ・自治体の概要（地域の産業構造や住民の社会移動の特徴など）
- ・任意事業導入の経緯・実施状況
- ・現在の体制に行き着いた具体的なプロセス
- ・発注方法、予算額の推移（増額、減額等）
- ・支援調整会議での「支援決定」までの具体的なプロセス
- ・今後の任意事業の実施意向

##### <就労準備支援事業実施自治体>

- 1) 具体的な就労準備支援事業の支援メニュー（事業所開拓、求人開拓など）
- 2) 支援を支える背景
  - ・企業等との連携・ネットワーク
  - ・プログラム化に向けた取り組み
  - ・企業や関係機関に向けての情報提供、出口開拓 等
- 3) 人員体制
  - ・任意事業の事業所の充足状況
  - ・資格・専門性をもった職員の有無、職務内容
  - ・自立相談支援機関と、任意事業実施機関との役割分担
- 4) 自立相談支援機関における就労面・家計面の支援の状況
  - ・自立相談支援機関との役割分担
  - ・任意事業実施事業者の専門性

##### <家計改善支援事業実施自治体>

- 1) 具体的な家計改善支援事業の支援メニュー（家計表の作成、債務整理に向けた支援など）
- 2) 支援を支える背景
  - ・法律家・税理士等の連携・ネットワーク
  - ・プログラム化に向けた取り組み
  - ・伴走的な支援
  - ・関係機関との情報の共有 等
- 3) 人員体制
  - ・任意事業の事業所の充足状況
  - ・資格・専門性をもった職員の有無、職務内容
  - ・自立相談支援機関と、任意事業実施機関との役割分担
- 4) 自立相談支援機関における就労面・家計面の支援の状況
  - ・自立相談支援機関との役割分担
  - ・任意事業実施事業者の専門性

## 2. ヒアリング結果の概要

ヒアリング調査では、就労準備支援事業、及び家計改善支援事業に関する各自治体の利用状況や、支援の体制と支援の方法、支援に関する地域資源の活用状況、支援に当たっての工夫や課題等について情報収集を行った。

就労準備支援事業、及び家計改善支援事業において、支援実績の差に起因するものとして、次のとおり、3つの視点により整理することができる。

就労準備支援事業	家計改善支援事業
<p>視点①就労準備支援事業の利用増につながる「仕組み」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 幅広い相談窓口</li><li>・ 自立相談支援事業と就労準備支援事業との役割分担の明確化</li></ul> <p>視点②企業（出口）開拓を行う</p> <p>視点③支援メニュー（プログラム）の整理・可視化</p>	<p>視点①家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 幅広い相談窓口</li><li>・ 自立相談支援事業と家計改善支援事業との役割分担の明確化</li><li>・ 専門家とのネットワーク</li></ul> <p>視点②将来的な生活の見通しを立てる</p> <p>視点③寄り添いながら継続的に支援する</p>

## (1) 生活困窮者自立相談支援制度の潜在的利用者の把握

視点①就労準備支援事業、家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」

### <幅広い相談窓口>

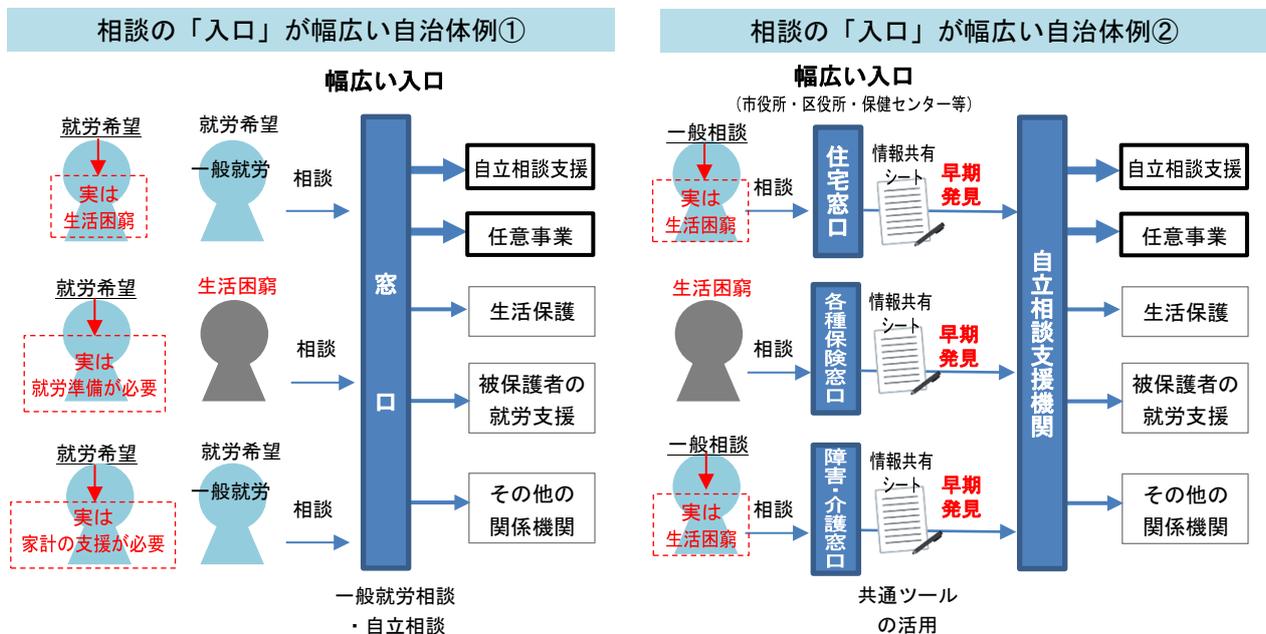
生活困窮に陥っている、あるいはそのリスクが高い要支援者の状況は、行政の担当窓口へ直接、本人が状況を相談して初めて把握されるといった受け身の態勢である場合、支援件数等は上がりづらいと思われる。

それぞれの自治体の実態に応じて、就労準備支援事業や家計改善支援事業の潜在的利用者を幅広く把握するための工夫が必要である。

利用実績の多い自治体においては、例えば、庁内関係部局が情報共有のためのツール（「情報シート」）を活用し、利用勧奨を促進する仕組みや、関係部局間の連携により相談窓口を集約化する等、関係部局間の連携による相談窓口の効率的な設置、潜在的な支援対象者を幅広く受け止め、早期に支援対象者をスクリーニングできる仕組みを構築している。

他方、潜在的な支援対象者を幅広く受け止める仕組みがない、あるいは十分に機能していない場合、例えば、生活保護の担当課が生活困窮者自立支援制度も担当する体制では、相談・支援を希望する市民（住民）にとっては「入口」が狭く、最後のセーフティネット（生活保護制度）に頼らざるを得ない状況の人が窓口を訪れるケースが多くなる。また、生活困窮者自立相談支援制度の目的や意義について、庁内の関係部署において十分に浸透していない場合、制度本来の目的である早期発見の機能が十分発揮されないことが危惧される。

図表Ⅷ-3 幅の広い相談の「入口」のイメージ



## 市民に対する幅広い相談窓口の工夫をしている自治体

<p><b>千葉市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市営住宅に係る家賃の手続や相談、各種保険料にかかる納付手続や相談、障がいや介護に係る認定申請等で訪れた人が生活困窮状態にある場合、その相談に対応した職員が市内3ヶ所に設置した「千葉市生活自立・仕事相談センター」についての情報提供を行う。相談者が、個人情報を含む必要書類を提供することに同意した場合は「情報共有シート」を活用して相談センターにつなげ、相談センターが電話等によるアウトリーチを行うことで、相談者に支援を届ける仕組みを構築する。窓口を紹介しただけでは帰ってしまう、または、困っていても相談に行けない人が多いのではないかとという仮説のもと、本人が了承した場合には、積極的につないでいくことを目指している。</li> <li>○「情報共有シート」の様式については、関係部局の職員によるワーキンググループを通じて簡潔な書式を作成した。この作成プロセスは、効果的な利用勧奨ツール作成のためということだけではなく、庁内関係部署の職員の当該制度に対する理解促進のプロセスとしての意義もある。</li> <li>○「情報共有シート」は、3か年の「千葉市貧困対策アクションプラン」（平成30年度～平成32年度）の中のマニュアルとして作成。より積極的に活用してもらうため、庁内職員、保健福祉センター職員に対して定期的に説明会を実施している（参加は所属部署に関わらず可能）。</li> </ul>
<p><b>宇部市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宇部市では、身近な場所に障がいの有無にかかわらず、子どもから高齢者までの福祉に関する相談に対応する窓口として、「福祉なんでも相談窓口」を平成31年度までに市内地域ごとの地域包括支援センター10か所に設置、また、市域をカバーする窓口として、市社会福祉協議会、障害者相談支援事業所等に5か所設置している。本人や家族からの相談受付、解決に向けた調整・支援だけでなく、専門職も相談対応し、相談内容に応じて関係機関に引き継いでおり、当該制度窓口につながるケースもある。</li> <li>○なお、「福祉なんでも相談窓口」は生活困窮者自立支援制度の担当部局（宇部市役所地域福祉・指導監査課）が所管していることや、市社会福祉協議会が自立相談支援事業を受託していることから、自立相談支援事業及び各種任意事業へスムーズに連携できている。</li> </ul>
<p><b>宍粟市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成30年7月、「宍粟無料職業紹介所」（産業部ひと・はたらく課）と「しそうハタラク支援センター」（健康福祉部社会福祉課）を一つの窓口を集約し、総合的な仕事の相談窓口「宍粟わくわ〜くステーション」という名称で事業所を開設した。</li> <li>○窓口では、無料職業紹介業務と地域求人・就職応援ポータルサイトも運営し、また、就職に関わる相談も実施することで、すぐには就労に結び付かない人にも立ち寄ってもらえる環境を整備した。</li> <li>○従来、生活困窮のみの窓口では相談に訪れなかったと思われる人が、無料職業紹介所があることで気軽に立ち寄ることができるようになり、その結果、「わくわ〜くステーション」という幅広い窓口での面談・スクリーニングを経て、就労から距離がある人を就労準備支援事業等の生活困窮者自立支援制度へつないでいる。</li> <li>○窓口を一本化したことで、幅広い層を支援対象とすることが可能となり、受け身（待ち）の体制から、就労になかなか結び付かない人を救い上げる仕組みに転換した。</li> </ul>

## 実績が伸びていない自治体の「相談窓口」「相談受付」に関する取組状況

<p><b>E市</b> (中規模)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立相談支援事業、家計改善支援事業ともに直営で、生活保護の担当課が生活困窮者自立支援制度も担当し、相談対応者も兼任。相談に対しては、アウトリーチは積極的に行っておらず待ちの姿勢で、一方通行な受け止め方となっている。</li> <li>○庁内の他部署職員において、当該制度の理解が薄く、他部署から生活困窮者自立支援事業につながるケースは皆無で、生活保護につながるケースが大半を占める。民生委員にも説明は行っているが、生活保護制度と一緒に説明していることから、生活困窮者自立支援制度に関する理解度は低い。</li> <li>○その結果、窓口には、生活に困っているものの限界状態まで我慢してからつながる相談者が多く、結果的にすぐに生活保護の受給につながるケースが多く、家計改善支援事業の実績はゼロとなっている。行政担当者としては、こうした状況が真の住民のニーズとは捉えておらず、潜在的には家計改善支援事業の対象者はいるとの認識はもっているが、依然としてアウトリーチはできていない。現時点では、家計改善支援員が実質的に生活保護も含めた相談受付のサポートを行っており、アウトリーチを行う余裕はないが将来的には取り組みたいという意向を持っている。</li> </ul>
<p><b>D市</b> (中規模)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援調整会議は、月1回不定期に行っているが、ケースについて情報共有を行うのが主となっている。支援調整会議内で任意事業について議論することはない。</li> <li>○庁内の他の部局との利用勧奨に関する協議は行っておらず、生活困窮者自立支援制度の周知はあまり進んでいない。</li> </ul>
<p><b>Z市</b> (小規模) ※プレヒアリング実施自治体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立相談支援事業を生活保護の担当課が直営で実施しており、自立相談支援事業の相談支援員は、生活保護のケースワーカーと兼務である。</li> <li>○相談対応する人員は少なく、通常は受け身の体制となっている。</li> <li>○生活困窮者自立支援制度が開始するにあたり、就労準備支援事業、家計改善支援事業ともに、ニーズがあるとの見込みがあったため、任意事業を行うこととした。なお、行政としては、任意事業を実施するにはそのノウハウがないと判断して地元の団体へ委託することとした（実績に応じた支払い）。</li> <li>○しかし、実際には委託事業者へ支援を依頼することはなく、相談自体プラン作成前の段階で、自立相談支援機関（直営）での対応で済んでおり、任意事業の実績としてはゼロとなっている。</li> </ul>

### (2) 就労準備支援事業

#### 視点①就労準備支援事業の利用増につながる「仕組み」

##### <自立相談支援事業と就労準備支援事業との役割分担>

利用実績の多い自治体においては、自立相談支援事業と就労準備支援事業との役割分担、連携が行われている。

自立相談支援事業を要として、就労準備支援事業の各実施者との日常的な情報共有、支援実施における連携が行われる環境があり、また、支援のプロセスにおいて、各実施主体が持つネットワークやノウハウが相互に補完し合う体制となっていることがポイントと考えられる。

就労準備支援事業における相互の役割分担や連携の方法は、それぞれの自治体における事業の体制や考え方による。

例えば、相談を進める中で、相談者が借金や慢性疾患等の持病等、複合的、かつ深刻な課題を抱えているケースは直営の「自立相談支援事業」で包括的な支援を行う。そのほかの、生活習慣

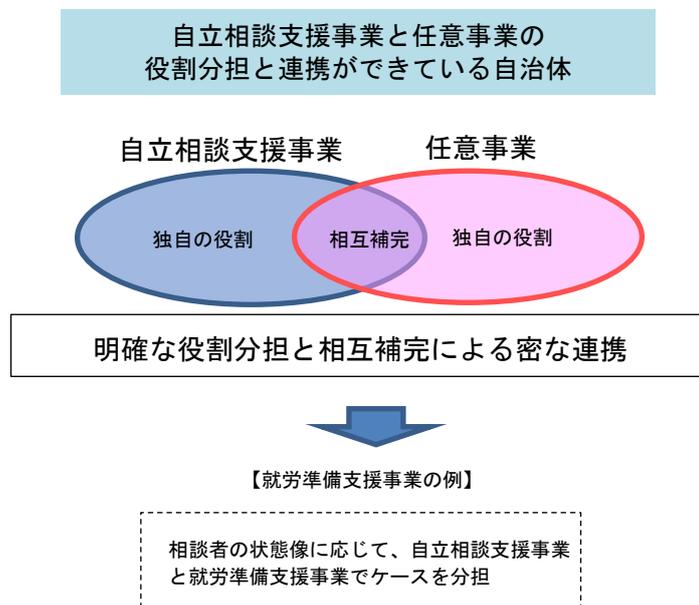
や社会性に課題があり、なかなか就職ができず生活困窮に陥るリスクがあるケースについては、「就労準備支援事業」で就労支援に特化したプランを作成する、といった明確な役割分担をしている事例がある。

また、就労準備支援事業の支援メニューに馴染めない人を一旦、自立相談支援事業の就労支援として実施する中間的就労で受け入れる。その際、就労準備支援事業者の職員が同席し、一緒に作業等を行い、本人との信頼関係を構築した上で就労準備支援事業の利用につなげている事例もある。

他方、県が広域で就労準備支援事業を実施し、近隣自治体が支援メニューを活用できる仕組みを構築している場合であっても、自治体の自立相談支援事業の担当者と県との情報共有、連携が十分に機能していないために、必要とされる情報が自立相談支援機関に行き届かず、その結果、基礎自治体側において就労準備支援事業が全く行われていないというケースもある。

また、自立相談支援機関が幅広く就労支援を行っているケースでは、就労準備支援事業の実施機関との間での役割分担が曖昧になり、結果的に、就労準備支援事業としてニーズに応えきれていない自治体も見られる。

図表Ⅷ-4 自立相談支援事業と就労準備支援事業の役割分担と連携のイメージ



### 自立相談支援事業と就労準備支援事業との役割分担がされている例

<p><b>宍粟市</b></p>	<p>○宍粟市では、相談を進める中で、相談者が借金や慢性疾患の持病等、複合的かつ深刻な課題を抱えているケースは直営の「自立相談支援事業」で包括的な支援を行う。そのほかの、生活習慣や社会性に課題があり、なかなか就職ができず生活困窮に陥るリスクのあるケースについては、委託の「就労準備支援事業」で就労支援に特化したプランを作成する等、役割分担を明確にしている。</p> <p>○概ね年間 40 件程度の支援対象者がおり、そのうち、「自立相談支援事業」が支援を行うケースは 10 件程度、「就労準備支援事業」で支援を担当するケースが 30 件程度である。</p>
<p><b>江別市</b></p>	<p>○自立相談支援事業は、地元の社会福祉協議会が受託し「くらしサポートセンター えべつ」を運営、就労準備支援事業は NPO 法人が受託し「しごとサポートセンターコクリ」を運営している。</p> <p>○企業開拓は原則就労準備支援事業を受託している NPO 法人が行うこととしており、企業と就労準備支援事業者との間で関係性が構築できれば、自立相談支援機関(社協職員)が訪問し改めて事業説明を行い、利用者の受入れを依頼している。また、自立相談支援機関は、無料職業紹介所の資格を取得しており、就労準備支援事業の利用者も利用することができる。</p> <p>○自立相談支援事業を受託している地元の社会福祉協議会が、自立相談支援機関の就労支援として中間的就労も展開しており、就労準備支援事業に馴染まない人を支援するケースもある。そうした就労支援を実施する場合でも、就労準備支援事業者の職員が同席し、一緒に作業を行う等を行い、本人との信頼関係を構築した上で就労準備支援事業への利用につなげている。</p>

### 実績が伸びていない自治体における自立相談支援事業と就労準備支援事業との役割分担の状況例

<p><b>A 市</b> (大規模)</p>	<p>○自立相談支援機関の就労支援として、履歴書指導、面接指導、企業への同行等幅広いメニューを提供しており、また、自立相談支援事業を受託している社会福祉協議会の独自事業として、中間的就労を展開し、それに自立相談支援事業の相談者も参加している等、他地域では「就労準備支援事業」として行っているような取組も自立相談支援事業の就労支援の一環として行っている。</p> <p>○その一方、就労準備支援事業者の位置づけ・役割・意義が薄く、就労準備支援事業で展開される支援メニューに適合する相談者も少ない。</p> <p>○就労準備支援事業の委託先は、一般的な就労支援のノウハウはあるが、就労から距離がある人への支援に長じておらず、自立相談支援事業における相談者の幅広いニーズに就労準備支援事業者が対応しきれていない。</p>
<p><b>D 市</b> (中規模)</p>	<p>○県が広域で実施している就労準備支援事業(委託)に負担金を支払う形で、就労準備支援事業を展開しており、不定期であるが、県より就労準備支援事業の就労体験等に関する情報が提供される仕組みとなっている。</p> <p>○しかし、市の自立相談支援機関(直営)の職員は、就労準備支援事業者の担当者と面識がなく、就労準備支援事業でどのような支援が展開されているか詳細な内容を把握していない。</p> <p>○また、提供情報については、自立相談支援機関として、該当する相談者がいれば活用したい意向はあるが、実際には当該市や近隣地域に関する情報はなく、相談者に就労準備支援事業の支援メニューを提供できていない。</p> <p>○毎年、任意事業に関する予算を計上し、利用実績がないため決算で補助金を返還している状況である。今後、就労準備支援事業の活用に向けて、運用を改善していく意向を持っている。</p>

## 視点②企業（出口）開拓を行う

利用実績が多い自治体では、定期・不定期に企業開拓をしており、協力企業のリストがある。

その際、就労または就労体験の受け皿開拓は、事業実施者による不断の企業アプローチと同時に、自治体の支援・協力が重要となる。また、事業実施者の独自のネットワークだけではなく、行政によるバックアップが企業開拓の推進に大きく寄与することがポイントとなる。

例えば、事業実施者の地道な取組事例として、就労準備支援事業者が自ら地元の中小企業家同友会に加盟することにより、加盟企業が就労体験の受け入れ先となった事例がある。

また、事業実施者へのサポートの事例として、自治体が企業向け説明会の予算を確保し、民間の企業データベースから企業データを購入し、開催案内を市内の企業に一斉郵送している。説明会では、市から事業の趣旨説明や、協力企業等による受入れ体験談などを盛り込む等、説明会を企業訪問の契機として活用し、企業開拓を進めている事例がある。

他方、利用実績が少ない自治体においては、総じて就労準備支援事業としての企業開拓は行われていない。

それらの自治体においては、例えば、任意事業の受託事業者（就労準備支援事業者）が「市内の企業や団体との連携がほとんどない」、「就労準備支援事業の支援対象となるケースは限定的である」と認識している自治体もあった。受託事業者としての企業に関するネットワークの弱さがあり、その背景には、対象者層の幅の狭さがあると見受けられる事例がある。

また、就労支援が、就労準備支援事業では実績がなく自立相談支援事業の就労支援のみに留まり、かつ、それもハローワークへの同行が中心で、地域に地場企業が多数ありながらも企業へのアプローチをほとんど行っていない事例も存在している。そのようなケースにおいては、企業開拓を要するような相談者のニーズが極めて少ないためと考えられ、企業（出口）開拓の取組は、入り口の相談者の受け止め方法と密接に関わっているものと推察される。

### 企業開拓に関する取組

<p><b>千葉市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労準備支援事業の受託事業者が、支援対象者の希望に合わせて、都度企業開拓を行っている。</li> <li>○なお、千葉市では、就労訓練事業の推進を図るための企業・法人向け説明会を、就労準備支援事業の受託事業者と共に開催して企業開拓している（基本年1回）。</li> <li>○市は同説明会の予算を確保し、民間の企業データバンクから自治体内の企業データを購入、そのデータを活用して、案内チラシを一斉送付している。同説明会では、市から事業の趣旨説明や協力企業等による受入れ体験談の発表を行うとともに、受入れ協力の企業側のメリット等をアピールしている。</li> <li>○企業開拓は、同説明会のアンケートで興味を持った企業に対し、自立相談支援事業と就労準備支援事業の担当者が一緒に訪問し、協力依頼とともに企業側のメリットなどについても説明している。</li> <li>○既に蓄積している事業所が約60社程度あり、年間、平均して30社前後が受け入れ可能であり、必要に応じて打診している。</li> </ul>
<p><b>宍粟市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宍粟市では、総合的な仕事の相談窓口「宍粟わくわ〜くステーション」において、企業開拓を定期的実施している。これまでの蓄積により、現在、280社とのつながりがある。</li> <li>○その中から、1か月あたり約60社の求人票を市民に公開している。</li> <li>○求人票の中には、「宍粟わくわ〜くステーション」独自の企業開拓による求人も含まれており、また求職者には幅広く職場見学を推奨している。</li> <li>○また、開拓した企業の理解と協力により、就労準備の段階にある支援対象者の就労体験の受け皿としても活用している。</li> </ul>
<p><b>江別市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労準備支援事業の受託事業者が、地元の中小企業同友会に入ったことで、会員企業に積極的にアプローチを行い効果的な企業開拓につながっている。</li> <li>○企業側へ就労準備支援事業の協力の依頼をするのは、何も関係がない立場だと部外者となりハードルが高かったが、中小企業同友会に入ったことで、同じ組織のメンバーとして、企業へも接触がしやすくなり、また、信頼関係をスムーズに構築できるようになった。</li> <li>○以前より慢性的な人手不足となっている地元経済会の理解・協力を得ることができ、中間的就労等から就労につながったケースもある。</li> </ul>

### 実績が伸びていない自治体における企業開拓に関する取組例

<p><b>A市</b> (大規模)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労準備支援事業として、市内の企業や団体との連携はほとんどない。</li> <li>○自立相談支援事業において専任の就労支援員を配置して企業開拓を行っている等、自立相談支援機関として就労支援を積極的に行っていることもあり、就労準備支援事業の対象者は限定的となっている。</li> </ul>
<p><b>D市</b> (中規模)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハローワークが市内に立地し、自立相談支援事業での就労支援の多くがハローワークへの同行のみにとどまっている。</li> <li>○ハローワークの同行以外の支援を必要とするような相談者が多くはないため、現時点において企業開拓の必要性は高くない。</li> <li>○地域には重工業が盛んで大企業及びその子会社・関連会社は存在しているが、これまでに就労体験等で企業へアプローチをしたことはなく、就労体験、ボランティア活動等はほとんど行ったことがない。</li> </ul>

### 視点③支援メニュー（プログラム）の整理・可視化

就労準備支援事業の利用実績が多い自治体は、事業における支援プログラムとして、ある程度の数の具体的な支援メニューが用意されており、利用者に提示できる状況になっている。

就労準備の支援メニューのうち、「日常生活自立支援」や「社会生活自立支援」としてのメニューは独自開発となる。就労支援、就労体験の支援については、独自開発に加え、出口としての企業開拓を通じ、企業の協力を得て多様な支援をメニュー化することがポイントとなる。

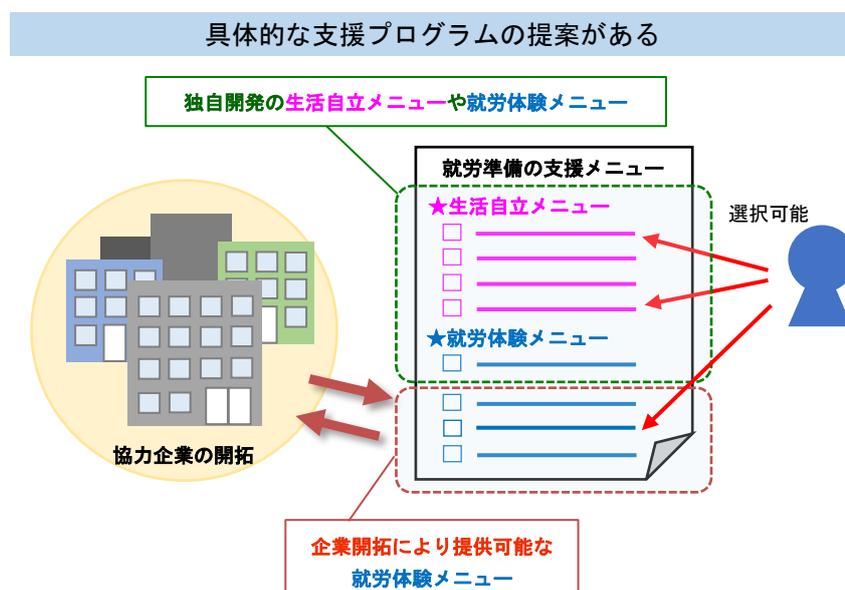
小規模の自治体では、現状において、就労準備支援の利用者が少なく、就労体験等の複数の支援メニューを十分に確保できない場合がある。就労準備支援事業の事業者が近隣自治体を含めた広域的な事業として実施することで、一定数の利用者を集め、多様な支援メニューを用意し、利用者に合わせた支援が可能な環境をつくっているケースがある。

他方、就労準備支援事業の利用実績が少ない場合は、あらかじめ支援メニューとして用意することができず、豊富に支援メニューがあるとは言い難い状況にあった。加えて、支援メニューとして存在していてもそれが可視化されていないケースもあった。そのような場合は、相談者の状態像に応じて、その都度、事業者の従来のネットワークを通じて、都度メニューをオーダーメイドで開発している状況にある。

また、広域で実施されている就労準備支援事業者との連携が不十分で支援メニューを自治体担当者が把握していないというケースもあった。

このようなケースにおいても、前述②企業（出口）開拓の実績が少ないポイントと同様に、就労準備支援事業として、入口側の相談者の受け止め方、さらに言えば、潜在的な支援対象者を幅広く受け止める仕組みがない、あるいは仕組みが十分に機能していないことなどが影響しているものと思われる。

図表Ⅷ-5 具体的な支援プログラム（メニュー化）（就労準備支援事業）のイメージ



### 就労準備のための支援メニュー

<p><b>千葉市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○千葉市では、ユニバーサル就労として職場実践型の体験を重視しており、その手法を用いて就労準備支援事業を実施している。</li> <li>○利用者が多いメニューは定番化しており、月1回、他はニーズに合わせて個別ワークとして対応している。決まったスケジュールで取り組むのが苦手な人もいるため、必ずしも順番にやるのではなく、本人の意向を聞きながら実施している。</li> <li>○企業開拓により、約60社の企業・法人が協力企業としてリスト化されている。</li> <li>○毎年、30社前後が受け入れ可能であり、多様な人が支援対象となることから、利用者本人に作成したパンフレットを渡して選択してもらう。</li> <li>○既存メニューにない活動に興味を持っている人がいる場合は、その人に合った事業所を開拓する。</li> <li>○就労体験等で失敗する可能性が高い人は、十分に信頼関係があり理解のある事業所（社福や生協）へ依頼し、手厚く見てもらう（なお、事業実施者は就労訓練事業の認定を受けており、一番心配な人は当該法人で試して様子を見る）。</li> </ul>
<p><b>江別市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労準備支援事業はNPO法人が受託、就労準備支援事業の支援メニューとして、「日常生活自立支援」では、調理/洗濯/体操/散歩/公共交通機関の利用等を、「社会生活自立支援」では、商店街の花壇管理/ごみ拾い/社会人インタビュー等、「就労自立支援」では、電話対応やメモの取り方の練習/履歴書/模擬面接/軽作業/職場見学/企業での作業体験/就労実習・体験などを展開している。</li> <li>○支援メニューは、相談者に対して分かりやすくメニュー表を提示しており、また、就労準備支援事業所としてもWEBサイトを開設、支援メニューも紹介している。</li> </ul>
<p><b>臼杵市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労準備支援においては、意欲喚起、生活リズムの形成、就労体験等、幅広いメニューを揃えることが望ましいが、都市部と異なり、中小規模の自治体において、一定数の利用者、複数の支援メニューを十分に確保できない場合が少なくない。</li> <li>○臼杵市では、就労準備支援事業を行っている受託事業者が、近隣自治体を含めた広域的な事業として実施しており、一定数の支援対象者を集め、多様な支援メニューを用意し、利用者に合わせた支援が可能な環境をつくっている。</li> </ul>

### 実績が伸びていない自治体における支援メニュー例

<p><b>A市 (大規模)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談者に応じたオーダーメイドの支援を考慮しており、就労準備支援事業者が以前からつながりを持つ企業・人を通じて、都度メニューを開発している。クラフトアートやペン字練習などの居場所型が主であるが、相談者が具体的な支援メニューの内容を一覧できる様にはなっていない。</li> <li>○施設外での体験事業はない。就労準備支援事業者が別事業で管理している駐輪場の管理なども体験先として検討したことはあったが、実際は活用していない。</li> <li>○就労準備支援事業としてのメニューが、オーダーメイドで可視化されていないこともあり、自立相談支援事業の中で、就労準備支援事業を積極的に活用できる仕組みになっていない。就労準備支援事業の支援の見える化に向けての取組の必要性は認識している。</li> </ul>
<p><b>D市 (中規模)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県が展開する広域での就労準備支援事業に参画する形で展開している。</li> <li>○どのような支援メニューがあるか可視化されておらず（自立の相談支援員は把握しておらず）、情報提供もほとんどなく、担当者もわからないため、就労準備支援事業の利用実績はない。</li> <li>○自立相談支援事業での就労支援は、主にハローワークへの同行支援であり、就労体験やボランティア活動等はほとんど行っていない。</li> </ul>

### (3) 家計改善支援事業

#### ①家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」

##### <自立相談支援事業と家計改善支援事業との役割分担の明確化>

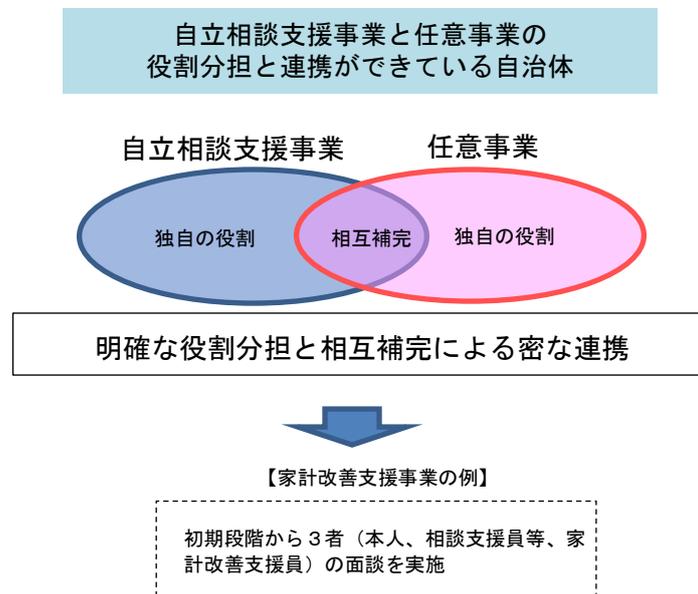
事業の実施体制や事業実施者の経験やノウハウ等、それぞれの自治体の資源の実態に適した役割分担があり得るが、家計改善支援事業の利用実績が多い自治体では、例えば、相談の初期段階から3者面談（本人、相談支援員等、家計改善支援員）を基本とすることで、支援対象者との関係を複線で用意することができ、かつ、各事業者が持つ経験と専門性を発揮できる仕組みとなっている事例がある。

3者面談を基本とすることの具体的なメリットは、①伴走的、継続的に支援を行う関係性を担保できる。例えば、一方の関係が途切れても、一方の関係を維持することで、継続的な支援を行うことが可能となっている。また、一方が相談者に対し提案を行い、もう一方がその提案を相談者がどのように受け止めたか真意を確認するといった、支援者間の役回りを分担することで、支援がスムーズに行えるよう配慮しているケースもある。また、②複眼的な「見立て」が可能となり、独断的な支援となることを回避でき、多様な提案が可能となるとともに、支援の方向性のブレをなくす効果がある。

他方、「自立相談支援事業」と「家計改善支援事業」を同一の実施者が行っている場合、相乗効果が発揮されるケースがある一方で、自立相談支援事業における「家計面」の支援と家計改善支援事業における支援の明確な役割分担ができていないまま、いずれの事業においても、家計改善の専門的な支援が行われないケースもある。特に、一人の職員が自立相談支援事業の相談支援員と、家計改善支援事業の家計改善支援員を兼務するケースにおいては、その役割分担が曖昧なまま支援が行われている事例もいくつか見られた。

その場合、家計改善支援事業の実績として明確に評価できない（あるいは評価しない）との理由等により、自立相談支援事業の実績にはカウントするが、家計改善支援事業の実績としてはカウントしない自治体もある。

図表Ⅷ-6 自立相談支援事業と家計改善支援事業の役割分担と連携のイメージ



### 3者面談を基本とする支援

千葉市	<p>○相談センターに家計担当者は常駐していないが、家計改善支援は、支援対象者本人、家計改善支援員、相談支援員等の3者での面談を基本としている。</p> <p>○自立相談支援事業で家計改善が必要と判断した場合は、センターから家計改善支援事業の受託業者へ連絡し、日程調整と相談員を決めた上で面談（基本的に月1回）を実施する。</p>
大野城市	<p>○多くのケースで、相談受け付け時点で家計改善支援員が同席するよう調整している。</p> <p>○家計改善支援員は、週2日の出勤だが、出勤日に合わせて面談や打ち合わせを調整し、相談支援員等と家計改善支援員が密に連携して相談対応及び伴走支援を行っている。特に、経済的困窮の相談であれば、相談の中で現在の家計状況を、家計表を活用して家計の「見える化」を行い、家計改善の意識付けを行っている。</p>
宇部市	<p>○家計改善支援員はインテーク時から同席し、家賃や収支などの家計状況を聴き取り、相談時家計表を作成する。家計計画表のほか、債務返済がある場合などは6年間程度のキャッシュフロー表を作成する。</p> <p>○この専門的な部分を家計改善支援員が関わることで、自立相談支援機関の相談員にとって精神的にも時間的にも余裕が生まれ、動きやすくなっている。</p>
臼杵市	<p>○インテークは、調整がつけば家計改善支援員も同席し自立とワンストップで実施することとしている。</p> <p>○家計改善支援員が常駐ではない（週1回）ため、「家計表」は相談支援員等が担当し、ファイナンシャルプランナー等の専門性を持った家計改善支援員が収入支出の状況等を丁寧に聴き取り、問題点を可視化し、本人の意向を汲んだ改善提案（家計再生プラン）を行う。</p>

### 実績が伸びていない自治体における支援の仕組み（面談対応、役割分担）例

B市 (中規模)	<p>○両事業（自立相談支援事業・家計改善支援事業）を直営で実施している。自立相談支援員が家計改善支援員を兼任しており、自立相談支援事業と家計改善支援事業の役割分担は明確にしていない。</p> <p>○自立相談支援事業と家計改善支援事業を兼務で実施しているため、両事業間で支援の目的や支援内容に関する線引きが難しい。</p> <p>○そのため、利用者に対する支援が軌道に乗ってから後付でプランに載せている。</p> <p>○実績数（プラン作成件数、家計計画書作成件数等）が、実際に支援を行っている数字から漏れている等適切に把握されていない。</p>
C市 (小規模)	<p>○両事業（自立相談支援事業・家計改善支援事業）ともに同一事業者へ委託している。現場の相談対応ができる職員は2名であり、2名とも自立相談支援機関の相談支援員と、家計改善支援員とを兼務している。</p> <p>○自立と家計とで人員を分けているわけではなく、役割分担も明確にはしていない。自立相談支援事業における家計支援と、任意事業である家計改善支援事業の境目が曖昧で、件数をカウントするための明確な指針もない。</p>
E市 (中規模)	<p>○両事業（自立相談支援事業・家計改善支援事業）を直営（生活保護の担当部局）で実施している。</p> <p>○生活の困りごとは生活保護係のケースワーカーが最初の窓口となり対応している。その中で、生活困窮者自立支援事業で支援した方が良いと判断した場合は、相談支援員等が同席することもある。</p> <p>○生活保護の元ケースワーカーだった職員が家計改善支援員として雇用されたこともあり、結果的に、生活保護課のケースワーカーの補強という側面もある。</p>

## ＜専門家とのネットワーク＞

家計改善支援事業に限らず、経済的困窮に関する相談を受け付ける自立支援事業全般において、司法の専門家と連携していくことは必要不可欠である。中でも、特に家計改善支援事業においては、例えば、多重債務者への債務整理の支援の際など、家計改善支援員及び相談支援員のみでは対応することができないケースも出てくる。そのため、専門家とのネットワーク構築は単につながりだけではなく、個別支援に関して即時的に対応してもらうような常日頃からの連携体制を構築していくことが重要になる。

実績の多い自治体においては、生活困窮者自立支援制度への理解に基づく十分な連携体制が構築されており、スポット的な支援としてではなく、「家計再生プラン」等、家計改善に向けた具体的な取組の着実な実行を支援するという共通認識の上で、連携ができています。

他方、支援実績が少ない自治体においては、専門家とのネットワークが定型的なもので留まっており、醸成されていない傾向がある。例えば、債務処理等の法的な対処が必要な場合であっても、週1回の市役所等での無料弁護士相談等司法の専門家へスポット的なつながりのみの域を出ていない。また、遠方にしか弁護士がおらず、同行支援ができないというケースもあり、地理的要因で専門家とのネットワークが構築しづらいという事例もあった。

### 支援の体制：司法の専門家との連携体制

千葉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○千葉市は、平成30年度から法テラスとの連携強化に向けた取組を進めている。</li> <li>○例えば、令和元年度は法テラス千葉と千葉市との共催で開催する「法テラス劇場 in 千葉」において、「パワハラ」「相続」などの問題を取り扱った演劇に加え、生活困窮者自立支援を考える基調講演と実践報告、パネルディスカッションを行うシンポジウムを開催した。</li> </ul>
宇部市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立・家計・就労準備の3事業を一体的に共同体として受託しており、それぞれの団体が持つ法律家とのネットワークを活用している。具体的には、それぞれの団体の独自事業として行っている法律相談に協力してもらっている市内の弁護士と連携し、支援を行っている。</li> <li>○2008年より近隣市で行っていた「生活再生事業」では、山口県全域の司法書士、弁護士と提携して、相談は無料、任意整理の金額を高額にならないように設定、法律扶助が使えるケースならそれを優先する、といったことを決めていた。そのため、宇部市の家計改善支援事業を実施するにあたり、「生活再生事業」と同じスキームを活用し、県内の司法関係者の協力を得て同様のサービスを受けられる仕組みとしている。</li> </ul>
臼杵市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立相談支援、家計改善支援の各事業受託者がそれぞれの組織として連携関係を持つ司法の専門家を支援対象者の状況に応じて活用する2本立ての構造となっている。</li> <li>○家計改善支援事業の受託事業者は、協力関係にある大分市内の弁護士（6～7人）との密接な連携の下、事業を推進している。</li> <li>○自立相談支援事業を受託している社会福祉協議会においても、協力関係にある司法書士との連携により、支援者の支援に繋げている。</li> </ul>

### 実績が伸びていない自治体における支援の体制（司法の専門家との連携体制）の例

B市 (大規模)	○消費生活センターや無料法律相談へつなげることが多いが、同行支援は未実施である（今後実施する予定）。
C市 (小規模)	○相談者に無料法律相談や弁護士についての情報提供をしている。弁護士事務所までは遠いため、事務所までの同行は行っていない。
E市 (中規模)	<p>○家計改善支援事業は平成 30 年度から事業を開始した。生活保護のケースワーカーが実質全ての相談を受け止めて負担が大きかったことから、任意事業で家計改善支援事業を展開することで、相談も幅広く受け付けることができるのではないかと、ケースワーカーの負担も軽減できるのではないかとということから取り組み始めた。</p> <p>○これまでに家計改善支援事業に関して専門家と協議を行ったことはない。</p> <p>○弁護士とのつながりとしては毎月 2 回市役所内でブースを設けて無料法律相談を行っており、それを紹介することはある。法テラスとは連携したことはない。</p> <p>○社会福祉協議会とはあまり連携できておらず、福祉のネットワークが弱い面がある。</p>

#### 視点②将来的な生活の見通しを立てる

経済的に困窮し家計に何かしら不安を抱えた人が相談に来た際、支援実績の多い自治体においては、自立相談支援機関の相談支援員と家計改善支援員との役割分担をしつつ、できるだけ早い段階で収支状況を聴き取り、「見える化」に取り組んでいるという特徴が見られる。

また、債務や公共料金の滞納がある場合は、その返済プラン及び債務解消に向けての専門家へのつなぎについても速やかに取り組んでいる。

それらの時に活用しているのが、国が研修などで提供している相談時家計表やキャッシュフロー表等である。これらのツールを活用しながら、できるだけ相談者の不安を取り除くよう努めている。

他方、実績が少ない自治体においては、家計改善の支援ツールを断片的に活用している（もしくは全く活用していない）状況で、家計の「見える化」に積極的に取り組んでいるとは言い難い事例が見られた。

また、ツールを必要とする相談者がほとんど存在しないという支援の入り口の狭さに起因する事例もあった。加えて、支援者としてツールの有効性は理解しながらも、相談者へ将来的な生活の見通しをわかりやすく説明することができていないという事例もあった。

加えて、流動性の高い地域性で、雇用機会・収入があるにも関わらず、家計管理が難しくなり困窮状態に陥る相談者が多い自治体では、緊急性の高い支援が優先されて、将来の生活の見通しを立てるまでには至らず、結果、家計改善支援事業の実績が少なく留まっている事例もあった。

### 将来的な生活の見通しを立てる取組例

千葉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○キャッシュフロー表は、人によって作らない場合もあるが、月の収支は必ず見る。</li> <li>○キャッシュフロー表のスパンは、その人によって長期から短期のものを作成する。子どもがいる人は子どもが卒業するまで、滞納や債務を多く抱えている人はそれがなくなるまで等。</li> <li>○公共料金の滞納がある人は、返済計画を事前に立てた上で行政の担当窓口へ同行する。</li> </ul>
大野城市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○極力初期のインテークで家計の状況を詳細に把握している。</li> <li>○自立相談支援機関の相談支援員が、滞納している場合は庁内の関係課や、貸付を希望する人については社協へ同行支援する場合もある。</li> <li>○債務整理等の法律相談については、家計改善支援員が相談内容を事前に聴き取り、支援計画に反映させた上で、法律相談にのぞんでいる。</li> </ul>
宇部市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家計改善支援員はインテークに同席し、家賃や収支等の家計状況を聴き取り、可能な限り初回に相談時家計表を作成する。</li> <li>○債務一覧を作成し、相談者が法律相談を望む場合は、弁護士や司法書士にはあらかじめ情報提供した上で、同行している。</li> </ul>
臼杵市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インテークで家計表を作成し、家計を把握できていないと考えられる相談者を家計改善支援事業につなげている。</li> <li>○収支の聴き取りにより、家計の問題の所在を明確化し、本人に認識してもらう。</li> <li>○債務処理等の法的問題がある場合は、解決策を提案し、選択は本人に委ねる。</li> <li>○本人の同意のもと、専門家（連携している弁護士や司法書士）に相談することを提案し、本人に同行する。</li> </ul>

### 実績が伸びていない自治体における支援プログラム

B市 (中規模)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国研修では、ツールの使い方が中心で事例検討は実施しなかったこともあり、実際に自分が使うとなった場合、どのように相談者に説明すればいいのかが難しく感じた。（その後、ツールのカスタマイズに試行錯誤で取り組んでいる。）</li> <li>○相談者の話を聞きながら家計表を作成して提示するが、家計表に書かれている意味を理解できない人が多い。</li> </ul>
E市 (中規模)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種支援ツール（家計収支表等）について、現在の相談業務の中で活用することはほぼない。支援ツールの必要性は理解しているが、そのツールを活用して将来の見通しを立てるといふ相談者自体があまりいない。将来的な見通しを立てる余裕がなく、すぐに生活保護につないでいるのが実情である。</li> <li>○公共料金の滞納に困っている人も来る場合もあるが、各課の収納担当部署へつなぐ程度に留まっている。</li> </ul>
C市 (小規模)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○港町で水産加工場が多く、全国から派遣社員として流入し、その後、就労し一定程度の収入を得る一方、収入と支出のバランスが悪く、かつ、家計管理がうまくいかず、派遣先の住居も退去して困窮状態に陥って窓口へ相談にくるケースもある。</li> <li>○そのようなケースの場合、市内に生活の拠点がなく、その日の食料、住居がないといった緊急性が高い相談であり、家計改善支援事業で対応せず、自立相談支援事業、もしくはすぐに生活保護につながる傾向がある。</li> </ul>

### 視点③寄り添いながら継続的に支援する

家計改善支援事業においては、「各種支援ツールを活用しながら将来的な生活の見通しを立てて、家計収支の均衡及び家計管理能力を高めるため、家計管理に関する支援を「一体的・総合的かつ継続的に実施することが重要である」。(『家計改善支援事業の手引き』P6 参照)

利用実績の多い自治体においては、「家計再生プラン」を提案し、本人の納得の下に支援を進める、という一連のプロセスが意識されていると言える。一体的・総合的かつ継続的に支援を実施する上で、面談を通じて、主訴の把握、相談時家計表の作成、家計計画表の作成、キャッシュフロー表や家計再生プランの作成といった、一連の流れがあり、それらが定期的な見守り、フォロー、都度の見直しなど継続的に行われている。

他方、支援実績が少ない自治体の特徴として、寄り添う支援プログラムにつなぐ相談者が少なく（存在せず）、すぐに生活保護につながるこういったように、ここでも支援の入り口の狭さに起因する課題が見られた。また、家計管理の必要性を各種ツールで説明しながらも、納得してもらえず寄り添い型の支援に移れない事例もあり、継続的な支援の展開に当たって苦勞している事例もあった。加えて、予算制約上人員体制として兼務にせざるを得ず、結果、家計面での継続的な関わりが薄くなってしまったという事例も見られた。

#### 寄り添う支援プログラム

千葉市	○支援によって多重債務を解消できた人についても、本人の希望があれば定期的に面談を継続しており、面談が家計再生後の見守りを行っている。
大野城市	○相談者の家計を改善させることだけではなく、家計に関する意識を変えることが重要であるとして、相談者と一緒に作業するようにしている。ファイナンシャルプランナーが自信を持ってプレゼンすることで相談者も聞く耳を持つ。
宇部市	○公共料金の分納や貸付等の返済がある場合は、6年間程度のキャッシュフロー表を作成している。新たな請求が判明した場合は、都度作成し直している。

#### 実績が伸びていない自治体における支援プログラム

B市 (中規模)	○相談者の話を聞きながら家計表を作成して相談者に提示するが、家計表に書かれている意味を理解できない人が多い。そのため、「支援者側の理解の整理」と、他部署への情報提供の際の資料と割り切って活用している。 ○予算が限られているため、相談支援員が家計改善支援員も兼務しており、結果、家計改善支援員としての継続的な関わりは薄い。
C市 (小規模)	○遠方から来て派遣で働き、その後離職して生活困窮に陥り、相談を受け付けてすぐに生活保護につながるケースの場合、断片的な関わりしかできない。
E市 (中規模)	○家計改善支援事業に該当するような相談者が窓口に来ず、生活保護につながるケースが多い。

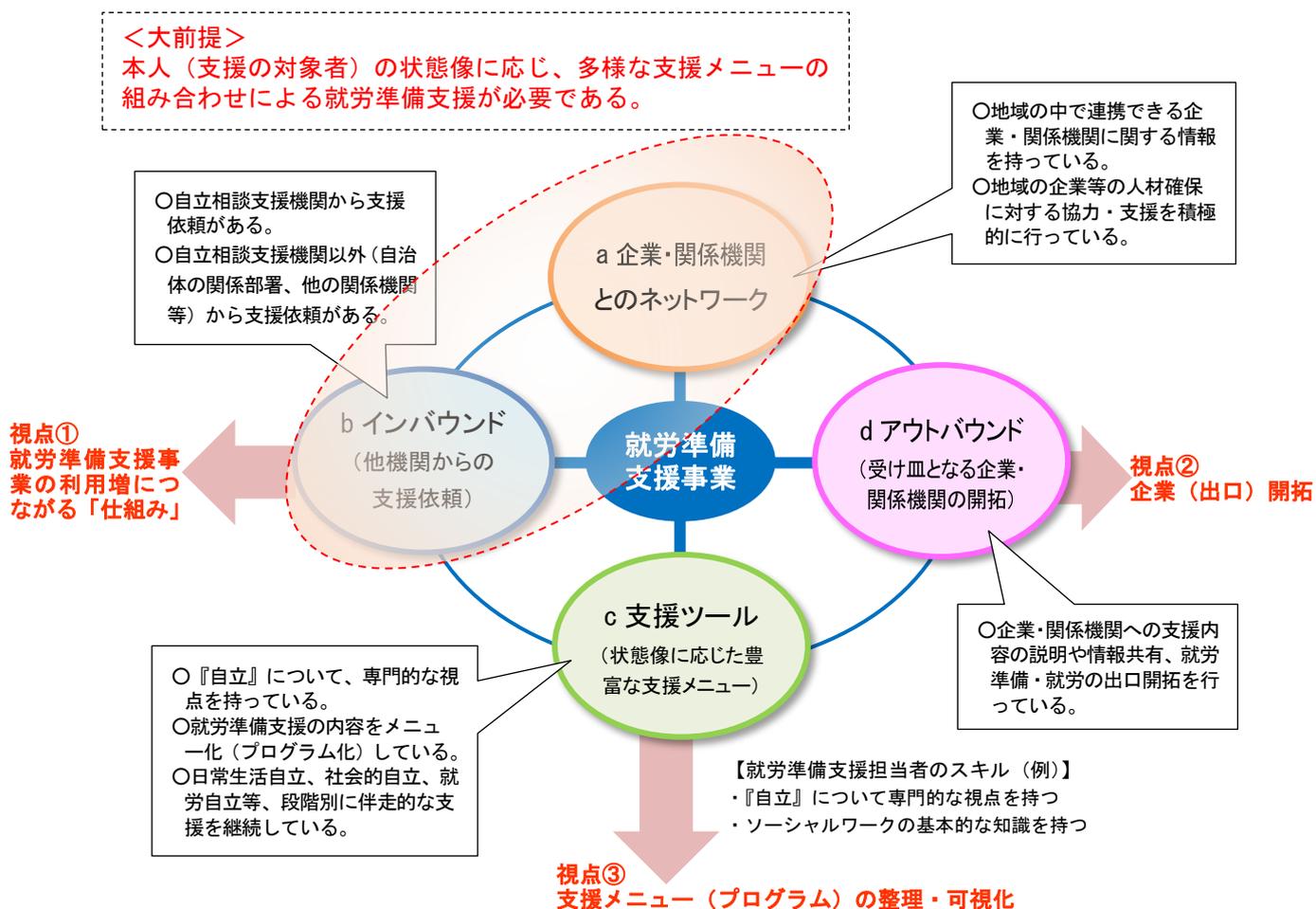
### 1. 支援実績が多い地域の特徴の整理（支援実績を促進させるための課題整理）

実績データや自治体（福祉事務所設置自治体）アンケート結果を踏まえ、任意事業の実績が多い自治体においては、任意事業の専門性を発揮する要素があるという仮説を立てて、任意事業者へのアンケート及びヒアリングを実施した。以下、それぞれの任意事業において、専門性を発揮するための要素を踏まえ、ヒアリングを通じて得られた結果を3つの視点で整理し、とりまとめる。なお、このことは、支援実績を促進させるための課題として読み替えることができる。

## <就労準備支援事業>

就労準備支援事業の支援実績が多い自治体については、「a 企業・関係機関とのネットワーク」や「b インバウンド」といったいわゆる「仕組み」に関して、例えば幅広い相談受け付けを設置していることや、就労準備支援事業との役割分担が明確化されていた。また、「c 支援ツール」については、支援メニューを豊富に作成するのは当然のこととして「可視化」にも取り組んでいた。「d アウトバウンド」に関しては、企業（出口）開拓として、地域の経済団体や企業のデータベースを活用した周知を行っていた。これらの取組は、それぞれの要素、及び、視点において相互に連携して取り組まれていたところである。

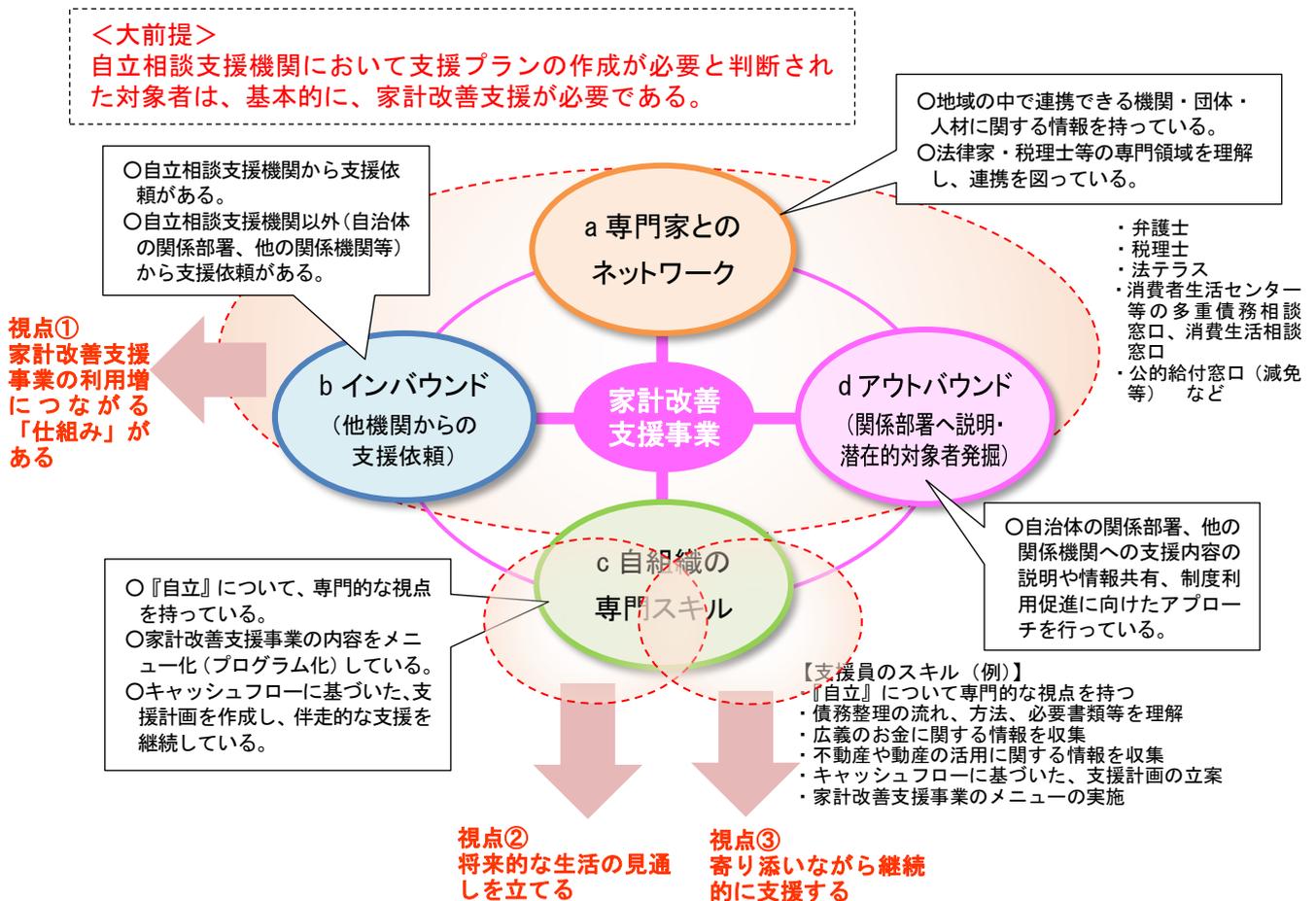
図表Ⅸ-1 就労準備支援事業の専門性を発揮するための4つの要素とヒアリングで得られた3つの視点



## ＜家計改善支援事業＞

家計改善支援事業の支援実績が多い自治体については、「a 専門家とのネットワーク」「b インバウンド」「d アウトバウンド」といったことが、「仕組み」として位置づけられる。これらは家計改善支援事業を支える上で、就労準備と同じく幅広い相談受け付けを設置していることや、家計改善支援事業との役割分担が明確化されていた。また、専門家とのネットワークなどは単に構築するということにとどまらず、個別支援の蓄積を通じた成熟したネットワークが存在していた。「c 自組織の専門スキル」については、「視点②将来的な生活の見通しを立てる」「視点③寄り添いながら継続的に支援する」双方と関連するものと整理することができる。これらの取組も、それぞれの要素、及び、視点において相互に連携して取り組まれていたところである。

図表Ⅹ-2 家計改善支援事業の専門性を発揮するための4つの要素とヒアリングで得られた3つの視点



## 2. 支援実績が少ない地域の特徴の整理

支援実績が少ないところは、支援実績の多い地域の特徴である「専門性を発揮するための要素」の幾つかが欠落している、または、十分に機能していないと言える。

そこで、ここではこれまでのアンケートやヒアリングの整理を踏まえ、ヒアリングでまとめられた2つの任意事業のそれぞれ3つの視点ごとにとりまとめる。また、未実施自治体の特徴についても触れる。

### (1) 就労準備支援事業

#### 視点① 就労準備支援事業の利用増につながる「仕組み」(が弱い・ない)

就労準備支援事業の支援実績が少ない地域の特徴として、利用増につながる仕組みが弱い、または、ないという点が挙げられる。それには大きく2点指摘できる。

1 つ目は、幅広い受け皿となる相談窓口を用意できていない点である。相談窓口が「受け身」であり、また、庁内連携が未熟で行政内部での当該制度の周知が進んでおらず利用勧奨にまで至っていない事例が散見された。

2 つ目は、自立相談支援事業と就労準備支援事業との役割分担が曖昧であるところである。県が広域で展開する就労準備支援事業と基礎自治体の自立相談支援事業とでそれぞれが何をするかという役割が不明確で情報共有もなされていないケースや、自立相談支援機関が幅広く就労支援を行っている事例で就労準備支援事業との役割分担が曖昧になるケースも見られた。

#### 視点② 企業（出口）開拓を行う（ことができていない）

利用実績が少ない自治体においては、総じて企業開拓は行われておらず、事業者としても地域でのネットワークは薄いものと言える。また、地場に企業がありながらも、アプローチを行っていないという事例もあった。その背景としては、相談者のニーズとして企業開拓の必要性を感じておらず、企業（出口）開拓の取り組みは、相談者の受け止め方法と密接に関わっていると推察できる。

#### 視点③ 支援メニュー（プログラム）の整理・可視化（がされていない）

支援実績が多い自治体の共通の特徴として豊富な支援メニューがある一方、支援実績の少ない自治体においては、支援メニューの乏しさ（視点を変えればオーダーメイドでの支援の提供）や、支援メニューが可視化されていないという状況が見られた。

### (2) 家計改善支援事業

#### 視点① 家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」(が弱い・ない)

家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」が弱い、または、ない点として、3点挙げることができる。

1 つ目は、就労準備支援事業の視点①でも触れたように、幅広い受け皿となる相談窓口を用意できていない点である。特に家計改善支援事業の場合は、公共料金や各種税の滞納者からつなが

るケースが想定されることから、庁内関係部局からの利用勧奨は極めて重要であると思われるが、その取り組みが未熟な場合だと実績は少なくなる傾向がある。

2 つ目は自立相談支援事業と家計改善支援事業との役割分担が曖昧な点が挙げられる。特に、自立相談支援事業と家計改善支援事業を一人の職員が兼務するケースなどは、どこまでが自立でどこからが家計とするかの線引きが曖昧であった。また、結果、実績が多いところの特徴で見られた3者面談（相談者、自立相談支援員、家計改善支援員）の取り組みは見られず、専門性の発揮や複眼的な見立てがしづらくなっている環境にある。

3 つ目は専門的なネットワークが構築されていない点である。多重債務者への債務整理への支援など、相談支援員・家計改善支援員のみでは対応できないケースも出てきた際に、専門家との連携がスポット的であったりする事例が見られた。

### **視点②** 将来的な生活の見通しを立てる（ことが弱い・できていない）

利用実績が少ない自治体においては、将来的な見通しを立てる取り組みが弱い、あるいはなされていない状態である。そうした自治体では、相談時家計表やキャッシュフロー表の活用がなされていないか、活用されていても、生活の見通しを本人が理解するまでに至っていない等が指摘できる。また、収支のバランスの悪い人に対応できていない、緊急性が高く生活保護にすぐにつながってしまうといった、入り口に起因する課題がここでも見られる。

### **視点③** 寄り添いながら継続的に支援する（ことが弱い・できていない）

家計改善に関する一連の支援プロセスを一体的、総合的、継続的に行うことは、家計改善支援事業を行う上で重要な視点となるが、ここでも継続的に支援をする対象者がいないという支援の入り口の狭さという課題がある。それに加え、相談者の理解が得にくいということも挙げられた。専門性のある人員が配置できないといった人員配置にも関わる課題である。

## **（3）その他未実施自治体の特徴**

本調査で実施した自治体アンケートやヒアリングにおいては、任意事業未実施自治体に対しても対象とした。その結果、任意事業を実施しない理由として、「自立相談支援事業で対応できていないから」と回答している自治体が多く、それらの自治体においては、プラン作成件数が比較的多い傾向が見て取れ、積極的に支援を行っている可能性はある。

しかし、その一方、事業の潜在的なニーズ把握をしていないと回答した割合が7割～8割となっており、地域の潜在的ニーズの把握如何によって、今後、任意事業の実施について検討の余地がある可能性がある。

### 3. 任意事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業）の利用促進に向けて

本調査研究において実施した各種アンケートやヒアリング調査、及び研究会等を通じての議論を踏まえ、任意事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業）の利用促進に向け、2つの任意事業の3つの視点に基づき、自治体及び事業者・支援者に対する提言を次のとおり整理した。

#### （1）自治体への提言

##### 視点①就労準備支援事業、家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」

###### 1) 生活困窮者自立支援制度と地域づくり

生活困窮者自立支援制度は、地域社会の人材を支える仕組みであり、地域経済の活性化やコミュニティの再生等、当該制度の理念の一つにも掲げられている「地域づくり」の観点から、あらためて制度を理解する必要がある。

若年層を中心に人口流出が進み、労働市場のみならず、地域における多様な社会活動の担い手が不足している一方で、地域には、就労先あるいは居場所がなく、能力を發揮できない人がいる。そうした背景の下、例えば、「就労」という視点から、経済・労働部局と福祉部局が連携し、一般の求職者と潜在的に就労支援、就労準備の対象となり得る人が同じ相談窓口から入る仕組みを構築した事例もある。

関係部局の共通認識の下、就労あるいは社会参加を希望している人とそうした人を受け入れたいと考える企業・団体等をつなぐための大きな支援の枠組みが求められ、そのためには「庁内連携」を行っていくことが極めて重要である。また、就労のみならず多様な社会活動の担い手とその受け皿となる企業・団体等のボリュームや両者の関係性を把握することによって、予算確保に際し、「まちづくり」の推進といった視点を加味した説明も可能となるのではないか。

###### 2) 事業委託にかかる事業デザイン

事業の委託にあたっては、自治体と事業者の双方が、事業の目的と目指す方向について共通認識を持たなければ、事業開始時点から認識にずれが生じ、事業者が専門性を十分に發揮できないことになりかねない。様々な支援方法がある中で、事業の実施主体である自治体は、例えば、就労支援に関する地域資源の賦存量をあらかじめ把握し、就労準備支援事業における地元の企業・団体等との連携可能性や既存の類似・関連する支援事業との役割分担と相互補完の可能性等を踏まえ、メニューづくりと運用方法等、その自治体に合った事業をデザインし、事業の基本方針を委託事業者に示す必要がある。

また、家計改善支援事業においては、相談者が抱えるどのような課題を取り除き、どのような支援を行い、どういったゴールまで支援を行うか等の仕様を自治体として定めていくことが重要である。

### 3) 自立相談支援事業と就労準備支援事業（家計改善支援事業）の役割分担

自立相談支援事業と就労準備支援事業（家計改善支援事業）の連携と相互に補完し合う体制ができていた自治体は、両事業の実施に好影響をもたらす傾向がある。

例えば、「就労準備支援事業」では、自治体が「自立相談支援事業における就労面の支援」の役割を機能強化するのか、あるいは任意事業の「就労準備」における就労体験の推進を重視するのか、役割分担、相互補完の選択肢は複数ある。また、「家計改善支援事業」においても、「自立相談支援事業」の相談支援と「家計改善支援事業」における専門性の高い支援との相互補完的な展開方法は多様である。それぞれの地域特性を考慮し、事業実施者の強みを発揮する体制を検討する必要がある。

なお、自立相談支援事業の中で、相談支援員と就労支援員（家計改善支援員）は兼務が認められており、兼務も一つの選択肢である。しかし、体制の組み方と役割分担を考えると、人員や予算の制約はあるが、就労支援員（家計改善支援員）専従で機能を果たすことにより、各担当者の時間的・精神的な負荷低減につながるというメリットがあると考えられる。

### 4) 限られた人員で取り組む工夫

特に、小規模自治体においては、人員配置は大きな課題である。例えば、自立相談支援事業を直営で実施し、嘱託職員を雇用している小規模自治体において、今後「就労準備」を進める意向がある場合、次のような取組も考えられる。障がい者の事業所に部分的な体験を「就労準備」として委託する財源措置をとり、自立相談支援事業の就労面の支援を強化しつつ、それ以外の体験・メニューについては、通常業務で体験業務を行っている障がい者の事業所がカバーするといった工夫によって、比較的少ない委託費で事業効果を発揮できる可能性がある。

### 5) アウトカム評価に関する観点の共有

「就労準備支援」の良いところは、収入を得ることが目的の経済的自立に限らず、引きこもりや精神疾患の人が家から一歩出る広義の自立に対してもアプローチできることにある。

しかし、事業のアウトカム評価に関する観点として、就労が最優先される場合もある。社会参加の出口の一つとしてボランティアを開拓しても就労できなければ「就労準備」の意味はないとの認識も一部にある。特に、自治体がそうした観点に立っている場合、事業者や個々の支援者は、手持ちの求人とのマッチングを優先し、結果として就労できない人が支援対象から外されてしまう状況が起こり得る。日常生活自立、社会生活自立、及び就労自立は、それぞれ相互に関連し合いながらも独立した目的、意義を持っており、就労自立は、単線的、段階的なプロセスにおける唯一の出口ではないということを行行政と事業者・支援者が共通認識を持つ必要がある。

また、「家計改善支援事業」では、個々のケースを見ると、「支援によって家計管理ができるようになり生活が楽になった」、「幸福感が高まった」等の変化が確認できるが、その成果を客観的な指標として示すことが難しい。自治体と事業実施者の間で、支援のゴールと支援プロセスに対し、どのような評価項目と評価基準を設定するか等、共通の認識を持つ必要がある。

## 6) 就労準備支援事業における行政のサポート

「就労準備支援事業」における支援メニューの開発や企業開拓の促進は、事業の利用実績が多い自治体においても、十分な成果を上げている自治体は多くない。

特に「就労準備支援事業」における企業開拓は、生活困窮者自立支援制度に係る担当部署や委託事業者のみが実施するのではなく、行政の重要な役割として、企業開拓における地元経済団体等との橋渡しといった積極的なサポートが有効である。

また、「家計改善支援事業」においては、相談者本人が将来的な生活の見通しを立てて、家計収支の均衡及び家計管理能力を高めるための総合的かつ継続的な支援を実施する上で、事業実施者と法テラス等の司法の専門家との連携強化に向けた行政のサポートは重要である。

特に社会資源が不足している地域では、調整役としての行政による支援は不可欠である。

## 7) 研修の実施に求めること

相談者の中には、発達障がい等、何らかの障がいの疑いがある人が一定程度いることから、支援者の何気ない発言や立ち振る舞いが、相談者の心身に何らかの負荷を与えてしまう場合がある。支援者は細心の注意を払いつつ対応する必要があるが、相談者の特性の捉え方や支援の方法等について具体的な研修の機会が必要である。また、事業者・支援者が日々の実践において参考となる具体的な取組を知ることは重要である。特に、多くの自治体で課題となっている就労準備支援事業における出口開拓や支援メニューの構築方法や手順に関する研修も必要である。

生活困窮者自立支援法の一部改正により、基本理念の条文が新設され、「生活困窮者の自立と尊厳の保持」とともに、「支える、支えられる」の関係を超えて「相互に支え合う」地域を構築する「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の観点が盛り込まれた。

現在国で行われている研修は、個別のケースに向き合う姿勢や支援の方法等、主として各支援事業の従事者を対象としたものとなっている。こうした研修に加え、本制度の理念の具現化に向けて、事業のデザインや仕様の策定にあたる行政担当者（特に部課長クラス）を対象とした研修も重要である（国や外部機関と連携した研修例：国の担当者や全国の事例に精通している団体職員を招請しての内部勉強会等の開催）。

## (2) 事業者・支援者への提言

### <就労準備支援事業>

#### 視点① 就労準備支援事業の利用増につながる仕組み

##### 1) アセスメントツールとしての支援メニュー

ハローワークが受け付ける一般求人と違い、「就労準備支援事業」で行う支援は柔軟にアレンジや調整をすることが可能である。最終的に一般求人から雇用に至ることになるとしても、雇用に至らない体験や期間限定のアルバイト等も出口メニューになり得る。

例えば、就労体験の場合であれば、支援者は、利用者がその体験を経て就職へ結びついていくことを期待したくなる。しかし、実際は、支援対象者本人が「自分は何ができるのか」を把握できていないため、自己アセスメントとして体験に来る人も少なくない。就労体験は、自己理解を深めるチャンスを作ると同時に、支援する側にとっては、その人の新たな局面を知る機会でもある。相談者との面談だけでは分からず、現場で体験して初めて気づくこともあり、体験から就労まで一直線に進むことはない。

こうした理解の下、多様な支援メニューを可視化し、相談者に対応すれば、メニューの効果的な利用が格段に進むはずである。

#### 視点② 企業（出口）開拓を行う

##### 2) 企業・団体の開拓

就労準備支援事業者として、豊富な支援メニューを構築していくにあたっては地域の企業活動を行っている経済団体（中小企業家同友会、商工会、商店街組合等）との連携を深めていくことは重要である。就労準備支援事業者が地元の中小企業家同友会に加盟することにより、地域の企業への当該制度の説明がしやすくなり就労体験の受け入れ先の一つとなった事例や、地元商店街組合とのパイプを太くすることで日々の商店街活動のサポート（清掃、花壇の整備等）や祭りでの活動を支援メニューに加えることができた事例もある。

また、企業・団体との関係を深めることで、一つの企業・団体から複数のタイプの体験活動の提供を受けたり、他の企業・団体を紹介してもらおう等、相談者の多様なニーズにマッチした支援メニューの開発につながりやすくなるという好循環が期待される。

#### 視点③ 支援メニュー（プログラム）の整理・可視化

##### 3) 就労準備支援事業のプラン作成のための情報収集

相談支援においては、インタビューにより、聴き取り調査を言語化できる仕組みがあるが、支援策を考えるプロセスについては、標準的な手順や仕組みが確立されているとは言えない。

就労支援は出口が多様であり、支援対象者によって目指す支援の出口は異なる。支援者は、手

持ちの支援メニューを相談者の状態像に合わせてプランを作成していくが、材料としての支援メニューがあらかじめある程度揃っていないと、プランの作成は難しい。

「就労準備支援事業」の支援における一つの課題は、ハローワークの一般求人の他に支援策に関する情報が不足しているためプランが作れず、結果として、ハローワークへの同行支援で終わるケースが少なくないことである。その課題を解決するためにも、先進的に就労準備支援事業に取り組んでいる自治体と情報交換し、支援メニューづくりの手順や支援メニュー活用の仕組み等を学び、プログラムを充実させるための機会や場を自らつくる工夫が必要である。

#### 4)「就労準備」の支援メニューを幅広く捉える

支援者として就労に向けた準備段階の支援のあり方をどのように考え、具体的な支援メニューを揃えるべきか、試行錯誤する支援者も存在する。社会参加の観点から、支援を必要とする人を把握し、本人ができることやキーマンを見つけ出すための支援が重要である。

居場所づくりとして行う週に一度の会食、ボランティア体験、企業見学と働く体験等、全て「就労準備」と位置づけることができる(企業見学と働く体験が就労に結びつくケースもある)。また、引きこもりの人の趣味特性に応じて柔軟なメニューを検討していく中で、例えば、対象者の状況によっては、支援者が家庭を訪問して一緒にゲームをすることも「就労準備」の一つに位置づけている事業者もいる。

「就労準備」のハードルを下げ、それらを整理・可視化することで、多様な支援が可能となり、支援者も取り組みやすくなり、利用者も広がっていくことが期待できる。

### <家計改善支援事業>

#### 視点①家計改善支援事業の利用増につながる「仕組み」

##### 1) 支援の入り口で家計面の支援が必要な人を幅広く受け止める

家計改善支援事業で実績の多い自治体においては、「生活困窮自立支援制度の相談者は、基本的に家計面の支援が必要である」との前提に立ち、幅広く相談者を受け止めている傾向にある。家計改善支援事業の実績が伸びていない自治体では生活困窮の兆しが見られた相談者を自立相談支援事業の窓口につなぐ仕組みを構築せずに、困窮状態が進んでから生活保護につなげているケースが目立つ。本制度の目的を再確認し、生活保護に至る前のできるかぎり早い段階で相談者を受け止め、家計面の支援を効果的に実施することが求められる。

そのためには、各行政関係部局への利用勧奨や、より早い段階でのキャッチができるように、住民への家計面の支援ができることの周知、さらには就労準備支援事業を行っている支援対象者への予防的な金融教育などが挙げられる。

##### 2) 家計改善支援事業として担う取組の明確化

家計改善支援事業の対象者をどのように設定したらよいか判断に悩む自治体もヒアリングでは

複数見られた。特に、自立相談支援事業及び家計改善支援事業双方共に直営の自治体や、相談支援員等と家計改善支援員を兼務で取り組んでいる事業所でその特徴が見られた。

それぞれの自立相談支援機関において、家計改善支援事業として何を行うかを明確化した上で、自立相談支援事業と家計改善支援事業との役割を整理していく必要がある。

なお、『家計改善支援事業の手引き』によると、家計改善支援事業において、「家計再生プラン」に基づき行われる支援としては、「家計管理に関する支援」「滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度の利用に向けた支援」「債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）」「貸付けのあっせん」などとされている（『家計改善支援事業の手引き』P6参照）。これらに基づき、支援方法を改めて整理していく必要がある。

## **視点②**将来的な生活の見通しを立てる

### 3) 早期に将来的な生活の見通しを立てる

経済的に困っているという相談に対して、できるだけ初回相談時に家計改善支援員も同席し、家計の状況の「見える化」に取り組むことが有効であることがわかった。また、税金等の滞納について返済の猶予や、複数の返済の一本化納付など、滞納解消のための取組を行い、可能な限り早く、相談者の将来的な生活の見通しを立てることに注力することも効果的な支援につながる。それにより、相談者の安心感にもつながり、かつ、支援者との信頼関係構築にも役立つ。

一方、相談者に家計の見える化に向けて同意してもらえない、または、見える化を行っても相談者にうまく理解してもらえないといった声も聞かれたが、実績のある自治体においては、家計の見える化を行うことでどのようなメリットがあるかということを経験者に丁寧に伝えている。例えば、自立相談支援事業の相談支援員等と、家計改善支援事業の家計改善支援員とで、それぞれの立場から説明を行うなど、相談者への接点を増やすことで理解を促しているといったことも有効である。

## **視点③**寄り添いながら継続的に支援する

### 4) 相談者の状況に応じた継続的な支援

月間家計表では理解が難しい相談者に対しては、独自に週間家計表を作成している自治体がある等、相談者の状況に応じて、ツールをカスタマイズすることも有効である。また、相談者のお金のやり繰りだけではなく、少額で献立を考える等家事についても踏み込めるとより支援の手法が多様化していく。

家計改善支援事業であっても、自立相談支援事業と同じく伴走的な支援は欠かせない。相談支援員等と家計改善支援員とそれぞれの立場でモニタリングしながら、密接な連携をとった支援を行うことが重要である。

## 参考文献

### 【基礎データ】

#### <各事業の実施状況・委託先一覧（平成30年7月時点）>

1. ①自立相談支援事業の実施状況・委託先一覧（平成30年7月時点）（厚生労働省）
2. ②就労準備支援事業の実施状況・委託先一覧（平成30年7月時点）（厚生労働省）
3. ④家計相談支援事業の実施状況・委託先一覧（平成30年7月時点）（厚生労働省）

#### <支援状況集計表（4月～3月累計）H27～H30>

4. 平成27年度生活困窮者自立支援制度における支援状況集計表（4月～3月累計）（厚生労働省）
5. 平成28年度生活困窮者自立支援制度における支援状況集計表（4月～3月累計）（厚生労働省）
6. 平成29年度生活困窮者自立支援制度における支援状況集計表（4月～3月累計）（厚生労働省）
7. 平成30年度生活困窮者自立支援制度における支援状況集計表（4月～3月累計）（厚生労働省）

#### <支援制度の実施状況調査集計結果（H28～H30）>

8. 平成28年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計結果（厚生労働省）
9. 平成29年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計結果（厚生労働省）
10. 平成30年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計結果（厚生労働省）

### 【基礎資料】

1. 生活困窮者自立支援制度の動向（厚生労働省、平成30年6月8日）
2. 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針（厚生労働省、平成30年9月28日）
3. 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について（厚生労働省、平成30年10月1日）
4. 家計相談支援事業の運営の手引き（H26年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援法に基づく家計相談支援事業の実施・運営のあり方に関する調査・研究事業」株式会社日本総合研究所、平成27年3月）
5. 生活困窮者自立支援制度（家計相談支援事業）の見直しに関する検討状況（厚生労働省 平成29年12月5日）
6. 『1日2人800円でくらす献立表』（平成30年度社会福祉推進事業「家計改善支援事業実施のための教材作成および困難事例の支援方法の開発に関する調査研究事業」グリーンコープ生活協同組合連合会、平成31年3月）  
（参照WEBサイト）[https://www.greencoop.or.jp/seikatsu\\_konkyusha\\_shien/](https://www.greencoop.or.jp/seikatsu_konkyusha_shien/)

# 資料編



# 「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」 の実施に関するアンケート調査票

【福祉事務所設置自治体】

## アンケート調査票をご回答いただくにあたって

- ・本アンケートは統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容を個別に公表することはありません。
- ・特に断りのない場合は、**令和元年9月1日**時点での回答をお願いします。
- ・記入の済んだ調査票については、**10月4日(金)まで**に、同封している返信用封筒にてご返送頂くか、下記「調査票の提出先」までFAXにてご返信ください。

### 【調査票をダウンロードしてメールにて送付することも可能です】

- ・ご郵送した調査票(アンケート用紙)は、当会ホームページよりダウンロード可能です。下記、当会のホームページにアクセスのうえ、パスワードをご入力ください。ダウンロードした調査票ファイルは、プリントアウトして郵送・FAX、または、下記「調査票の提出先」に記載したメールアドレス宛にファイルを添付してご返送ください。

一般社団法人北海道総合研究調査会 (HIT) ホームページ	<a href="http://www.hit-north.or.jp/">http://www.hit-north.or.jp/</a>
調査票ダウンロード用パスワード	shurokakei

### 【調査結果について】

- ・調査結果は、報告書としてまとめ、令和2年4月以降に公表されますので、本アンケート調査にご回答いただきました皆さまにご担当者様宛にE-mailでご連絡します。

### 【調査票の提出先・調査に関するお問い合わせ先】

一般社団法人北海道総合研究調査会 (HIT) 担当：西口、井芹、切通  
〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館3階  
TEL：011-222-3669 FAX：011-222-4105  
E-mail: [seikatsu@hit-north.or.jp](mailto:seikatsu@hit-north.or.jp)

※ご記入ください。

都道府県		自治体名	
担当部署名		担当者名	
電話番号		FAX	
E-mail			

## I. 基本情報

### 1. 自立相談支援事業の実施状況

運営方法別の自立相談支援機関の箇所数を記入してください。また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけてください。

運営方法	箇所数	委託先 (あてはまるものすべてに○)
直営	カ所	1. 社会福祉法人 (社協以外)
委託	カ所	2. 社会福祉協議会
直営+委託	カ所	3. 医療法人
合計	カ所	4. 社団法人・財団法人
		5. 株式会社等
		6. NPO法人
		7. 生協等協同組合
		8. その他 ( )

### 2. 任意事業等の実施状況

実施している任意事業等すべてに○をつけてください。

1. 就労準備支援事業	4. 子どもの学習・生活支援事業	6. 被保護者に対する就労準備支援事業
2. 一時生活支援事業	5. その他事業	7. 被保護者に対する家計改善支援事業
3. 家計改善支援事業	( )	

### 3. 生活困窮者自立支援事業 (平成30年度) の予算額

平成30年度の生活困窮者自立支援事業の「補助金協議書」の金額を記入してください。

事業名	「補助金協議書」の金額 (平成30年度)
自立相談支援事業	
1. 就労準備支援事業	円
2. 一時生活支援事業	円
3. 家計改善支援事業	円
任意事業等 (実施している事業のみ)	
4. 子どもの学習・生活支援事業	円
5. その他事業	円
6. 被保護者に対する就労準備支援事業	円
7. 被保護者に対する家計改善支援事業	円

#### 4. 自立相談支援機関の職員の体制

自立相談支援機関の職員数を記入してください（複数の自立相談支援機関がある場合は、全機関の合計人数を記入してください）。

雇用形態	兼務状況の内訳		合計
	専従	他業務と兼務	
正規職員	人	人	人
非正規職員	人	人	人
合計	人	人	人

#### 5. 支援調整会議への参加

支援調整会議には行政、任意事業従事者等、どなたがどの程度参加していますか。(1)～(3)のそれぞれに参加頻度(1～4)について、あてはまる番号1つに○をつけてください。

	1. 原則毎回出席	2. ケースに応じて出席	3. 出席していない	4. 把握していない	
(1) 行政（主幹部局）	1	2	3	4	
(2) 行政（主幹部局以外） 一部署名（ ）	1	2	3	4	
(3) 任意事業等 (実施している事業のみ)	①就労準備支援事業	2	3	4	
	②一時生活支援事業	2	3	4	
	③家計改善支援事業	2	3	4	
	④子どもの学習・生活支援事業	2	3	4	
	⑤その他事業	2	3	4	
	⑥被保護者に対する就労準備支援事業	1	2	3	4
	⑦被保護者に対する家計改善支援事業	1	2	3	4

#### 6. 「職業紹介事業」の実施について

貴自治体や、貴自治体が委託している自立相談支援機関において、「無料職業紹介事業」等は実施していますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 自治体において無料職業紹介事業を実施している
2. 自治体において無料職業紹介事業を実施していない
3. 自立相談支援機関で職業紹介事業を実施している(有料、無料は問わない)
4. 自立相談支援機関で職業紹介事業を実施していない(3で○をつけなかった場合)
5. 把握していない

#### 7. 研修への参加状況

(1) 貴自治体では、平成27年度の制度創設以降、国研修(生活困窮者自立支援制度人材養成研修)への参加(今年度の参加見込みも含む)はありましたか。自治体職員、自立相談支援機関職員のそれぞれについてお答えください。

自治体職員	1. 参加している	2. 参加していない	3. 把握していない
自立相談支援機関職員	1. 参加している	2. 参加していない	3. 把握していない

(2) 平成30年度、貴自治体で実施した生活困窮者自立支援制度に関する研修会はありましたか。

1. 開催した
2. 開催していない

(3) 平成30年度、都道府県が実施する研修会には参加しましたか。

1. 参加した
2. 参加しなかった
3. 開催されなかった
4. 把握していない

#### 8. 生活保護率

貴自治体の生活保護率をご記入ください。

※平成30年度の生活保護率が不明の場合は、平成31年3月の「被保護調査」に基づいた保護率をご記入ください(いずれも回答可能な場合は両方ご記入ください)。

平成30年度	_____ %
平成31年3月	_____ %

#### 9. 臨時福祉給付金(平成29年度)【市町村のみ回答してください】

平成26年4月の消費税率の引上げによる影響を緩和するため所得の少ない方に対して実施した「臨時福祉給付金」の予算額(平成29年度)をご記入ください。

臨時福祉給付金の予算額(平成29年度)	_____ 円
---------------------	---------

※現在、就労準備支援事業を実施している自治体 → p5「Ⅱ」1へ

※現在、就労準備支援事業を実施していない自治体 → p7「Ⅱ」2へ

## II. 就労準備支援事業について

### 1. 就労準備支援事業を実施している自治体について

※【現在、就労準備支援事業を実施している自治体】のみ回答

※【現在、就労準備支援事業を実施していない自治体】はp7「II」2へ

(1) 基本情報

①就労準備支援事業の開始時期

平成\_\_\_\_\_年度から

②運営方法と箇所数

運営方法別の就労準備支援事業所の箇所数を記入してください。また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけてください。

運営方法	箇所数	委託先（あてはまるものすべてに○）
直営	カ所	1. 社会福祉法人（社協以外） 2. 社会福祉協議会 3. 医療法人 4. 社団法人・財団法人 5. 株式会社等 6. NPO法人 7. 生協等協同組合 8. その他（ ）
委託	カ所	
直営+委託	カ所	
合計	カ所	

③【委託、直営+委託の場合のみ】

委託先の選定方法（あてはまるものすべてに○）

1. 随意契約	2. プロポーザル方式による契約	3. 指名競争入札
4. 一般競争入札	5. その他（ ）	

支払い方法（いずれかに○）

1. 一括での一括支払い	2. 実績に応じた支払い	3. その他（ ）
--------------	--------------	-----------

④自立相談支援機関から最寄りの就労準備支援事業所までのアクセス（いずれかに○）

※複数の自立相談支援機関がある場合は、最も利用件数の多い自立相談支援機関についてお答えください。

1. 同一または隣接建物	
2. 徒歩10分圏内	
3. 何らかの交通費がかかる距離	
4. その他（ ）	

(2) 就労準備支援事業の利用状況（自治体全体）

①就労準備支援事業の利用状況（H30年度利用件数）	件
②被保護者就労準備支援事業の利用状況（H30年度利用件数）	件

③就労準備支援事業の利用件数は、事業開始当初の見込みと比べて多いですか。

1. とても多い	2. 多い	3. 見込み通り
4. 少ない	5. とても少ない	6. わからない

(3) 就労準備支援事業を実施するうえで、以下の各項目は課題となっていますか。①～⑭の項目ごと、「1」～「5」のいずれかに○をつけてください。

※⑩～⑭は、就労準備支援事業を委託している自治体のみお答えください。

	1. 非常に課題である	2. やや課題である	3. あまり課題ではない	4. 全く課題ではない	5. わからない
①相談者が少ない・いない	1	2	3	4	5
②該当者の把握（アウトリーチ）ができていない	1	2	3	4	5
③住民への周知が不十分である	1	2	3	4	5
④担当する職員が不足している	1	2	3	4	5
⑤職員のスキルやノウハウが不足している	1	2	3	4	5
⑥自立相談支援機関との連携が不十分である	1	2	3	4	5
⑦他の関係機関との連携が不十分である	1	2	3	4	5
⑧協力してくれる企業や事業者が不十分である	1	2	3	4	5
⑨事業所が離れていて移動の時間（時間・コスト）がかかる	1	2	3	4	5
⑩委託先となる事業者が少ない・少ない	1	2	3	4	5
⑪委託先の選定プロセスが煩雑・手間がかかる	1	2	3	4	5
⑫委託先が効果的に動いてくれない	1	2	3	4	5
⑬予算が不十分である	1	2	3	4	5
⑭事業による効果が見えない	1	2	3	4	5

※現在、家計改善支援事業を実施している自治体

※現在、家計改善支援事業を実施していない自治体

→

p8「Ⅲ」1へ

→

p10「Ⅲ」2へ

## 2. 就労準備支援事業を実施していない自治体

※【現在、就労準備支援事業を実施していない自治体】のみ回答

(1) 潜在的なニーズの把握

①これまでに、就労準備支援事業の潜在的なニーズの把握をしていますか。

1. している 2. していない 3. 今後実施予定

②どのような方法で把握していますか。

③潜在的なニーズはありますか。

1. ある 2. ない

(2) 就労準備支援事業を実施していない理由（あてはまるものすべてに○）

1. 該当する相談者がいないから
2. 予算を確保するのが難しいから
3. 専門的なスキルやノウハウを持つ人材が少ないから
4. 委託先となる事業者が少ない・少ないから
5. 協力してくれる企業や事業者が少ない・少ないから
6. 支援メニューをどのようなように構築すればいいかわからないから
7. 自立相談支援事業で対応できているから
8. その他（ ）

(3) これまでに、就労準備支援事業の実施の有無

①就労準備支援事業の実施の有無

1. 以前実施していた 2. 実施したことはない

②実施していた期間

平成	年度	～	平成	年度
----	----	---	----	----

③実施をやめた理由（あてはまるものすべてに○）

1. 相談者が少ない・いない
2. 予算を確保するのが難しい
3. 担当する職員の確保が難しい
4. 専門的なスキルやノウハウを持つ人材が不足している
5. 委託先の事業者が効果的に動いてくれない
6. 委託先となる事業者が少ない・少ない
7. 委託していた事業者が辞めた
8. 協力してくれる企業や事業者が不十分
9. その他（ ）

(4) 今後の実施意向

今後、就労準備支援事業を実施する意向はありますか。

1. 実施する 2. 実施しない 3. 未定

※現在、家計改善支援事業を実施している自治体 → p 8「Ⅲ」1 <

※現在、家計改善支援事業を実施していない自治体 → p 10「Ⅲ」2 <

## Ⅲ. 家計改善支援事業について

### 1. 家計改善支援事業を実施している自治体

※【現在、家計改善支援事業を実施している自治体】のみ回答

※【現在、家計改善支援事業を実施していない自治体】はp 10「Ⅲ」2 <

(1) 基本情報

①家計改善支援事業の開始時期

平成\_\_\_\_\_年度から

②運営方法と箇所数

運営方法別の家計改善支援事業所の箇所数を記入してください。また、委託、直営+委託の場合は、委託先に○をつけてください。

運営方法	箇所数	箇所	委託先（あてはまるものすべてに○）
直 営	カ所	カ所	1. 社会福祉法人（社協以外） 2. 社会福祉協議会 3. 医療法人 4. 社団法人・財団法人 5. 株式会社等 6. NPO法人 7. 生協等協同組合 8. その他（ ）
委 託	カ所	カ所	
直営+委託	カ所	カ所	
合 計	カ所	カ所	

③【委託、直営+委託の場合のみ】

委託先の選定方法（あてはまるものすべてに○）

- |           |                  |           |
|-----------|------------------|-----------|
| 1. 随意契約   | 2. プロポーザル方式による契約 | 3. 指名競争入札 |
| 4. 一般競争入札 | 5. その他（ ）        |           |

支払い方法（いずれかに○）

- |              |              |           |
|--------------|--------------|-----------|
| 1. 一括での包括支払い | 2. 実績に応じた支払い | 3. その他（ ） |
|--------------|--------------|-----------|

④自立相談支援機関から最寄りの家計改善支援事業所までのアクセス（いずれかに○）

※複数数の自立相談支援機関がある場合は、最も利用件数の多い自立相談支援機関についてお答えください。

- |              |            |                  |
|--------------|------------|------------------|
| 1. 同一または隣接建物 | 2. 徒歩10分圏内 | 3. 何らかの交通費がかかる距離 |
| 4. その他（ ）    |            |                  |

(2) 家計改善支援事業の利用状況（自治体全体）

件	件
①家計改善支援事業の利用状況（H30年度利用件数）	
②被保護者家計改善支援事業の利用状況（H30年度利用件数）	

②家計改善支援事業の利用件数は、事業開始当初の見込みと比べて多いですか。

1. とても多い	2. 多い	3. 見込み通り
4. 少ない	5. とても少ない	6. わからない

(3) 家計改善支援事業を実施するうえで、以下の各項目は課題となっていますか。①～⑭の項目ごと、「1」～「5」のいずれかに○をつけてください。

※⑨～⑭は、家計改善支援事業を委託している自治体のみお答えください。

	1. 非常に課題である	2. やや課題である	3. あまり課題ではない	4. 全く課題ではない	5. わからない
①相談者が少ない・いない	1	2	3	4	5
②該当者の把握（アウトリーチ）ができていない	1	2	3	4	5
③住民への周知が不十分である	1	2	3	4	5
④担当する職員が不足している	1	2	3	4	5
⑤職員のスキルやノウハウが不足している	1	2	3	4	5
⑥自立相談支援機関との連携が不十分である	1	2	3	4	5
⑦他の関係機関との連携が不十分である	1	2	3	4	5
⑧生活福祉資金等の貸付制度が不十分である	1	2	3	4	5
⑨事業所が離れていて移動の時間（時間・コスト）がかかる	1	2	3	4	5
⑩委託先となる事業者が少ない・少ない	1	2	3	4	5
⑪委託先の選定プロセスが煩雑・手間がかかる	1	2	3	4	5
⑫委託先が効果的に動いてくれない	1	2	3	4	5
⑬予算が不十分である	1	2	3	4	5
⑭事業による効果が見えない	1	2	3	4	5

→ p11「IV」1へ

2. 家計改善支援事業を実施していない自治体

※【現在、家計改善支援事業を実施していない自治体】のみ回答

(1) 潜在的なニーズの把握

①これまでに、家計改善支援事業の潜在的なニーズの把握をしていますか。

1. している 2. していない 3. 今後実施予定

②どのような方法で把握していますか。

③潜在的なニーズはありますか。

1. ある 2. ない

(2) 家計改善支援事業を実施していない理由（あてはまるものすべてに○）

- 該当する相談者がいないから
- 予算を確保するのが難しいから
- 専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから
- 委託先となる事業者が少ない・少ないから
- 支援ツールをどのように構築すればいいかわからない
- 自立相談支援事業で対応できているから
- その他（ ）

(3) これまでに、家計改善支援事業の実施の有無

①家計改善支援事業の実施の有無

1. 以前実施していた 2. 実施したことはない

②実施していた期間

平成 年度 ～ 平成 年度

③実施をやめた理由（あてはまるものすべてに○）

- 相談者が少ない・いない
- 予算を確保するのが難しい
- 担当する職員の確保が難しい
- 専門的なスキルやノウハウを持つ人材が不足している
- 委託先の実業者が効果的に動いてくれない
- 委託先となる事業者が少ない・少ない
- 委託していた事業者が辞めた
- その他（ ）

(4) 今後の実施意向

今後、家計改善支援事業を実施する意向はありますか。

1. 実施する 2. 実施しない 3. 未定



# 就労準備支援事業者 アンケート調査

貴事業所が就労準備支援事業を実施する自治体名	都道府県名：	市町村名：
事業所名		
電話番号	F A X	
E-mail		担当者名

本調査票は、上記「自治体名」に記入した自治体での就労準備支援事業について回答してください。複数の自治体で就労準備支援事業を実施している事業所は、自治体ごと別の調査票にご記入ください。

## 1. 就労準備支援事業の運営方法と法人の種類

### ①運営方法

1. 直営
2. 委託
3. 直営＋委託

### ②「委託」の場合、法人の種類

1. 社会福祉法人（社協以外）
2. 社会福祉協議会
3. 医療法人
4. 社団法人・財団法人
5. 株式会社等
6. NPO法人
7. 生協等協同組合
8. その他（ ）

### ③法人が就労準備支援事業以外に実施している事業

1. 自立相談支援事業
2. 家計改善支援事業
3. 一時生活支援事業
4. 子どもの学習・生活支援事業
5. その他事業
6. 被保護者に対する就労準備支援事業
7. 被保護者に対する家計改善支援事業

## 2. 職員体制と資格

### ①職員体制

職員数	人数	
	うち専任	うち兼務
就労準備支援担当者	人	人
その他の職員	人	人
計	人	人

※職員体制は、上記「自治体名」に記入した自治体における就労準備支援事業に従事する職員について回答してください。  
 （事業所の職員のうち、他の事業や、他の自治体の就労準備支援事業にのみ従事している職員は除いてください。）

※運営方法が「直営＋委託」の場合は、直営の職員のほか、委託先の職員も含めて記入してください。

### ②所有資格 ※就労準備支援担当者のみ

人数	人数	
	うち専任	うち兼務
1. 社会福祉士	人	人
2. 精神保健福祉士	人	人
3. 保健師	人	人
4. キャリアコンサルタント	人	人
5. 産業カウンセラー	人	人
6. 社会福祉主事	人	人
7. 介護支援専門員	人	人
8. 障害者相談支援専門員	人	人
9. 介護福祉士	人	人
10. その他	人	人

※資格ごとに人数をカウントしてください。（複数資格を持つ場合も人数に反映）

## 3. 就労準備支援事業の支援実績

### (1) 就労準備支援事業の開始時期

平成\_\_\_\_\_年度から

### (2) 貴事業所の平成30年度の「就労準備支援事業」に係る支援実績についてご記入ください。

①平成30年度の相談受付人数についてご記入ください。

平成30年度の相談受付人数	人
うち、どここの事業所も経ず、貴事業所が直接受付けた人数	人

### ②平成30年度の支援の状況についてご記入ください

a. 自立相談支援事業における支援プランとして「就労準備支援事業」が位置づけられた支援プランを作成し、支援調整会議を経て、支援決定をした人数（法に基づく事業にカウントした人）	人
b. 就労準備支援事業として法に基づき事業にカウントしていないが何らかの就労支援を行った人数	人

### ③平成30年度に作成した「計画書」についてご記入ください。

「計画書」※、または、それに準じるものを策定した人数	人
----------------------------	---

※「計画書」とは・・・

『就労準備支援事業の手引き』（生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について）の一部改正について（社援地発 0329 第9号平成31年3月29日別添2）のP19及びP32に記載されているもので、本人の状態像を分析し、目標設定と支援内容を記載するもの。

### (3) 事業開始からこれまでの事業利用者のうち、以下の①や②の支援で終わるケース、③まで支援を続ける支援対象者は、おおよそどのくらいの割合ですか。

	社会参加を促す上で必要となる適切な生活習慣の形成のための指導や訓練を行う	就労の前段階として必要となる社会的能力の形成を促すために行う	就労体験の利用の機会を提供等を行うつつ、一般就労に向けた技法や知識の修得等を促す	
① 日常生活自立				%
② 社会生活自立				%
③ 就労自立				%
計				100 %

### (4) 就労準備支援事業の利用件数は、事業開始当初の見込みと比べて多いですか（1つに○）。

1. とても多い	2. 多い	3. 見込み通り
4. 少ない	5. とても少ない	6. わからない

(5) 被保護者就労準備支援事業の実施状況（令和元年10月1日時点）

被保護者就労準備支援事業の実施の有無	1. 実施している 2. 実施していない	被保護者就労準備支援事業として支援した人数 _____人
--------------------	-------------------------	---------------------------------

(6) 平成30年10月の生活困窮者自立支援法の改正により、事業実施自治体の各部署（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用動向を行うことが努力義務化されましたが、制度改正後、以下の①～③に変化はあったと感じますか。

①就労準備支援事業の利用者数	1. 増えたように感じる 3. 変化はない	2. 減ったように感じる
②就労準備支援事業の利用者の属性	1. 変わったように感じる 2. 変化はない	
③自治体の各部署の対応	1. 積極的に利用動向をしていると感じる 3. 自治体の各部署との関わりがなくなかわらない	2. 変化はない

(7) 貴事業所の支援内容①～⑧について、平成30年度の実施状況をそれぞれ回答してください。

	平成30年度の実施状況 (いずれか1つに○)		
	1. 実施していない	2. 実施したが、充分に対応できていない	3. 実施し、充分に対応を行った
①就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援	1	2	3
②ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓	1	2	3
③ビジネスマナー・履歴書指導・面接等の支援	1	2	3
④ハローワークへの同行訪問	1	2	3
⑤就労後の定着支援	1	2	3
⑥支援対象者同士のグループワーク	1	2	3
⑦求人開拓	1	2	3
⑧その他（ ）	1	2	3

4. 就労準備支援事業における専門的な支援の実施状況

(1) 企業・関係機関とのネットワーク

①地域の中で連携できる企業・関係機関に関する情報を持っている	1. 把握していない 2. 今後把握を考えている 3. 把握しているが、支援に活用されていない 4. 把握しており、支援にも活用している	連携ができていない機関の数 _____団体
②地域の企業等の人材確保に対する協力・支援を行っている	1. 実施していない 2. 今後実施を考えている 3. 行っている 4. 積極的に行っている	具体的に

(2) 支援ツール

①就労準備支援事業の支援をメニュー化（プログラム化）している	1. 実施していない 2. 今後実施を考えている 3. 実施しているが、活用されていない 4. 実施しており、活用している	
②日常生活自立、社会的自立、就労自立等、段階別に伴走的な支援を継続している	1. 実施していない 2. 実施している	

(3) 他機関からの支援依頼

①自立相談支援機関からの支援依頼	1. 依頼はない 2. 依頼がある	依頼を受けた人数 (H30年度) _____人
②自立相談支援機関以外（自治体の関係部署、他の関係機関等）から支援の依頼	1. 依頼はない 2. 依頼がある	依頼を受けた人数 (H30年度) _____人

(4) 受け皿となる企業・関係機関の開拓

①行政の相談窓口・関係部署等への支援内容の説明や情報共有	1. 実施していない 2. 今後実施を考えている 3. 実施している	具体的に
②企業や、他の関係機関への支援内容の説明や情報共有、就労準備・就労の出口開拓	1. 実施していない 2. 今後実施を考えている 3. 実施しているが、充分確保できていない 4. 実施しており、充分確保している	具体的に

## 5. 自立相談支援機関との連携状況

貴事業所が就労準備支援事業を実施する自治体の「自立相談支援機関」の運営方法と、自立相談支援機関における「就労支援」について、お答えください。

※自治体内に複数の自立相談支援機関がある場合は、直接連携を行っている自立相談支援機関について回答欄1に回答してください（連携している自立相談支援機関が複数ある場合は、それぞれの自立相談支援機関について回答欄2～4にご回答ください）

### 回答欄1

①自立相談支援機関	名称： 1. 直営 2. 委託 3. 直営＋委託	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）	
②自立相談支援機関の運営方法	1. 実施されている	2. 実施されていない	3. 把握していない
③自立相談支援機関での「就労支援」	④自立相談支援機関が実施している「就労支援」と、貴事業所が実施する「就労準備支援事業」について、両事業所間で、明確な役割分担ができていますか。		
1. 役割分担ができていない			

④自立相談支援機関が実施している「就労支援」と、貴事業所が実施する「就労準備支援事業」について、両事業所間で、明確な役割分担ができていますか。

1. 役割分担ができていない					
⑤自立相談支援機関で「就労支援」が実施されることは、貴事業所が実施する「就労準備支援事業」の支援に効果的だと思いますか。					
1. 効果的である				2. 効果的ではない	3. わからない

### 回答欄2

①自立相談支援機関	名称： 1. 直営 2. 委託 3. 直営＋委託	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）	
②自立相談支援機関の運営方法	1. 実施されている	2. 実施されていない	3. 把握していない
③自立相談支援機関での「就労支援」	④自立相談支援機関が実施している「就労支援」と、貴事業所が実施する「就労準備支援事業」について、両事業所間で、明確な役割分担ができていますか。		
1. 役割分担ができていない			

④自立相談支援機関が実施している「就労支援」と、貴事業所が実施する「就労準備支援事業」について、両事業所間で、明確な役割分担ができていますか。

1. 役割分担ができていない					
⑤自立相談支援機関で「就労支援」が実施されることは、貴事業所が実施する「就労準備支援事業」の支援に効果的だと思いますか。					
1. 効果的である				2. 効果的ではない	3. わからない

### 回答欄3

①自立相談支援機関	名称： 1. 直営 2. 委託 3. 直営＋委託	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）	
②自立相談支援機関の運営方法	1. 実施されている	2. 実施されていない	3. 把握していない
③自立相談支援機関での「就労支援」	④自立相談支援機関が実施している「就労支援」と、貴事業所が実施する「就労準備支援事業」について、両事業所間で、明確な役割分担ができていますか。		
1. 役割分担ができていない			

④自立相談支援機関が実施している「就労支援」と、貴事業所が実施する「就労準備支援事業」について、両事業所間で、明確な役割分担ができていますか。

1. 役割分担ができていない					
⑤自立相談支援機関で「就労支援」が実施されることは、貴事業所が実施する「就労準備支援事業」の支援に効果的だと思いますか。					
1. 効果的である				2. 効果的ではない	3. わからない

### 回答欄4

①自立相談支援機関	名称： 1. 直営 2. 委託 3. 直営＋委託	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）	
②自立相談支援機関の運営方法	1. 実施されている	2. 実施されていない	3. 把握していない
③自立相談支援機関での「就労支援」	④自立相談支援機関が実施している「就労支援」と、貴事業所が実施する「就労準備支援事業」について、両事業所間で、明確な役割分担ができていますか。		
1. 役割分担ができていない			

④自立相談支援機関が実施している「就労支援」と、貴事業所が実施する「就労準備支援事業」について、両事業所間で、明確な役割分担ができていますか。

1. 役割分担ができていない					
⑤自立相談支援機関で「就労支援」が実施されることは、貴事業所が実施する「就労準備支援事業」の支援に効果的だと思いますか。					
1. 効果的である				2. 効果的ではない	3. わからない

・ p 7 の「6. 3 事業（自立・就労・家計）の実施状況」と「7. 家計改善支援事業との連携」については、貴事業所が事業を実施している自治体において、「就労準備支援事業」のほかに「家計改善支援事業」が実施されている場合のみ回答してください。（「家計改善支援事業」の運営方法（直営・委託）や委託先に関わらず、自治体の任意事業として「就労準備支援事業」と「家計改善支援事業」の両方が実施されている場合）

・ 貴事業所が事業を実施している自治体において、「家計改善支援事業」が実施されていない場合は、p 8 の「8. 自治体との連携」へ進んでください。

### 6. 3 事業（自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業）の実施状況

3 事業をセットで実施することにより、どのような影響がありますか（あてはまるものすべてに○）。

1. 相談件数が増えた
2. 就労につながるケースが増えた
3. 連続的な支援ができるようになった
4. 情報の共有ができるようになった
5. プランが作成しやすくなった
6. 事務手続きなどに手間がかかる
7. 支援調整会議の開催などの調整に手間がかかる
8. 事業所間の連携がうまくいかない
9. 利用者の移動の時間（時間・コスト）がかかる
10. その他（ ）
11. 特に影響はない

### 7. 家計改善支援事業との連携

貴事業所が就労準備支援事業を実施する自治体の「家計改善支援事業」の運営方法と、家計改善支援事業所との連携状況についてお答えください。

※自治体内に複数の家計改善支援事業所がある場合は、直接連携を行っている家計改善支援事業所に  
ついて回答欄 1 に回答してください（連携している家計改善支援事業所が複数ある場合は、それぞれ  
の事業所について回答欄 2～4 にご回答ください）

#### 回答欄 1

①家計改善支援事業所	名称：	
②家計改善支援事業所の運営方法	1. 直営 2. 委託 3. 直営＋委託	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）
③同一の利用者の支援にあたって連携をしていますか。	1. 常に連携している 3. 連携ができていない	2. 必要に応じて連携している

#### 回答欄 2

①家計改善支援事業所	名称：	
②家計改善支援事業所の運営方法	1. 直営 2. 委託 3. 直営＋委託	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）
③同一の利用者の支援にあたって連携をしていますか。	1. 常に連携している 3. 連携ができていない	2. 必要に応じて連携している

#### 回答欄 3

①家計改善支援事業所	名称：	
②家計改善支援事業所の運営方法	1. 直営 2. 委託 3. 直営＋委託	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）
③同一の利用者の支援にあたって連携をしていますか。	1. 常に連携している 3. 連携ができていない	2. 必要に応じて連携している

#### 回答欄 4

①家計改善支援事業所	名称：	
②家計改善支援事業所の運営方法	1. 直営 2. 委託 3. 直営＋委託	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）
③同一の利用者の支援にあたって連携をしていますか。	1. 常に連携している 3. 連携ができていない	2. 必要に応じて連携している

### ※ここからはすべての事業所が回答

### 8. 自治体との連携

貴事業所が就労準備支援事業を実施する自治体の生活困窮者自立支援制度の担当部署等との連携は取れていますか。

1. 充分にできている
2. 概ねできている
3. あまりできていない
4. 全くできていない

連携先（部署名等を具体的に）

連携が取れていない理由（具体的に）

## 9. 就労準備支援事業を実施する上での課題

就労準備支援事業を実施する上で、以下の各項目は課題となっていますか。各項目ごと、「1」～「5」のいずれか1つに○をつけてください。

	1. 非常に課題である	2. やや課題である	3. あまり課題ではない	4. 全く課題ではない	5. わかりません
①相談者が少ない・いない	1	2	3	4	5
②該当者の把握（アウトリーチ）ができていない	1	2	3	4	5
③住民への周知が不十分である	1	2	3	4	5
④職員が不足している	1	2	3	4	5
⑤職員のスキルアップのための学習機会が不十分である	1	2	3	4	5
⑥自立相談支援機関との連携が不十分である	1	2	3	4	5
⑦他の関係機関との連携が不十分である	1	2	3	4	5
⑧協力してくれる企業や事業者との連携が不十分である	1	2	3	4	5
⑨自立相談支援事業所と離れていて移動の時間（時間・コスト）がかかる	1	2	3	4	5
⑩事業による効果が見えない	1	2	3	4	5

## 10. 研修会への参加状況

(1) これまでに、国研修（生活困窮者自立支援制度人材養成研修）の「就労準備支援事業従事者養成研修」への参加はありましたか（あてはまるものすべてに○）。

1. 就労担当者が参加した    2. 就労担当者以外が参加した    3. 参加していない

4. 把握していない

(2) 平成30年度、就労準備支援事業にかかわらず都道府県が実施する生活困窮者支援に関する人材養成研修に参加しましたか（1つに○）。

1. 参加した    2. 参加しなかった    3. 開催されなかった    4. 把握していない

## 11. 自由意見

制度に関する意見等がございましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

# 家計改善支援事業者 アンケート調査

真事業所が家計改善支援事業を実施する自治体名	都道府県名：	市町村名：
事業所名		
電話番号	F A X	
E-mail		担当者名

本調査票は、上記「自治体名」に記入した自治体での家計改善支援事業について回答してください。複数の自治体で家計改善支援事業を実施している事業所は、自治体ごと別の調査票にご記入ください。

## 1. 家計改善支援事業の運営方法と法人の種類

①運営方法

1. 直営	5. 株式会社等
2. 委託	6. NPO法人
3. 直営+委託	7. 生協等協同組合
	8. その他 ( )

②「委託」の場合、法人の種類

1. 社会福祉法人(社協以外)	5. 株式会社等
2. 社会福祉協議会	6. NPO法人
3. 医療法人	7. 生協等協同組合
4. 社団法人・財団法人	8. その他 ( )

③法人が家計改善支援事業以外に実施している事業

1. 自立相談支援事業	5. その他事業
2. 就労準備支援事業	6. 被保護者に対する就労準備支援事業
3. 一時生活支援事業	7. 被保護者に対する家計改善支援事業
4. 子どもの学習・生活支援事業	

## 2. 職員体制と資格

①職員体制

職員数	人数	
	うち専任	うち業務
家計相談支援員	人	人
その他の職員	人	人
計	人	人

②所有資格 ※家計相談支援員のみ

人数	人数	
	うち専任	うち業務
1. 社会福祉士	人	人
2. 精神保健福祉士	人	人
3. 保健師	人	人
4. キャリアコンサルタント	人	人
5. 産婦人科セラピー	人	人
6. 社会福祉主事	人	人
7. 介護支援専門員	人	人
8. 障害者相談支援専門員	人	人
9. 介護福祉士	人	人
10. ファイナンシャルプランナー	人	人
11. 消費生活専門相談員	人	人
12. 消費生活アドバイザー	人	人
13. 消費生活コンサルタント	人	人
14. 社会保険労務士	人	人
15. その他	人	人

※職員体制は、上記「自治体名」に記入した自治体における家計改善支援事業に従事する職員について回答してください。  
 (事業所の職員のうち、他の事業や、他の自治体の家計改善支援事業にのみ従事している職員は除いてください。)  
 ※運営方法が「直営+委託」の場合は、直営の職員のほか、委託先の職員も含めて記入してください。

※資格ごとに人数をカウントしてください。  
 (複数資格を持つ場合も人数に反映)

## 3. 家計改善支援事業の支援実績

(1) 家計改善支援事業の開始時期

平成\_\_\_\_\_年度から

(2) 貴事業所の平成30年度の「家計改善支援事業」に係る支援実績についてご記入ください。  
 ①平成30年度の相談受付人数についてご記入ください。

平成30年度の相談受付人数	_____人
うち、どこかの事業所も経ず、貴事業所が直接受け付けた人数	_____人

②平成30年度の支援の状況についてご記入ください

a. 自立相談支援事業における支援プランとして「家計改善支援事業」が位置づけられた支援プランを作成し、支援調整会議を経て、支援決定をした人数(法に基づく事業にカウントした人)

b. 家計改善支援事業として法に基づく事業にカウントしていないが何らかの家計支援を行った人数

\_\_\_\_\_人

③平成30年度に作成した「家計再生プラン(家計支援計画)」についてご記入ください。  
 「家計再生プラン(家計支援計画)」※、または、それに準じるものを策定した人数

\_\_\_\_\_人

※家計再生プラン(家計支援計画)とは・・・  
 『家計改善支援事業の手引き』(生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について)の一部改正について(社保地発 0329 第9号平成31年3月29日別添4))のP26～に記載されているもので、相談を通じながら家計計画表等を作成し、課題整理や生活再生のためのプランを策定するもの。

(3) 家計改善支援事業の利用件数は、事業開始当初の見込みと比べて多いですか(1つに○)。

1. とても多い	2. 多い	3. 見込み通り
4. 少ない	5. とても少ない	6. わからない

(4) 被保護者家計改善支援事業の実施状況(令和元年10月1日時点)

被保護者家計改善支援事業の実施の有無	1. 実施している	被保護者就労準備支援事業として支援した人数
	2. 実施していない	_____人

(5) 平成30年10月の生活困難者自立支援法の改正により、事業実施自治体の各部署(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において生活困難者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用動向を行うことが努力義務化されましたが、制度改正後、以下の①～③に変化はあったと感じますか。

	平成30年度の実施状況 (いずれか1つに○)		
	1 実施していない	2 実施したが、充分に対応できていない	3 実施し、充分に対応を行った
① 家計改善支援事業の利用者数	1. 増えたように感じる 3. 変化はない	2. 減ったように感じる	3. 実施したが、充分に対応できていない
② 家計改善支援事業の利用者の属性	1. 変わったように感じる	2. 変化はない	3. 実施し、充分に対応を行った
③ 自治体の各部署の対応	1. 積極的に利用動向をしていると感じる 3. 自治体の各部署との関わりがなくなかわからない	2. 変化はない	3. 実施し、充分に対応を行った

(6) 貴事業所の支援内容①～⑩について、平成30年度の実施状況をそれぞれ回答してください。

	平成30年度の実施状況 (いずれか1つに○)		
	1 実施していない	2 実施したが、充分に対応できていない	3 実施し、充分に対応を行った
① 家計状況の把握とアドバイス	1	2	3
② レシート内容の確認等、大まかな支出内容の把握とアドバイス	1	2	3
③ 家計表を作成し、単位の家計の現状の把握とアドバイス	1	2	3
④ 目標収入を設定し、就職・転職等の支援	1	2	3
⑤ キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる	1	2	3
⑥ 滞納の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性の検討	1	2	3
⑦ 債務整理に向けた支援等	1	2	3
⑧ 各種給付制度等利用に向け、各制度担当者との調整や申請支援等	1	2	3
⑨ 貸付のあっせん・支援	1	2	3
⑩ その他 ( )	1	2	3

#### 4. 家計改善支援事業における専門的な支援の実施状況

(1) 専門家との連携・ネットワーク

① 地域の中で連携できる専門家(弁護士、税理士、消費生活センター)の情報を把握している	1. 把握していない 2. 今後把握を考慮している 3. 把握しているが、支援に活用されていない 4. 把握しており、支援にも活用している	連携ができていない機関の数を _____団体
② 法律家・税理士等の専門領域と役割を理解し、連携を図っている	1. 実施していない 2. 今後実施を考慮している 3. 概ねできている 4. できている	
③ 生活福祉資金貸付制度との連携を図っている	1. 連携していない 2. 今後連携を考慮している 3. 連携している	貸付制度の利用人数 (H30年度) _____人

(2) 支援ツール

① 家計改善支援事業の支援の体系的なメニュー(プログラム)を作成している	1. 作成していない 2. 今後作成を考慮している 3. 作成しているが、活用されていない 4. 作成しており、活用している	
② キャッシュフローに基づいた支援計画を立て継続的に支援している	1. 立てていない 2. 立てており、継続的に支援をしている	

(3) 他機関からの支援依頼

① 自立相談支援機関からの支援依頼	1. 依頼はない 2. 依頼がある	依頼を受けた人数 (H30年度) _____人	うち、 支援した人数 (H30年度) _____人
② 自立相談支援機関以外(自治体の関係部署、他の関係機関等)から支援の依頼	1. 依頼はない 2. 依頼がある	依頼を受けた人数 (H30年度) _____人	うち、 支援した人数 (H30年度) _____人

(4) 関係部署への説明・潜在の対象者発掘

① 行政の相談窓口・関係部署等(生活保護、高齢、障害、子育て福祉等)への支援内容の説明や情報の共有	1. 実施していない 2. 今後実施を考慮している 3. 実施しているが、支援に至っていない 4. 実施しており、支援に至っている	具体的に
② 他の関係機関への支援内容の説明や情報の共有	1. 実施していない 2. 今後実施を考慮している 3. 実施しているが、支援に至っていない 4. 実施しており、支援に至っている	具体的に

## 5. 自立相談支援機関との連携状況

貴事業所が家計改善支援事業を実施する自治体の「自立相談支援機関」の運営方法と、自立相談支援機関における「家計面の支援」について、お答えください。

※自治体内に複数の自立相談支援機関がある場合は、直接連携を行っている自立相談支援機関について回答欄1に回答してください（連携している自立相談支援機関が複数ある場合は、それぞれの自立相談支援機関について回答欄2～4にご回答ください）

### 回答欄1

①自立相談支援機関	名称： 1. 直営	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）
②自立相談支援機関の運営方法	2. 委託 3. 直営＋委託	
③自立相談支援機関での「家計面の支援」	1. 実施されている	2. 実施されていない 3. 把握していない

④自立相談支援機関が実施している「家計面の支援」と、貴事業所が実施する「家計改善支援事業」について、両事業所間で、明確な役割分担ができていますか。

1. 役割分担ができていない	2. 役割分担ができていない	3. わからない
----------------	----------------	----------

⑤自立相談支援機関で「家計面の支援」が実施されることは、貴事業所が実施する「家計改善支援事業」の支援に効果的だと思いますか。

1. 効果的である	2. 効果的ではない	3. わからない
-----------	------------	----------

### 回答欄2

①自立相談支援機関	名称： 1. 直営	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）
②自立相談支援機関の運営方法	2. 委託 3. 直営＋委託	
③自立相談支援機関での「家計面の支援」	1. 実施されている	2. 実施されていない 3. 把握していない

④自立相談支援機関が実施している「家計面の支援」と、貴事業所が実施する「家計改善支援事業」について、両事業所間で、明確な役割分担ができていますか。

1. 役割分担ができていない	2. 役割分担ができていない	3. わからない
----------------	----------------	----------

⑤自立相談支援機関で「家計面の支援」が実施されることは、貴事業所が実施する「家計改善支援事業」の支援に効果的だと思いますか。

1. 効果的である	2. 効果的ではない	3. わからない
-----------	------------	----------

### 回答欄3

①自立相談支援機関	名称： 1. 直営	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）
②自立相談支援機関の運営方法	2. 委託 3. 直営＋委託	
③自立相談支援機関での「家計面の支援」	1. 実施されている	2. 実施されていない 3. 把握していない

④自立相談支援機関が実施している「家計面の支援」と、貴事業所が実施する「家計改善支援事業」について、両事業所間で、明確な役割分担ができていますか。

1. 役割分担ができていない	2. 役割分担ができていない	3. わからない
----------------	----------------	----------

⑤自立相談支援機関で「家計面の支援」が実施されることは、貴事業所が実施する「家計改善支援事業」の支援に効果的だと思いますか。

1. 効果的である	2. 効果的ではない	3. わからない
-----------	------------	----------

### 回答欄4

①自立相談支援機関	名称： 1. 直営	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）
②自立相談支援機関の運営方法	2. 委託 3. 直営＋委託	
③自立相談支援機関での「家計面の支援」	1. 実施されている	2. 実施されていない 3. 把握していない

④自立相談支援機関が実施している「家計面の支援」と、貴事業所が実施する「家計改善支援事業」について、両事業所間で、明確な役割分担ができていますか。

1. 役割分担ができていない	2. 役割分担ができていない	3. わからない
----------------	----------------	----------

⑤自立相談支援機関で「家計面の支援」が実施されることは、貴事業所が実施する「家計改善支援事業」の支援に効果的だと思いますか。

1. 効果的である	2. 効果的ではない	3. わからない
-----------	------------	----------

・ p 7 の「6. 3 事業（自立・家計・就労）の実施状況」と「7. 就労準備支援事業との連携」については、貴事業所が事業を実施している自治体において、「家計改善支援事業」のほかに「就労準備支援事業」が実施されている場合のみ回答してください。（「就労準備支援事業」の運営方法（直営・委託）や委託先に関わらず、自治体の任意事業として「家計改善支援事業」と「就労準備支援事業」の両方が実施されている場合）

・ 貴事業所が事業を実施している自治体において、「就労準備支援事業」が実施されていない場合は、p 8 の「8. 自治体との連携」へ進んでください。

**6. 3 事業（自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業）の実施状況**

3 事業をセットで実施することにより、どのような影響がありますか（あてはまるものすべてに○）。

1. 相談件数が増えた
2. 生活の再生に至るケースが増えた
3. 継続的な支援ができるようになった
4. 情報の共有ができるようになった
5. プランが作成しやすくなった
6. 事務手続きなどに手間がかかる
7. 支援調整会議の開催などの調整に手間がかかる
8. 事業所間の連携がうまくいかない
9. 利用者の移動の時間（時間・コスト）がかかる
10. その他（ ）
11. 特に影響はない

**7. 就労準備支援事業との連携**

貴事業所が家計改善支援事業を実施する自治体の「就労準備支援事業」の運営方法と、就労準備支援事業所との連携状況についてお答えください。

※自治体内に複数の就労準備支援事業所がある場合は、直接連携を行っている就労準備支援事業所について回答欄1に回答してください（連携している就労準備支援事業所が複数ある場合は、それぞれ事業所について回答欄2～4にご回答ください）

**回答欄1**

①就労準備支援事業所	名称： 1. 直営	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）
②就労準備支援事業所の運営方法	2. 委託 3. 直営＋委託	
③同一の利用者の支援にあたって連携をしていますか。	1. 常に連携している 3. 連携ができていない	2. 必要に応じて連携している

**回答欄2**

①就労準備支援事業所	名称： 1. 直営	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）
②就労準備支援事業所の運営方法	2. 委託 3. 直営＋委託	
③同一の利用者の支援にあたって連携をしていますか。	1. 常に連携している 3. 連携ができていない	2. 必要に応じて連携している

**回答欄3**

①就労準備支援事業所	名称： 1. 直営	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）
②就労準備支援事業所の運営方法	2. 委託 3. 直営＋委託	
③同一の利用者の支援にあたって連携をしていますか。	1. 常に連携している 3. 連携ができていない	2. 必要に応じて連携している

**回答欄4**

①就労準備支援事業所	名称： 1. 直営	1. 貴事業所が運営 2. 貴事業所と同一法人が運営 3. その他（社会福祉協議会） 4. その他（社協以外の社会福祉法人） 5. その他（社会福祉法人以外）
②就労準備支援事業所の運営方法	2. 委託 3. 直営＋委託	
③同一の利用者の支援にあたって連携をしていますか。	1. 常に連携している 3. 連携ができていない	2. 必要に応じて連携している

**※ここからはすべての事業所が回答**

**8. 自治体との連携**

貴事業所が家計改善支援事業を実施する自治体の生活困窮者自立支援制度の担当部署等との連携は取れていますか。

1. 充分にできている	連携先（部署名等を具体的に）
2. 概ねできている	
3. あまりできていない	
4. 全くできていない	連携が取れていない理由（具体的に）

## 9. 家計改善支援事業を実施する上での課題

家計改善支援事業を実施する上で、以下の各項目は課題となっていますか。各項目ごと、「1」～「5」のいずれか1つに○をつけてください。

	1. 非常に課題である	2. やや課題である	3. あまり課題ではない	4. 全く課題ではない	5. わかりません
①相談者が少ない・いない	1	2	3	4	5
②該当者の把握（アウトリーチ）ができていない	1	2	3	4	5
③住民への周知が不十分である	1	2	3	4	5
④職員が不足している	1	2	3	4	5
⑤職員のスキルアップのための学習機会が不十分である	1	2	3	4	5
⑥自立相談支援機関との連携が不十分である	1	2	3	4	5
⑦他の関係機関との連携が不十分である	1	2	3	4	5
⑧生活福祉資金等、活用可能な貸付制度の理解が不十分である	1	2	3	4	5
⑨自立相談支援事業所と離れていて移動の手間（時間・コスト）がかかる	1	2	3	4	5
⑩事業による効果が見えない	1	2	3	4	5

## 10. 研修会への参加状況

(1) これまでに、国研修（生活困窮者自立支援制度人材養成研修）の「家計相談支援事業従事者養成研修」への参加はありましたか（あてはまるものすべてに○）。

1. 家計担当者が参加した    2. 家計担当者以外が参加した    3. 参加していない

4. 把握していない

(2) 平成30年度、家計改善支援事業にかかわらず都道府県が実施する生活困窮者支援に関する人材養成研修に参加しましたか（1つに○）。

1. 参加した    2. 参加しなかった    3. 開催されなかった    4. 把握していない

## 11. 自由意見

制度に関する意見等がございましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

# 「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」の実施に関するアンケート調査 集計結果(市町村)

調査対象: 福祉事務所設置自治体(902か所) ※佐賀豪雨による被害のあった武雄市を除いて実施

調査期間: 令和元年9月6日～10月4日

回収状況:

	発送数	回収数	回収率
都道府県	45	30	66.7%
市町村	856	624	72.9%
計	901	654	72.6%

## I. 基本情報

### 1. 自立相談支援事業の実施状況

(複数回答)

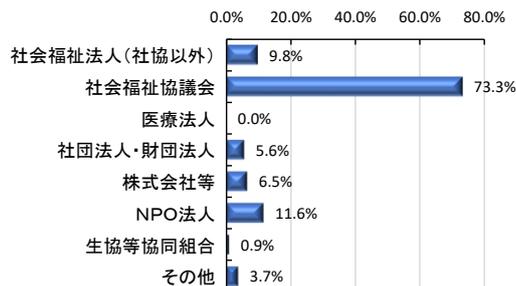
	件数	%
直営	206	33.0%
委託	376	60.3%
直営+委託	55	8.8%
無回答	3	0.5%
全体	624	

※自立相談支援機関の運営方法が「委託」「委託+直営」のみ

自立相談支援機関の委託先

(複数回答)

	件数	%
社会福祉法人(社協以外)	42	9.8%
社会福祉協議会	315	73.3%
医療法人	0	0.0%
社団法人・財団法人	24	5.6%
株式会社等	28	6.5%
NPO法人	50	11.6%
生協等協同組合	4	0.9%
その他	16	3.7%
全体	430	

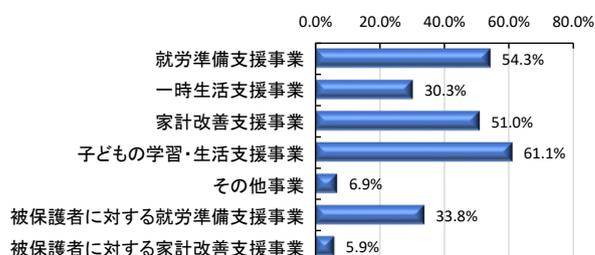


### 2. 任意事業の実施状況

実施している任意事業

(複数回答)

	件数	%
就労準備支援事業	339	54.3%
一時生活支援事業	189	30.3%
家計改善支援事業	318	51.0%
子どもの学習・生活支援事業	381	61.1%
その他事業	43	6.9%
被保護者に対する就労準備支援事業	211	33.8%
被保護者に対する家計改善支援事業	37	5.9%
全体	624	



#### 4. 自立相談支援機関の職員体制

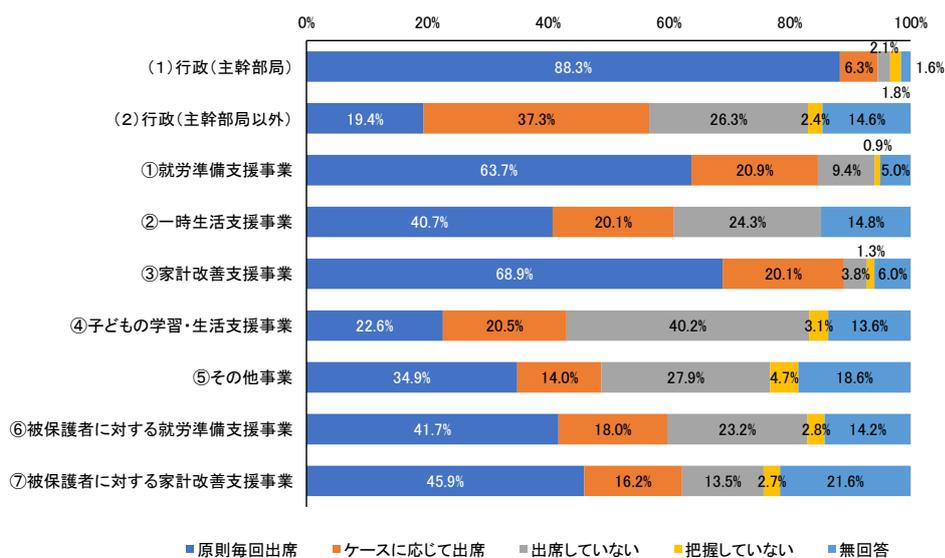
自立相談支援機関の職員体制【人口規模別】

	回答件数 (カ所)	職員数									
		雇用形態別									
		正規職員			非正規職員			専従		他業務と兼務	
人口規模		専従	他業務と兼務	専従	他業務と兼務	専従	他業務と兼務	専従	他業務と兼務	専従	他業務と兼務
1万人未満	13	2.4	0.3	2.1	1.9	0.2	1.7	0.5	0.1	0.4	
1万人以上5万人未満	207	3.0	1.3	1.5	2.0	0.7	1.3	0.9	0.7	0.3	
5万人以上10万人未満	182	3.7	2.2	1.4	2.1	1.1	1.0	1.5	1.1	0.4	
10万人以上30万人未満	155	5.3	3.5	1.7	3.0	1.9	1.1	2.2	1.7	0.6	
30万人以上	67	13.6	10.5	3.6	7.9	6.0	2.2	5.5	4.3	1.3	
合計	624	4.9	3.1	1.8	2.9	1.7	1.3	1.9	1.5	0.5	

#### 5. 支援調整会議への参加

支援調整会議への参加状況

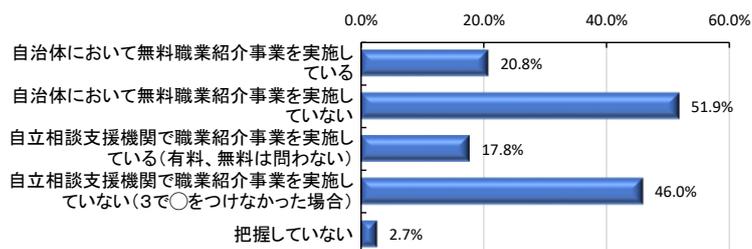
	原則毎回出席	ケースに応じて出席	出席していない	把握していない	無回答	合計	
(1) 行政（主幹部局）	551 88.3%	39 6.3%	13 2.1%	11 1.8%	10 1.6%	624 100.0%	
(2) 行政（主幹部局以外）	121 19.4%	233 37.3%	164 26.3%	15 2.4%	91 14.6%	624 100.0%	
(3) 任意事業等	① 就労準備支援事業	216 63.7%	71 20.9%	32 9.4%	3 0.9%	17 5.0%	339 100.0%
	② 一時生活支援事業	77 40.7%	38 20.1%	46 24.3%	0 0.0%	28 14.8%	189 100.0%
	③ 家計改善支援事業	219 68.9%	64 20.1%	12 3.8%	4 1.3%	19 6.0%	318 100.0%
	④ 子どもの学習・生活支援事業	86 22.6%	78 20.5%	153 40.2%	12 3.1%	52 13.6%	381 100.0%
	⑤ その他事業	15 34.9%	6 14.0%	12 27.9%	2 4.7%	8 18.6%	43 100.0%
	⑥ 被保護者に対する就労準備支援事業	88 41.7%	38 18.0%	49 23.2%	6 2.8%	30 14.2%	211 100.0%
	⑦ 被保護者に対する家計改善支援事業	17 45.9%	6 16.2%	5 13.5%	1 2.7%	8 21.6%	37 100.0%



## 6. 職業紹介事業の実施について

(複数回答)

	件数	%
自治体において無料職業紹介事業を実施している	130	20.8%
自治体において無料職業紹介事業を実施していない	324	51.9%
自立相談支援機関で職業紹介事業を実施している(有料、無料は問わない)	111	17.8%
自立相談支援機関で職業紹介事業を実施していない(3で○をつけなかった場合)	287	46.0%
把握していない	17	2.7%
全体	624	

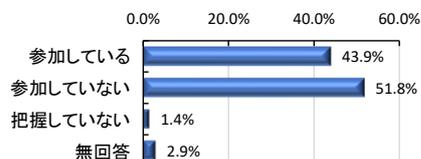


## 7. 研修への参加状況

(1) 国研修への参加 (H27年度の制度創設以降。今年度の参加見込み含む)

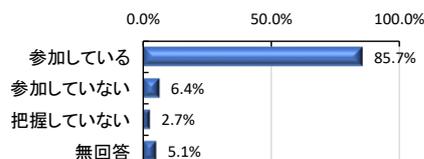
### ①自治体職員

	件数	%
参加している	274	43.9%
参加していない	323	51.8%
把握していない	9	1.4%
無回答	18	2.9%
合計	624	100.0%



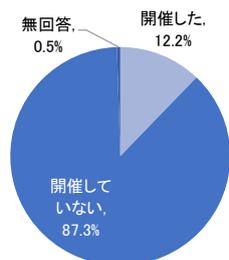
### ②自立相談支援機関職員

	件数	%
参加している	535	85.7%
参加していない	40	6.4%
把握していない	17	2.7%
無回答	32	5.1%
合計	624	100.0%



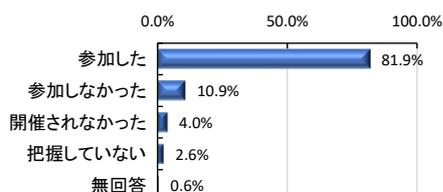
(2) 自治体の実施した研修の有無 (H30年度)

	件数	%
開催した	76	12.2%
開催していない	545	87.3%
無回答	3	0.5%
合計	624	100.0%



(3) 都道府県が実施した研修への参加 (H30年度)

	件数	%
参加した	511	81.9%
参加しなかった	68	10.9%
開催されなかった	25	4.0%
把握していない	16	2.6%
無回答	4	0.6%
合計	624	100.0%

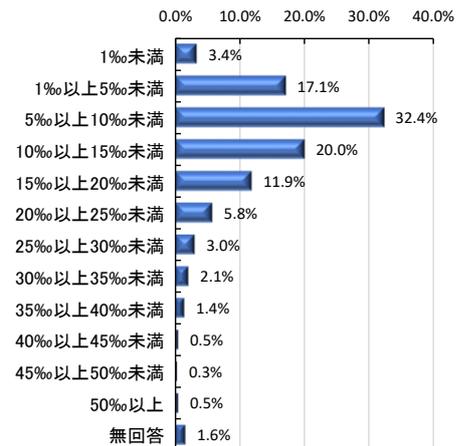


## 8. 生活保護率

(H31年3月の生活保護率。※ただし記載のないところはH30年度の数値で集計)

生活保護率の分布

	件数	%
1%未満	21	3.4%
1%以上5%未満	107	17.1%
5%以上10%未満	202	32.4%
10%以上15%未満	125	20.0%
15%以上20%未満	74	11.9%
20%以上25%未満	36	5.8%
25%以上30%未満	19	3.0%
30%以上35%未満	13	2.1%
35%以上40%未満	9	1.4%
40%以上45%未満	3	0.5%
45%以上50%未満	2	0.3%
50%以上	3	0.5%
無回答	10	1.6%
合計	624	100.0%



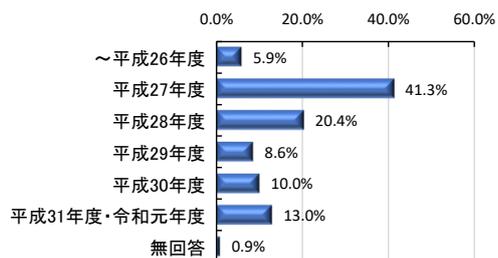
## II. 就労準備支援事業

### 1. 就労準備支援事業を実施している自治体

(1) 基本情報

① 就労準備支援事業の開始時期

	件数	%
～平成26年度	20	5.9%
平成27年度	140	41.3%
平成28年度	69	20.4%
平成29年度	29	8.6%
平成30年度	34	10.0%
平成31年度・令和元年度	44	13.0%
無回答	3	0.9%
合計	339	100.0%



② 運営方法と箇所数

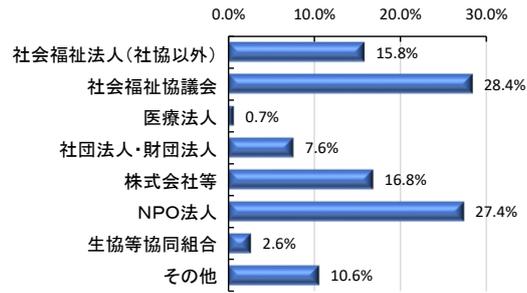
就労準備支援事業所の設置箇所数

	直営		委託		直営+委託		全体	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0箇所	302	89.1%	46	13.6%	321	94.7%	0	0.0%
1箇所	34	10.0%	272	80.2%	11	3.2%	312	92.0%
2箇所	0	0.0%	13	3.8%	2	0.6%	16	4.7%
3箇所	0	0.0%	2	0.6%	0	0.0%	4	1.2%
4箇所	0	0.0%	2	0.6%	1	0.3%	2	0.6%
5箇所以上	0	0.0%	1	0.3%	1	0.3%	2	0.6%
無回答	3	0.9%	3	0.9%	3	0.9%	3	0.9%
合計	339	100.0%	339	100.0%	339	100.0%	339	100.0%
平均箇所数	0.10箇所		0.95箇所		0.07箇所		1.12箇所	

「委託」「委託+直営」のみ  
委託先

(複数回答)

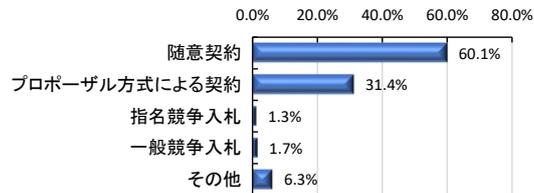
	件数	%
社会福祉法人(社協以外)	48	15.8%
社会福祉協議会	86	28.4%
医療法人	2	0.7%
社団法人・財団法人	23	7.6%
株式会社等	51	16.8%
NPO法人	83	27.4%
生協等協同組合	8	2.6%
その他	32	10.6%
全体	303	



③委託先の選定方法

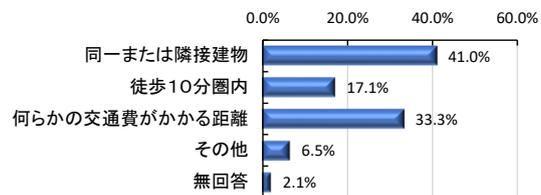
(複数回答)

	件数	%
随意契約	182	60.1%
プロポーザル方式による契約	95	31.4%
指名競争入札	4	1.3%
一般競争入札	5	1.7%
その他	19	6.3%
全体	303	



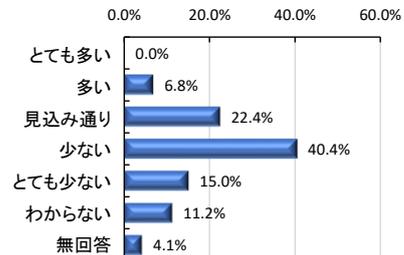
④自立相談支援機関からの最寄りの就労準備支援事業所までのアクセス

	件数	%
同一または隣接建物	139	41.0%
徒歩10分圏内	58	17.1%
何らかの交通費がかかる距離	113	33.3%
その他	22	6.5%
無回答	7	2.1%
合計	339	100.0%



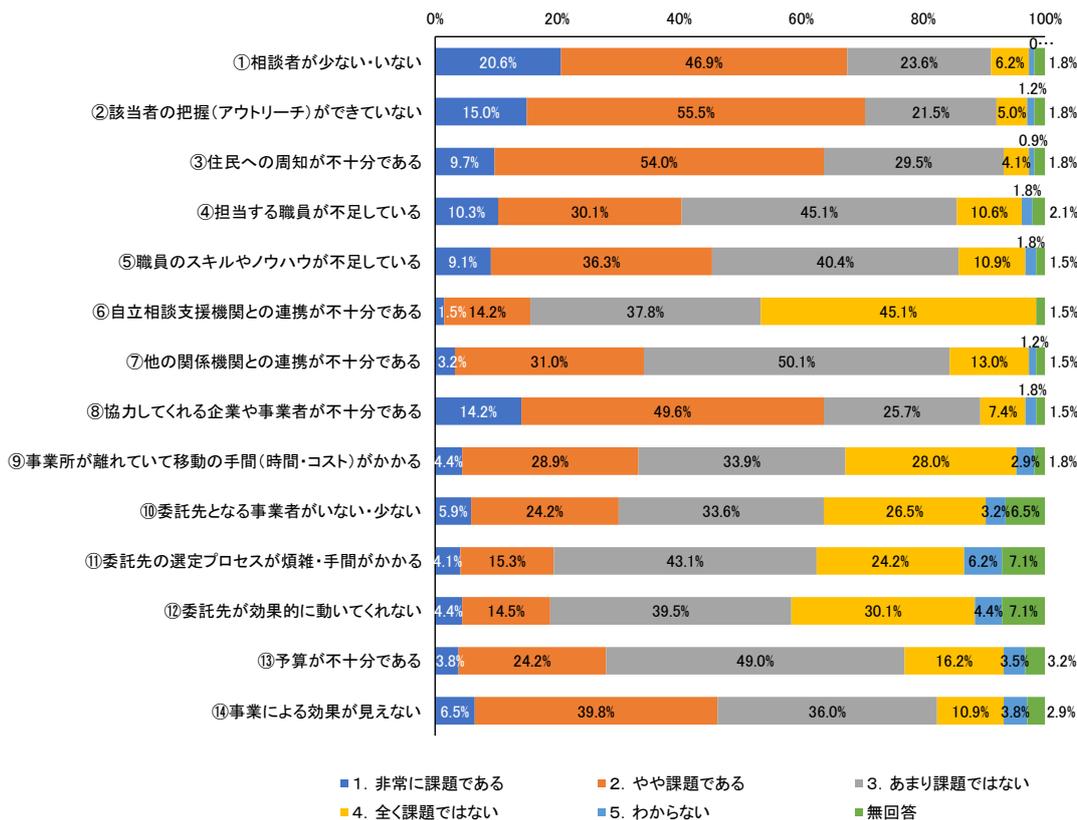
(2)就労準備支援事業の利用見込みとの比較

	件数	%
とても多い	0	0.0%
多い	23	6.8%
見込み通り	76	22.4%
少ない	137	40.4%
とても少ない	51	15.0%
わからない	38	11.2%
無回答	14	4.1%
合計	339	100.0%



(3) 就労準備支援事業を実施する上での課題

	1. 非常に課題である	2. やや課題である	3. あまり課題ではない	4. 全く課題ではない	5. わからない	無回答	合計
①相談者が少ない・いない	70 20.6%	159 46.9%	80 23.6%	21 6.2%	3 0.9%	6 1.8%	339 100.0%
②該当者の把握(アウトリーチ)ができていない	51 15.0%	188 55.5%	73 21.5%	17 5.0%	4 1.2%	6 1.8%	339 100.0%
③住民への周知が不十分である	33 9.7%	183 54.0%	100 29.5%	14 4.1%	3 0.9%	6 1.8%	339 100.0%
④担当する職員が不足している	35 10.3%	102 30.1%	153 45.1%	36 10.6%	6 1.8%	7 2.1%	339 100.0%
⑤職員のスキルやノウハウが不足している	31 9.1%	123 36.3%	137 40.4%	37 10.9%	6 1.8%	5 1.5%	339 100.0%
⑥自立相談支援機関との連携が不十分である	5 1.5%	48 14.2%	128 37.8%	153 45.1%	0 0.0%	5 1.5%	339 100.0%
⑦他の関係機関との連携が不十分である	11 3.2%	105 31.0%	170 50.1%	44 13.0%	4 1.2%	5 1.5%	339 100.0%
⑧協力してくれる企業や事業者が不十分である	48 14.2%	168 49.6%	87 25.7%	25 7.4%	6 1.8%	5 1.5%	339 100.0%
⑨事業所が離れていて移動の時間(時間・コスト)がかかる	15 4.4%	98 28.9%	115 33.9%	95 28.0%	10 2.9%	6 1.8%	339 100.0%
⑩委託先となる事業者がいない・少ない	20 5.9%	82 24.2%	114 33.6%	90 26.5%	11 3.2%	22 6.5%	339 100.0%
⑪委託先の選定プロセスが煩雑・手間がかかる	14 4.1%	52 15.3%	146 43.1%	82 24.2%	21 6.2%	24 7.1%	339 100.0%
⑫委託先が効果的に動いてくれない	15 4.4%	49 14.5%	134 39.5%	102 30.1%	15 4.4%	24 7.1%	339 100.0%
⑬予算が不十分である	13 3.8%	82 24.2%	166 49.0%	55 16.2%	12 3.5%	11 3.2%	339 100.0%
⑭事業による効果が見えない	22 6.5%	135 39.8%	122 36.0%	37 10.9%	13 3.8%	10 2.9%	339 100.0%

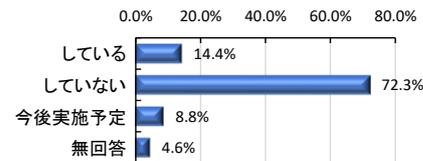


## 2. 就労準備支援事業を実施していない自治体

### (1) 潜在的なニーズの把握

#### ① 潜在的なニーズの把握の有無

	件数	%
している	41	14.4%
していない	206	72.3%
今後実施予定	25	8.8%
無回答	13	4.6%
合計	285	100.0%

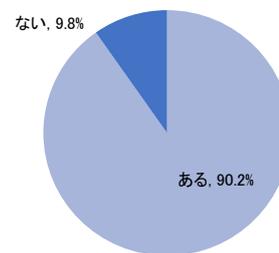


#### ② 把握方法

主な回答：自立相談支援事業等の相談の中で把握(29)  
 関係機関からの情報提供(3) ※うち1件は「関係機関へアンケート調査を実施」  
 職員への聞き取り(1)  
 関係部署への聞き取り(1)

#### ③ 潜在的なニーズの有無

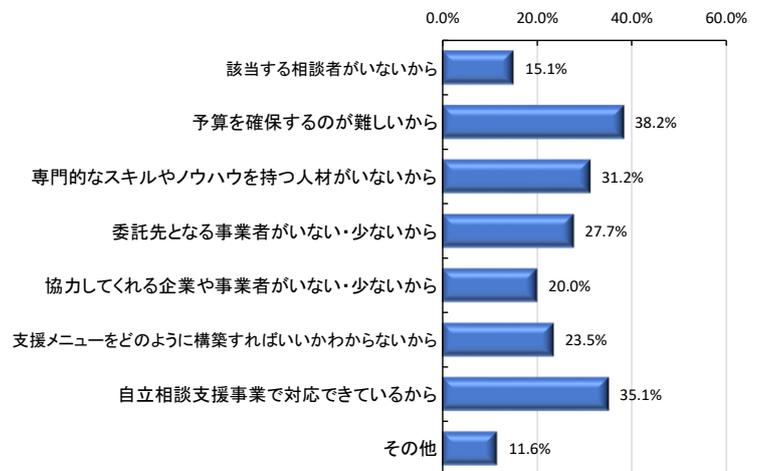
	件数	%
ある	37	90.2%
ない	4	9.8%
無回答	0	0.0%
合計	41	100.0%



### (2) 就労準備支援事業を実施していない理由

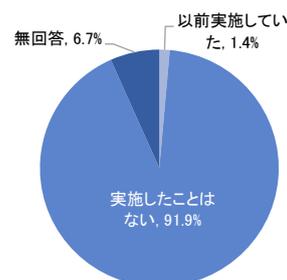
(複数回答)

	件数	%
該当する相談者がいないから	43	15.1%
予算を確保するのが難しいから	109	38.2%
専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから	89	31.2%
委託先となる事業者がいない・少ないから	79	27.7%
協力してくれる企業や事業者がいない・少ないから	57	20.0%
支援メニューをどのように構築すればいいかわからないから	67	23.5%
自立相談支援事業で対応できているから	100	35.1%
その他	33	11.6%
全体	285	



### (3) これまでの就労準備支援事業の実施の有無

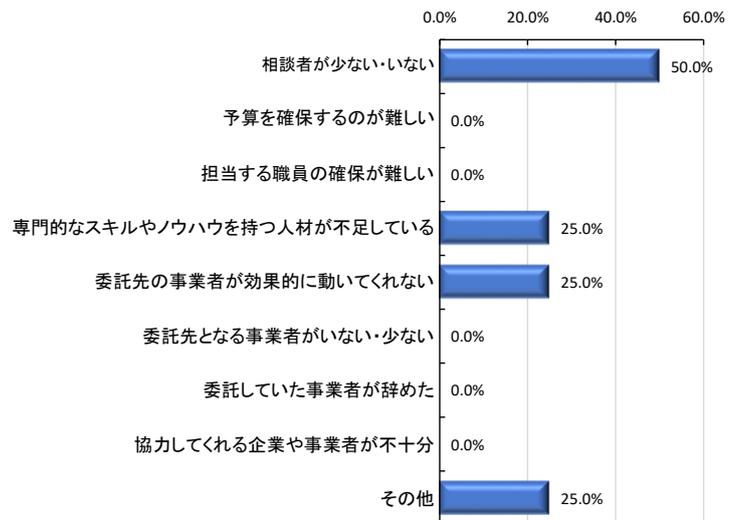
	件数	%
以前実施していた	4	1.4%
実施したことはない	262	91.9%
無回答	19	6.7%
合計	285	100.0%



就労準備支援事業の実施をやめた理由

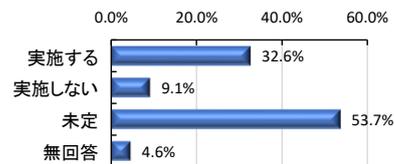
(複数回答)

	件数	%
相談者が少ない・いない	2	50.0%
予算を確保するのが難しい	0	0.0%
担当する職員の確保が難しい	0	0.0%
専門的なスキルやノウハウを持つ人材が不足している	1	25.0%
委託先の事業者が効果的に動いてくれない	1	25.0%
委託先となる事業者がいない・少ない	0	0.0%
委託していた事業者が辞めた	0	0.0%
協力してくれる企業や事業者が不十分	0	0.0%
その他	1	25.0%
全体	4	



(4) 今後の就労準備支援事業の実施意向

	件数	%
実施する	93	32.6%
実施しない	26	9.1%
未定	153	53.7%
無回答	13	4.6%
合計	285	100.0%



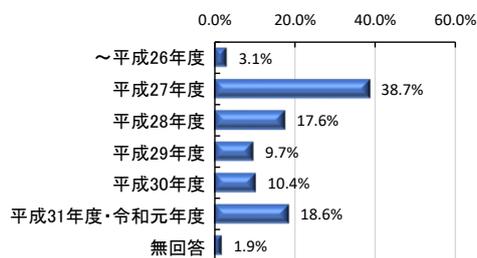
Ⅲ. 家計改善支援事業について

1. 家計改善支援事業を実施している自治体

(1) 基本情報

① 家計改善支援事業の開始時期

	件数	%
～平成26年度	10	3.1%
平成27年度	123	38.7%
平成28年度	56	17.6%
平成29年度	31	9.7%
平成30年度	33	10.4%
平成31年度・令和元年度	59	18.6%
無回答	6	1.9%
合計	318	100.0%



②運営方法と箇所数

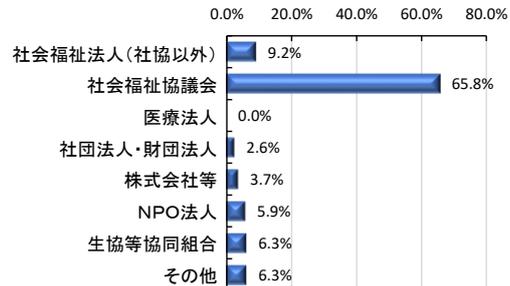
家計改善支援事業所の設置箇所数

	直営		委託		直営+委託		全体	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0箇所	272	85.5%	48	15.1%	313	98.4%	0	0.0%
1箇所	44	13.8%	269	84.6%	4	1.3%	315	99.1%
2箇所	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
3箇所	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
4箇所	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5箇所以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	1	0.3%	1	0.3%	1	0.3%	1	0.3%
合計	318	100.0%	318	100.0%	318	100.0%	318	100.0%
平均箇所数	0.15箇所		0.85箇所		0.01箇所		1.01箇所	

「委託」「委託+直営」のみ  
委託先

(複数回答)

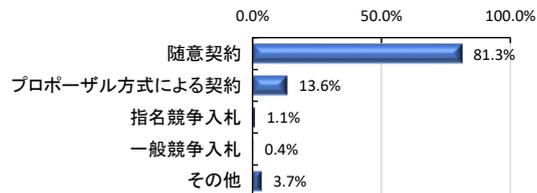
	件数	%
社会福祉法人(社協以外)	25	9.2%
社会福祉協議会	179	65.8%
医療法人	0	0.0%
社団法人・財団法人	7	2.6%
株式会社等	10	3.7%
NPO法人	16	5.9%
生協等協同組合	17	6.3%
その他	17	6.3%
全体	272	



③委託先の選定方法

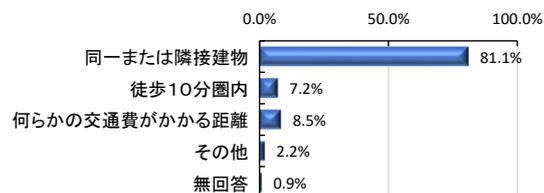
(複数回答)

	件数	%
随意契約	221	81.3%
プロポーザル方式による契約	37	13.6%
指名競争入札	3	1.1%
一般競争入札	1	0.4%
その他	10	3.7%
全体	272	



④自立相談支援機関からの最寄りの家計改善支援事業所までのアクセス

	件数	%
同一または隣接建物	258	81.1%
徒歩10分圏内	23	7.2%
何らかの交通費がかかる距離	27	8.5%
その他	7	2.2%
無回答	3	0.9%
合計	318	100.0%



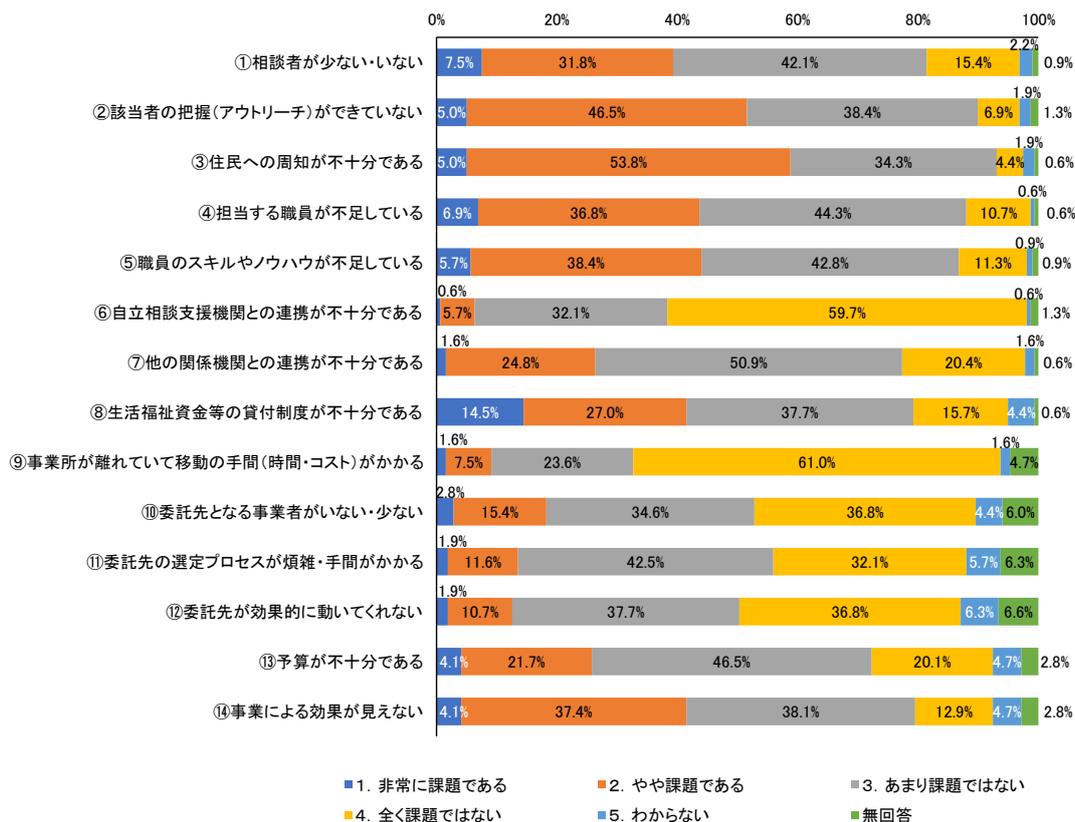
(2)家計改善支援事業の利用見込みとの比較

	件数	%
とても多い	8	2.5%
多い	51	16.0%
見込み通り	84	26.4%
少ない	94	29.6%
とても少ない	21	6.6%
わからない	50	15.7%
無回答	10	3.1%
合計	318	100.0%



(3) 家計改善支援事業を実施する上での課題

	1. 非常に課題である	2. やや課題である	3. あまり課題ではない	4. 全く課題ではない	5. わからない	無回答	合計
①相談者が少ない・いない	24 7.5%	101 31.8%	134 42.1%	49 15.4%	7 2.2%	3 0.9%	318 100.0%
②該当者の把握(アウトリーチ)ができていない	16 5.0%	148 46.5%	122 38.4%	22 6.9%	6 1.9%	4 1.3%	318 100.0%
③住民への周知が不十分である	16 5.0%	171 53.8%	109 34.3%	14 4.4%	6 1.9%	2 0.6%	318 100.0%
④担当する職員が不足している	22 6.9%	117 36.8%	141 44.3%	34 10.7%	2 0.6%	2 0.6%	318 100.0%
⑤職員のスキルやノウハウが不足している	18 5.7%	122 38.4%	136 42.8%	36 11.3%	3 0.9%	3 0.9%	318 100.0%
⑥自立相談支援機関との連携が不十分である	2 0.6%	18 5.7%	102 32.1%	190 59.7%	2 0.6%	4 1.3%	318 100.0%
⑦他の関係機関との連携が不十分である	5 1.6%	79 24.8%	162 50.9%	65 20.4%	5 1.6%	2 0.6%	318 100.0%
⑧生活福祉資金等の貸付制度が不十分である	46 14.5%	86 27.0%	120 37.7%	50 15.7%	14 4.4%	2 0.6%	318 100.0%
⑨事業所が離れていて移動の時間(時間・コスト)がかかる	5 1.6%	24 7.5%	75 23.6%	194 61.0%	5 1.6%	15 4.7%	318 100.0%
⑩委託先となる事業者がいらない・少ない	9 2.8%	49 15.4%	110 34.6%	117 36.8%	14 4.4%	19 6.0%	318 100.0%
⑪委託先の選定プロセスが煩雑・手間がかかる	6 1.9%	37 11.6%	135 42.5%	102 32.1%	18 5.7%	20 6.3%	318 100.0%
⑫委託先が効果的に動いてくれない	6 1.9%	34 10.7%	120 37.7%	117 36.8%	20 6.3%	21 6.6%	318 100.0%
⑬予算が不十分である	13 4.1%	69 21.7%	148 46.5%	64 20.1%	15 4.7%	9 2.8%	318 100.0%
⑭事業による効果が見えない	13 4.1%	119 37.4%	121 38.1%	41 12.9%	15 4.7%	9 2.8%	318 100.0%

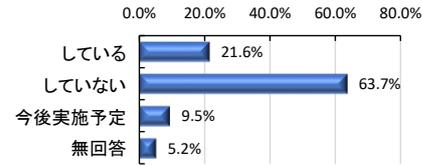


## 2. 家計改善支援事業を実施していない自治体

### (1) 潜在的なニーズの把握

#### ① 潜在的なニーズの把握の有無

	件数	%
している	66	21.6%
していない	195	63.7%
今後実施予定	29	9.5%
無回答	16	5.2%
合計	306	100.0%

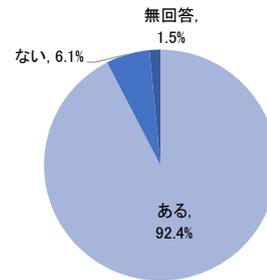


#### ② 把握方法

主な回答：自立相談支援事業等の相談の中で把握(28)  
 関係機関からの情報提供(6) ※うち1件は「関係機関へアンケート調査を実施」  
 支援調整会議等からの把握(3)  
 関係部署への聞き取り(1)

#### ③ 潜在的なニーズの有無

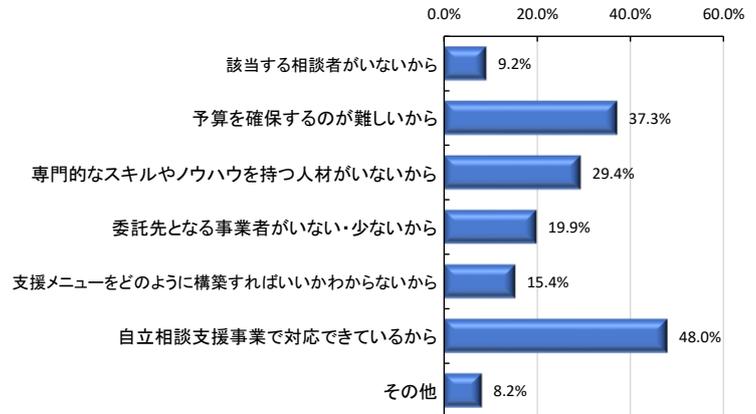
	件数	%
ある	61	92.4%
ない	4	6.1%
無回答	1	1.5%
合計	66	100.0%



### (2) 家計改善支援事業を実施していない理由

(複数回答)

	件数	%
該当する相談者がいないから	28	9.2%
予算を確保するのが難しいから	114	37.3%
専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから	90	29.4%
委託先となる事業者がいない・少ないから	61	19.9%
支援メニューをどのように構築すればいいかわからないから	47	15.4%
自立相談支援事業で対応できているから	147	48.0%
その他	25	8.2%
全体	306	



### (3) これまでの家計改善支援事業の実施の有無

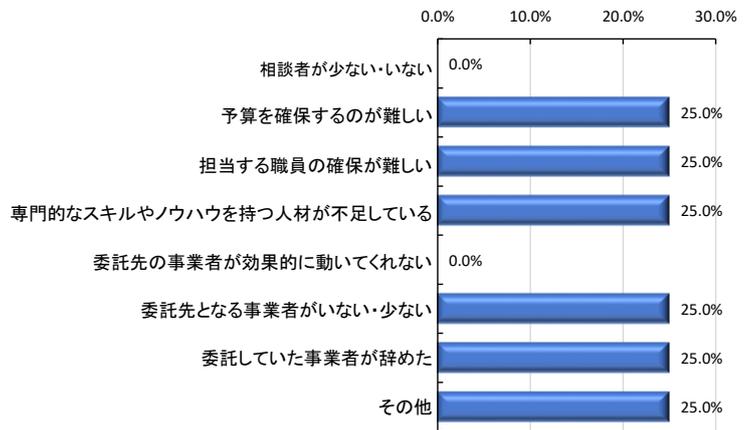
	件数	%
以前実施していた	4	1.3%
実施したことはない	271	88.6%
無回答	31	10.1%
合計	306	100.0%



家計改善支援事業の実施をやめた理由

(複数回答)

	件数	%
相談者が少ない・いない	0	0.0%
予算を確保するのが難しい	1	25.0%
担当する職員の確保が難しい	1	25.0%
専門的なスキルやノウハウを持つ人材が不足している	1	25.0%
委託先の事業者が効果的に動いてくれない	0	0.0%
委託先となる事業者がいない・少ない	1	25.0%
委託していた事業者が辞めた	1	25.0%
その他	1	25.0%
全体	4	



(4) 今後の家計改善支援事業の実施意向

	件数	%
実施する	107	35.0%
実施しない	16	5.2%
未定	167	54.6%
無回答	16	5.2%
合計	306	100.0%

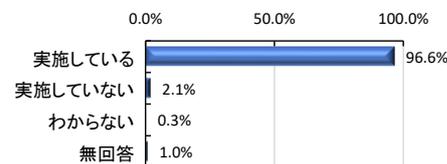


IV 自立相談支援機関における就労支援と家計面での支援について

1. 自立相談支援機関における就労支援

(1) 自立相談支援機関における就労支援

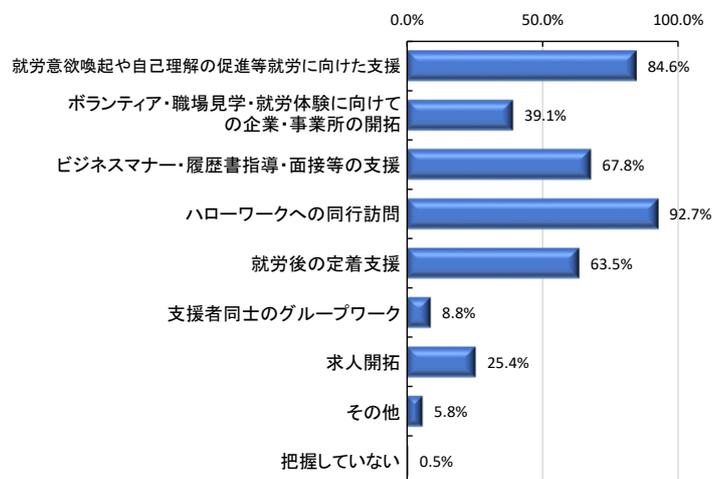
	件数	%
実施している	603	96.6%
実施していない	13	2.1%
わからない	2	0.3%
無回答	6	1.0%
合計	624	100.0%



(2) 自立相談支援機関における就労支援

(複数回答)

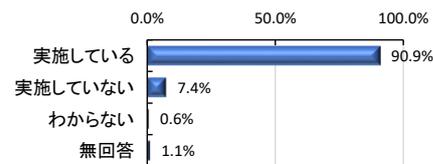
	件数	%
就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援	510	84.6%
ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓	236	39.1%
ビジネスマナー・履歴書指導・面接等の支援	409	67.8%
ハローワークへの同行訪問	559	92.7%
就労後の定着支援	383	63.5%
支援者同士のグループワーク	53	8.8%
求人開拓	153	25.4%
その他	35	5.8%
把握していない	3	0.5%
全体	603	



## 2. 自立相談支援機関における家計面での支援

### (1) 自立相談支援機関における家計面での支援

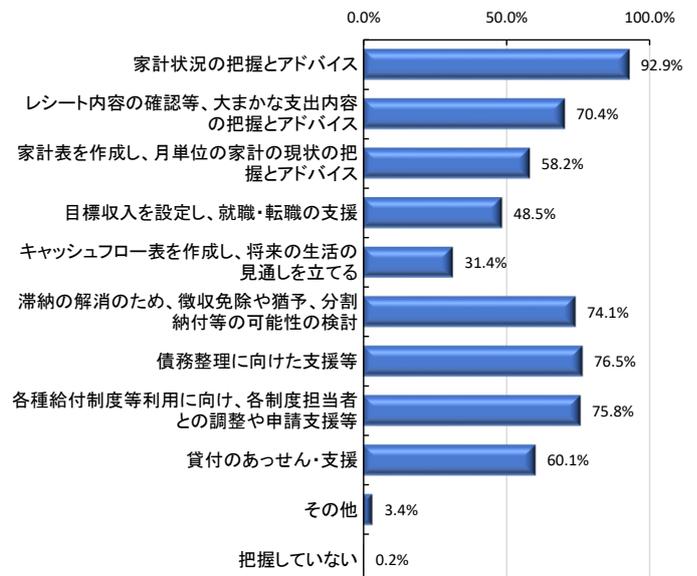
	件数	%
実施している	567	90.9%
実施していない	46	7.4%
わからない	4	0.6%
無回答	7	1.1%
合計	624	100.0%



### (2) 自立相談支援機関における家計面での支援

(複数回答)

	件数	%
家計状況の把握とアドバイス	527	92.9%
レシート内容の確認等、大まかな支出内容の把握とアドバイス	399	70.4%
家計表を作成し、月単位の家計の現状の把握とアドバイス	330	58.2%
目標収入を設定し、就職・転職の支援	275	48.5%
キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる	178	31.4%
滞納の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性の検討	420	74.1%
債務整理に向けた支援等	434	76.5%
各種給付制度等利用に向け、各制度担当者との調整や申請支援等	430	75.8%
貸付のあっせん・支援	341	60.1%
その他	19	3.4%
把握していない	1	0.2%
全体	567	



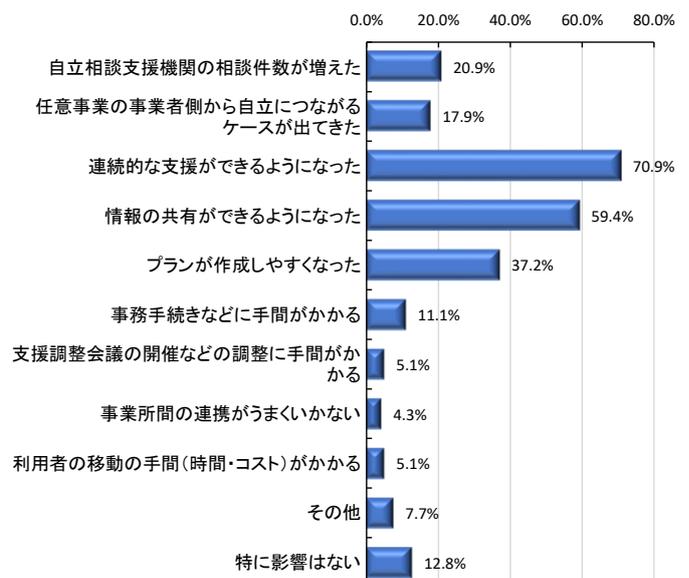
## V. 3事業(自立・就労・家計)の実施について

### 1. 3事業の実施について【3事業実施している自治体のみ】

#### 3事業を実施することによる影響

(複数回答)

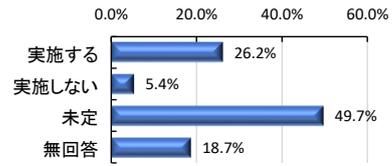
	件数	%
自立相談支援機関の相談件数が増えた	49	20.9%
任意事業の事業者側から自立につながるケースが出てきた	42	17.9%
連続的な支援ができるようになった	166	70.9%
情報の共有ができるようになった	139	59.4%
プランが作成しやすくなった	87	37.2%
事務手続きなどに手間がかかる	26	11.1%
支援調整会議の開催などの調整に手間がかかる	12	5.1%
事業所間の連携がうまくいかない	10	4.3%
利用者の移動の時間(時間・コスト)がかかる	12	5.1%
その他	18	7.7%
特に影響はない	30	12.8%
全体	234	



## 2. 3事業の実施意向について 【3事業実施していない自治体のみ】

3事業の実施意向

	件数	%
実施する	102	26.2%
実施しない	21	5.4%
未定	194	49.7%
無回答	73	18.7%
合計	390	100.0%



# 「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」の実施に関するアンケート調査 集計結果(都道府県)

調査対象: 福祉事務所設置自治体(902か所) ※佐賀豪雨による被害のあった武雄市を除いて実施

調査期間: 令和元年9月6日～10月4日

回収状況:

	発送数	回収数	回収率
都道府県	45	30	66.7%
市町村	856	624	72.9%
計	901	654	72.6%

## I. 基本情報

### 1. 自立相談支援事業の実施状況

(複数回答)

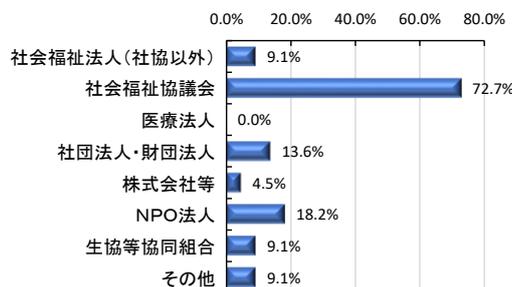
	件数	%
直営	11	36.7%
委託	21	70.0%
直営+委託	2	6.7%
無回答	0	0.0%
全体	30	

※自立相談支援機関の運営方法が「委託」「委託+直営」のみ

自立相談支援機関の委託先

(複数回答)

	件数	%
社会福祉法人(社協以外)	2	9.1%
社会福祉協議会	16	72.7%
医療法人	0	0.0%
社団法人・財団法人	3	13.6%
株式会社等	1	4.5%
NPO法人	4	18.2%
生協等協同組合	2	9.1%
その他	2	9.1%
全体	22	

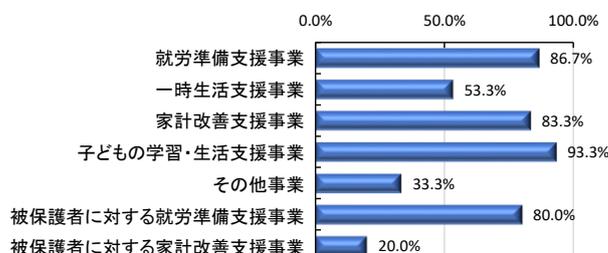


### 2. 任意事業の実施状況

実施している任意事業

(複数回答)

	件数	%
就労準備支援事業	26	86.7%
一時生活支援事業	16	53.3%
家計改善支援事業	25	83.3%
子どもの学習・生活支援事業	28	93.3%
その他事業	10	33.3%
被保護者に対する就労準備支援事業	24	80.0%
被保護者に対する家計改善支援事業	6	20.0%
全体	30	



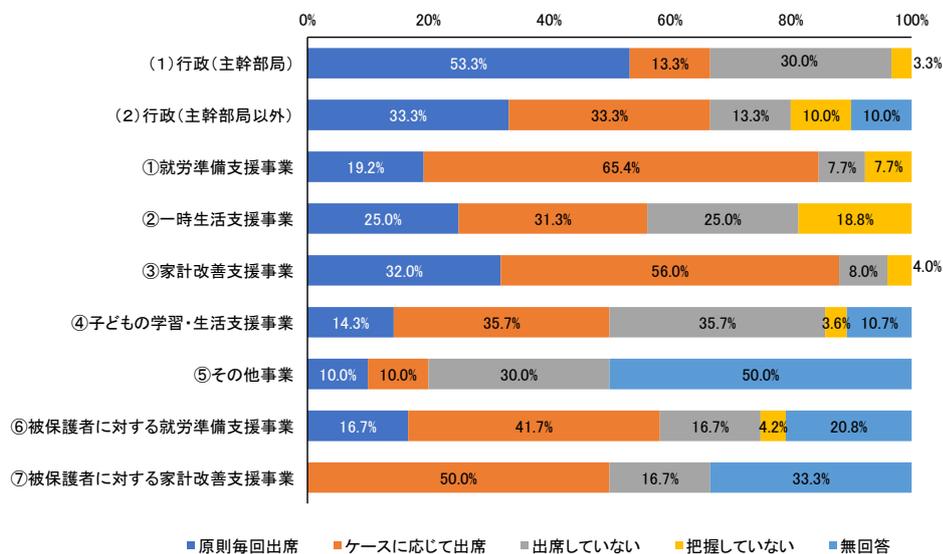
#### 4. 自立相談支援機関の職員体制

	回答件数 (カ所)	職員数		雇用形態別						
				正規職員			非正規職員			
		専従	他業務と 兼務	専従	他業務と 兼務	専従	他業務と 兼務			
合計	30	13.7	6.5	7.0	7.9	1.5	6.4	6.1	5.2	0.9

#### 5. 支援調整会議への参加

支援調整会議への参加状況

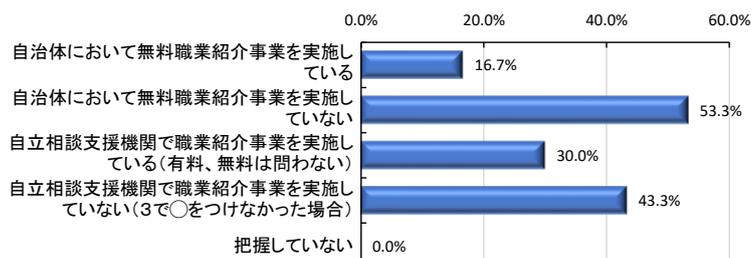
	原則毎回 出席	ケースに 応じて出 席	出席して いない	把握して いない	無回答	合計	
(1) 行政（主幹部局）	16 53.3%	4 13.3%	9 30.0%	1 3.3%	0 0.0%	30 100.0%	
(2) 行政（主幹部局以外）	10 33.3%	10 33.3%	4 13.3%	3 10.0%	3 10.0%	30 100.0%	
(3) 任意 事業 等	①就労準備支援事業	5 19.2%	17 65.4%	2 7.7%	2 7.7%	0 0.0%	26 100.0%
	②一時生活支援事業	4 25.0%	5 31.3%	4 25.0%	3 18.8%	0 0.0%	16 100.0%
	③家計改善支援事業	8 32.0%	14 56.0%	2 8.0%	1 4.0%	0 0.0%	25 100.0%
	④子どもの学習・生活支援事業	4 14.3%	10 35.7%	10 35.7%	1 3.6%	3 10.7%	28 100.0%
	⑤その他事業	1 10.0%	1 10.0%	3 30.0%	0 0.0%	5 50.0%	10 100.0%
	⑥被保護者に対する就労準備支援事業	4 16.7%	10 41.7%	4 16.7%	1 4.2%	5 20.8%	24 100.0%
	⑦被保護者に対する家計改善支援事業	0 0.0%	3 50.0%	1 16.7%	0 0.0%	2 33.3%	6 100.0%



## 6. 職業紹介事業の実施について

(複数回答)

	件数	%
自治体において無料職業紹介事業を実施している	5	16.7%
自治体において無料職業紹介事業を実施していない	16	53.3%
自立相談支援機関で職業紹介事業を実施している(有料、無料は問わない)	9	30.0%
自立相談支援機関で職業紹介事業を実施していない(3で○をつけなかった場合)	13	43.3%
把握していない	0	0.0%
全体	30	

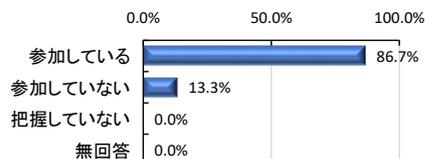


## 7. 研修への参加状況

(1) 国研修への参加(H27年度の制度創設以降。今年度の参加見込み含む)

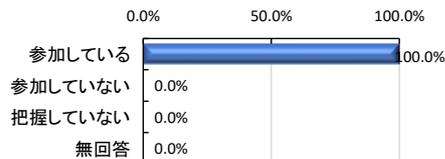
### ① 自治体職員

	件数	%
参加している	26	86.7%
参加していない	4	13.3%
把握していない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	30	100.0%



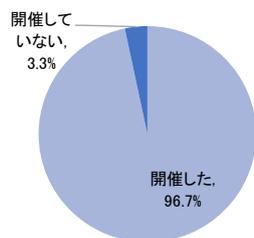
### ② 自立相談支援機関職員

	件数	%
参加している	30	100.0%
参加していない	0	0.0%
把握していない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	30	100.0%



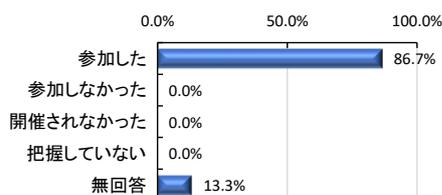
(2) 自治体の実施した研修の有無(H30年度)

	件数	%
開催した	29	96.7%
開催していない	1	3.3%
無回答	0	0.0%
合計	30	100.0%



(3) 都道府県が実施した研修への参加(H30年度)

	件数	%
参加した	26	86.7%
参加しなかった	0	0.0%
開催されなかった	0	0.0%
把握していない	0	0.0%
無回答	4	13.3%
合計	30	100.0%

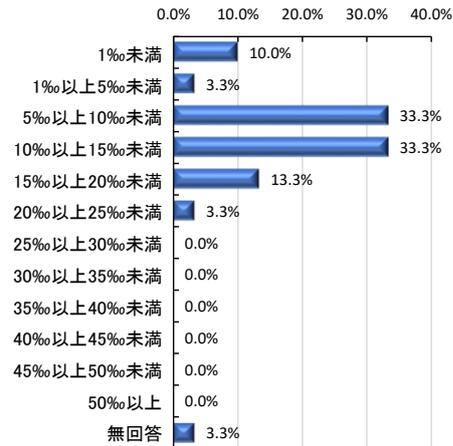


## 8. 生活保護率

(H31年3月の生活保護率。※ただし記載のないところはH30年度の数値で集計)

生活保護率の分布

	件数	%
1%未満	3	10.0%
1%以上5%未満	1	3.3%
5%以上10%未満	10	33.3%
10%以上15%未満	10	33.3%
15%以上20%未満	4	13.3%
20%以上25%未満	1	3.3%
25%以上30%未満	0	0.0%
30%以上35%未満	0	0.0%
35%以上40%未満	0	0.0%
40%以上45%未満	0	0.0%
45%以上50%未満	0	0.0%
50%以上	0	0.0%
無回答	1	3.3%
合計	30	100.0%



	回答件数	生活保護率(%)
		平均値
合計	29	10.0

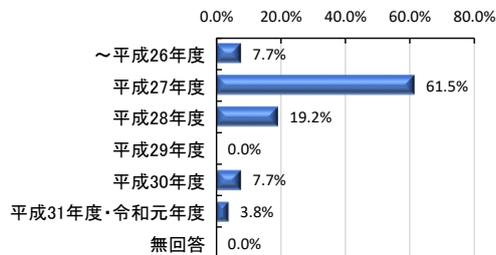
## II. 就労準備支援事業

### 1. 就労準備支援事業を実施している自治体

(1) 基本情報

① 就労準備支援事業の開始時期

	件数	%
～平成26年度	2	7.7%
平成27年度	16	61.5%
平成28年度	5	19.2%
平成29年度	0	0.0%
平成30年度	2	7.7%
平成31年度・令和元年度	1	3.8%
無回答	0	0.0%
合計	26	100.0%



② 運営方法と箇所数

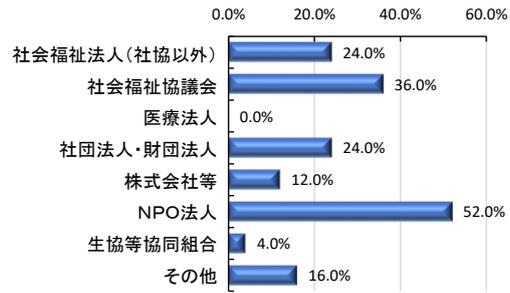
就労準備支援事業所の設置箇所数

	直営		委託		直営+委託		全体	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0箇所	25	96.2%	1	3.8%	26	100.0%	0	0.0%
1箇所	1	3.8%	13	50.0%	0	0.0%	14	53.8%
2箇所	0	0.0%	5	19.2%	0	0.0%	5	19.2%
3箇所	0	0.0%	2	7.7%	0	0.0%	2	7.7%
4箇所	0	0.0%	1	3.8%	0	0.0%	1	3.8%
5箇所以上	0	0.0%	4	15.4%	0	0.0%	4	15.4%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%	26	100.0%
平均箇所数	0.04箇所		2.63箇所		0.00箇所		2.73箇所	

「委託」「委託+直営」のみ  
委託先

(複数回答)

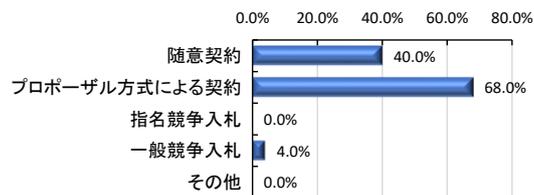
	件数	%
社会福祉法人(社協以外)	6	24.0%
社会福祉協議会	9	36.0%
医療法人	0	0.0%
社団法人・財団法人	6	24.0%
株式会社等	3	12.0%
NPO法人	13	52.0%
生協等協同組合	1	4.0%
その他	4	16.0%
全体	25	



③委託先の選定方法

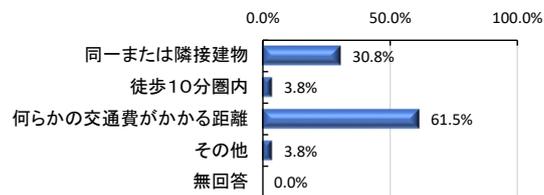
(複数回答)

	件数	%
随意契約	10	40.0%
プロポーザル方式による契約	17	68.0%
指名競争入札	0	0.0%
一般競争入札	1	4.0%
その他	0	0.0%
全体	25	



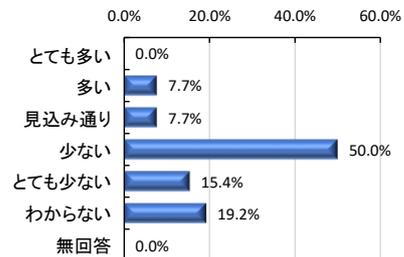
④自立相談支援機関からの最寄りの就労準備支援事業所までのアクセス

	件数	%
同一または隣接建物	8	30.8%
徒歩10分圏内	1	3.8%
何らかの交通費がかかる距離	16	61.5%
その他	1	3.8%
無回答	0	0.0%
合計	26	100.0%



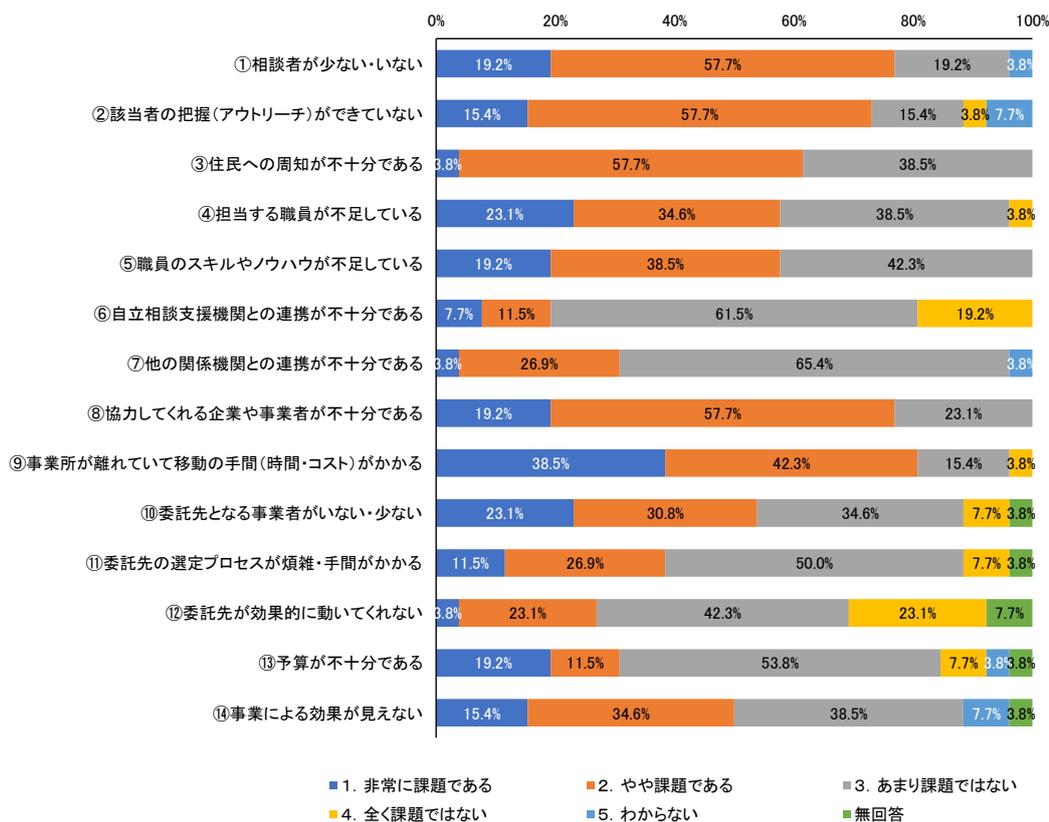
(2)就労準備支援事業の利用見込みとの比較

	件数	%
とても多い	0	0.0%
多い	2	7.7%
見込み通り	2	7.7%
少ない	13	50.0%
とても少ない	4	15.4%
わからない	5	19.2%
無回答	0	0.0%
合計	26	100.0%



(3) 就労準備支援事業を実施する上での課題

	1. 非常に課題である	2. やや課題である	3. あまり課題ではない	4. 全く課題ではない	5. わからない	無回答	合計
①相談者が少ない・いない	5 19.2%	15 57.7%	5 19.2%	0 0.0%	1 3.8%	0 0.0%	26 100.0%
②該当者の把握(アウトリーチ)ができていない	4 15.4%	15 57.7%	4 15.4%	1 3.8%	2 7.7%	0 0.0%	26 100.0%
③住民への周知が不十分である	1 3.8%	15 57.7%	10 38.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%
④担当する職員が不足している	6 23.1%	9 34.6%	10 38.5%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%
⑤職員のスキルやノウハウが不足している	5 19.2%	10 38.5%	11 42.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%
⑥自立相談支援機関との連携が不十分である	2 7.7%	3 11.5%	16 61.5%	5 19.2%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%
⑦他の関係機関との連携が不十分である	1 3.8%	7 26.9%	17 65.4%	0 0.0%	1 3.8%	0 0.0%	26 100.0%
⑧協力してくれる企業や事業者が不十分である	5 19.2%	15 57.7%	6 23.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%
⑨事業所が離れていて移動の時間(時間・コスト)がかかる	10 38.5%	11 42.3%	4 15.4%	1 3.8%	0 0.0%	0 0.0%	26 100.0%
⑩委託先となる事業者がいない・少ない	6 23.1%	8 30.8%	9 34.6%	2 7.7%	0 0.0%	1 3.8%	26 100.0%
⑪委託先の選定プロセスが煩雑・手間がかかる	3 11.5%	7 26.9%	13 50.0%	2 7.7%	0 0.0%	1 3.8%	26 100.0%
⑫委託先が効果的に動いてくれない	1 3.8%	6 23.1%	11 42.3%	6 23.1%	0 0.0%	2 7.7%	26 100.0%
⑬予算が不十分である	5 19.2%	3 11.5%	14 53.8%	2 7.7%	1 3.8%	1 3.8%	26 100.0%
⑭事業による効果が見えない	4 15.4%	9 34.6%	10 38.5%	0 0.0%	2 7.7%	1 3.8%	26 100.0%

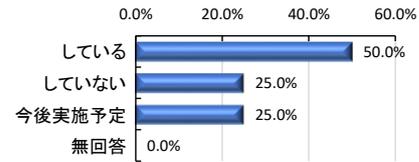


## 2. 就労準備支援事業を実施していない自治体

### (1) 潜在的なニーズの把握

#### ① 潜在的なニーズの把握の有無

	件数	%
している	2	50.0%
していない	1	25.0%
今後実施予定	1	25.0%
無回答	0	0.0%
合計	4	100.0%

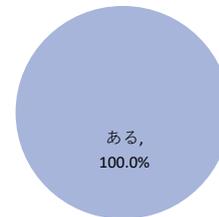


#### ② 把握方法

- ・自立相談支援機関の相談内容
- ・ひきこもりや無業者に掛かる国の統計調査に基づく推計値に依る

#### ③ 潜在的なニーズの有無

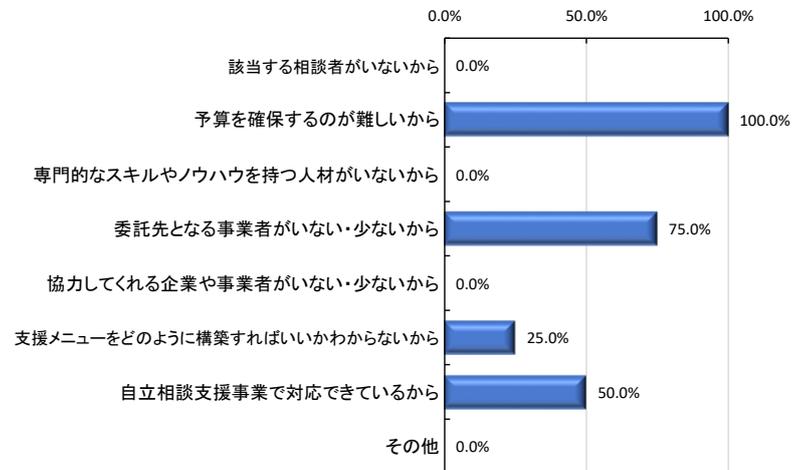
	件数	%
ある	2	100.0%
ない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	2	100.0%



### (2) 就労準備支援事業を実施していない理由

(複数回答)

	件数	%
該当する相談者がいないから	0	0.0%
予算を確保するのが難しいから	4	100.0%
専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから	0	0.0%
委託先となる事業者がいない・少ないから	3	75.0%
協力してくれる企業や事業者がいない・少ないから	0	0.0%
支援メニューをどのように構築すればいいかわからないから	1	25.0%
自立相談支援事業で対応できているから	2	50.0%
その他	0	0.0%
全体	4	



(3)これまでの就労準備支援事業の実施の有無

	件数	%
以前実施していた	0	0.0%
実施したことはない	4	100.0%
無回答	0	0.0%
合計	4	100.0%



(4)今後の就労準備支援事業の実施意向

	件数	%
実施する	3	75.0%
実施しない	0	0.0%
未定	1	25.0%
無回答	0	0.0%
合計	4	100.0%



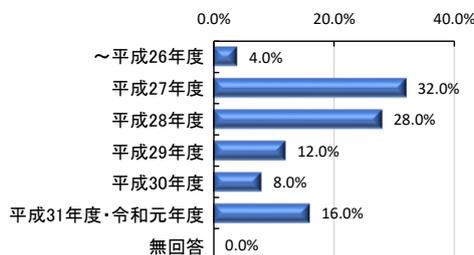
### Ⅲ. 家計改善支援事業について

#### 1. 家計改善支援事業を実施している自治体

(1)基本情報

①家計改善支援事業の開始時期

	件数	%
～平成26年度	1	4.0%
平成27年度	8	32.0%
平成28年度	7	28.0%
平成29年度	3	12.0%
平成30年度	2	8.0%
平成31年度・令和元年度	4	16.0%
無回答	0	0.0%
合計	25	100.0%



②運営方法と箇所数

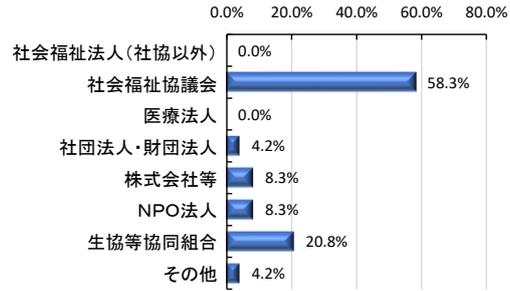
家計改善支援事業所の設置箇所数

	直営		委託		直営+委託		全体	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0箇所	23	92.0%	2	8.0%	24	96.0%	0	0.0%
1箇所	0	0.0%	17	68.0%	1	4.0%	17	68.0%
2箇所	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%	2	8.0%
3箇所	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%
4箇所	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5箇所以上	0	0.0%	4	16.0%	0	0.0%	5	20.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%	25	100.0%
平均箇所数	0.28箇所		2.48箇所		0.04箇所		2.80箇所	

「委託」「委託+直営」のみ  
委託先

(複数回答)

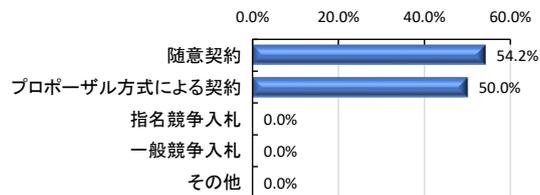
	件数	%
社会福祉法人(社協以外)	0	0.0%
社会福祉協議会	14	58.3%
医療法人	0	0.0%
社団法人・財団法人	1	4.2%
株式会社等	2	8.3%
NPO法人	2	8.3%
生協等協同組合	5	20.8%
その他	1	4.2%
全体	24	



③委託先の選定方法

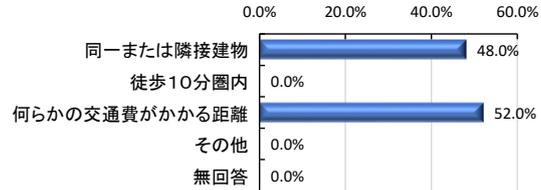
(複数回答)

	件数	%
随意契約	13	54.2%
プロポーザル方式による契約	12	50.0%
指名競争入札	0	0.0%
一般競争入札	0	0.0%
その他	0	0.0%
全体	24	



④自立相談支援機関からの最寄りの家計改善支援事業所までのアクセス

	件数	%
同一または隣接建物	12	48.0%
徒歩10分圏内	0	0.0%
何らかの交通費がかかる距離	13	52.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	25	100.0%



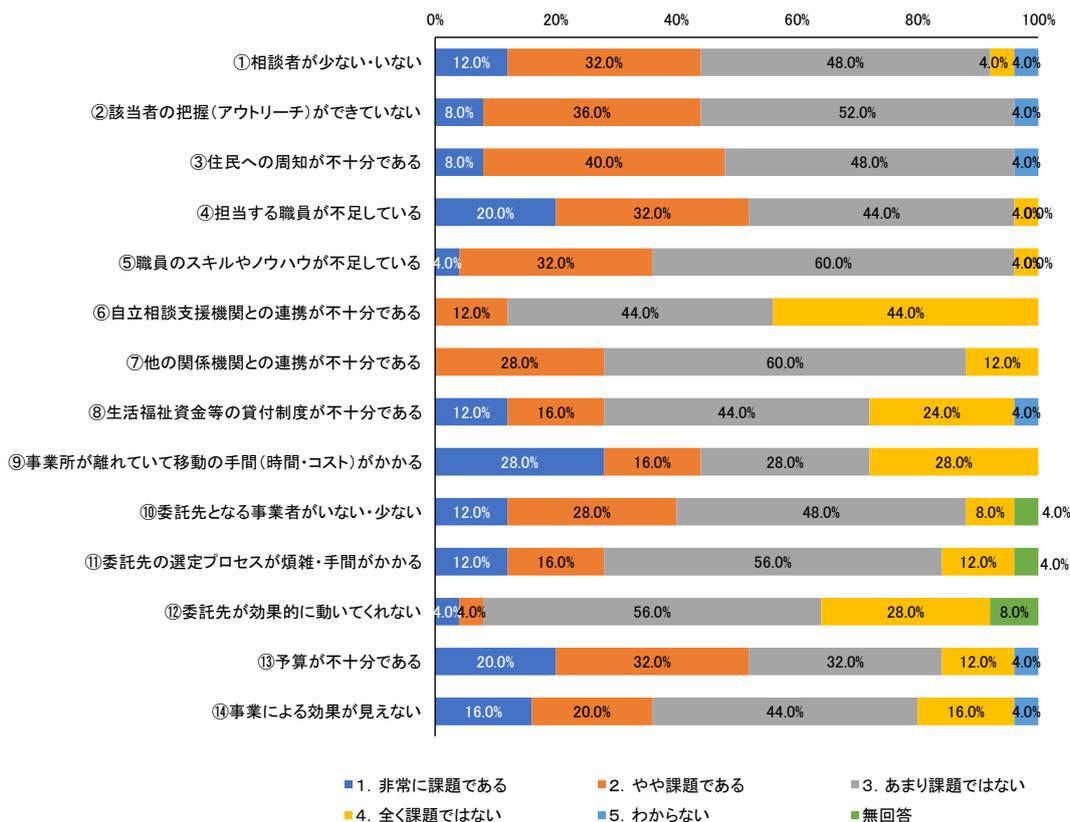
(2)家計改善支援事業の利用見込みとの比較

	件数	%
とても多い	1	4.0%
多い	5	20.0%
見込み通り	5	20.0%
少ない	5	20.0%
とても少ない	5	20.0%
わからない	4	16.0%
無回答	0	0.0%
合計	25	100.0%



(3) 家計改善支援事業を実施する上での課題

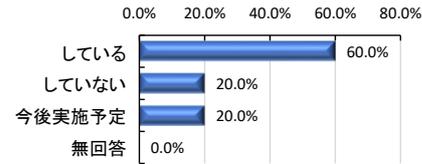
	1. 非常に課題である	2. やや課題である	3. あまり課題ではない	4. 全く課題ではない	5. わからない	無回答	合計
①相談者が少ない・いない	3 12.0%	8 32.0%	12 48.0%	1 4.0%	1 4.0%	0 0.0%	25 100.0%
②該当者の把握(アウトリーチ)ができていない	2 8.0%	9 36.0%	13 52.0%	0 0.0%	1 4.0%	0 0.0%	25 100.0%
③住民への周知が不十分である	2 8.0%	10 40.0%	12 48.0%	0 0.0%	1 4.0%	0 0.0%	25 100.0%
④担当する職員が不足している	5 20.0%	8 32.0%	11 44.0%	1 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	25 100.0%
⑤職員のスキルやノウハウが不足している	1 4.0%	8 32.0%	15 60.0%	1 4.0%	0 0.0%	0 0.0%	25 100.0%
⑥自立相談支援機関との連携が不十分である	0 0.0%	3 12.0%	11 44.0%	11 44.0%	0 0.0%	0 0.0%	25 100.0%
⑦他の関係機関との連携が不十分である	0 0.0%	7 28.0%	15 60.0%	3 12.0%	0 0.0%	0 0.0%	25 100.0%
⑧生活福祉資金等の貸付制度が不十分である	3 12.0%	4 16.0%	11 44.0%	6 24.0%	1 4.0%	0 0.0%	25 100.0%
⑨事業所が離れていて移動の時間(時間・コスト)がかかる	7 28.0%	4 16.0%	7 28.0%	7 28.0%	0 0.0%	0 0.0%	25 100.0%
⑩委託先となる事業者がいない・少ない	3 12.0%	7 28.0%	12 48.0%	2 8.0%	0 0.0%	1 4.0%	25 100.0%
⑪委託先の選定プロセスが煩雑・手間がかかる	3 12.0%	4 16.0%	14 56.0%	3 12.0%	0 0.0%	1 4.0%	25 100.0%
⑫委託先が効果的に動いてくれない	1 4.0%	1 4.0%	14 56.0%	7 28.0%	0 0.0%	2 8.0%	25 100.0%
⑬予算が不十分である	5 20.0%	8 32.0%	8 32.0%	3 12.0%	1 4.0%	0 0.0%	25 100.0%
⑭事業による効果が見えない	4 16.0%	5 20.0%	11 44.0%	4 16.0%	1 4.0%	0 0.0%	25 100.0%



## 2. 家計改善支援事業を実施していない自治体

### (1) 潜在的なニーズの把握

	件数	%
している	3	60.0%
していない	1	20.0%
今後実施予定	1	20.0%
無回答	0	0.0%
合計	5	100.0%

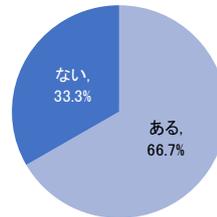


### ②把握方法

- ・自立相談支援機関の相談員に、電話で聞き取り。
- ・相談受付、プラン作成件数からの推計

### ③潜在的なニーズの有無

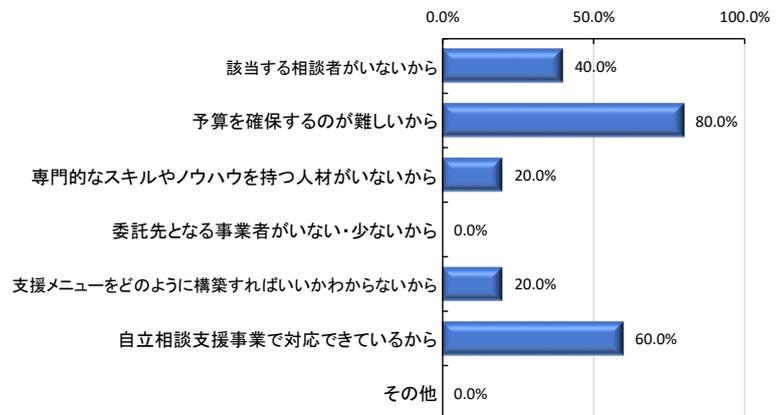
	件数	%
ある	2	66.7%
ない	1	33.3%
無回答	0	0.0%
合計	3	100.0%



### (2) 家計改善支援事業を実施していない理由

(複数回答)

	件数	%
該当する相談者がいないから	2	40.0%
予算を確保するのが難しいから	4	80.0%
専門的なスキルやノウハウを持つ人材がいないから	1	20.0%
委託先となる事業者がいない・少ないから	0	0.0%
支援メニューをどのように構築すればいいかわからないから	1	20.0%
自立相談支援事業で対応できているから	3	60.0%
その他	0	0.0%
全体	5	



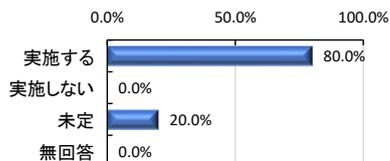
### (3) これまでの家計改善支援事業の実施の有無

	件数	%
以前実施していた	0	0.0%
実施したことはない	5	100.0%
無回答	0	0.0%
合計	5	100.0%



(4) 今後の家計改善支援事業の実施意向

	件数	%
実施する	4	80.0%
実施しない	0	0.0%
未定	1	20.0%
無回答	0	0.0%
合計	5	100.0%

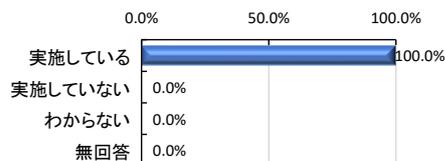


## IV 自立相談支援機関における就労支援と家計面での支援について

### 1. 自立相談支援機関における就労支援

(1) 自立相談支援機関における就労支援

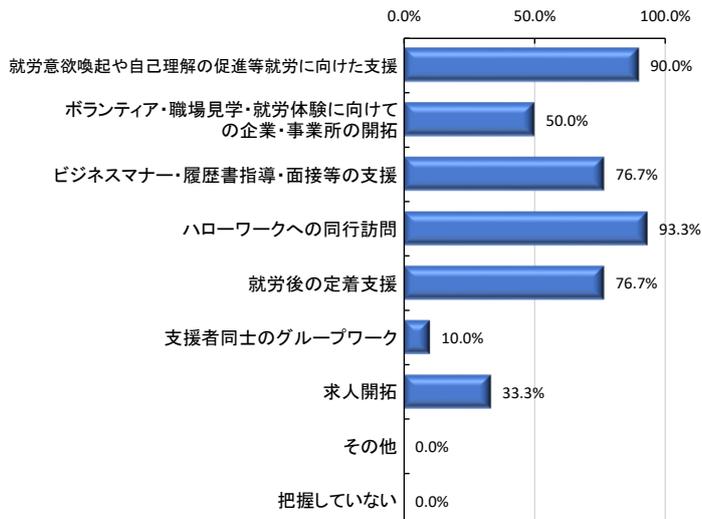
	件数	%
実施している	30	100.0%
実施していない	0	0.0%
わからない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	30	100.0%



(2) 自立相談支援機関における就労支援

(複数回答)

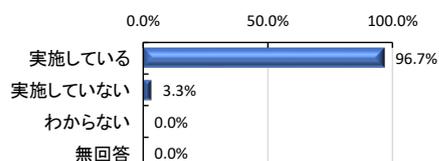
	件数	%
就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援	27	90.0%
ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓	15	50.0%
ビジネスマナー・履歴書指導・面接等の支援	23	76.7%
ハローワークへの同行訪問	28	93.3%
就労後の定着支援	23	76.7%
支援者同士のグループワーク	3	10.0%
求人開拓	10	33.3%
その他	0	0.0%
把握していない	0	0.0%
全体	30	



### 2. 自立相談支援機関における家計面での支援

(1) 自立相談支援機関における家計面での支援

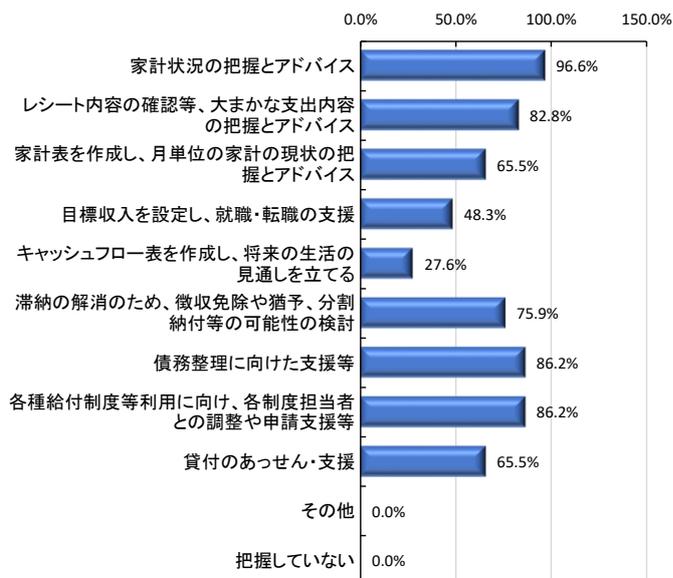
	件数	%
実施している	29	96.7%
実施していない	1	3.3%
わからない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	30	100.0%



(2) 自立相談支援機関における家計面での支援内容

(複数回答)

	件数	%
家計状況の把握とアドバイス	28	96.6%
レシート内容の確認等、大まかな支出内容の把握とアドバイス	24	82.8%
家計表を作成し、月単位の家計の現状の把握とアドバイス	19	65.5%
目標収入を設定し、就職・転職の支援	14	48.3%
キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる	8	27.6%
滞納の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性の検討	22	75.9%
債務整理に向けた支援等	25	86.2%
各種給付制度等利用に向け、各制度担当者との調整や申請支援等	25	86.2%
貸付のあっせん・支援	19	65.5%
その他	0	0.0%
把握していない	0	0.0%
全体	29	



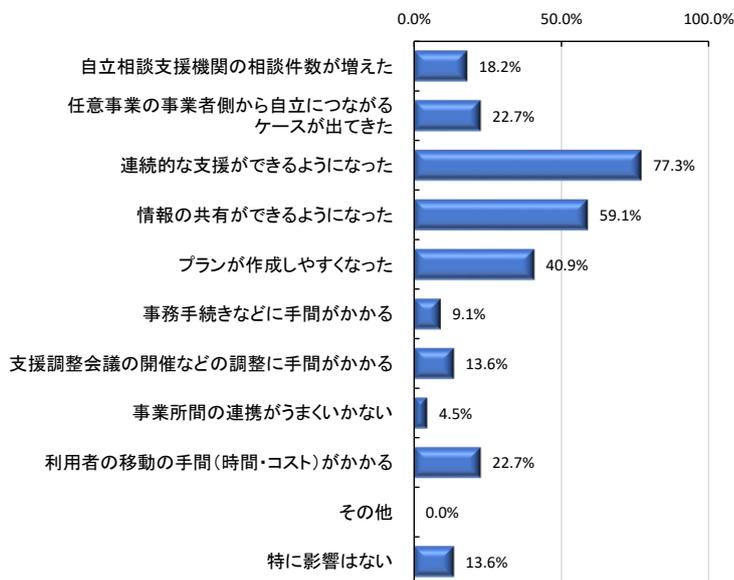
V. 3事業(自立・就労・家計)の実施について

1. 3事業の実施について 【3事業実施している自治体のみ】

3事業を実施することによる影響

(複数回答)

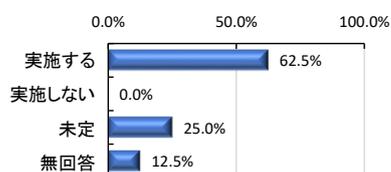
	件数	%
自立相談支援機関の相談件数が増えた	4	18.2%
任意事業の事業者側から自立につながるケースが出てきた	5	22.7%
連続的な支援ができるようになった	17	77.3%
情報の共有ができるようになった	13	59.1%
プランが作成しやすくなった	9	40.9%
事務手続きなどに手間がかかる	2	9.1%
支援調整会議の開催などの調整に手間がかかる	3	13.6%
事業所間の連携がうまくいかない	1	4.5%
利用者の移動の時間(時間・コスト)がかかる	5	22.7%
その他	0	0.0%
特に影響はない	3	13.6%
全体	22	



2. 3事業の実施意向について 【3事業実施していない自治体のみ】

3事業の実施意向

	件数	%
実施する	5	62.5%
実施しない	0	0.0%
未定	2	25.0%
無回答	1	12.5%
合計	8	100.0%



# 「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」の実施に関するアンケート調査 (就労準備支援事業者・家計改善支援事業者) 集計結果(市町村)

調査対象: 全国の就労準備支援事業者及び、家計改善支援事業者

調査期間: 令和元年12月12日～1月10日

回収状況: (市町村分)

	発送数	回収数	回収率
就労準備支援事業者	400	288	72.0%
家計改善支援事業者	368	266	72.3%

【人口規模別】	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
1万人未満	0	0.0%	2	0.8%
1万人以上5万人未満	57	19.8%	86	32.3%
5万人以上10万人未満	77	26.7%	72	27.1%
10万人以上30万人未満	86	29.9%	64	24.1%
30万人以上	68	23.6%	42	15.8%
全体	288	100.0%	266	100.0%

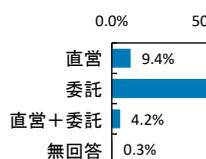
## 1. 事業の運営方法と法人の種類

### (1) 運営方法

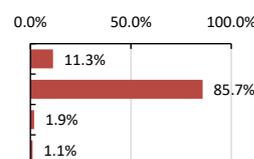
	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
直営	27	9.4%	30	11.3%
委託	248	86.1%	228	85.7%
直営+委託	12	4.2%	5	1.9%
無回答	1	0.3%	3	1.1%
合計	288	100.0%	266	100.0%

※運営方法が「委託」「委託+直営」のみ

### 【就労準備支援事業者】



### 【家計改善支援事業者】

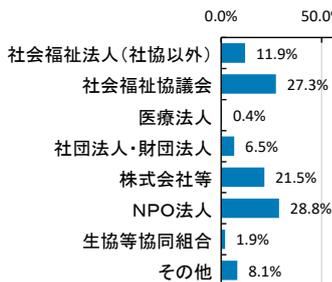


### (2) 法人の種類

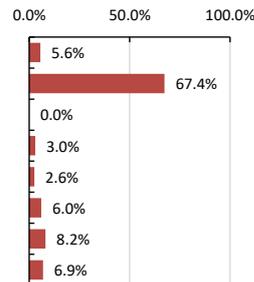
(複数回答)

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
社会福祉法人(社協以外)	31	11.9%	13	5.6%
社会福祉協議会	71	27.3%	157	67.4%
医療法人	1	0.4%	0	0.0%
社団法人・財団法人	17	6.5%	7	3.0%
株式会社等	56	21.5%	6	2.6%
NPO法人	75	28.8%	14	6.0%
生協等協同組合	5	1.9%	19	8.2%
その他	21	8.1%	16	6.9%
全体	260		233	

### 【就労準備支援事業者】



### 【家計改善支援事業者】



### (3) 法人が実施している事業

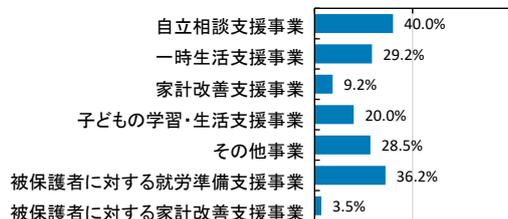
#### 【就労準備支援事業者】

(複数回答)

	就労準備支援	
	件数	%
自立相談支援事業	104	40.0%
一時生活支援事業	76	29.2%
家計改善支援事業	24	9.2%
子どもの学習・生活支援事業	52	20.0%
その他事業	74	28.5%
被保護者に対する就労準備支援事業	94	36.2%
被保護者に対する家計改善支援事業	9	3.5%
全体	260	

#### 【就労準備支援事業者】

0.0% 50.0% 100.0%



#### 【家計改善支援事業者】

(複数回答)

	家計改善支援	
	件数	%
自立相談支援事業	167	71.7%
一時生活支援事業	83	35.6%
就労準備支援事業	21	9.0%
子どもの学習・生活支援事業	39	16.7%
その他事業	30	12.9%
被保護者に対する就労準備支援事業	29	12.4%
被保護者に対する家計改善支援事業	17	7.3%
全体	233	

#### 【家計改善支援事業者】

0.0% 50.0% 100.0%

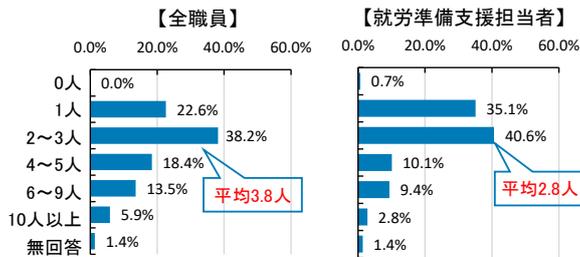


## 2. 職員体制と資格

### (1) 職員体制

#### 【就労準備支援事業者】

	全職員		就労準備支援担当者	
	件数	%	件数	%
0人	0	0.0%	2	0.7%
1人	65	22.6%	101	35.1%
2～3人	110	38.2%	117	40.6%
4～5人	53	18.4%	29	10.1%
6～9人	39	13.5%	27	9.4%
10人以上	17	5.9%	8	2.8%
無回答	4	1.4%	4	1.4%
全体	288	100.0%	288	100.0%



#### 【就労準備支援事業者】

##### 【1事業所あたり平均人数】

	職員数	うち専従	
		うち専従	うち兼務
就労準備支援担当者	2.8人	1.3人	1.5人
その他の職員	1.0人	0.4人	0.5人
合計	3.8人	1.7人	2.0人

### (2) 所有資格

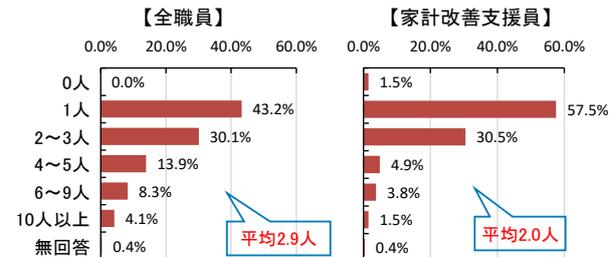
#### ※就労準備支援担当者のみ

##### 【1事業所あたり平均人数】

	職員数	うち専従	
		うち専従	うち兼務
1. 社会福祉士	0.50人	0.18人	0.31人
2. 精神保健福祉士	0.21人	0.10人	0.11人
3. 保健師	0.01人	0.00人	0.00人
4. キャリアコンサルタント	0.81人	0.40人	0.40人
5. 産業カウンセラー	0.31人	0.20人	0.09人
6. 社会福祉主事	0.45人	0.14人	0.30人
7. 介護支援専門員	0.12人	0.03人	0.08人
8. 障害者相談支援専門員	0.06人	0.02人	0.04人
9. 介護福祉士	0.19人	0.08人	0.11人
10. その他	0.72人	0.32人	0.42人

#### 【家計改善支援事業者】

	全職員		家計改善支援員	
	件数	%	件数	%
0人	0	0.0%	4	1.5%
1人	115	43.2%	153	57.5%
2～3人	80	30.1%	81	30.5%
4～5人	37	13.9%	13	4.9%
6～9人	22	8.3%	10	3.8%
10人以上	11	4.1%	4	1.5%
無回答	1	0.4%	1	0.4%
全体	266	100.0%	266	100.0%



#### 【家計改善支援事業者】

##### 【1事業所あたり平均人数】

	職員数	うち専従	
		うち専従	うち兼務
家計改善支援員	2.0人	0.5人	1.5人
その他の職員	1.0人	0.3人	0.6人
合計	2.9人	0.8人	2.1人

#### ※家計改善支援員のみ

##### 【1事業所あたり平均人数】

	職員数	うち専従	
		うち専従	うち兼務
1. 社会福祉士	0.91人	0.15人	0.76人
2. 精神保健福祉士	0.23人	0.05人	0.19人
3. 保健師	0.01人	0.00人	0.01人
4. キャリアコンサルタント	0.07人	0.02人	0.05人
5. 産業カウンセラー	0.11人	0.05人	0.06人
6. 社会福祉主事	0.61人	0.10人	0.51人
7. 介護支援専門員	0.28人	0.05人	0.22人
8. 障害者相談支援専門員	0.04人	0.00人	0.04人
9. 介護福祉士	0.26人	0.06人	0.20人
10. ファイナンシャルプランナー	0.66人	0.27人	0.39人
11. 消費生活専門相談員	0.00人	0.00人	0.00人
12. 消費生活アドバイザー	0.01人	0.00人	0.00人
13. 消費生活コンサルタント	0.00人	0.00人	0.00人
14. 社会保険労務士	0.02人	0.00人	0.01人
15. その他	0.27人	0.06人	0.21人

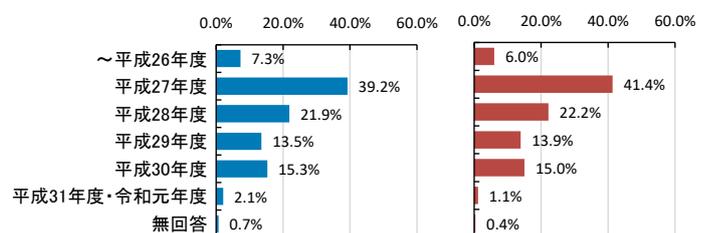
## 3. 事業の支援実績

### (1) 事業の開始時期

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
～平成26年度	21	7.3%	16	6.0%
平成27年度	113	39.2%	110	41.4%
平成28年度	63	21.9%	59	22.2%
平成29年度	39	13.5%	37	13.9%
平成30年度	44	15.3%	40	15.0%
平成31年度・令和元年度	6	2.1%	3	1.1%
無回答	2	0.7%	1	0.4%
全体	288	100.0%	266	100.0%

#### 【就労準備支援事業者】

#### 【家計改善支援事業者】



(2) 支援実績

【就労準備支援事業者】

【1事業所あたり平均人数】

H30年度の相談受付人数	45.7人
うち、どこの事業所も経ず、直接受付けた人数	16.7人
【H30年度】 自立相談支援事業における支援プランとして「就労準備支援事業」が位置づけられた支援プランを作成し、支援調整会議を経て、支援決定をした人数(法に基づく事業にカウントした人)	11.5人
【H30年度】 就労準備支援事業として法に基づく事業にカウントしていないが何らかの就労支援を行った人数	9.9人
H30年度に作成した「計画書」または、それに準じるものを策定した人数	10.5人

【家計改善支援事業者】

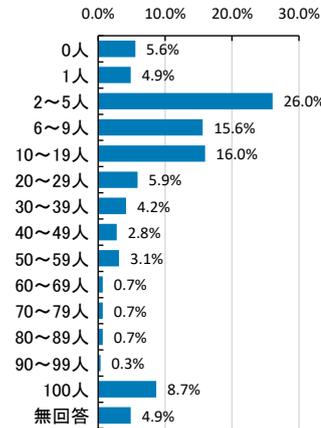
【1事業所あたり平均人数】

H30年度の相談受付人数	86.8人
うち、どこの事業所も経ず、直接受付けた人数	47.4人
【H30年度】 自立相談支援事業における支援プランとして「家計改善支援事業」が位置づけられた支援プランを作成し、支援調整会議を経て、支援決定をした人数(法に基づく事業にカウントした人)	24.4人
【H30年度】 家計改善支援事業として法に基づく事業にカウントしていないが何らかの家計支援を行った人数	32.6人
H30年度に作成した「計画書」または、それに準じるものを策定した人数	21.3人

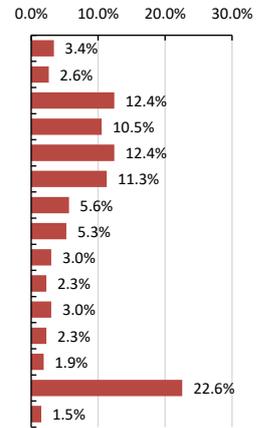
H30年度の相談受付人数

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
0人	16	5.6%	9	3.4%
1人	14	4.9%	7	2.6%
2～5人	75	26.0%	33	12.4%
6～9人	45	15.6%	28	10.5%
10～19人	46	16.0%	33	12.4%
20～29人	17	5.9%	30	11.3%
30～39人	12	4.2%	15	5.6%
40～49人	8	2.8%	14	5.3%
50～59人	9	3.1%	8	3.0%
60～69人	2	0.7%	6	2.3%
70～79人	2	0.7%	8	3.0%
80～89人	2	0.7%	6	2.3%
90～99人	1	0.3%	5	1.9%
100人	25	8.7%	60	22.6%
無回答	14	4.9%	4	1.5%
全体	288	100.0%	266	100.0%

【就労準備支援事業者】



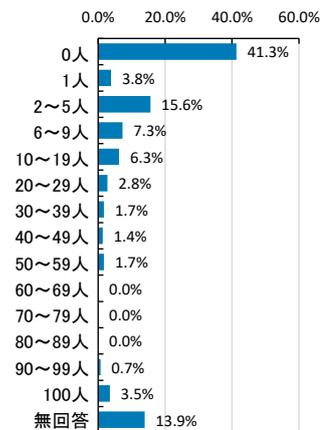
【家計改善支援事業者】



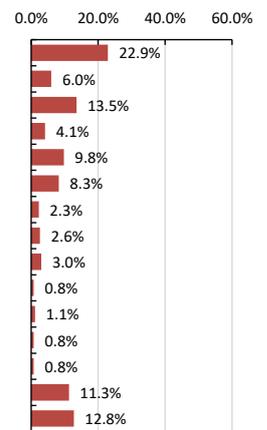
うち、どこの事業所も経ず、直接受付けた人数

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
0人	119	41.3%	61	22.9%
1人	11	3.8%	16	6.0%
2～5人	45	15.6%	36	13.5%
6～9人	21	7.3%	11	4.1%
10～19人	18	6.3%	26	9.8%
20～29人	8	2.8%	22	8.3%
30～39人	5	1.7%	6	2.3%
40～49人	4	1.4%	7	2.6%
50～59人	5	1.7%	8	3.0%
60～69人	0	0.0%	2	0.8%
70～79人	0	0.0%	3	1.1%
80～89人	0	0.0%	2	0.8%
90～99人	2	0.7%	2	0.8%
100人	10	3.5%	30	11.3%
無回答	40	13.9%	34	12.8%
全体	288	100.0%	266	100.0%

【就労準備支援事業者】



【家計改善支援事業者】

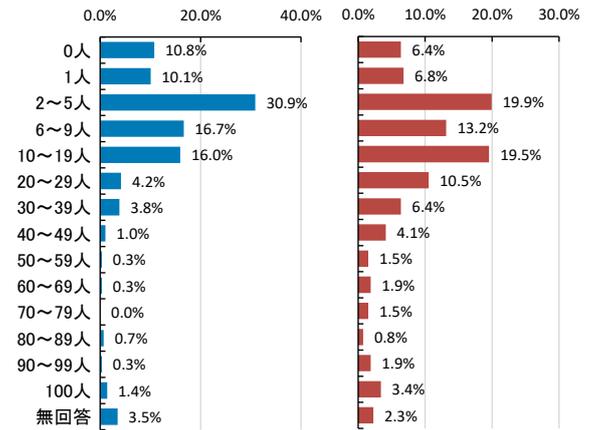


法に基づく事業にカウントした人

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
0人	31	10.8%	17	6.4%
1人	29	10.1%	18	6.8%
2～5人	89	30.9%	53	19.9%
6～9人	48	16.7%	35	13.2%
10～19人	46	16.0%	52	19.5%
20～29人	12	4.2%	28	10.5%
30～39人	11	3.8%	17	6.4%
40～49人	3	1.0%	11	4.1%
50～59人	1	0.3%	4	1.5%
60～69人	1	0.3%	5	1.9%
70～79人	0	0.0%	4	1.5%
80～89人	2	0.7%	2	0.8%
90～99人	1	0.3%	5	1.9%
100人	4	1.4%	9	3.4%
無回答	10	3.5%	6	2.3%
全体	288	100.0%	266	100.0%

【就労準備支援事業者】

【家計改善支援事業者】

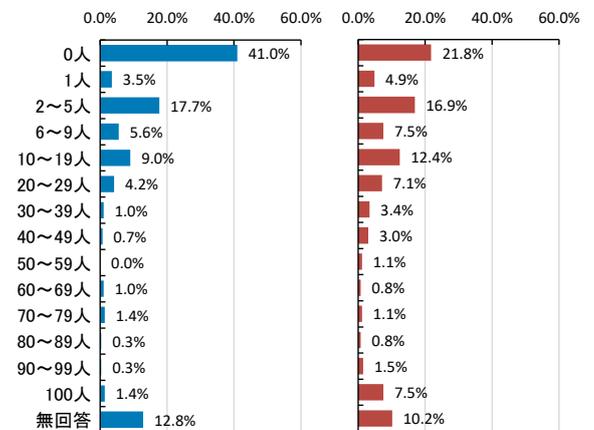


何らかの支援

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
0人	118	41.0%	58	21.8%
1人	10	3.5%	13	4.9%
2～5人	51	17.7%	45	16.9%
6～9人	16	5.6%	20	7.5%
10～19人	26	9.0%	33	12.4%
20～29人	12	4.2%	19	7.1%
30～39人	3	1.0%	9	3.4%
40～49人	2	0.7%	8	3.0%
50～59人	0	0.0%	3	1.1%
60～69人	3	1.0%	2	0.8%
70～79人	4	1.4%	3	1.1%
80～89人	1	0.3%	2	0.8%
90～99人	1	0.3%	4	1.5%
100人	4	1.4%	20	7.5%
無回答	37	12.8%	27	10.2%
全体	288	100.0%	266	100.0%

【就労準備支援事業者】

【家計改善支援事業者】

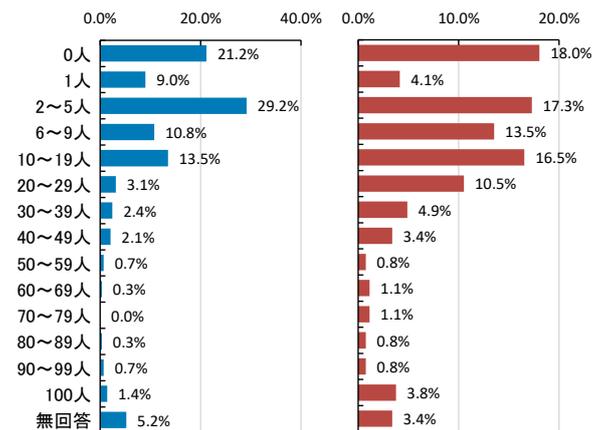


H30年度に作成した「計画書」または、それに準じるものを策定した人数

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
0人	61	21.2%	48	18.0%
1人	26	9.0%	11	4.1%
2～5人	84	29.2%	46	17.3%
6～9人	31	10.8%	36	13.5%
10～19人	39	13.5%	44	16.5%
20～29人	9	3.1%	28	10.5%
30～39人	7	2.4%	13	4.9%
40～49人	6	2.1%	9	3.4%
50～59人	2	0.7%	2	0.8%
60～69人	1	0.3%	3	1.1%
70～79人	0	0.0%	3	1.1%
80～89人	1	0.3%	2	0.8%
90～99人	2	0.7%	2	0.8%
100人	4	1.4%	10	3.8%
無回答	15	5.2%	9	3.4%
全体	288	100.0%	266	100.0%

【就労準備支援事業者】

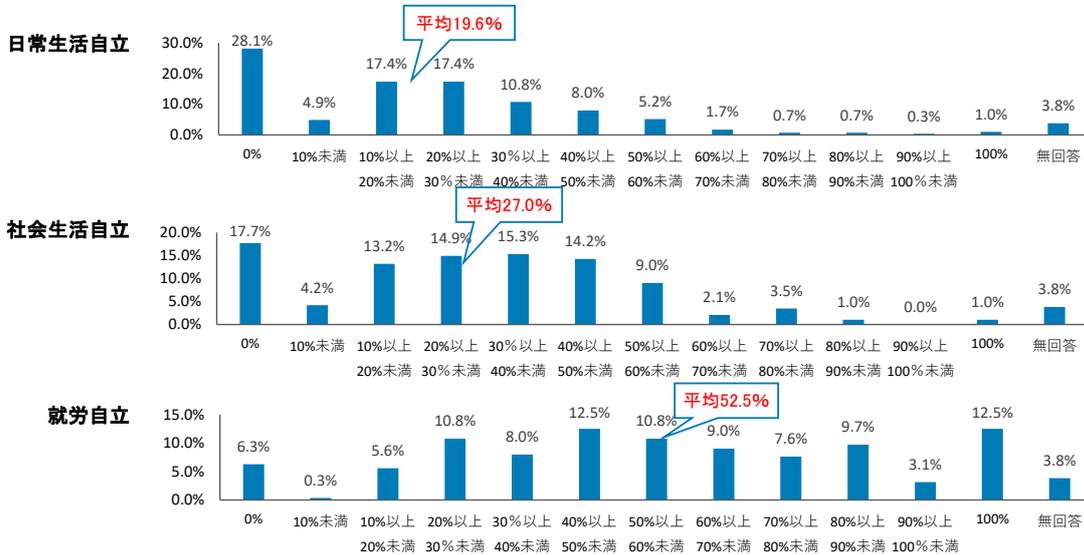
【家計改善支援事業者】



【就労準備支援事業者】のみ

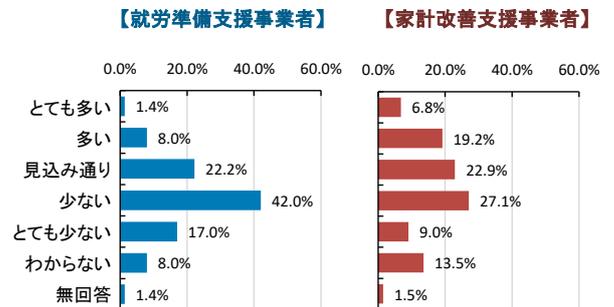
事業開始からこれまでの利用者の支援状況別の割合

	①		②		③		
	【日常生活自立】		【社会生活自立】		【就労自立】		
	件数	%	件数	%	件数	%	
	社会参加をする上で必要となる適切な生活習慣の形成のための指導や訓練を行う		就労の前段階として必要となる社会的能力の形成を促すために行う		就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の修得等を促す		
支援利用者の割合	0%	81	28.1%	51	17.7%	18	6.3%
	10%未満	14	4.9%	12	4.2%	1	0.3%
	10%以上20%未満	50	17.4%	38	13.2%	16	5.6%
	20%以上30%未満	50	17.4%	43	14.9%	31	10.8%
	30%以上40%未満	31	10.8%	44	15.3%	23	8.0%
	40%以上50%未満	23	8.0%	41	14.2%	36	12.5%
	50%以上60%未満	15	5.2%	26	9.0%	31	10.8%
	60%以上70%未満	5	1.7%	6	2.1%	26	9.0%
	70%以上80%未満	2	0.7%	10	3.5%	22	7.6%
	80%以上90%未満	2	0.7%	3	1.0%	28	9.7%
	90%以上100%未満	1	0.3%	0	0.0%	9	3.1%
	100%	3	1.0%	3	1.0%	36	12.5%
無回答	11	3.8%	11	3.8%	11	3.8%	
合計	288	100.0%	288	100.0%	288	100.0%	
平均	19.6		27.0		52.5		



(3) 事業開始当初との利用件数の比較

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
とても多い	4	1.4%	18	6.8%
多い	23	8.0%	51	19.2%
見込み通り	64	22.2%	61	22.9%
少ない	121	42.0%	72	27.1%
とても少ない	49	17.0%	24	9.0%
わからない	23	8.0%	36	13.5%
無回答	4	1.4%	4	1.5%
全体	288	100.0%	266	100.0%



(4) 被保護者を対象とした事業の実施状況

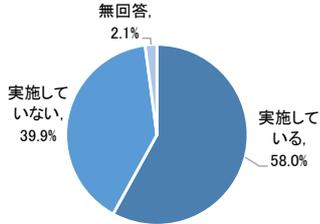
【就労準備支援事業者】

被保護者就労準備支援事業の実施状況

	就労準備支援	
	件数	%
実施している	167	58.0%
実施していない	115	39.9%
無回答	6	2.1%
全体	288	100.0%

支援した人数  
40.1人  
【1事業所あたり平均人数】

【就労準備支援事業者】



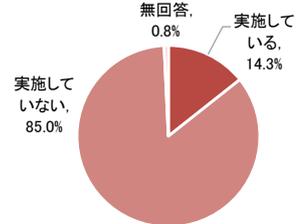
【家計改善支援事業者】

被保護者家計改善支援事業の実施状況

	家計改善支援	
	件数	%
実施している	38	14.3%
実施していない	226	85.0%
無回答	2	0.8%
全体	266	100.0%

支援した人数  
2.8人  
【1事業所あたり平均人数】

【家計改善支援事業者】



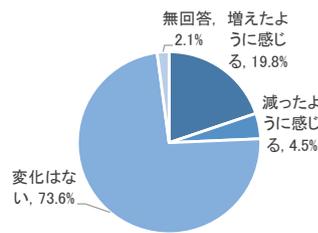
(5) 制度改正による変化

※平成30年10月の生活困窮者自立支援法の改正により、事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化

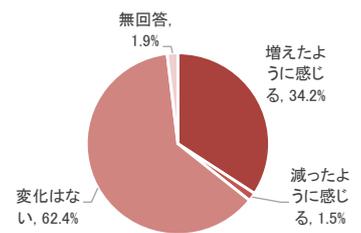
①事業の利用者数

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
増えたように感じる	57	19.8%	91	34.2%
減ったように感じる	13	4.5%	4	1.5%
変化はない	212	73.6%	166	62.4%
無回答	6	2.1%	5	1.9%
全体	288	100.0%	266	100.0%

【就労準備支援事業者】



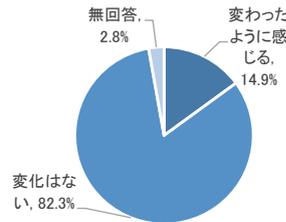
【家計改善支援事業者】



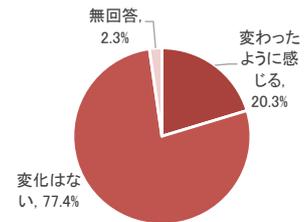
②事業の利用者の属性

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
変わったように感じる	43	14.9%	54	20.3%
変化はない	237	82.3%	206	77.4%
無回答	8	2.8%	6	2.3%
全体	288	100.0%	266	100.0%

【就労準備支援事業者】



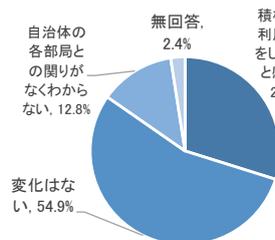
【家計改善支援事業者】



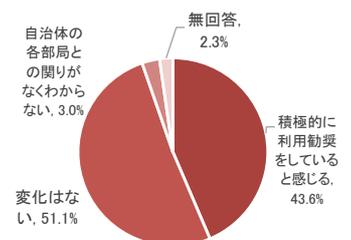
③自治体の各部局の対応

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
積極的に利用勧奨をしていると感じる	86	29.9%	116	43.6%
変化はない	158	54.9%	136	51.1%
自治体の各部局との関りがなくわからない	37	12.8%	8	3.0%
無回答	7	2.4%	6	2.3%
全体	288	100.0%	266	100.0%

【就労準備支援事業者】



【家計改善支援事業者】

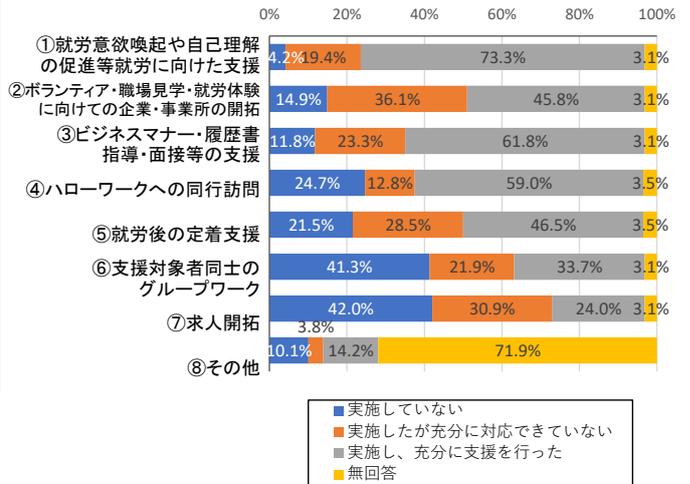


(6) 事業所の支援内容(H30年度)

【就労準備支援事業者】

	平成30年度の実施状況				合計
	実施していない	実施したが 充分に対応 できていない	実施し、充 分に支援を 行った	無回答	
①就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援	12 4.2%	56 19.4%	211 73.3%	9 3.1%	288 100.0%
②ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓	43 14.9%	104 36.1%	132 45.8%	9 3.1%	288 100.0%
③ビジネスマナー・履歴書指導・面接等の支援	34 11.8%	67 23.3%	178 61.8%	9 3.1%	288 100.0%
④ハローワークへの同行訪問	71 24.7%	37 12.8%	170 59.0%	10 3.5%	288 100.0%
⑤就労後の定着支援	62 21.5%	82 28.5%	134 46.5%	10 3.5%	288 100.0%
⑥支援対象者同士のグループワーク	119 41.3%	63 21.9%	97 33.7%	9 3.1%	288 100.0%
⑦求人開拓	121 42.0%	89 30.9%	69 24.0%	9 3.1%	288 100.0%
⑧その他	29 10.1%	11 3.8%	41 14.2%	207 71.9%	288 100.0%

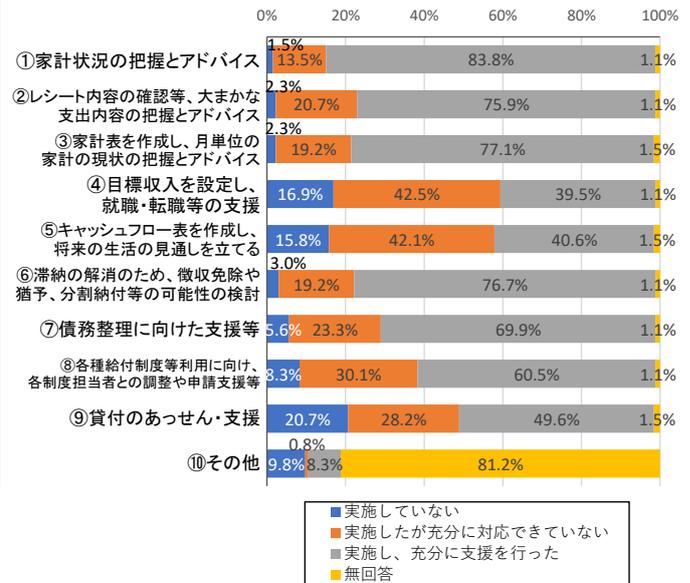
【就労準備支援事業者】



【家計改善支援事業者】

	平成30年度の実施状況				合計
	実施していない	実施したが 充分に対応 できていない	実施し、充 分に支援を 行った	無回答	
①家計状況の把握とアドバイス	4 1.5%	36 13.5%	223 83.8%	3 1.1%	266 100.0%
②レシート内容の確認等、大まかな支出内容の把握とアドバイス	6 2.3%	55 20.7%	202 75.9%	3 1.1%	266 100.0%
③家計表を作成し、月単位の家計の現状の把握とアドバイス	6 2.3%	51 19.2%	205 77.1%	4 1.5%	266 100.0%
④目標収入を設定し、就職・転職等の支援	45 16.9%	113 42.5%	105 39.5%	3 1.1%	266 100.0%
⑤キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる	42 15.8%	112 42.1%	108 40.6%	4 1.5%	266 100.0%
⑥滞納の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性の検討	8 3.0%	51 19.2%	204 76.7%	3 1.1%	266 100.0%
⑦債務整理に向けた支援等	15 5.6%	62 23.3%	186 69.9%	3 1.1%	266 100.0%
⑧各種給付制度等利用に向け、各制度担当者との調整や申請支援等	22 8.3%	80 30.1%	161 60.5%	3 1.1%	266 100.0%
⑨貸付のあっせん・支援	55 20.7%	75 28.2%	132 49.6%	4 1.5%	266 100.0%
⑩その他	26 9.8%	2 0.8%	22 8.3%	216 81.2%	266 100.0%

【家計改善支援事業者】



#### 4. 専門的な支援の実施状況

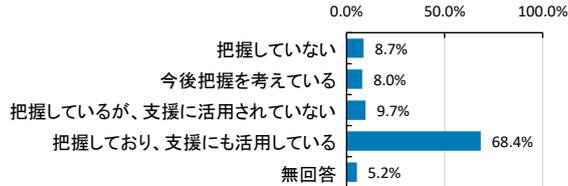
##### 【就労準備支援事業者】

##### (1) 企業・関係機関とのネットワーク

① 地域の中で連携できる企業・関係機関に関する情報を持っている

	就労準備支援	
	件数	%
把握していない	25	8.7%
今後把握を考えている	23	8.0%
把握しているが、支援に活用されていない	28	9.7%
把握しており、支援にも活用している	197	68.4%
無回答	15	5.2%
全体	288	100.0%

##### 【就労準備支援事業者】



→ 連携ができる機関の数 **31.7団体** 【1事業所あたり平均】

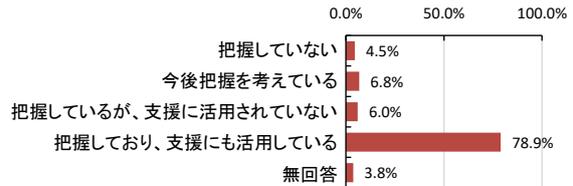
##### 【家計改善支援事業者】

##### (1) 専門家との連携・ネットワーク

① 地域の中で連携できる専門家(弁護士・税理士・消費者生活センター等)の情報を把握している

	家計改善支援	
	件数	%
把握していない	12	4.5%
今後把握を考えている	18	6.8%
把握しているが、支援に活用されていない	16	6.0%
把握しており、支援にも活用している	210	78.9%
無回答	10	3.8%
全体	266	100.0%

##### 【家計改善支援事業者】

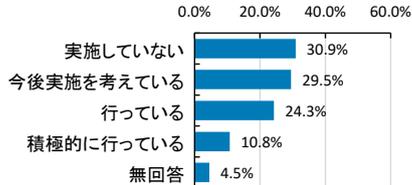


→ 連携ができる機関の数 **5.4団体** 【1事業所あたり平均】

② 地域の企業等の人材確保に対する協力・支援を行っている

	就労準備支援	
	件数	%
実施していない	89	30.9%
今後実施を考えている	85	29.5%
行っている	70	24.3%
積極的に行っている	31	10.8%
無回答	13	4.5%
全体	288	100.0%

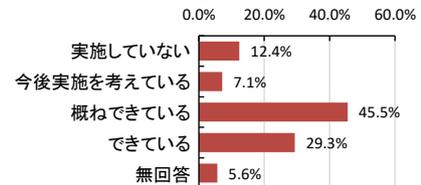
##### 【就労準備支援事業者】



② 法律家・税理士等の専門領域と役割を理解し、連携を図っている

	家計改善支援	
	件数	%
実施していない	33	12.4%
今後実施を考えている	19	7.1%
概ねできている	121	45.5%
できている	78	29.3%
無回答	15	5.6%
全体	266	100.0%

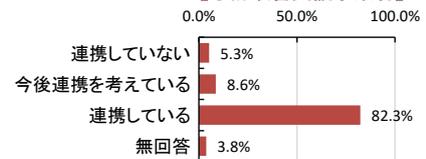
##### 【家計改善支援事業者】



③ 生活福祉資金貸付制度との連携を図っている

	家計改善支援	
	件数	%
連携していない	14	5.3%
今後連携を考えている	23	8.6%
連携している	219	82.3%
無回答	10	3.8%
全体	266	100.0%

##### 【家計改善支援事業者】



→ 貸付制度の利用人数(H30年度) **5.3人** 【1事業所あたり平均】

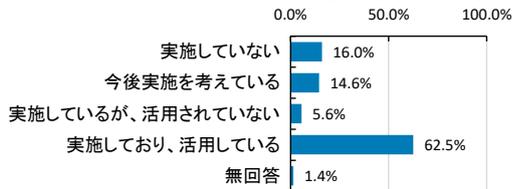
【就労準備支援事業者】

(2) 支援ツール

① 就労準備支援事業の支援をメニュー化(プログラム化)している

	就労準備支援	
	件数	%
実施していない	46	16.0%
今後実施を考えている	42	14.6%
実施しているが、活用されていない	16	5.6%
実施しており、活用している	180	62.5%
無回答	4	1.4%
全体	288	100.0%

【就労準備支援事業者】



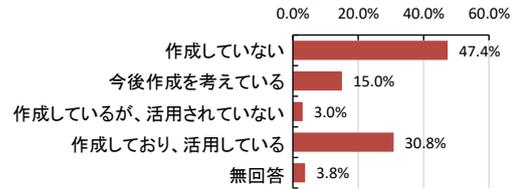
【家計改善支援事業者】

(2) 支援ツール

① 家計改善支援事業の支援の体系的なメニュー(プログラム)を作成している

	家計改善支援	
	件数	%
作成していない	126	47.4%
今後作成を考えている	40	15.0%
作成しているが、活用されていない	8	3.0%
作成しており、活用している	82	30.8%
無回答	10	3.8%
全体	266	100.0%

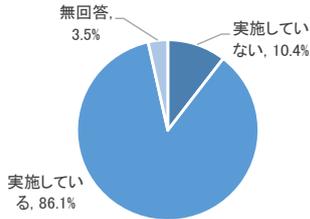
【家計改善支援事業者】



② 日常生活自立、社会的自立、就労自立等、段階別に伴走的な支援を継続している

	就労準備支援	
	件数	%
実施していない	30	10.4%
実施している	248	86.1%
無回答	10	3.5%
全体	288	100.0%

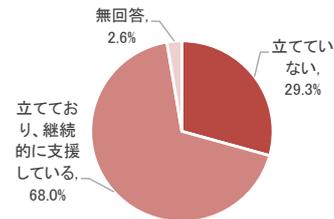
【就労準備支援事業者】



② キャッシュフローに基づいた支援計画を立て継続的に支援している

	家計改善支援	
	件数	%
立てていない	78	29.3%
立てており、継続的に支援している	181	68.0%
無回答	7	2.6%
全体	266	100.0%

【家計改善支援事業者】

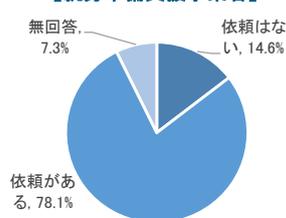


(3) 他機関からの支援依頼

① 自立相談支援機関からの支援依頼

	就労準備支援	
	件数	%
依頼はない	42	14.6%
依頼がある	225	78.1%
無回答	21	7.3%
全体	288	100.0%

【就労準備支援事業者】



依頼を受けた人数(H30年度) 13.6人【1事業所あたり平均】

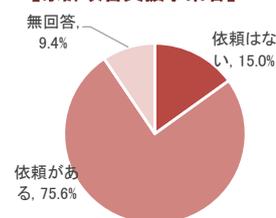
うち、支援した人数(H30年度) 12.1人【1事業所あたり平均】

(3) 他機関からの支援依頼

① 自立相談支援機関からの支援依頼

	家計改善支援	
	件数	%
依頼はない	40	15.0%
依頼がある	201	75.6%
無回答	25	9.4%
全体	266	100.0%

【家計改善支援事業者】



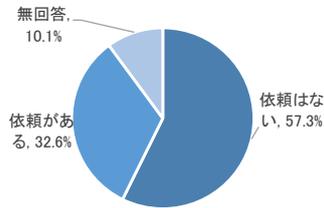
依頼を受けた人数(H30年度) 35.2人【1事業所あたり平均】

うち、支援した人数(H30年度) 30.4人【1事業所あたり平均】

②自立相談支援機関以外(自治体の関係部署、他の関係機関等)から支援の依頼

	就労準備支援	
	件数	%
依頼はない	165	57.3%
依頼がある	94	32.6%
無回答	29	10.1%
全体	288	100.0%

【就労準備支援事業者】



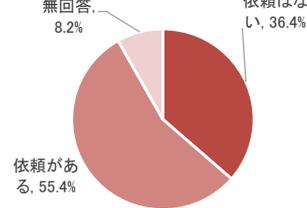
依頼を受けた人数(H30年度) 13.7人【1事業所あたり平均】

うち、支援した人数(H30年度) 11.0人【1事業所あたり平均】

②自立相談支援機関以外(自治体の関係部署、他の関係機関等)から支援の依頼

	家計改善支援	
	件数	%
依頼はない	98	36.4%
依頼がある	149	55.4%
無回答	22	8.2%
全体	269	100.0%

【家計改善支援事業者】



依頼を受けた人数(H30年度) 23.0人【1事業所あたり平均】

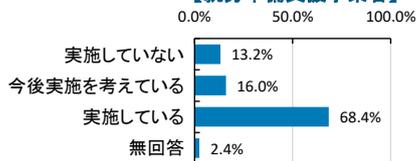
うち、支援した人数(H30年度) 18.9人【1事業所あたり平均】

(4)受け皿となる企業・関係機関の開拓

①行政の相談窓口・関係部署等への支援内容の説明や情報共有

	就労準備支援	
	件数	%
実施していない	38	13.2%
今後実施を考えている	46	16.0%
実施している	197	68.4%
無回答	7	2.4%
全体	288	100.0%

【就労準備支援事業者】

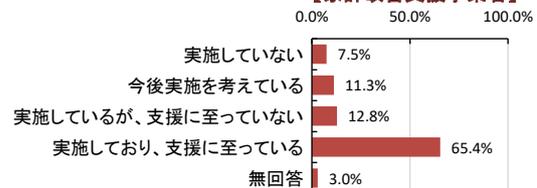


(4)関係部署への説明・潜在的对象者発掘

①行政の相談窓口・関係部署等(生活保護、高齢、障害、子育て、福祉等)への支援内容の説明や情報の共有

	家計改善支援	
	件数	%
実施していない	20	7.5%
今後実施を考えている	30	11.3%
実施しているが、支援に至っていない	34	12.8%
実施しており、支援に至っている	174	65.4%
無回答	8	3.0%
全体	266	100.0%

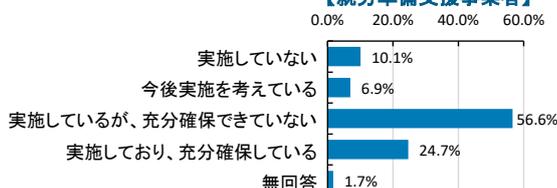
【家計改善支援事業者】



②企業や、他の関係機関への支援内容の説明や情報共有、  
就労準備・就労の出口開拓

	就労準備支援	
	件数	%
実施していない	29	10.1%
今後実施を考えている	20	6.9%
実施しているが、充分確保できていない	163	56.6%
実施しており、充分確保している	71	24.7%
無回答	5	1.7%
全体	288	100.0%

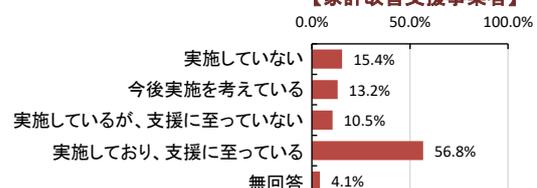
【就労準備支援事業者】



②他の関係機関への支援内容の説明や情報の共有

	家計改善支援	
	件数	%
実施していない	41	15.4%
今後実施を考えている	35	13.2%
実施しているが、支援に至っていない	28	10.5%
実施しており、支援に至っている	151	56.8%
無回答	11	4.1%
全体	266	100.0%

【家計改善支援事業者】



## 5. 自立相談支援機関との連携状況

### (1) 自立相談支援機関の運営方法

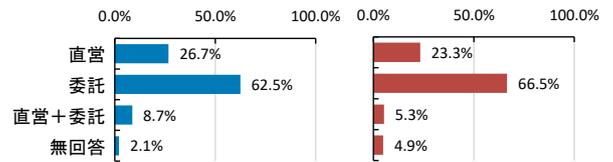
	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
直営	77	26.7%	62	23.3%
委託	180	62.5%	177	66.5%
直営+委託	25	8.7%	14	5.3%
無回答	6	2.1%	13	4.9%
合計	288	100.0%	266	100.0%

※運営方法が「委託」「委託+直営」のみ

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
貴事業所が運営	53	25.9%	86	45.0%
貴事業所と同一法人が運営	17	8.3%	26	13.6%
その他(社会福祉協議会)	94	45.9%	63	33.0%
その他(社協以外の社会福祉法人)	5	2.4%	1	0.5%
その他(社会福祉法人以外)	16	7.8%	5	2.6%
無回答	20	9.8%	10	5.2%
全体	205	100.0%	191	100.0%

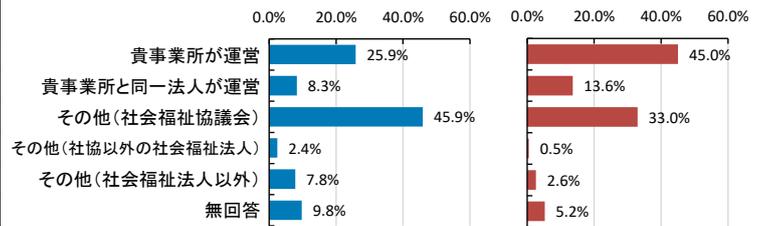
【就労準備支援事業者】

【家計改善支援事業者】



【就労準備支援事業者】

【家計改善支援事業者】



### 【就労準備支援事業者】

### (2) 自立相談支援機関での「就労支援」

	就労準備支援	
	件数	%
実施されている	256	88.9%
実施されていない	10	3.5%
把握していない	1	0.3%
無回答	21	7.3%
全体	288	100.0%

【就労準備支援事業者】



### 【家計改善支援事業者】

### (2) 自立相談支援機関での「家計面の支援」

	家計改善支援	
	件数	%
実施されている	202	75.9%
実施されていない	23	8.6%
把握していない	5	1.9%
無回答	36	13.5%
全体	266	100.0%

【家計改善支援事業者】

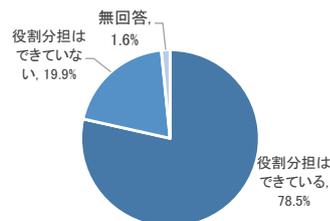


### (3) 自立相談支援機関での「就労支援」との役割分担

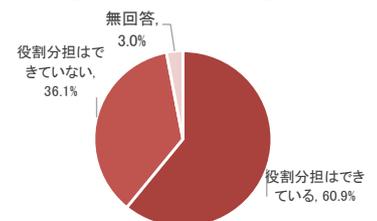
	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
役割分担はできている	201	78.5%	123	60.9%
役割分担はできていない	51	19.9%	73	36.1%
無回答	4	1.6%	6	3.0%
全体	256	100.0%	202	100.0%

### (3) 自立相談支援機関での「家計面の支援」との役割分担

【就労準備支援事業者】



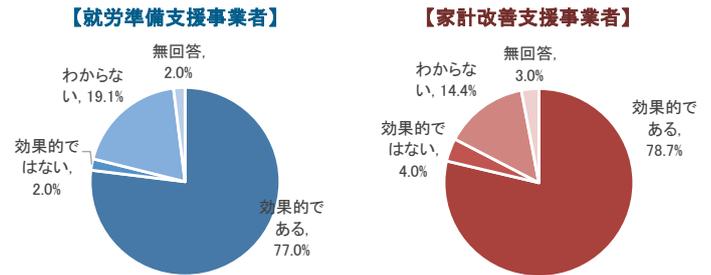
【家計改善支援事業者】



(3) 自立相談支援機関での「就労支援」による  
就労準備支援事業への効果

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
効果的である	197	77.0%	159	78.7%
効果的ではない	5	2.0%	8	4.0%
わからない	49	19.1%	29	14.4%
無回答	5	2.0%	6	3.0%
全体	256	100.0%	202	100.0%

(3) 自立相談支援機関での「家計面の支援」による  
家計改善支援事業への効果



6. 3事業(自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業)の実施状況

(1) 3事業セットでの実施による影響

【就労準備支援事業者】

(複数回答)

	就労準備支援	
	件数	%
相談件数が増えた	46	26.7%
就労につながるケースが増えた	47	27.3%
連続的な支援ができるようになった	115	66.9%
情報の共有ができるようになった	99	57.6%
プランが作成しやすくなった	49	28.5%
事務手続きなどに手間がかかる	11	6.4%
支援調整会議の開催などの調整に手間がかかる	6	3.5%
事業所間の連携がうまくいかない	5	2.9%
利用者の移動の時間(時間・コスト)がかかる	3	1.7%
その他	11	6.4%
特に影響はない	15	8.7%
全体	172	

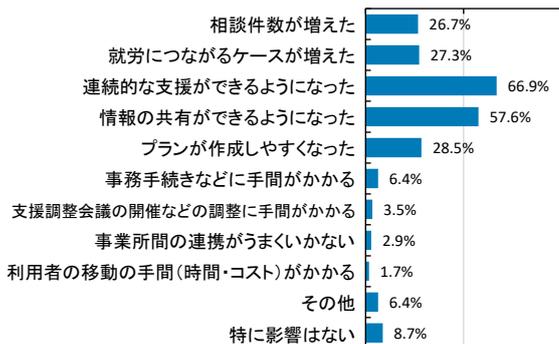
【家計改善支援事業者】

(複数回答)

	家計改善支援	
	件数	%
相談件数が増えた	55	32.2%
生活の再生に至るケースが増えた	77	45.0%
連続的な支援ができるようになった	118	69.0%
情報の共有ができるようになった	114	66.7%
プランが作成しやすくなった	77	45.0%
事務手続きなどに手間がかかる	15	8.8%
支援調整会議の開催などの調整に手間がかかる	6	3.5%
事業所間の連携がうまくいかない	8	4.7%
利用者の移動の時間(時間・コスト)がかかる	5	2.9%
その他	13	7.6%
特に影響はない	17	9.9%
全体	171	

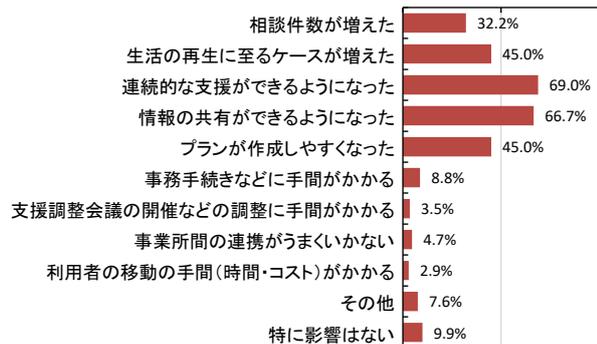
【就労準備支援事業者】

0.0% 50.0% 100.0%



【家計改善支援事業者】

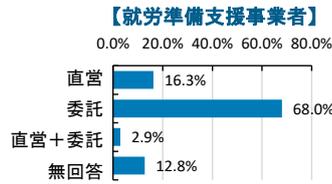
0.0% 50.0% 100.0%



## 7. 家計改善支援事業との連携

### (1) 家計改善支援事業所の運営方法

	就労準備支援	
	件数	%
直営	28	16.3%
委託	117	68.0%
直営+委託	5	2.9%
無回答	22	12.8%
合計	172	100.0%

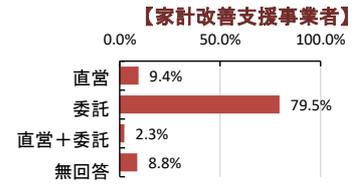


※運営方法が「委託」「委託+直営」のみ

## 7. 就労準備支援事業との連携

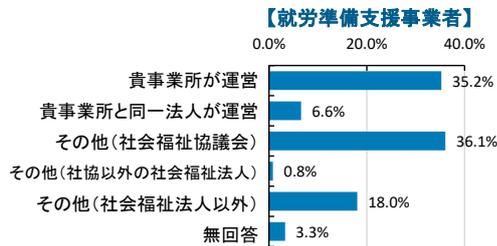
### (1) 就労準備支援事業所の運営方法

	家計改善支援	
	件数	%
直営	16	9.4%
委託	136	79.5%
直営+委託	4	2.3%
無回答	15	8.8%
合計	171	100.0%

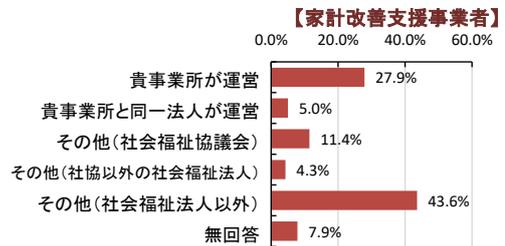


※運営方法が「委託」「委託+直営」のみ

	就労準備支援	
	件数	%
貴事業所が運営	43	35.2%
貴事業所と同一法人が運営	8	6.6%
その他(社会福祉協議会)	44	36.1%
その他(社協以外の社会福祉法人)	1	0.8%
その他(社会福祉法人以外)	22	18.0%
無回答	4	3.3%
全体	122	100.0%

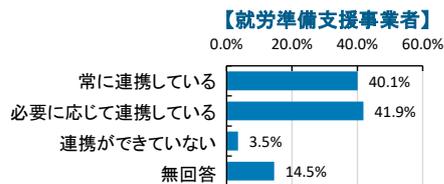


	家計改善支援	
	件数	%
貴事業所が運営	39	27.9%
貴事業所と同一法人が運営	7	5.0%
その他(社会福祉協議会)	16	11.4%
その他(社協以外の社会福祉法人)	6	4.3%
その他(社会福祉法人以外)	61	43.6%
無回答	11	7.9%
全体	140	100.0%



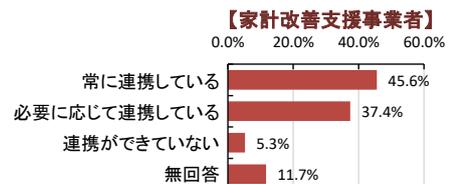
### (2) 同一利用者の支援にあたっての連携

	就労準備支援	
	件数	%
常に連携している	69	40.1%
必要に応じて連携している	72	41.9%
連携ができていない	6	3.5%
無回答	25	14.5%
全体	172	100.0%



### (2) 同一利用者の支援にあたっての連携

	家計改善支援	
	件数	%
常に連携している	78	45.6%
必要に応じて連携している	64	37.4%
連携ができていない	9	5.3%
無回答	20	11.7%
全体	171	100.0%



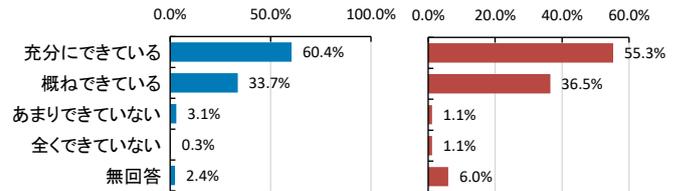
## 8. 自治体との連携

### (1) 自治体の担当部局等との連携

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
充分にできている	174	60.4%	147	55.3%
概ねできている	97	33.7%	97	36.5%
あまりできていない	9	3.1%	3	1.1%
全くできていない	1	0.3%	3	1.1%
無回答	7	2.4%	16	6.0%
全体	288	100.0%	266	100.0%

【就労準備支援事業者】

【家計改善支援事業者】

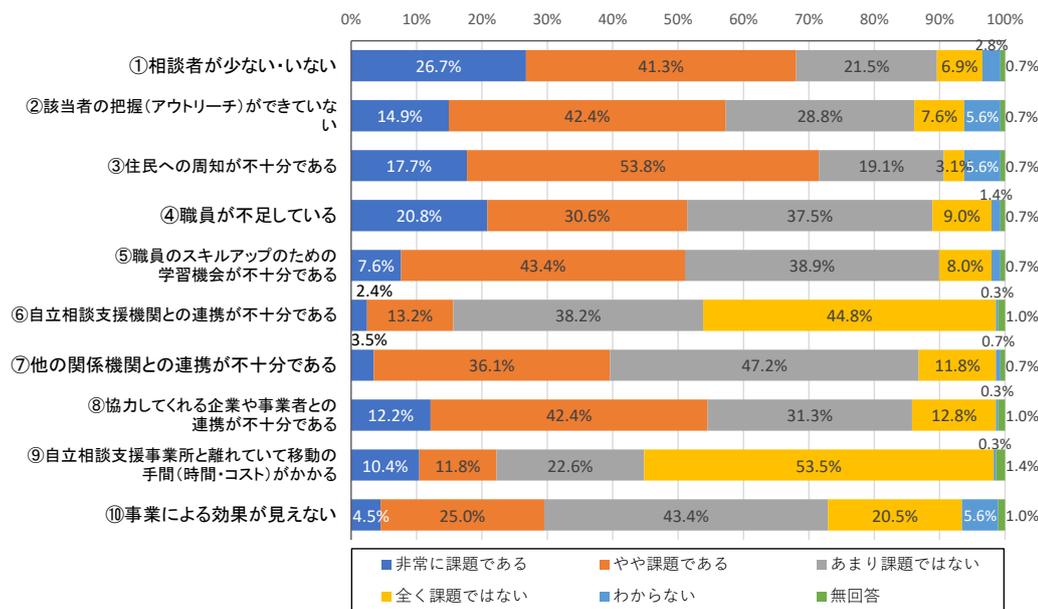


## 9. 事業実施する上での課題

【就労準備支援事業者】

	事業実施する上での課題						合計
	非常に課題である	やや課題である	あまり課題ではない	全く課題ではない	わからない	無回答	
①相談者が少ない・いない	77 26.7%	119 41.3%	62 21.5%	20 6.9%	8 2.8%	2 0.7%	288 100.0%
②該当者の把握(アウトリーチ)ができていない	43 14.9%	122 42.4%	83 28.8%	22 7.6%	16 5.6%	2 0.7%	288 100.0%
③住民への周知が不十分である	51 17.7%	155 53.8%	55 19.1%	9 3.1%	16 5.6%	2 0.7%	288 100.0%
④職員が不足している	60 20.8%	88 30.6%	108 37.5%	26 9.0%	4 1.4%	2 0.7%	288 100.0%
⑤職員のスキルアップのための学習機会が不十分である	22 7.6%	125 43.4%	112 38.9%	23 8.0%	4 1.4%	2 0.7%	288 100.0%
⑥自立相談支援機関との連携が不十分である	7 2.4%	38 13.2%	110 38.2%	129 44.8%	1 0.3%	3 1.0%	288 100.0%
⑦他の関係機関との連携が不十分である	10 3.5%	104 36.1%	136 47.2%	34 11.8%	2 0.7%	2 0.7%	288 100.0%
⑧協力してくれる企業や事業者との連携が不十分である	35 12.2%	122 42.4%	90 31.3%	37 12.8%	1 0.3%	3 1.0%	288 100.0%
⑨自立相談支援事業所と離れていて移動の手間(時間・コスト)がかかる	30 10.4%	34 11.8%	65 22.6%	154 53.5%	1 0.3%	4 1.4%	288 100.0%
⑩事業による効果が見えない	13 4.5%	72 25.0%	125 43.4%	59 20.5%	16 5.6%	3 1.0%	288 100.0%

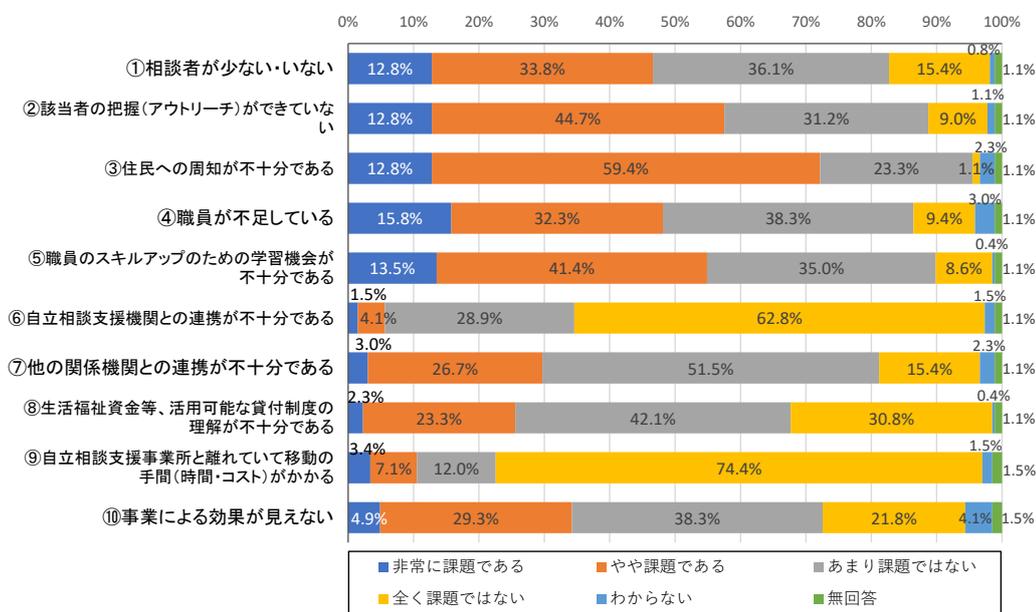
【就労準備支援事業者】



【家計改善支援事業者】

	事業実施する上での課題						合計
	非常に課題である	やや課題である	あまり課題ではない	全く課題ではない	わからない	無回答	
①相談者が少ない・いない	34 12.8%	90 33.8%	96 36.1%	41 15.4%	2 0.8%	3 1.1%	266 100.0%
②該当者の把握(アウトリーチ)ができていない	34 12.8%	119 44.7%	83 31.2%	24 9.0%	3 1.1%	3 1.1%	266 100.0%
③住民への周知が不十分である	34 12.8%	158 59.4%	62 23.3%	3 1.1%	6 2.3%	3 1.1%	266 100.0%
④職員が不足している	42 15.8%	86 32.3%	102 38.3%	25 9.4%	8 3.0%	3 1.1%	266 100.0%
⑤職員のスキルアップのための学習機会が不十分である	36 13.5%	110 41.4%	93 35.0%	23 8.6%	1 0.4%	3 1.1%	266 100.0%
⑥自立相談支援機関との連携が不十分である	4 1.5%	11 4.1%	77 28.9%	167 62.8%	4 1.5%	3 1.1%	266 100.0%
⑦他の関係機関との連携が不十分である	8 3.0%	71 26.7%	137 51.5%	41 15.4%	6 2.3%	3 1.1%	266 100.0%
⑧生活福祉資金等、活用可能な貸付制度の理解が不十分である	6 2.3%	62 23.3%	112 42.1%	82 30.8%	1 0.4%	3 1.1%	266 100.0%
⑨自立相談支援事業所と離れていて移動の時間(時間・コスト)がかかる	9 3.4%	19 7.1%	32 12.0%	198 74.4%	4 1.5%	4 1.5%	266 100.0%
⑩事業による効果が見えない	13 4.9%	78 29.3%	102 38.3%	58 21.8%	11 4.1%	4 1.5%	266 100.0%

【家計改善支援事業者】



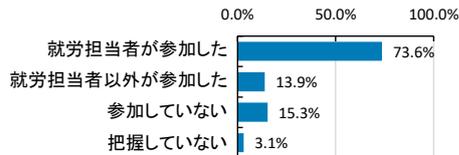
10. 研修会への参加状況

(1) 国研修(生活困窮者自立支援制度人材養成研修)の「就労準備支援事業従事者養成研修」への参加

(複数回答)

	就労準備支援	
	件数	%
就労担当者が参加した	212	73.6%
就労担当者以外が参加した	40	13.9%
参加していない	44	15.3%
把握していない	9	3.1%
全体	288	

【就労準備支援事業者】

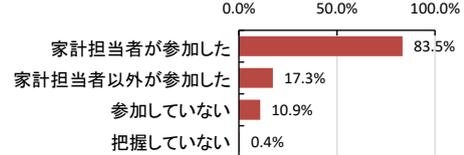


(1) 国研修(生活困窮者自立支援制度人材養成研修)の「家計改善支援事業従事者養成研修」への参加

(複数回答)

	家計改善支援	
	件数	%
家計担当者が参加した	222	83.5%
家計担当者以外が参加した	46	17.3%
参加していない	29	10.9%
把握していない	1	0.4%
全体	266	

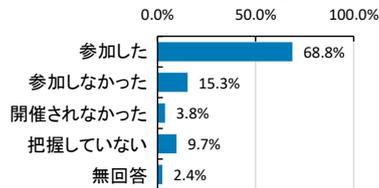
【家計改善支援事業者】



(2) 平成30年度の都道府県実施の生活困窮者支援に関する人材養成研修への参加

	就労準備支援	
	件数	%
参加した	198	68.8%
参加しなかった	44	15.3%
開催されなかった	11	3.8%
把握していない	28	9.7%
無回答	7	2.4%
全体	288	100.0%

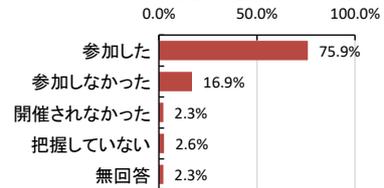
【就労準備支援事業者】



(2) 平成30年度の都道府県実施の生活困窮者支援に関する人材養成研修への参加

	家計改善支援	
	件数	%
参加した	202	75.9%
参加しなかった	45	16.9%
開催されなかった	6	2.3%
把握していない	7	2.6%
無回答	6	2.3%
全体	266	100.0%

【家計改善支援事業者】



# 「就労準備支援事業」及び「家計改善支援事業」の実施に関するアンケート調査 (就労準備支援事業者・家計改善支援事業者) 集計結果(都道府県)

調査対象: 全国の就労準備支援事業者及び、家計改善支援事業者

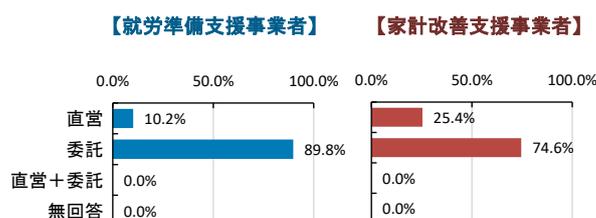
調査期間: 令和元年12月12日～1月10日

回収状況:(都道府県分)	発送数	回収数	回収率
就労準備支援事業者	116	49	42.2%
家計改善支援事業者	114	67	58.8%

## 1. 事業の運営方法と法人の種類

### (1) 運営方法

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
直営	5	10.2%	17	25.4%
委託	44	89.8%	50	74.6%
直営+委託	0	0.0%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
合計	49	100.0%	67	100.0%

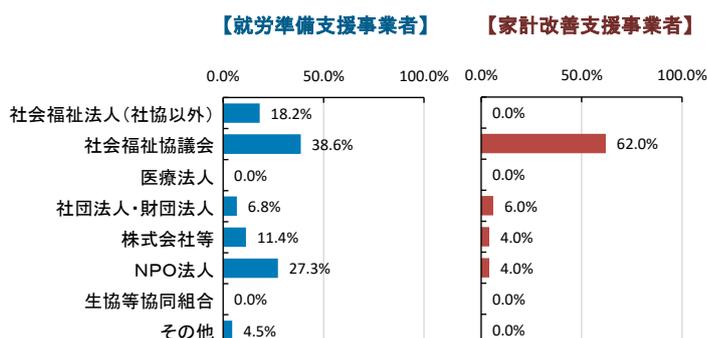


※運営方法が「委託」「委託+直営」のみ

### (2) 法人の種類

(複数回答)

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
社会福祉法人(社協以外)	8	18.2%	0	0.0%
社会福祉協議会	17	38.6%	31	62.0%
医療法人	0	0.0%	0	0.0%
社団法人・財団法人	3	6.8%	3	6.0%
株式会社等	5	11.4%	2	4.0%
NPO法人	12	27.3%	2	4.0%
生協等協同組合	0	0.0%	0	0.0%
その他	2	4.5%	0	0.0%
全体	44		50	



### (3) 法人が実施している事業

#### 【就労準備支援事業者】

(複数回答)

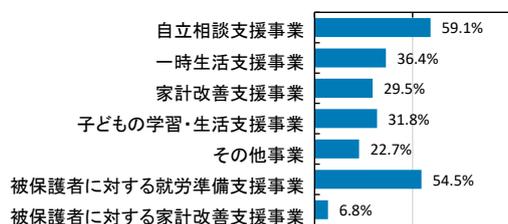
	就労準備支援	
	件数	%
自立相談支援事業	26	59.1%
一時生活支援事業	16	36.4%
家計改善支援事業	13	29.5%
子どもの学習・生活支援事業	14	31.8%
その他事業	10	22.7%
被保護者に対する就労準備支援事業	24	54.5%
被保護者に対する家計改善支援事業	3	6.8%
全体	44	

#### 【家計改善支援事業者】

(複数回答)

	家計改善支援	
	件数	%
自立相談支援事業	31	62.0%
一時生活支援事業	14	28.0%
就労準備支援事業	11	22.0%
子どもの学習・生活支援事業	9	18.0%
その他事業	10	20.0%
被保護者に対する就労準備支援事業	7	14.0%
被保護者に対する家計改善支援事業	9	18.0%
全体	50	

【就労準備支援事業者】



【家計改善支援事業者】



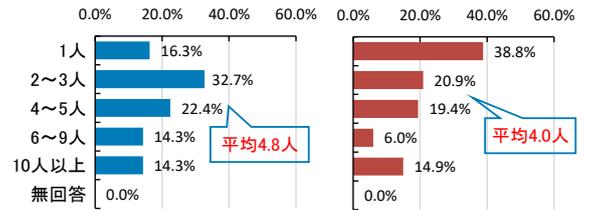
## 2. 職員体制と資格

### (1) 職員体制

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
1人	8	16.3%	26	38.8%
2～3人	16	32.7%	14	20.9%
4～5人	11	22.4%	13	19.4%
6～9人	7	14.3%	4	6.0%
10人以上	7	14.3%	10	14.9%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
全体	49	100.0%	67	100.0%

【就労準備支援事業者】

【家計改善支援事業者】



【就労準備支援事業者】

【1事業所あたり平均人数】

	職員数	【1事業所あたり平均人数】	
		うち専従	うち兼務
就労準備支援担当者	2.7人	1.1人	1.7人
その他の職員	2.0人	0.6人	1.4人
合計	4.8人	1.7人	3.1人

【家計改善支援事業者】

【1事業所あたり平均人数】

	職員数	【1事業所あたり平均人数】	
		うち専従	うち兼務
家計改善支援員	2.1人	0.5人	1.6人
その他の職員	2.0人	0.3人	1.7人
合計	4.0人	0.8人	3.3人

### (2) 所有資格

※就労準備支援担当者のみ

【1事業所あたり平均人数】

	職員数	【1事業所あたり平均人数】	
		うち専従	うち兼務
1. 社会福祉士	0.39人	0.05人	0.34人
2. 精神保健福祉士	0.20人	0.05人	0.16人
3. 保健師	0.00人	0.00人	0.00人
4. キャリアコンサルタント	0.52人	0.30人	0.23人
5. 産業カウンセラー	0.34人	0.20人	0.14人
6. 社会福祉主事	0.64人	0.14人	0.51人
7. 介護支援専門員	0.11人	0.02人	0.09人
8. 障害者相談支援専門員	0.07人	0.02人	0.05人
9. 介護福祉士	0.07人	0.05人	0.02人
10. その他	0.93人	0.41人	0.53人

※家計改善支援員のみ

【1事業所あたり平均人数】

	職員数	【1事業所あたり平均人数】	
		うち専従	うち兼務
1. 社会福祉士	0.50人	0.07人	0.41人
2. 精神保健福祉士	0.10人	0.02人	0.09人
3. 保健師	0.00人	0.00人	0.00人
4. キャリアコンサルタント	0.07人	0.02人	0.05人
5. 産業カウンセラー	0.09人	0.03人	0.05人
6. 社会福祉主事	0.38人	0.02人	0.32人
7. 介護支援専門員	0.22人	0.02人	0.19人
8. 障害者相談支援専門員	0.09人	0.00人	0.09人
9. 介護福祉士	0.12人	0.02人	0.10人
10. ファイナンシャルプランナー	0.53人	0.28人	0.24人
11. 消費生活専門相談員	0.86人	0.03人	0.05人
12. 消費生活アドバイザー	0.03人	0.00人	0.03人
13. 消費生活コンサルタント	0.00人	0.00人	0.00人
14. 社会保険労務士	0.03人	0.02人	0.02人
15. その他	0.52人	0.03人	0.47人

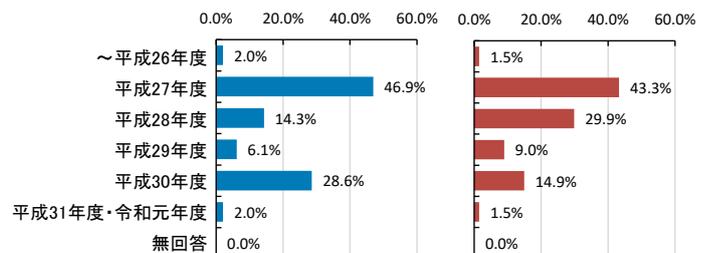
## 3. 事業の支援実績

### (1) 事業の開始時期

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
～平成26年度	1	2.0%	1	1.5%
平成27年度	23	46.9%	29	43.3%
平成28年度	7	14.3%	20	29.9%
平成29年度	3	6.1%	6	9.0%
平成30年度	14	28.6%	10	14.9%
平成31年度・令和元年度	1	2.0%	1	1.5%
無回答	0	0.0%	0	0.0%
全体	49	100.0%	67	100.0%

【就労準備支援事業者】

【家計改善支援事業者】



(2) 支援実績

【就労準備支援事業者】

【1事業所あたり平均人数】

H30年度の相談受付人数	21.8人
うち、どこの事業所も経ず、直接受付けた人数	8.6人
【H30年度】 自立相談支援事業における支援プランとして「就労準備支援事業」が位置づけられた支援プランを作成し、支援調整会議を経て、支援決定をした人数(法に基づく事業にカウントした人)	6.0人
【H30年度】 就労準備支援事業として法に基づく事業にカウントしていないが何らかの就労支援を行った人数	2.6人
H30年度に作成した「計画書」または、それに準じるものを策定した人数	6.1人

【家計改善支援事業者】

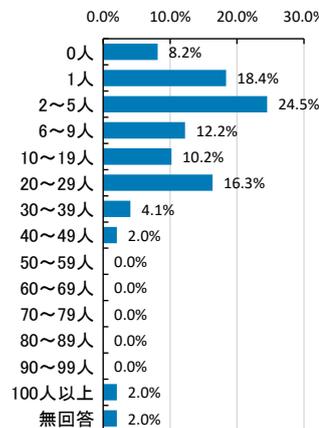
【1事業所あたり平均人数】

H30年度の相談受付人数	29.0人
うち、どこの事業所も経ず、直接受付けた人数	9.9人
【H30年度】 自立相談支援事業における支援プランとして「家計改善支援事業」が位置づけられた支援プランを作成し、支援調整会議を経て、支援決定をした人数(法に基づく事業にカウントした人)	19.8人
【H30年度】 家計改善支援事業として法に基づく事業にカウントしていないが何らかの家計支援を行った人数	14.5人
H30年度に作成した「家計再生プラン(家計支援計画)」※、または、それに準じるものを策定した人数	20.2人

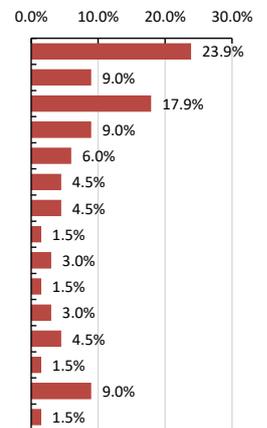
H30年度の相談受付人数

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
0人	4	8.2%	16	23.9%
1人	9	18.4%	6	9.0%
2~5人	12	24.5%	12	17.9%
6~9人	6	12.2%	6	9.0%
10~19人	5	10.2%	4	6.0%
20~29人	8	16.3%	3	4.5%
30~39人	2	4.1%	3	4.5%
40~49人	1	2.0%	1	1.5%
50~59人	0	0.0%	2	3.0%
60~69人	0	0.0%	1	1.5%
70~79人	0	0.0%	2	3.0%
80~89人	0	0.0%	3	4.5%
90~99人	0	0.0%	1	1.5%
100人以上	1	2.0%	6	9.0%
無回答	1	2.0%	1	1.5%
全体	49	100.0%	67	100.0%

【就労準備支援事業者】



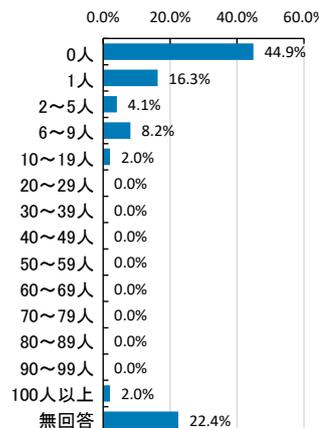
【家計改善支援事業者】



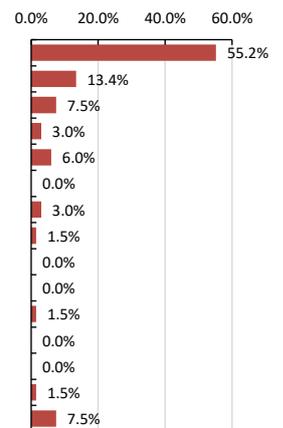
うち、どこの事業所も経ず、直接受付けた人数

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
0人	22	44.9%	37	55.2%
1人	8	16.3%	9	13.4%
2~5人	2	4.1%	5	7.5%
6~9人	4	8.2%	2	3.0%
10~19人	1	2.0%	4	6.0%
20~29人	0	0.0%	0	0.0%
30~39人	0	0.0%	2	3.0%
40~49人	0	0.0%	1	1.5%
50~59人	0	0.0%	0	0.0%
60~69人	0	0.0%	0	0.0%
70~79人	0	0.0%	1	1.5%
80~89人	0	0.0%	0	0.0%
90~99人	0	0.0%	0	0.0%
100人以上	1	2.0%	1	1.5%
無回答	11	22.4%	5	7.5%
全体	49	100.0%	67	100.0%

【就労準備支援事業者】



【家計改善支援事業者】

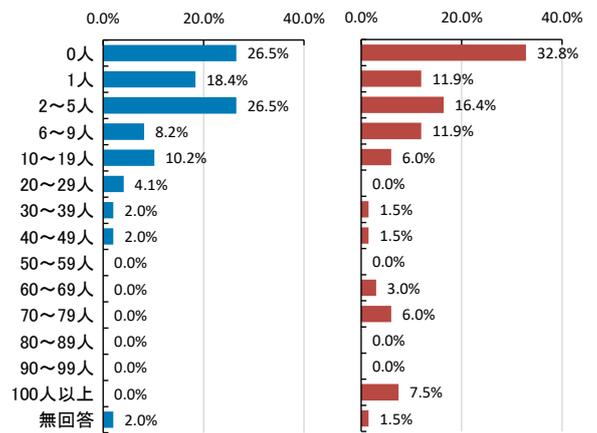


法に基づく事業にカウントした人

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
0人	13	26.5%	22	32.8%
1人	9	18.4%	8	11.9%
2～5人	13	26.5%	11	16.4%
6～9人	4	8.2%	8	11.9%
10～19人	5	10.2%	4	6.0%
20～29人	2	4.1%	0	0.0%
30～39人	1	2.0%	1	1.5%
40～49人	1	2.0%	1	1.5%
50～59人	0	0.0%	0	0.0%
60～69人	0	0.0%	2	3.0%
70～79人	0	0.0%	4	6.0%
80～89人	0	0.0%	0	0.0%
90～99人	0	0.0%	0	0.0%
100人以上	0	0.0%	5	7.5%
無回答	1	2.0%	1	1.5%
全体	49	100.0%	67	100.0%

【就労準備支援事業者】

【家計改善支援事業者】

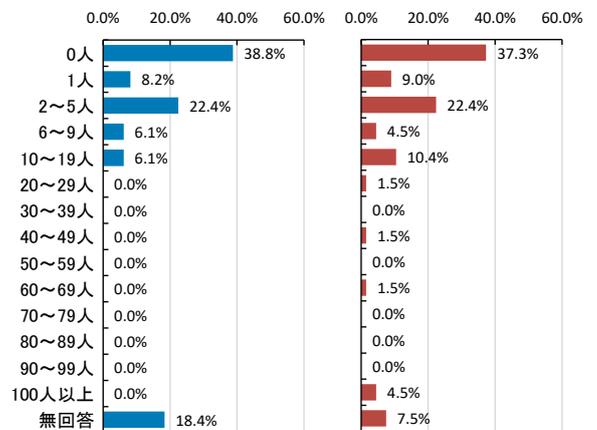


何らかの支援

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
0人	19	38.8%	25	37.3%
1人	4	8.2%	6	9.0%
2～5人	11	22.4%	15	22.4%
6～9人	3	6.1%	3	4.5%
10～19人	3	6.1%	7	10.4%
20～29人	0	0.0%	1	1.5%
30～39人	0	0.0%	0	0.0%
40～49人	0	0.0%	1	1.5%
50～59人	0	0.0%	0	0.0%
60～69人	0	0.0%	1	1.5%
70～79人	0	0.0%	0	0.0%
80～89人	0	0.0%	0	0.0%
90～99人	0	0.0%	0	0.0%
100人以上	0	0.0%	3	4.5%
無回答	9	18.4%	5	7.5%
全体	49	100.0%	67	100.0%

【就労準備支援事業者】

【家計改善支援事業者】

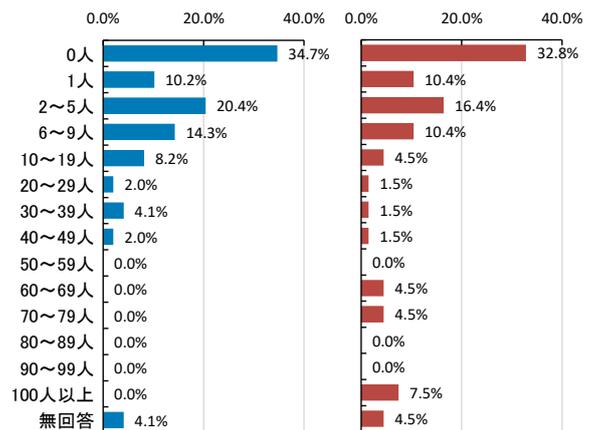


H30年度に作成した「計画書」または、それに準じるものを策定した人数

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
0人	17	34.7%	22	32.8%
1人	5	10.2%	7	10.4%
2～5人	10	20.4%	11	16.4%
6～9人	7	14.3%	7	10.4%
10～19人	4	8.2%	3	4.5%
20～29人	1	2.0%	1	1.5%
30～39人	2	4.1%	1	1.5%
40～49人	1	2.0%	1	1.5%
50～59人	0	0.0%	0	0.0%
60～69人	0	0.0%	3	4.5%
70～79人	0	0.0%	3	4.5%
80～89人	0	0.0%	0	0.0%
90～99人	0	0.0%	0	0.0%
100人以上	0	0.0%	5	7.5%
無回答	2	4.1%	3	4.5%
全体	49	100.0%	67	100.0%

【就労準備支援事業者】

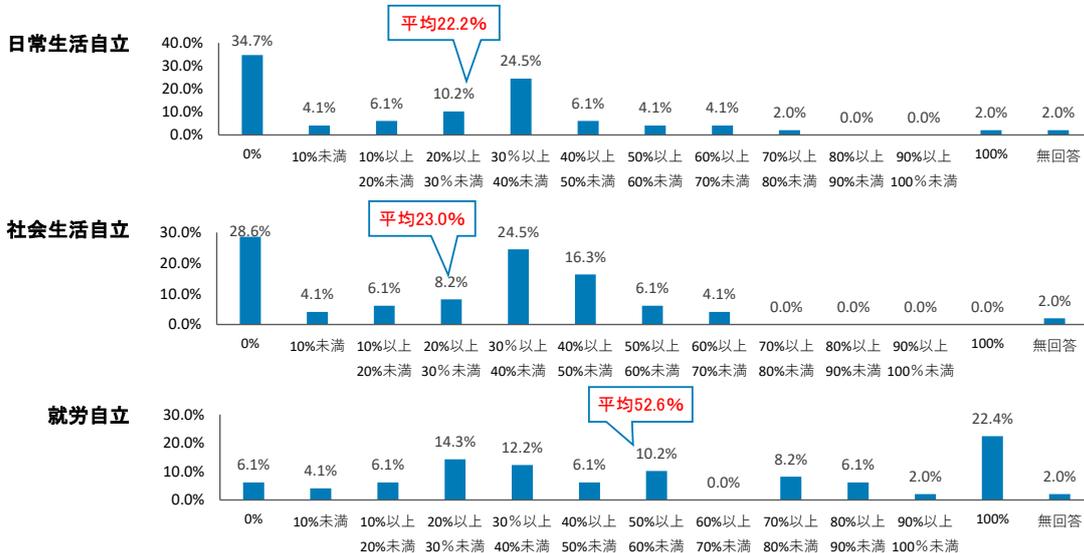
【家計改善支援事業者】



【就労準備支援事業者】のみ

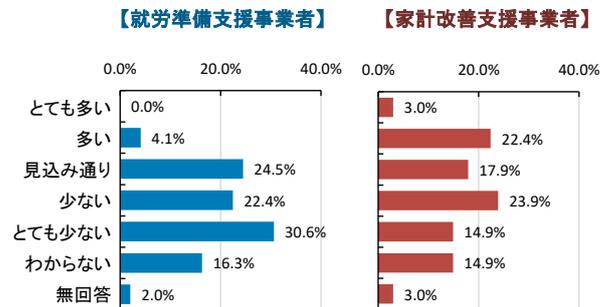
事業開始からこれまでの利用者の支援状況別の割合

	①		②		③		
	【日常生活自立】		【社会生活自立】		【就労自立】		
	件数	%	件数	%	件数	%	
	社会参加をする上で必要となる適切な生活習慣の形成のための指導や訓練を行う		就労の前段階として必要となる社会的能力の形成を促すために行う		就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の修得等を促す		
支援利用者の割合	0%	17	34.7%	14	28.6%	3	6.1%
	10%未満	2	4.1%	2	4.1%	2	4.1%
	10%以上20%未満	3	6.1%	3	6.1%	3	6.1%
	20%以上30%未満	5	10.2%	4	8.2%	7	14.3%
	30%以上40%未満	12	24.5%	12	24.5%	6	12.2%
	40%以上50%未満	3	6.1%	8	16.3%	3	6.1%
	50%以上60%未満	2	4.1%	3	6.1%	5	10.2%
	60%以上70%未満	2	4.1%	2	4.1%	0	0.0%
	70%以上80%未満	1	2.0%	0	0.0%	4	8.2%
	80%以上90%未満	0	0.0%	0	0.0%	3	6.1%
	90%以上100%未満	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%
	100%	1	2.0%	0	0.0%	11	22.4%
無回答	1	2.0%	1	2.0%	1	2.0%	
合計	49	100.0%	49	100.0%	49	100.0%	
平均	22.2		23.0		52.6		



(3) 事業開始当初との利用件数の比較

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
とても多い	0	0.0%	2	3.0%
多い	2	4.1%	15	22.4%
見込み通り	12	24.5%	12	17.9%
少ない	11	22.4%	16	23.9%
とても少ない	15	30.6%	10	14.9%
わからない	8	16.3%	10	14.9%
無回答	1	2.0%	2	3.0%
全体	49	100.0%	67	100.0%



(4) 被保護者を対象とした事業の実施状況

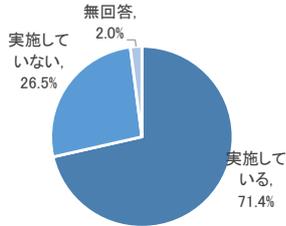
【就労準備支援事業者】

被保護者就労準備支援事業の実施状況

	就労準備支援	
	件数	%
実施している	35	71.4%
実施していない	13	26.5%
無回答	1	2.0%
全体	49	100.0%

支援した人数  
6.3人  
【1事業所あたり平均人数】

【就労準備支援事業者】



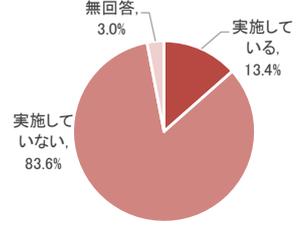
【家計改善支援事業者】

被保護者家計改善支援事業の実施状況

	家計改善支援	
	件数	%
実施している	9	13.4%
実施していない	56	83.6%
無回答	2	3.0%
全体	67	100.0%

支援した人数  
0.6人  
【1事業所あたり平均人数】

【家計改善支援事業者】



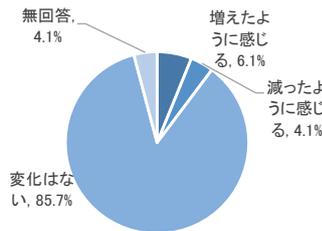
(5) 制度改正による変化

※平成30年10月の生活困窮者自立支援法の改正により、事業実施自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化

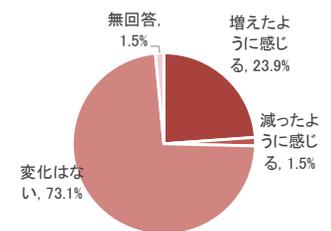
①事業の利用者数

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
増えたように感じる	3	6.1%	16	23.9%
減ったように感じる	2	4.1%	1	1.5%
変化はない	42	85.7%	49	73.1%
無回答	2	4.1%	1	1.5%
全体	49	100.0%	67	100.0%

【就労準備支援事業者】



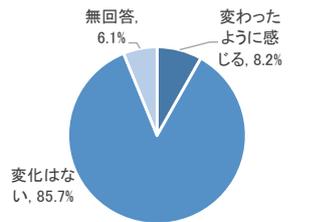
【家計改善支援事業者】



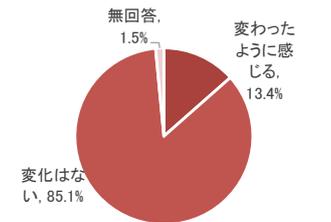
②事業の利用者の属性

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
変わったように感じる	4	8.2%	9	13.4%
変化はない	42	85.7%	57	85.1%
無回答	3	6.1%	1	1.5%
全体	49	100.0%	67	100.0%

【就労準備支援事業者】



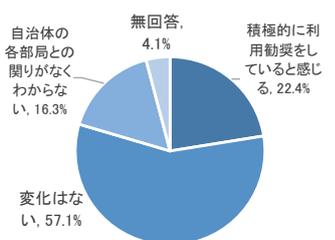
【家計改善支援事業者】



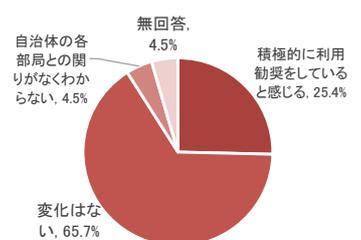
③自治体の各部局の対応

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
積極的に利用勧奨をしていると感じる	11	22.4%	17	25.4%
変化はない	28	57.1%	44	65.7%
自治体の各部局との関りがなくわからない	8	16.3%	3	4.5%
無回答	2	4.1%	3	4.5%
全体	49	100.0%	67	100.0%

【就労準備支援事業者】



【家計改善支援事業者】

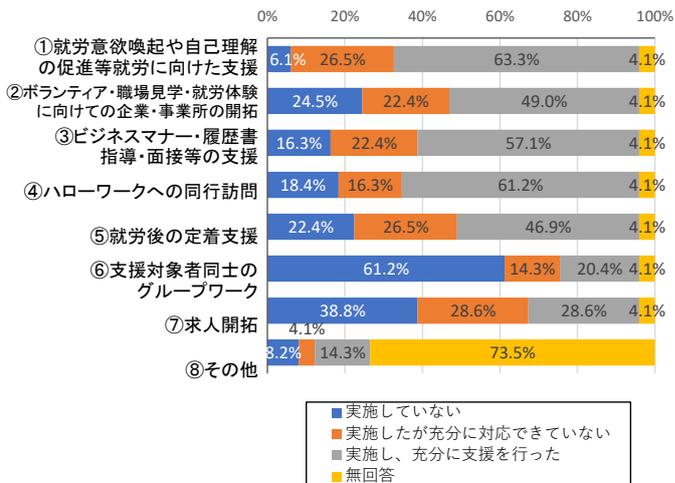


(6) 事業所の支援内容(H30年度)

【就労準備支援事業者】

	平成30年度の実施状況				合計
	実施していない	実施したが 充分に対応できていない	実施し、充分に支援を行った	無回答	
①就労意欲喚起や自己理解の促進等就労に向けた支援	3 6.1%	13 26.5%	31 63.3%	2 4.1%	49 100.0%
②ボランティア・職場見学・就労体験に向けての企業・事業所の開拓	12 24.5%	11 22.4%	24 49.0%	2 4.1%	49 100.0%
③ビジネスマナー・履歴書指導・面接等の支援	8 16.3%	11 22.4%	28 57.1%	2 4.1%	49 100.0%
④ハローワークへの同行訪問	9 18.4%	8 16.3%	30 61.2%	2 4.1%	49 100.0%
⑤就労後の定着支援	11 22.4%	13 26.5%	23 46.9%	2 4.1%	49 100.0%
⑥支援対象者同士のグループワーク	30 61.2%	7 14.3%	10 20.4%	2 4.1%	49 100.0%
⑦求人開拓	19 38.8%	14 28.6%	14 28.6%	2 4.1%	49 100.0%
⑧その他	4 8.2%	2 4.1%	7 14.3%	36 73.5%	49 100.0%

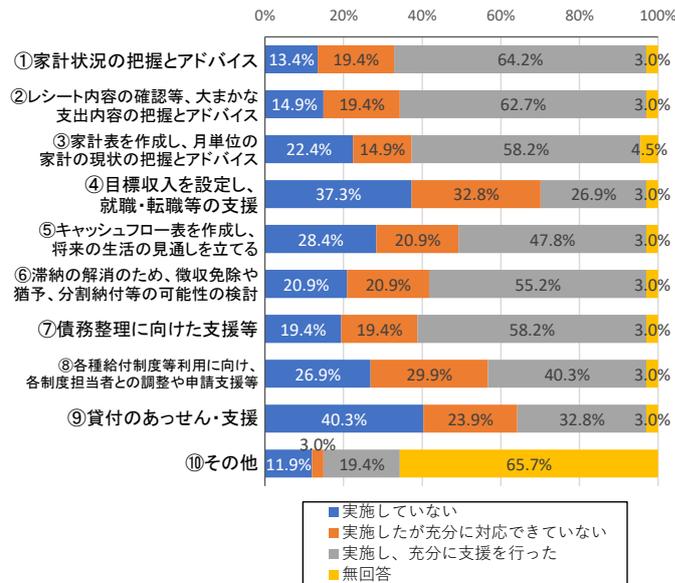
【就労準備支援事業者】



【家計改善支援事業者】

	平成30年度の実施状況				合計
	実施していない	実施したが 充分に対応できていない	実施し、充分に支援を行った	無回答	
①家計状況の把握とアドバイス	9 13.4%	13 19.4%	43 64.2%	2 3.0%	67 100.0%
②レシート内容の確認等、大まかな支出内容の把握とアドバイス	10 14.9%	13 19.4%	42 62.7%	2 3.0%	67 100.0%
③家計表を作成し、月単位の家計の現状の把握とアドバイス	15 22.4%	10 14.9%	39 58.2%	3 4.5%	67 100.0%
④目標収入を設定し、就職・転職等の支援	25 37.3%	22 32.8%	18 26.9%	2 3.0%	67 100.0%
⑤キャッシュフロー表を作成し、将来の生活の見通しを立てる	19 28.4%	14 20.9%	32 47.8%	2 3.0%	67 100.0%
⑥滞納の解消のため、徴収免除や猶予、分割納付等の可能性の検討	14 20.9%	14 20.9%	37 55.2%	2 3.0%	67 100.0%
⑦債務整理に向けた支援等	13 19.4%	13 19.4%	39 58.2%	2 3.0%	67 100.0%
⑧各種給付制度等利用に向け、各制度担当者との調整や申請支援等	18 26.9%	20 29.9%	27 40.3%	2 3.0%	67 100.0%
⑨貸付のあっせん・支援	27 40.3%	16 23.9%	22 32.8%	2 3.0%	67 100.0%
⑩その他	8 11.9%	2 3.0%	13 19.4%	44 65.7%	67 100.0%

【家計改善支援事業者】



#### 4. 専門的な支援の実施助教

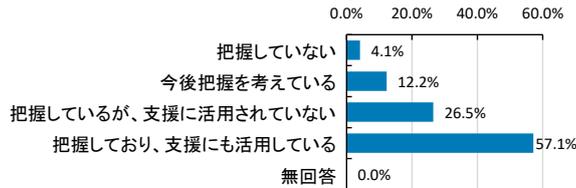
##### 【就労準備支援事業者】

##### (1) 企業・関係機関とのネットワーク

① 地域の中で連携できる企業・関係機関に関する情報を持っている

	就労準備支援	
	件数	%
把握していない	2	4.1%
今後把握を考えている	6	12.2%
把握しているが、支援に活用されていない	13	26.5%
把握しており、支援にも活用している	28	57.1%
無回答	0	0.0%
全体	49	100.0%

【就労準備支援事業者】



→ 連携ができる機関の数 **15.0団体** 【1事業所あたり平均】

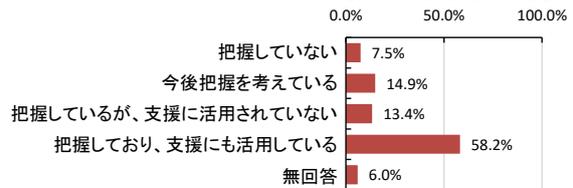
##### 【家計改善支援事業者】

##### (1) 専門家との連携・ネットワーク

① 地域の中で連携できる専門家(弁護士・税理士・消費者生活センター等)の情報を把握している

	家計改善支援	
	件数	%
把握していない	5	7.5%
今後把握を考えている	10	14.9%
把握しているが、支援に活用されていない	9	13.4%
把握しており、支援にも活用している	39	58.2%
無回答	4	6.0%
全体	67	100.0%

【家計改善支援事業者】

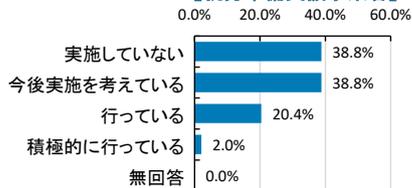


→ 連携ができる機関の数 **7.4団体** 【1事業所あたり平均】

② 地域の企業等の人材確保に対する協力・支援を行っている

	就労準備支援	
	件数	%
実施していない	19	38.8%
今後実施を考えている	19	38.8%
行っている	10	20.4%
積極的に行っている	1	2.0%
無回答	0	0.0%
全体	49	100.0%

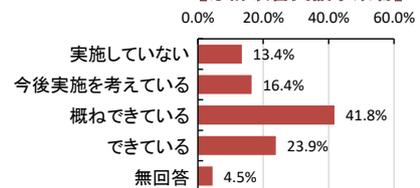
【就労準備支援事業者】



② 法律家・税理士等の専門領域と役割を理解し、連携を図っている

	家計改善支援	
	件数	%
実施していない	9	13.4%
今後実施を考えている	11	16.4%
概ねできている	28	41.8%
できている	16	23.9%
無回答	3	4.5%
全体	67	100.0%

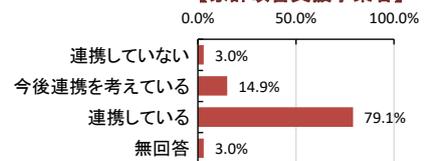
【家計改善支援事業者】



③ 生活福祉資金貸付制度との連携を図っている

	家計改善支援	
	件数	%
連携していない	2	3.0%
今後連携を考えている	10	14.9%
連携している	53	79.1%
無回答	2	3.0%
全体	67	100.0%

【家計改善支援事業者】



→ 貸付制度の利用人数(H30年度) **2.4人** 【1事業所あたり平均】

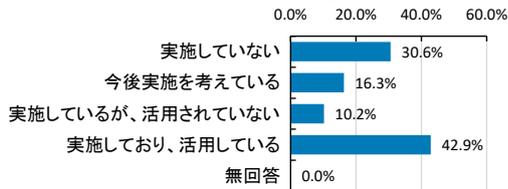
【就労準備支援事業者】

(2) 支援ツール

① 就労準備支援事業の支援をメニュー化(プログラム化)している

	就労準備支援	
	件数	%
実施していない	15	30.6%
今後実施を考えている	8	16.3%
実施しているが、活用されていない	5	10.2%
実施しており、活用している	21	42.9%
無回答	0	0.0%
全体	49	100.0%

【就労準備支援事業者】



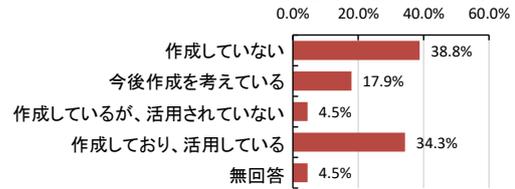
【家計改善支援事業者】

(2) 支援ツール

① 家計改善支援事業の支援の体系的なメニュー(プログラム)を作成している

	家計改善支援	
	件数	%
作成していない	26	38.8%
今後作成を考えている	12	17.9%
作成しているが、活用されていない	3	4.5%
作成しており、活用している	23	34.3%
無回答	3	4.5%
全体	67	100.0%

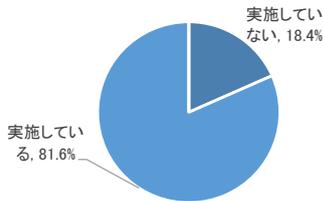
【家計改善支援事業者】



② 日常生活自立、社会的自立、就労自立等、段階別に伴走的な支援を継続している

	就労準備支援	
	件数	%
実施していない	9	18.4%
実施している	40	81.6%
無回答	0	0.0%
全体	49	100.0%

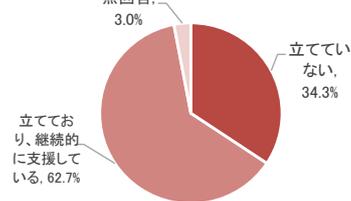
【就労準備支援事業者】



② キャッシュフローに基づいた支援計画を立て継続的に支援している

	家計改善支援	
	件数	%
立てていない	23	34.3%
立てており、継続的に支援している	42	62.7%
無回答	2	3.0%
全体	67	100.0%

【家計改善支援事業者】

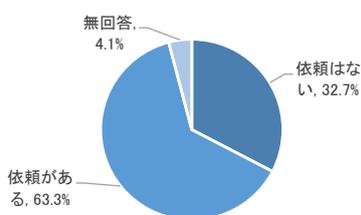


(3) 他機関からの支援依頼

① 自立相談支援機関からの支援依頼

	就労準備支援	
	件数	%
依頼はない	16	32.7%
依頼がある	31	63.3%
無回答	2	4.1%
全体	49	100.0%

【就労準備支援事業者】



依頼を受けた人数(H30年度) 11.7人【1事業所あたり平均】

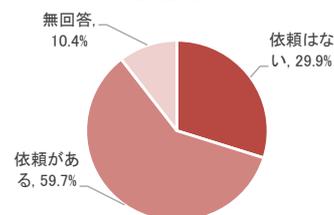
うち、支援した人数(H30年度) 8.6人【1事業所あたり平均】

(3) 他機関からの支援依頼

① 自立相談支援機関からの支援依頼

	家計改善支援	
	件数	%
依頼はない	20	29.9%
依頼がある	40	59.7%
無回答	7	10.4%
全体	67	100.0%

【家計改善支援事業者】



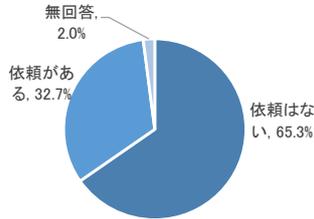
依頼を受けた人数(H30年度) 32.8人【1事業所あたり平均】

うち、支援した人数(H30年度) 26.7人【1事業所あたり平均】

②自立相談支援機関以外(自治体の関係部署、他の関係機関等)から支援の依頼

	就労準備支援	
	件数	%
依頼はない	32	65.3%
依頼がある	16	32.7%
無回答	1	2.0%
全体	49	100.0%

【就労準備支援事業者】



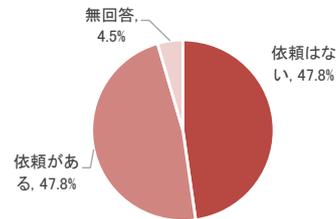
依頼を受けた人数(H30年度) 7.5人【1事業所あたり平均】

うち、支援した人数(H30年度) 7.4人【1事業所あたり平均】

②自立相談支援機関以外(自治体の関係部署、他の関係機関等)から支援の依頼

	家計改善支援	
	件数	%
依頼はない	32	47.8%
依頼がある	32	47.8%
無回答	3	4.5%
全体	67	100.0%

【家計改善支援事業者】



依頼を受けた人数(H30年度) 7.0人【1事業所あたり平均】

うち、支援した人数(H30年度) 5.2人【1事業所あたり平均】

(4)受け皿となる企業・関係機関の開拓

①行政の相談窓口・関係部署等への支援内容の説明や情報共有

	就労準備支援	
	件数	%
実施していない	8	16.3%
今後実施を考えている	11	22.4%
実施している	30	61.2%
無回答	0	0.0%
全体	49	100.0%

【就労準備支援事業者】

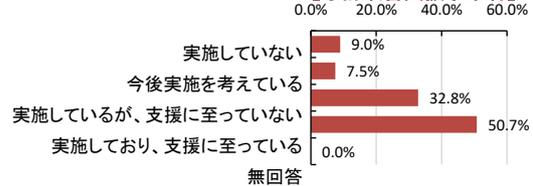


(4)関係部署への説明・潜在的对象者発掘

①行政の相談窓口・関係部署等(生活保護、高齢、障害、子育て、福祉等)への支援内容の説明や情報の共有

	家計改善支援	
	件数	%
実施していない	6	9.0%
今後実施を考えている	5	7.5%
実施しているが、支援に至っていない	22	32.8%
実施しており、支援に至っている	34	50.7%
無回答	0	0.0%
全体	67	100.0%

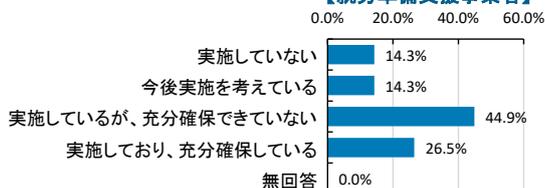
【家計改善支援事業者】



②企業や、他の関係機関への支援内容の説明や情報共有、  
就労準備・就労の出口開拓

	就労準備支援	
	件数	%
実施していない	7	14.3%
今後実施を考えている	7	14.3%
実施しているが、充分確保できていない	22	44.9%
実施しており、充分確保している	13	26.5%
無回答	0	0.0%
全体	49	100.0%

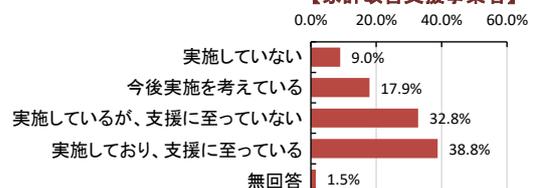
【就労準備支援事業者】



②他の関係機関への支援内容の説明や情報の共有

	家計改善支援	
	件数	%
実施していない	6	9.0%
今後実施を考えている	12	17.9%
実施しているが、支援に至っていない	22	32.8%
実施しており、支援に至っている	26	38.8%
無回答	1	1.5%
全体	67	100.0%

【家計改善支援事業者】



## 5. 自立相談支援機関との連携状況

### (1) 自立相談支援機関の運営方法

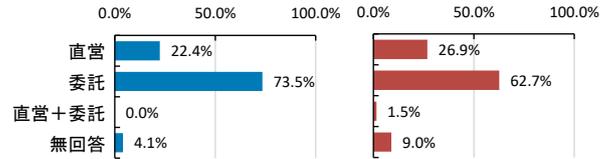
	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
直営	11	22.4%	18	26.9%
委託	36	73.5%	42	62.7%
直営+委託	0	0.0%	1	1.5%
無回答	2	4.1%	6	9.0%
合計	49	100.0%	67	100.0%

※運営方法が「委託」「委託+直営」のみ

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
貴事業所が運営	11	30.6%	9	20.9%
貴事業所と同一法人が運営	7	19.4%	7	16.3%
その他(社会福祉協議会)	14	38.9%	15	34.9%
その他(社協以外の社会福祉法人)	1	2.8%	0	0.0%
その他(社会福祉法人以外)	1	2.8%	4	9.3%
無回答	2	5.6%	8	18.6%
全体	36	100.0%	43	100.0%

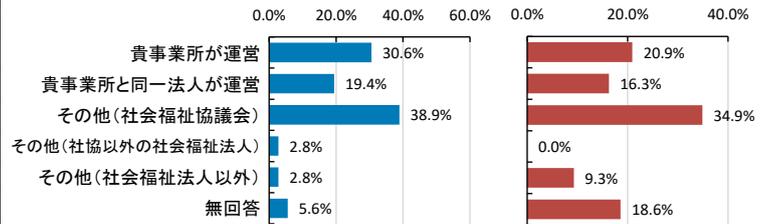
【就労準備支援事業者】

【家計改善支援事業者】



【就労準備支援事業者】

【家計改善支援事業者】



### 【就労準備支援事業者】

### (2) 自立相談支援機関での「就労支援」

	就労準備支援	
	件数	%
実施されている	44	89.8%
実施されていない	1	2.0%
把握していない	0	0.0%
無回答	4	8.2%
全体	49	100.0%

【就労準備支援事業者】



### 【家計改善支援事業者】

### (2) 自立相談支援機関での「家計面の支援」

	家計改善支援	
	件数	%
実施されている	42	62.7%
実施されていない	12	17.9%
把握していない	4	6.0%
無回答	9	13.4%
全体	67	100.0%

【家計改善支援事業者】



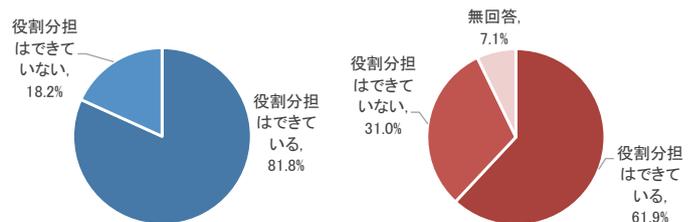
### (3) 自立相談支援機関での「就労支援」との役割分担

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
役割分担はできている	36	81.8%	26	61.9%
役割分担はできていない	8	18.2%	13	31.0%
無回答	0	0.0%	3	7.1%
全体	44	100.0%	42	100.0%

### (3) 自立相談支援機関での「家計面の支援」との役割分担

【就労準備支援事業者】

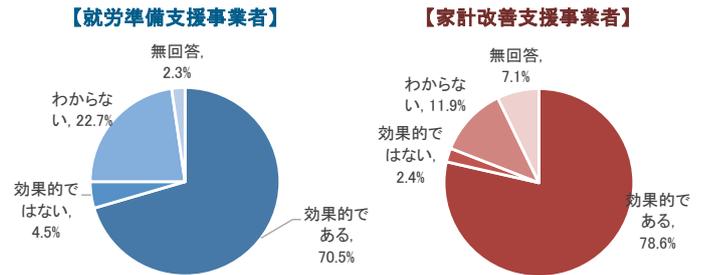
【家計改善支援事業者】



(3) 自立相談支援機関での「就労支援」による  
就労準備支援事業への効果

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
効果的である	31	70.5%	33	78.6%
効果的ではない	2	4.5%	1	2.4%
わからない	10	22.7%	5	11.9%
無回答	1	2.3%	3	7.1%
全体	44	100.0%	42	100.0%

(3) 自立相談支援機関での「家計面の支援」による  
家計改善支援事業への効果



6. 3事業(自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業)の実施状況

(1) 3事業セットでの実施による影響

【就労準備支援事業者】

(複数回答)

	就労準備支援	
	件数	%
相談件数が増えた	6	23.1%
就労につながるケースが増えた	6	23.1%
連続的な支援ができるようになった	17	65.4%
情報の共有ができるようになった	18	69.2%
プランが作成しやすくなった	6	23.1%
事務手続きなどに手間がかかる	10	38.5%
支援調整会議の開催などの調整に手間がかかる	1	3.8%
事業所間の連携がうまくいかない	2	7.7%
利用者の移動の時間(時間・コスト)がかかる	1	3.8%
その他	0	0.0%
特に影響はない	2	7.7%
全体	26	

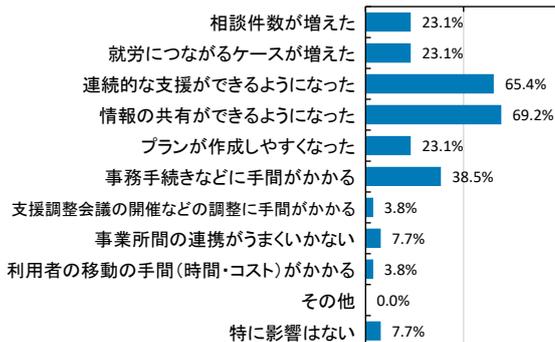
【家計改善支援事業者】

(複数回答)

	家計改善支援	
	件数	%
相談件数が増えた	1	4.2%
生活の再生に至るケースが増えた	8	33.3%
連続的な支援ができるようになった	13	54.2%
情報の共有ができるようになった	12	50.0%
プランが作成しやすくなった	8	33.3%
事務手続きなどに手間がかかる	5	20.8%
支援調整会議の開催などの調整に手間がかかる	3	12.5%
事業所間の連携がうまくいかない	2	8.3%
利用者の移動の時間(時間・コスト)がかかる	1	4.2%
その他	3	12.5%
特に影響はない	2	8.3%
全体	24	

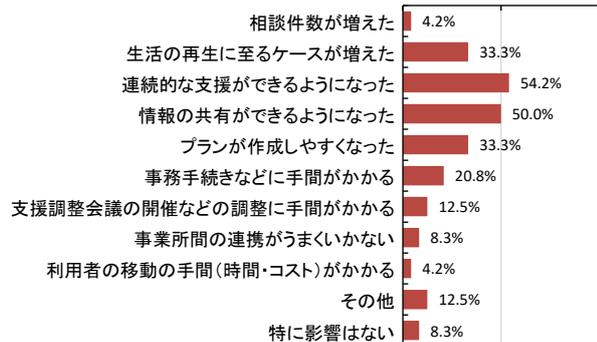
【就労準備支援事業者】

0.0% 50.0% 100.0%



【家計改善支援事業者】

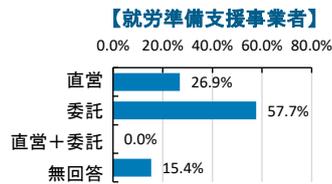
0.0% 50.0% 100.0%



## 7. 家計改善支援事業との連携

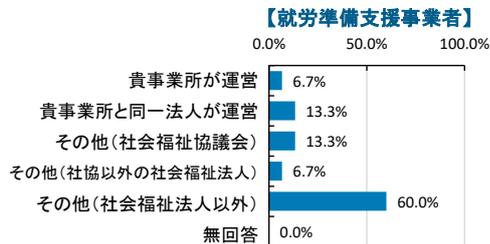
### (1) 家計改善支援事業所の運営方法

	就労準備支援	
	件数	%
直営	7	26.9%
委託	15	57.7%
直営+委託	0	0.0%
無回答	4	15.4%
合計	26	100.0%



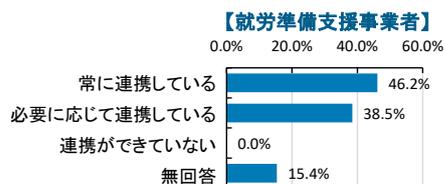
※運営方法が「委託」「委託+直営」のみ

	就労準備支援	
	件数	%
貴事業所が運営	1	6.7%
貴事業所と同一法人が運営	2	13.3%
その他(社会福祉協議会)	2	13.3%
その他(社協以外の社会福祉法人)	1	6.7%
その他(社会福祉法人以外)	9	60.0%
無回答	0	0.0%
全体	15	100.0%



### (2) 同一利用者の支援にあたっての連携

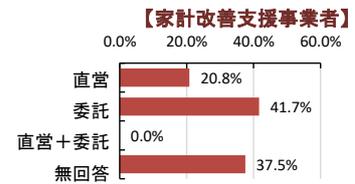
	就労準備支援	
	件数	%
常に連携している	12	46.2%
必要に応じて連携している	10	38.5%
連携ができていない	0	0.0%
無回答	4	15.4%
全体	26	100.0%



## 7. 就労準備支援事業との連携

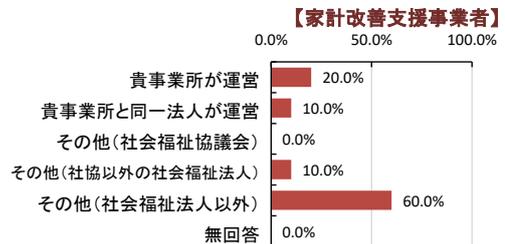
### (1) 就労準備支援事業所の運営方法

	家計改善支援	
	件数	%
直営	5	20.8%
委託	10	41.7%
直営+委託	0	0.0%
無回答	9	37.5%
合計	24	100.0%



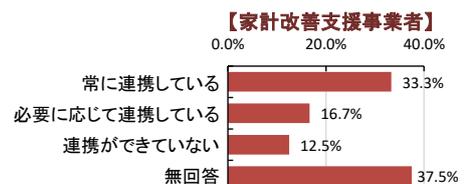
※運営方法が「委託」「委託+直営」のみ

	家計改善支援	
	件数	%
貴事業所が運営	2	20.0%
貴事業所と同一法人が運営	1	10.0%
その他(社会福祉協議会)	0	0.0%
その他(社協以外の社会福祉法人)	1	10.0%
その他(社会福祉法人以外)	6	60.0%
無回答	0	0.0%
全体	10	100.0%



### (2) 同一利用者の支援にあたっての連携

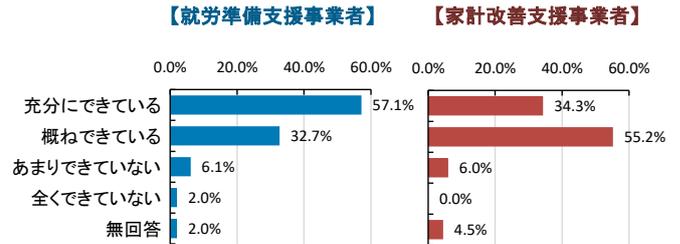
	家計改善支援	
	件数	%
常に連携している	8	33.3%
必要に応じて連携している	4	16.7%
連携ができていない	3	12.5%
無回答	9	37.5%
全体	24	100.0%



## 8. 自治体との連携

### (1) 自治体の担当部局等との連携

	就労準備支援		家計改善支援	
	件数	%	件数	%
充分にできている	28	57.1%	23	34.3%
概ねできている	16	32.7%	37	55.2%
あまりできていない	3	6.1%	4	6.0%
全くできていない	1	2.0%	0	0.0%
無回答	1	2.0%	3	4.5%
全体	49	100.0%	67	100.0%

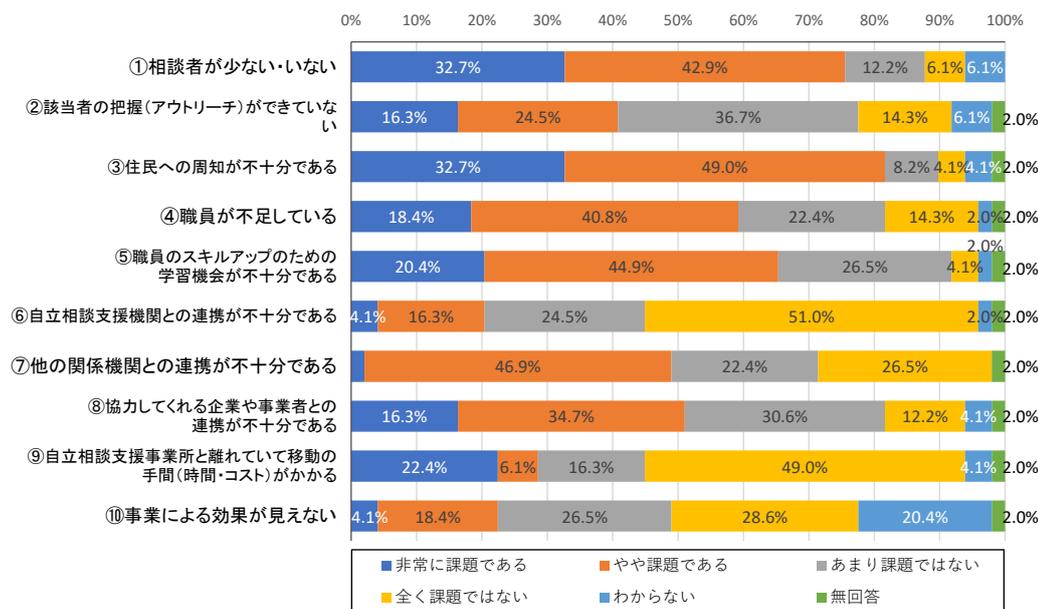


## 9. 事業実施する上での課題

### 【就労準備支援事業者】

	事業実施する上での課題						合計
	非常に課題である	やや課題である	あまり課題ではない	全く課題ではない	わからない	無回答	
①相談者が少ない・いない	16 32.7%	21 42.9%	6 12.2%	3 6.1%	3 6.1%	0 0.0%	49 100.0%
②該当者の把握(アウトリーチ)ができていない	8 16.3%	12 24.5%	18 36.7%	7 14.3%	3 6.1%	1 2.0%	49 100.0%
③住民への周知が不十分である	16 32.7%	24 49.0%	4 8.2%	2 4.1%	2 4.1%	1 2.0%	49 100.0%
④職員が不足している	9 18.4%	20 40.8%	11 22.4%	7 14.3%	1 2.0%	1 2.0%	49 100.0%
⑤職員のスキルアップのための学習機会が不十分である	10 20.4%	22 44.9%	13 26.5%	2 4.1%	1 2.0%	1 2.0%	49 100.0%
⑥自立相談支援機関との連携が不十分である	2 4.1%	8 16.3%	12 24.5%	25 51.0%	1 2.0%	1 2.0%	49 100.0%
⑦他の関係機関との連携が不十分である	1 2.0%	23 46.9%	11 22.4%	13 26.5%	0 0.0%	1 2.0%	49 100.0%
⑧協力してくれる企業や事業者との連携が不十分である	8 16.3%	17 34.7%	15 30.6%	6 12.2%	2 4.1%	1 2.0%	49 100.0%
⑨自立相談支援事業所と離れていて移動の時間(時間・コスト)がかかる	11 22.4%	3 6.1%	8 16.3%	24 49.0%	2 4.1%	1 2.0%	49 100.0%
⑩事業による効果が見えない	2 4.1%	9 18.4%	13 26.5%	14 28.6%	10 20.4%	1 2.0%	49 100.0%

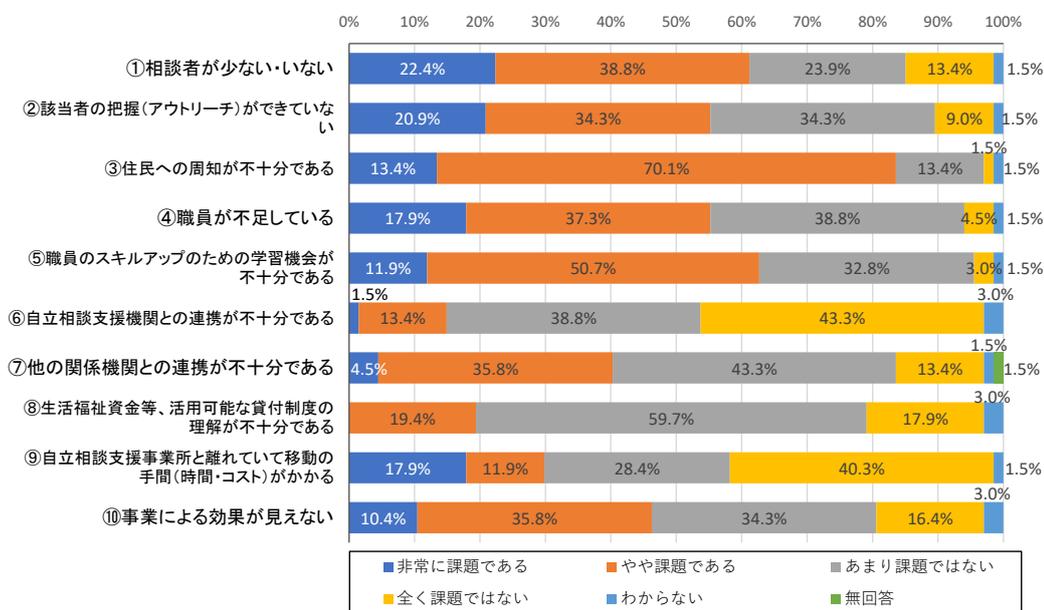
### 【就労準備支援事業者】



【家計改善支援事業者】

	事業実施する上での課題						合計
	非常に課題である	やや課題である	あまり課題ではない	全く課題ではない	わからない	無回答	
①相談者が少ない・いない	15 22.4%	26 38.8%	16 23.9%	9 13.4%	1 1.5%	0 0.0%	67 100.0%
②該当者の把握(アウトリーチ)ができていない	14 20.9%	23 34.3%	23 34.3%	6 9.0%	1 1.5%	0 0.0%	67 100.0%
③住民への周知が不十分である	9 13.4%	47 70.1%	9 13.4%	1 1.5%	1 1.5%	0 0.0%	67 100.0%
④職員が不足している	12 17.9%	25 37.3%	26 38.8%	3 4.5%	1 1.5%	0 0.0%	67 100.0%
⑤職員のスキルアップのための学習機会が不十分である	8 11.9%	34 50.7%	22 32.8%	2 3.0%	1 1.5%	0 0.0%	67 100.0%
⑥自立相談支援機関との連携が不十分である	1 1.5%	9 13.4%	26 38.8%	29 43.3%	2 3.0%	0 0.0%	67 100.0%
⑦他の関係機関との連携が不十分である	3 4.5%	24 35.8%	29 43.3%	9 13.4%	1 1.5%	1 1.5%	67 100.0%
⑧生活福祉資金等、活用可能な貸付制度の理解が不十分である	0 0.0%	13 19.4%	40 59.7%	12 17.9%	2 3.0%	0 0.0%	67 100.0%
⑨自立相談支援事業所と離れていて移動の時間(時間・コスト)がかかる	12 17.9%	8 11.9%	19 28.4%	27 40.3%	1 1.5%	0 0.0%	67 100.0%
⑩事業による効果が見えない	7 10.4%	24 35.8%	23 34.3%	11 16.4%	2 3.0%	0 0.0%	67 100.0%

【家計改善支援事業者】



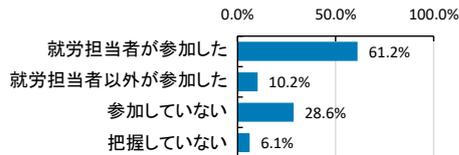
10. 研修会への参加状況

(1) 国研修(生活困窮者自立支援制度人材養成研修)の「就労準備支援事業従事者養成研修」への参加

(複数回答)

	就労準備支援	
	件数	%
就労担当者が参加した	30	61.2%
就労担当者以外が参加した	5	10.2%
参加していない	14	28.6%
把握していない	3	6.1%
全体	49	

【就労準備支援事業者】

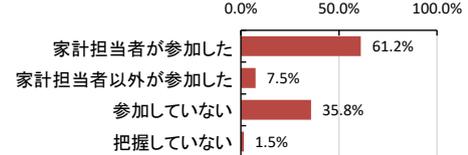


(1) 国研修(生活困窮者自立支援制度人材養成研修)の「家計改善支援事業従事者養成研修」への参加

(複数回答)

	家計改善支援	
	件数	%
家計担当者が参加した	41	61.2%
家計担当者以外が参加した	5	7.5%
参加していない	24	35.8%
把握していない	1	1.5%
全体	67	

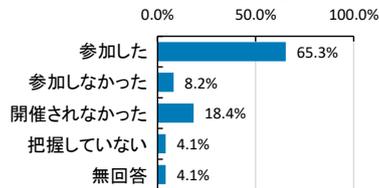
【家計改善支援事業者】



(2) 平成30年度の都道府県実施の生活困窮者支援に関する人材養成研修への参加

	就労準備支援	
	件数	%
参加した	32	65.3%
参加しなかった	4	8.2%
開催されなかった	9	18.4%
把握していない	2	4.1%
無回答	2	4.1%
全体	49	100.0%

【就労準備支援事業者】



(2) 平成30年度の都道府県実施の生活困窮者支援に関する人材養成研修への参加

	家計改善支援	
	件数	%
参加した	50	74.6%
参加しなかった	4	6.0%
開催されなかった	5	7.5%
把握していない	6	9.0%
無回答	2	3.0%
全体	67	100.0%

【家計改善支援事業者】

